綾　瀬　市
地域防災計画
―資料編―

目　次

1 本市の概況 6

1-1 綾瀬市の地質(「綾瀬市史」8別編自然) 6
1-2 綾瀬市における気温と降水量 7
1-3 綾瀬市の人口 8
1-4 市街化区域及び準防火地域の指定状況 9
1-5 本市における主な道路網 10
1-6 都市計画道路整備状況図 11
1-7 厚木基地の概要 11
1-8 神奈川県地震被害想定調査に基づく本市の被害 12
1-9 富士山降灰予測図 17
1-10 綾瀬市の災害記録 18

2 関係機関等 ２５

2-1 防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱 25
2-2 防災関係機関等連絡先 32
2-3 広域応援部隊等活動拠点一覧 39

3 災害対策本部等 ４０

3-1 綾瀬市動員配備基準表 40
3-2 綾瀬市災害警戒本部体制図 43
3-3 綾瀬市災害警戒本部事務分掌 44
3-4 綾瀬市災害対策本部体制図 46
3-5 綾瀬市災害対策本部事務分掌 48
3-6 災害対策本部会議実施概要 54

4 情報伝達 ５５

4-1 綾瀬市防災行政用無線局管理運用規程 55
4-2 綾瀬市防災行政用無線系統図 59
4-3 神奈川県防災行政無線系統図 60
4-4 防災行政用無線広報文例 60
4-5 通信連絡系統図 66
4-6 情報報告の連絡系統図 67
4-7 被害調査事項と担当部局 68
4-8 航空事故等緊急連絡経路図 69
4-9 避難情報等と住民等がとるべき行動 70

目　次

4-10 避難情報発令の実施基準 70
4-11 警戒区域の設定権限 71
4-12 箱根山及び富士山の火山活動の概要 72
4-13 火山現象に関する情報の発表と伝達系統と噴火警戒レベル 73
4-14 降灰に関する情報 76
4-15 南海トラフ地震に関連する情報 77
4-16 気象庁注意報・警報の種類及び発表基準等 77
4-17 気象等に関する情報 78

5 水防 ８０

5-1 重要水防箇所等 80
5-2 市内の取水堰及び堰 82
5-3 水位観測所 82
5-4 水防活動用の注意報及び警報 82
5-5 水防警報の種類、内容及び発令基準、伝達系統 83
5-6 水防管理団体水防実施状況報告書 84

6 医療・救護 ８５

6-1 災害医療拠点病院一覧 85
6-2 市内医療機関一覧 86
6-3 医療救護活動体制図 86

7 避難・物資・資機材 ８７

7-1 避難所・避難場所の種類 87
7-2 避難所等一覧 88
7-3 避難所想定区域及び想定避難者数一覧 99
7-4 避難所想定区域図 100
7-5 避難所運営マニュアル（標準形） 101
7-6 防災倉庫設置場所一覧 101
7-7 各防災倉庫備蓄品 104
7-8 飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所及び給水資機材 113
7-9 自主防災組織設置状況 114
7-10 要配慮者利用施設一覧 115
7-11 避難行動要支援者に係る全体的な考え方 116

8 緊急輸送 １１８

8-1 緊急輸送道路一覧 118

目　次

8-2 綾瀬市保有車両一覧 121
8-3 市内のヘリコプター臨時離着陸場一覧 122

9 消防 123

9-1 綾瀬市火災警報規則 123
9-2 消防組織と現勢 124
9-3 消防本部・消防署車両及び機械器具一覧 126
9-4 消防団機械器具一覧 128
9-5 神奈川県緊急消防援助隊受援計画 128

10 ライフライン 129

10-1 神奈川県管工事業協同組合綾瀬支部災害対策計画 129
10-2 東京電力パワーグリッド㈱の防災業務計画 147
10-3 東京ガスネットワーク㈱の防災業務計画 147
10-4 綾瀬市災害廃棄物処理計画 147

11 条例・要綱等 148

11-1 綾瀬市防災会議条例 148
11-2 綾瀬市防災会議運営要綱 148
11-3 綾瀬市防災会議委員名簿 149
11-4 綾瀬市災害対策本部条例 150
11-5 綾瀬市災害対策本部規則 150
11-6 綾瀬市災害警戒本部設置要領 158
11-7 綾瀬市被害調査報告事務処理要綱 169
11-8 綾瀬市災害証明等取扱規程 182
11-9 綾瀬市消防証明等取扱規程 187
11-10 緊急消防援助隊運用要綱 193
11-11 災害救助法施行規則 193
11-12 災害救助法施行細則による救助の程度等 193

12 その他 194

12-1 災害対応マニュアル一覧 194
12-2 災害ボランティアセンターの主な役割 194
12-3 綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助事業 195
12-4 生垣設置奨励事業 207
12-5 綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱 207
12-6 危険度判定士登録状況 247

目　次

12-7 応急危険度・被災宅地危険度判定活動体系図 248
12-8 被災者生活再建の流れ 249
12-9 災害に係る住家の被害認定基準運用指針 250
12-10 災害の被害認定基準について（令和3年6月24日府政防第670号）... 252
12-11 地域経済復興の流れ..... 254
12-12 災害復旧事業に伴う財政援助関係の法律等 254
12-13 激甚災害・局地激甚災害指定基準..... 255
12-14 震災復興の流れ 255
12-15 市立小中学校・県立高等学校一覧..... 256
12-16 市立保育所等一覧 257
12-17 指定文化財一覧 258

１３ 協定等 ２６１

13-1 災害時応援協定一覧.....261
13-2 ＜相互応援＞ 264
13-3 ＜情報伝達＞ 285
13-4 ＜医療・救護、救援＞ 296
13-5 ＜避難・施設＞..... 338
13-6 ＜物資・資機材＞..... 437
13-7 ＜緊急輸送＞ 542
13-8 ＜消防＞ 588
13-9 ＜ライフライン等＞ 606

1　本市の概況

1-1　綾瀬市の地質(「綾瀬市史」8別編自然)

<table>
<tr><th colspan="4">時　　代</th><th>風成層</th><th>水成層</th></tr>
<tr><td rowspan="13">第四紀</td><td>完新世</td><td></td><td></td><td>風土層</td><td>沖積層</td></tr>
<tr><td rowspan="12">更新世</td><td rowspan="6">後期</td><td rowspan="6">新期段丘堆積物</td><td rowspan="3">立川ローム層</td><td>陽原礫層</td></tr>
<tr><td>田名原礫層</td></tr>
<tr><td>中津原礫層</td></tr>
<tr><td rowspan="3">武蔵野ローム層</td><td>台砂礫層</td></tr>
<tr><td>相模野礫層</td></tr>
<tr><td>善行礫層</td></tr>
<tr><td rowspan="6">中期</td><td rowspan="6">相模層群</td><td>下末吉ローム層</td><td>下末吉層
(高座丘陵砂礫層)</td></tr>
<tr><td>上部多摩ローム層</td><td>土屋層</td></tr>
<tr><td rowspan="2">中部多摩ローム層</td><td>七国峠層</td></tr>
<tr><td>早田層</td></tr>
<tr><td rowspan="3">下部多摩ローム層</td><td>座間丘陵礫層</td></tr>
<tr><td>下庭層</td></tr>
<tr><td>大庭砂礫層</td></tr>
<tr><td rowspan="2">前期</td><td rowspan="2">上総層群</td><td rowspan="2"></td><td>屏風が浦層</td></tr>
<tr><td colspan="3">新第三紀鮮新世</td><td>上総層群</td></tr>
</table>

(『綾瀬市史』8別編自然)

1-2 綾瀬市における気温と降水量

（標高48m）　（令和6年度）

月	風速・風向		気温			湿度				気圧		雨量			
	平均風速	平均風向	平均	最高	最低	平均	最高	最低	実効湿度	現地気圧	海面気圧	10分最大	時間最大	日最大	月積算
	m/s		℃	℃	℃	%	%	%	%	hPa	hPa	mm	mm	mm	mm
01	1.6	北	7.3	17.5	-2.3	50.6	96.9	11.9	51.3	1010.0	1016.8	2.0	8.0	36.0	44.5
02	1.8	北	8.0	23.7	0.4	62.6	97.5	19.4	62.1	1013.6	1020.5	1.5	5.0	23.5	82.5
03	2.2	北	9.6	26.3	0.6	57.4	98.3	9.7	56.6	1006.8	1013.6	3.0	13.0	44.0	190.0
04	1.8	北	16.6	26.7	7.5	72.9	99.4	16.3	71.3	1008.2	1014.9	3.0	10.5	51.5	122.5
05	2.9	南南西	19.4	28.6	8.6	72.9	98.8	20.8	72.8	1007.4	1013.9	5.0	19.5	51.0	187.0
06	2.0	南	22.6	33.4	15.5	78.9	98.8	33.8	78.3	1003.4	1009.9	11.5	25.0	114.5	311.0
07	2.1	南	28.4	37.1	22.2	78.1	98.8	45.8	78.5	1002.0	1008.4	9.5	32.5	44.0	98.5
08	2.3	南	28.7	37.0	23.6	80.9	99.1	39.4	79.5	1001.7	1008.0	15.0	33.0	162.0	372.5
09	2.3	北	26.6	35.0	19.0	79.7	98.8	46.6	80.5	1007.1	1013.5	13.5	16.0	31.0	77.0
10	1.7	北	20.8	30.5	11.4	77.9	99.4	39.9	78.0	1012.3	1018.8	10.5	16.0	48.5	198.0
11	1.6	北	14.1	24.7	3.0	66.4	98.3	17.7	68.0	1011.5	1018.3	7.5	20.5	54.5	127.0
12	1.4	北	8.2	18.4	-0.6	53.1	88.3	14.9	52.6	1007.0	1013.8	0.0	0.0	0.0	0.0

※気象観測値については、市独自データを公表しています。

1-3　綾瀬市の人口

（1）地区別人口と世帯

地区名	世帯数（世帯）	人口		
		総数（人）	男（人）	女（人）
深谷地区	5,929	14,223	7,387	6,836
落合地区	2,880	6,493	3,289	3,204
蓼川地区	1,790	3,784	1,934	1,850
大上地区	3,801	8,085	4,092	3,993
寺尾地区	8,598	19,223	9,721	9,502
小園地区	2,698	6,065	3,064	3,001
早川地区	2,184	6,087	2,987	3,100
吉岡地区	1,342	3,236	1,676	1,560
上土棚地区	5,324	12,071	5,983	6,088
本蓼川地区	8	12	7	5
厚木基地内	14	143	128	15
綾西地区	1,496	3,408	1,650	1,758
合　計	36,064	82,830	41,918	40,912

（令和 6 年 10 月 1 日現在、「令和 6 年版　綾瀬市統計要覧」）

（2）国別外国人人口

国　　籍	総　数（人）
ベトナム	1,510
スリランカ	1,146
ブラジル	604
ラオス	267
中国	302
フィリピン	212
ペルー	212
タイ	168
カンボジア	221
韓国	135
インドネシア	199
その他	392
総数	5,368

（令和 7 年 4 月 1 日現在、「統計資料から見る綾瀬市における外国人市民の現状」）

1-4　市街化区域及び準防火地域の指定状況

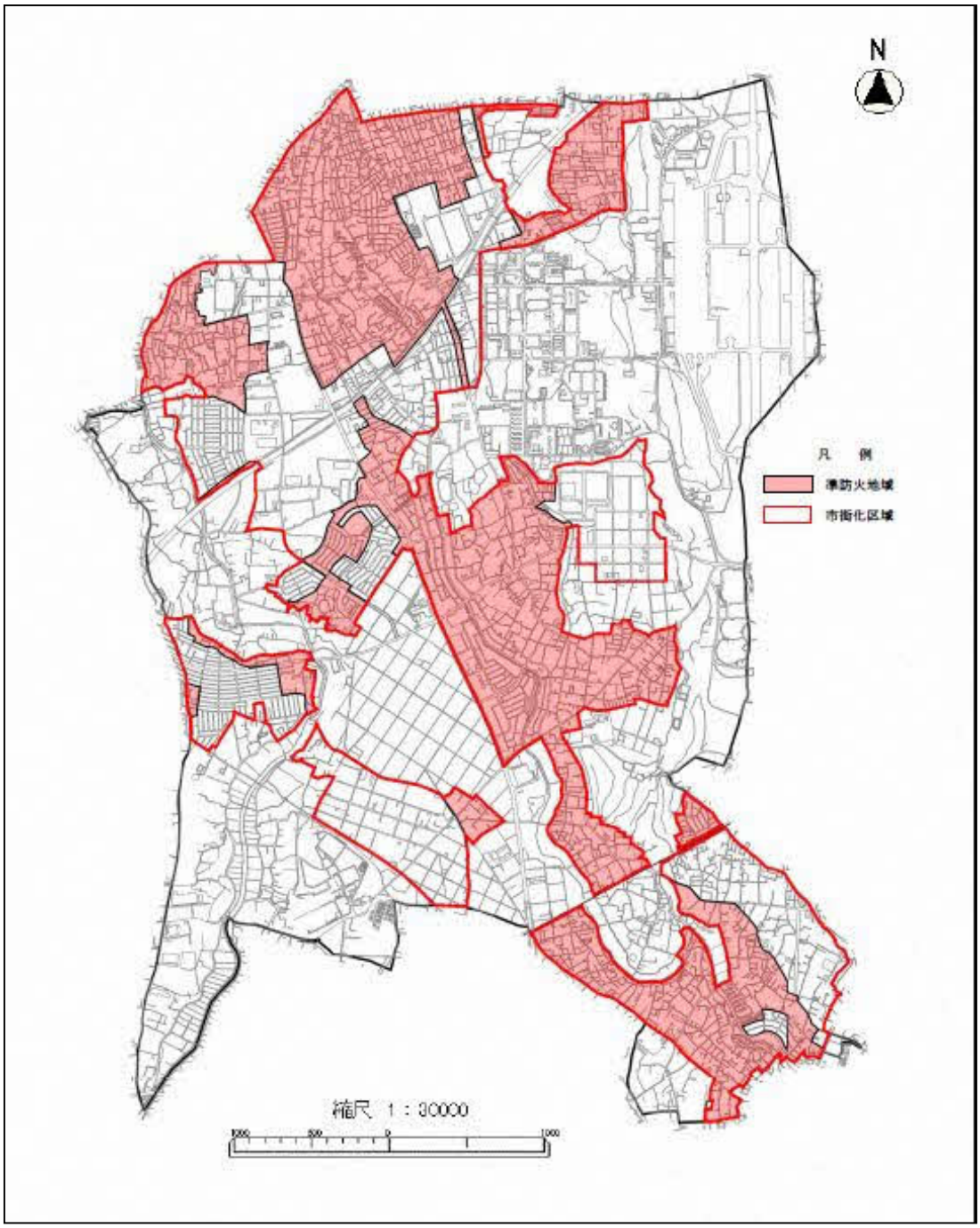

1-5　本市における主な道路網

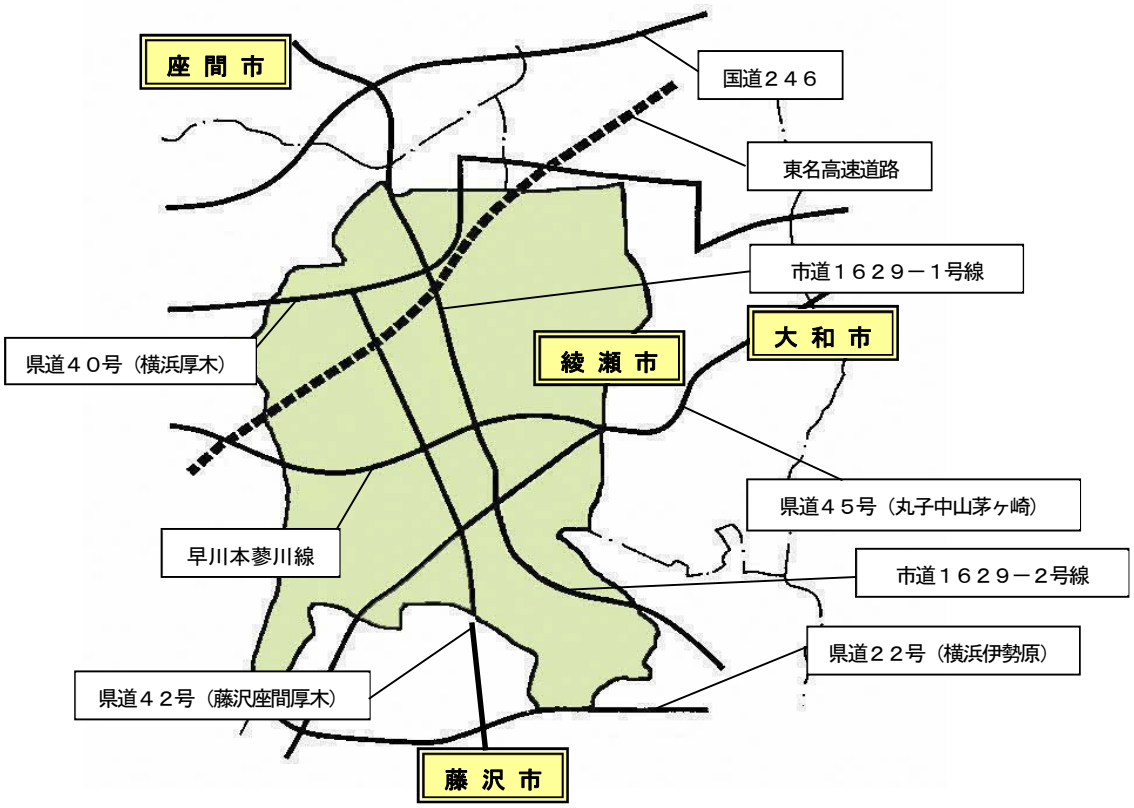

道路種別	路線名	管理主体
自動車専用道路	東名高速道路	中日本高速道路株式会社
主要地方道	県道２２号　（横浜伊勢原）	神奈川県
主要地方道	県道４０号　（横浜厚木）	神奈川県
主要地方道	県道４２号　（藤沢座間厚木）	神奈川県
主要地方道	県道４５号　（丸子中山茅ヶ崎）	神奈川県
市道	早川本蓼川線	綾瀬市
市道	市道1629－1･2号線	綾瀬市

1-6　都市計画道路整備状況図

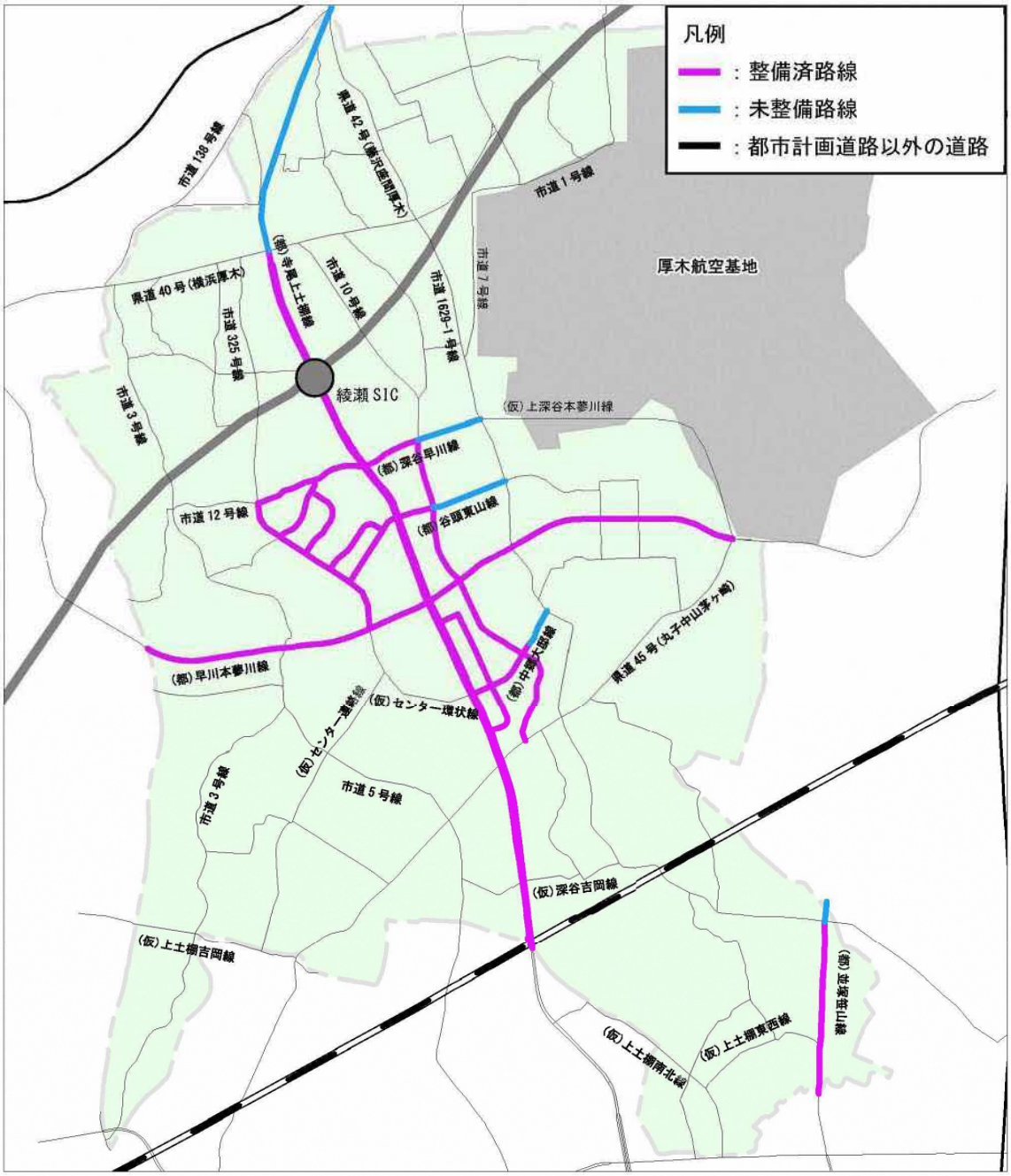

都市計画道路整備状況図

1-7　厚木基地の概要

所在地	標点位置	標高	主要施設
綾瀬市無番地 綾瀬市深谷、蓼川、本蓼川 大和市上草柳、下草柳、福田、本蓼川	東経３９度２７分００秒 北緯３５度２７分１７秒	６２ｍ	滑走路 延長　2,438m 幅　　45m

1-8　神奈川県地震被害想定調査に基づく本市の被害

被害想定（令和 7 年 3 月神奈川県公表）

その１

被害想定項目 ＼ 想定地震					①都心南部直下地震	②三浦半島断層群の地震	③神奈川県西部地震	④東海地震	⑤南海トラフ巨大地震	⑥大正型関東地震	⑦元禄型関東地震（参考）	⑧相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）
予測震度	最大震度				7	6 強	5 強	6 弱	6 弱	7	7	7
	最小震度				5 強	5 強	4	5 弱	5 弱	6 強	6 強	6 強
建物被害（揺れ・液状化）※重複を考慮しない	全壊棟数	木造		（棟）	300	100	*	*	*	5,280	5,280	7,510
		非木造		（棟）	90	40	*	*	*	520	520	840
		合計		（棟）	390	140	0	0	0	5,800	5,800	8,350
	半壊棟数	木造		（棟）	1,600	740	*	40	50	4,910	4,910	5,020
		非木造		（棟）	210	180	*	40	80	860	860	1,200
		合計		（棟）	1,810	920	0	80	130	5,770	5,770	6,220
建物被害（急傾斜地）※重複を考慮しない	全壊棟数			（棟）	*	*	*	*	*	*	*	*
	半壊棟数			（棟）	*	*	*	*	*	*	*	*
建物被害（津波）※重複を考慮しない	全壊棟数			（棟）	0	0	0	0	0	0	0	0
	半壊棟数			（棟）	0	0	0	0	0	0	0	0
	床上浸水			（棟）	0	0	0	0	0	0	0	0
	床下浸水			（棟）	0	0	0	0	0	0	0	0
建物被害※重複を考慮	全壊棟数			（棟）	380	140	*	*	*	5,580	5,580	7,710
	半壊棟数			（棟）	1,810	920	*	80	120	5,550	5,550	5,760
火災被害	冬 5 時発災	炎上出火件数		（件）	0	0	0	0	0	*	*	10
		残出火件数		（件）	0	0	0	0	0	*	*	*
		消失棟数		（棟）	*	*	0	0	0	200	200	500
	夏 12 時発災	炎上出火件数		（件）	0	0	0	0	0	*	*	10
		残出火件数		（件）	0	0	0	0	0	*	*	*
		消失棟数		（棟）	*	*	0	0	0	210	210	490
	冬 18 時発災	炎上出火件数		（件）	*	*	0	0	0	30	30	40
		残出火件数		（件）	*	*	0	0	0	20	20	30
		消失棟数		（棟）	80	70	0	0	0	1,070	1,070	2,140
死者数※空き家考慮なし	死者数	冬 5 時発災	揺れ	（人）	20	*	*	*	*	360	360	510
			急傾斜地崩壊	（人）	0	0	0	0	0	*	*	*
			屋外落下物	（人）	*	*	0	0	0	*	*	*
			ブロック塀等	（人）	*	*	0	*	*	*	*	*
			屋内収容物	（人）	*	*	*	*	*	30	30	50
			火災	（人）	*	*	*	*	*	*	*	*
			津波	（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
			合計	（人）	20	0	0	0	0	390	390	560

※＊は 1 以上 10 未満を示す。
※各欄の数値は 1 の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

その2

被害想定項目					想定地震 ①都心南部直下地震	②三浦半島断層群の地震	③神奈川県西部地震	④東海地震	⑤南海トラフ巨大地震	⑥大正型関東地震	⑦元禄型関東地震（参考）	⑧相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）
死者数 ※空き家考慮なし	死者数	夏12時発災	揺れ	（人）	20	*	*	*	*	280	280	400
			急傾斜地崩壊	（人）	0	0	0	0	0	*	*	*
			屋外落下物	（人）	*	*	0	0	0	*	*	*
			ブロック塀等	（人）	*	*	0	*	*	*	*	*
			屋内収容物	（人）	*	*	*	*	*	20	20	30
			火災	（人）	*	*	*	*	*	*	*	*
			津波	（人）	0	0	*	0	0	*	*	*
			合計	（人）	20	0	0	0	0	300	300	430
		冬18時発災	揺れ	（人）	10	*	*	*	*	230	230	310
			急傾斜地崩壊	（人）	0	0	0	0	0	*	*	*
			屋外落下物	（人）	*	*	0	0	0	*	*	*
			ブロック塀等	（人）	*	*	0	*	*	*	*	*
			屋内収容物	（人）	*	*	*	*	*	20	20	30
			火災	（人）	*	*	*	*	*	*	*	20
			津波	（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
			合計	（人）	10	0	0	0	0	250	250	360
	重病者数	冬5時発災	揺れ	（人）	*	*	*	*	*	110	110	160
			急傾斜地崩壊	（人）	0	0	0	0	0	*	*	*
			屋外落下物	（人）	*	*	0	0	0	*	*	*
			ブロック塀等	（人）	*	*	0	*	*	*	*	*
			屋内収容物	（人）	*	*	*	*	*	20	20	40
			津波	（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
			合計	（人）	0	0	0	0	0	130	130	200
		夏12時発災	揺れ	（人）	*	*	*	*	*	80	80	120
			急傾斜地崩壊	（人）	0	0	0	0	0	*	*	*
			屋外落下物	（人）	*	*	0	0	0	*	*	*
			ブロック塀等	（人）	*	*	0	*	*	*	*	*
			屋内収容物	（人）	*	*	*	*	*	20	20	30
			津波	（人）	0	0	*	0	0	*	*	*
			合計	（人）	0	0	0	0	0	100	100	150
		冬18時発災	揺れ	（人）	*	*	*	*	*	80	80	110
			急傾斜地崩壊	（人）	0	0	0	0	0	*	*	*
			屋外落下物	（人）	*	*	0	0	0	*	*	*
			ブロック塀等	（人）	*	*	0	*	*	*	*	*
			屋内収容物	（人）	*	*	*	*	*	10	10	20
			津波	（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
			合計	（人）	0	0	0	0	0	90	90	130

※＊は１以上 10 未満を示す。
※各欄の数値は１の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

その３

被害想定項目			想定地震		①都心南部直下地震	②三浦半島断層群の地震	③神奈川県西部地震	④東海地震	⑤南海トラフ巨大地震	⑥大正型関東地震	⑦元禄型関東地震（参考）	⑧相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）
死傷者数 ※空き家考慮なし	中等症者数	冬5時発災	揺れ	（人）	130	60	*	*	*	830	830	1,090
			急傾斜地崩壊	（人）	0	0	0	0	0	*	*	*
			屋外落下物	（人）	*	*	0	0	0	*	*	*
			ブロック塀等	（人）	*	*	0	*	*	*	*	*
			屋内収容物	（人）	30	20	*	*	*	180	180	310
			津波	（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
			合計	（人）	160	80	0	0	*	1,010	1,010	1,400
		夏12時発災	揺れ	（人）	110	60	*	*	10	630	630	880
			急傾斜地崩壊	（人）	0	0	0	0	0	*	*	*
			屋外落下物	（人）	*	*	0	0	0	*	*	*
			ブロック塀等	（人）	*	*	0	*	*	*	*	*
			屋内収容物	（人）	20	20	*	*	*	140	140	240
			津波	（人）	0	0	*	0	0	*	*	*
			合計	（人）	130	80	0	0	10	770	770	1,120
		冬18時発災	揺れ	（人）	100	60	*	*	10	590	590	790
			急傾斜地崩壊	（人）	0	0	0	0	0	*	*	0
			屋外落下物	（人）	*	*	0	0	0	*	*	0
			ブロック塀等	（人）	*	*	0	*	*	20	20	20
			屋内収容物	（人）	20	20	*	*	*	110	110	190
			津波	（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
			合計	（人）	120	80	0	0	10	720	720	1,000
	軽症者数	冬5時発災	揺れ	（人）	240	120	*	10	20	1,000	1,000	1,200
			急傾斜地崩壊	（人）	0	0	0	0	0	*	*	*
			屋外落下物	（人）	*	*	0	0	0	*	*	*
			ブロック塀等	（人）	*	*	0	*	*	*	*	*
			屋内収容物	（人）	40	40	*	*	*	260	260	440
			津波	（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
			合計	（人）	280	160	0	10	20	1,260	1,260	1,640
		夏12時発災	揺れ	（人）	190	120	*	20	30	820	820	1,050
			急傾斜地崩壊	（人）	0	0	0	0	0	*	*	*
			屋外落下物	（人）	*	*	0	0	0	*	*	*
			ブロック塀等	（人）	*	*	0	*	*	*	*	*
			屋内収容物	（人）	30	30	*	*	*	200	200	340
			津波	（人）	0	0	*	0	0	*	*	*
			合計	（人）	220	150	0	20	30	1,020	1,020	1,390
		冬18時発災	揺れ	（人）	180	110	*	10	30	750	750	940
			急傾斜地崩壊	（人）	0	0	0	0	0	*	*	*
			屋外落下物	（人）	*	*	0	0	0	*	*	*
			ブロック塀等	（人）	*	*	0	*	*	10	10	20
			屋内収容物	（人）	30	20	*	*	*	160	160	270
			津波	（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
			合計	（人）	210	130	0	10	30	920	920	1,230

※＊は１以上 10 未満を示す。
※各欄の数値は１の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

その4

被害想定項目 ＼ 想定地震				①都心南部直下地震	②三浦半島断層群の地震	③神奈川県西部地震	④東海地震	⑤南海トラフ巨大地震	⑥大正型関東地震	⑦元禄型関東地震（参考）	⑧相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）
避難者数 冬 18 時発災	1 日目～3 日目	避難所避難者数	（人）	1,620	740	*	50	80	17,230	17,230	22,250
		避難所外避難者数	（人）	1,080	490	*	30	60	11,490	11,490	14,840
		合計	（人）	2,700	1,230	0	80	140	28,720	28,720	37,090
	4 日目～1 週間後	避難所避難者数	（人）	1,100	550	*	40	70	14,360	14,360	18,540
		避難所外避難者数	（人）	1,100	550	*	40	70	14,360	14,360	18,540
		合計	（人）	2,200	1,100	0	80	140	28,720	28,720	37,080
	1 か月後	避難所避難者数	（人）	660	330	*	20	40	4,430	4,430	6,010
		避難所外避難者数	（人）	1,530	770	*	60	100	10,330	10,330	14,020
		合計	（人）	2,190	1,100	0	80	140	14,760	14,760	20,030
要配慮者 （65 歳以上の高齢者） 冬 18 時発災	避難者数	1 日目～3 日目	（人）	930	410	*	10	20	9,990	9,420	12,370
		4 日目～1 週間後	（人）	790	370	*	10	20	10,090	9,490	12,450
		1 か月後	（人）	1,070	430	*	20	40	5,940	5,870	7,670
	断水人口	1 日目～3 日目	（人）	1,620	710	*	50	70	18,690	18,690	23,260
		4 日目～1 週間後	（人）	*	*	*	*	*	18,690	18,690	2,3260
		1 か月後	（人）	*	*	*	*	*	*	*	*
	家屋被害		（棟）	（棟）	1,670	680	*	30	50	8,070	8,140
要配慮者 （要介護認定者） 冬 18 時発災	避難者数	1 日目～3 日目	（人）	160	70	*	*	*	1,700	1,600	2,100
		4 日目～1 週間後	（人）	130	60	*	*	*	1,720	1,610	2,120
		1 か月後	（人）	180	70	*	*	*	1,000	990	1,300
	断水人口	1 日目～3 日目	（人）	280	120	*	*	10	3,180	3,180	3,960
		4 日目～1 週間後	（人）	*	*	*	*	*	3,180	3,180	3,960
		1 か月後	（人）	*	*	*	*	*	*	*	*
	家屋被害		（棟）	（棟）	290	120	*	*	*	1,370	1,380
帰宅困難者	通勤・通学者	直後	（人）	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
		1 日後	（人）	790	330	30	0	0	2,850	2,850	3,460
		2 日後	（人）	770	310	30	0	0	2,720	2,720	3,390
	観光客	直後	（人）	220	220	220	220	220	220	220	220
		1 日後	（人）	40	20	*	*	*	150	150	180
		2 日後	（人）	40	20	*	*	*	140	140	170
自力脱出困難者	冬 5 時発災	木造	（人）	40	10	*	*	*	1,880	1,880	3,030
		非木造	（人）	*	*	*	*	*	10	10	60
		合計	（人）	40	10	*	*	*	1,890	1,890	3,090
	夏 12 時発災	木造	（人）	30	10	*	*	*	1,440	1,440	2,320
		非木造	（人）	*	*	*	*	*	20	20	90
		合計	（人）	30	10	*	*	*	1,460	1,460	2,410
	冬 18 時発災	木造	（人）	30	10	*	*	*	1,170	1,170	1,830
		非木造	（人）	*	*	*	*	*	20	20	60
		合計	（人）	30	10	*	*	*	1,190	1,190	1,890

※＊は 1 以上 10 未満を示す。
※各欄の数値は 1 の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

その5

被害想定項目 ＼ 想定地震					①都心南部直下地震	②三浦半島断層群の地震	③神奈川県西部地震	④東海地震	⑤南海トラフ巨大地震	⑥大正型関東地震	⑦元禄型関東地震（参考）	⑧相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）
上水道の被害	被害	被害箇所数		(箇所)	20	*	0	*	*	110	110	170
		断水人口	直後	(人)	5,010	2,200	*	150	210	57,990	57,990	72,160
	復旧	断水人口	1 日後	(人)	6,510	4,760	0	0	0	80,530	80,530	106,920
			4 日後	(人)	2,360	1,820	0	0	0	67,450	67,450	93,820
			30 日後	(人)	0	0	0	0	0	3,210	3,210	5,000
		復旧完了日		(日数)	9	9	0	3	3	29	29	29
下水道の被害	下水道の被害延長			(km)	*	*	*	*	*	20	20	20
	機能支障人口			(人)	4,020	2,690	130	1,150	1,180	12,380	12,380	14,710
都市ガスの被害	都市ガスの供給停止件数			(件)	*	*	*	*	*	4,760	4,760	10,460
LP ガスボンベ被害	LP ガス供給支障数			(件)	220	160	*	*	*	320	320	430
電力被害 冬 18 時発災	揺れによる電柱折損本数			(本)	20	*	*	*	*	350	350	480
	最大停電軒数			(軒)	1,920	760	*	30	30	30,970	30,970	59,160
通信被害 冬 18 時発災	統合した不通回線数			(回線)	1,340	500	0	20	20	23,000	23,000	31,570
エレベータ閉じ込め 冬 18 時発災	閉じ込めにつながり得るエレベータ停止			(台)	*	*	*	*	*	30	30	70
	閉じ込めにつながり得るエレベータ停止が発生する建物棟数			(棟)	10	10	*	*	10	70	70	140
	閉じ込め人数			(人)	*	*	*	*	*	60	60	90
災害廃棄物量（冬 18 時発災）				(万 t)	10	*	*	*	*	120	120	170
津波堆積物	下限値			(万 t)	0	0	0	0	0	0	0	0
	上限値			(万 t)	0	0	0	0	0	0	0	0
経済被害 冬 18 時発災	建物被害	住家	木造	(億円)	260	110	*	10	10	1,790	1,790	2,280
			S 造	(億円)	150	90	*	*	*	1,400	1,410	2,560
			RC 造	(億円)	10	10	*	*	*	60	60	100
		非住家	木造	(億円)	50	20	*	*	*	350	350	440
			S 造	(億円)	50	30	*	*	10	330	330	560
			RC 造	(億円)	*	*	*	*	*	10	10	20
		合計		(億円)	520	260	*	10	20	3,940	3,950	5,960
	家財被害			(億円)	10	10	*	*	*	100	100	140
	償却資産被害			(億円)	40	20	*	*	*	230	230	300
	在庫資産被害			(億円)	30	10	*	*	*	140	140	180

※＊は 1 以上 10 未満を示す。
※各欄の数値は 1 の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

神奈川県地震被害想定調査報告書（令和 7 年 3 月）

1-9　富士山降灰予測図

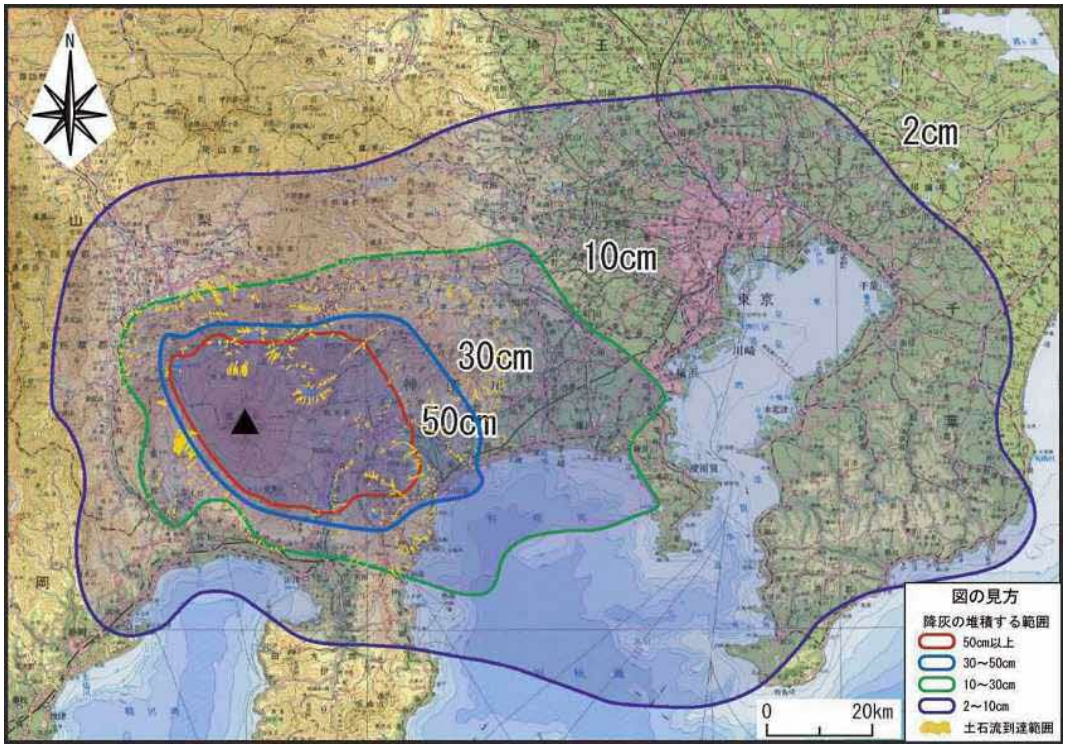

富士山降灰予測図

引用：「富士山火山防災マップ」　（内閣府　富士山火山防災協議会）

1-10　綾瀬市の災害記録

番号	日付	災害	被害状況
1	明治 43 年 8 月	水害	被害を受けた
2	明治44年6月19日、7 月 25 日～26 日、8 月 13 日、8 月 19 日	台風及び豪雨	被害を受けた
3	大正元年 9 月 22 日～23 日	暴風雨	被害を受けた
4	大正 3 年 8 月 12 日～13 日、8 月 29 日～31 日、9 月 13 日	暴風雨	被害を受けた
5	大正 6 年 9 月 30 日～10 月 1 日	暴風雨	被害を受けた
6	大正 12 年 9 月 1 日午前 11 時 58 分	関東大震災	大きな被害を受けた ◆被害状況 〇建物被害　全壊　463 戸 半壊　273 戸 〇住宅以外（物置、蔵）の被害　全壊　860 戸 半壊　377 戸 〇人的被害　死者　16 人 負傷者　58 人
7	大正 12 年 9 月 15 日～16 日	豪雨	被害を受けた
8	大正 13 年 1 月 15 日	丹沢山塊を震源域とする地震	被害を受けた
9	大正 13 年 9 月 16 日	洪水	被害を受けた
10	昭和 23 年 9 月 16 日～17 日	アイオン台風による豪雨	被害を受けた
11	昭和 24 年 8 月 21 日	キティ台風	被害を受けた
12	昭和 27 年 6 月 22 日～23 日	ダイナ台風	厚木付近を通過した
13	昭和 33 年 9 月 16 日～18 日	台風 21 号	襲来した
14	昭和 33 年 9 月 25 日～27 日	台風 22 号	襲来した
15	昭和 41 年 6 月 28 日	台風 4 号	目久尻川及び蓼川が氾濫し、床上浸水家屋があった
16	昭和 41 年 9 月 24 日	台風 26 号	床上浸水家屋があった

17	昭和 45 年 6 月 30 日	集中豪雨	被害を受けた
18	昭和 47 年 7 月 12 日	集中豪雨	被害を受けた
19	昭和 48 年 11 月 10 日	豪雨	被害を受けた
20	昭和 49 年 7 月 8 日	豪雨	被害を受けた
21	昭和 50 年 7 月 4 日	豪雨	被害を受けた
22	昭和 50 年 10 月 5 日	台風 13 号	襲来した
23	昭和 51 年 9 月 9 日～11 日	台風 17 号	大きな被害を受けた ◆被害状況 〇建物被害　全壊　1 戸 半壊　1 戸 部分壊　9 戸 床下浸水　335 戸 床上浸水　136 戸 〇がけ崩れ　25 カ所 〇川の氾濫　7 カ所 〇人的被害　死者　1 人
24	昭和 52 年 8 月 19 日	豪雨	被害を受けた
25	昭和 54 年 10 月 19 日	台風 20 号	被害を受けた
26	昭和 55 年 10 月 14 日	台風 19 号	被害を受けた
27	昭和 56 年 4 月 20 日	豪雨	被害を受けた
28	昭和 56 年 7 月 23 日	集中豪雨	被害を受けた
29	昭和 56 年 10 月 22 日	台風 24 号	襲来した
30	平成元年 1 月 20 日	竜巻	被害を受けた ◆被害状況 〇建物被害　半壊　1 棟 一部破損　43 頭 〇り災世帯　44 世帯 〇り災人員　157 人 〇人的被害　軽傷　1 人 〇被害区域 吉岡、深谷、本蓼川
31	平成元年 10 月 14 日	伊豆半島を震源域とする地震	被害を受けた ◆市内震度 5 242 ガル ◆被害状況 〇建物被害　一部破損　53 棟 〇非住家　一部破損　1 棟 〇人的被害　軽症　4 人 〇被害区域 深谷、寺尾、小園、早川、綾西、吉岡
32	平成 2 年 8 月 10 日	台風 11 号	被害を受けた

33	平成 2 年 9 月 30 日	台風 20 号	被害を受けた ◆被害状況 〇建物被害　床下浸水　2 棟
34	平成 3 年 9 月 19 日	台風 18 号	被害を受けた
35	平成 5 年 11 月 13 日 ～14 日	豪雨	被害を受けた ◆被害状況 〇建物被害　床上浸水　3 棟 〇車両浸水　2 台
36	平成 6 年 7 月 12 日	豪雨	被害を受けた
37	平成 7 年 7 月 17 日	台風 12 号	被害を受けた
38	平成 8 年 7 月 21 日	豪雨	被害を受けた ◆被害状況 〇建物被害　床下浸水　4 棟 〇車両浸水　8 台
39	平成 8 年 9 月 2 日	豪雨	被害を受けた ◆被害状況 〇建物被害　床下浸水　2 棟 〇車両浸水　8 台
40	平成 8 年 9 月 22 日	台風 17 号	被害を受けた ◆被害状況 〇建物被害　14 棟 〇その他被害 農作物や農業施設に大きな被害があった
41	平成 10 年 8 月 28 日	豪雨	被害を受けた
42	平成 10 年 9 月 15 日 ～16 日	台風 5 号	被害を受けた
43	平成 11 年 9 月 4 日	豪雨	被害を受けた ◆被害状況 〇建物被害　床下浸水　14 棟 〇車両浸水　6 台 〇その他被害 比留川の土のう崩壊、棚の基礎露出、土砂堆積、砂利流出、道路冠水
44	平成 12 年 7 月 7 日	台風 3 号	被害を受けた

45	平成 12 年 8 月 9 日	豪雨	被害を受けた ◆被害状況 〇建物被害　床下浸水　4 棟 〇車両浸水　10 台 〇その他被害 雨水用マンホール蓋の持ち上がり及び付近塗装部分の損壊
46	平成 12 年 9 月 16 日	豪雨	被害を受けた ◆被害状況 〇建物被害　床下浸水　11 棟 〇車両浸水　5 台 〇その他被害 比留川の工事個所の護岸の一部損壊
47	平成 16 年 7 月 11 日	雹	被害を受けた ◆被害状況 〇その他被害 車庫、テラスの屋根等に被害を受けた 農作物や農業施設に大きな被害を受けた
48	平成 16 年 10 月 9 日	台風 22 号	被害を受けた ◆被害状況 〇建物被害　床上浸水　6 棟 床下浸水　19 棟 〇非住　床上浸水　4 棟 床下浸水　1 棟 〇河川溢水　2 箇所 〇その他被害 がけ崩れ、倒木、車水没
49	平成 16 年 12 月 5 日	暴風	被害を受けた ◆被害状況 〇軽傷　1 名 〇住家一部破損　1 棟 〇非住家　7 棟
50	平成 17 年 9 月 4 日	大雨	被害を受けた ◆被害状況 〇非住家　床下浸水　1 棟 〇車両水没　8 台
51	平成 19 年 9 月 6 日	台風 9 号	被害を受けた ◆被害状況 〇非住家　3 棟

52	平成 20 年 8 月 29 日	集中豪雨	被害を受けた ◆被害状況 〇非住家　3 棟 〇車両水没　2 台
53	平成 22 年 3 月 20 日	暴風	被害を受けた ◆被害状 〇住家一部破損　1 棟
54	平成 22 年 12 月 3 日	大雨	被害を受けた ◆被害状況 〇住家　床上浸水　6 棟 床下浸水　18 棟 〇非住家　8 棟 〇車両水没　38 台
55	平成 23 年 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震	被害を受けた ◆被害状況 〇家屋　3 件 〇公共施設　3 件 〇文教施設　1 件 ◯事業所等　7 件 〇ブロック塀　8 件
56	平成 23 年 9 月 21 日	台風 15 号	被害を受けた ◆被害状況 〇軽傷　1 名 〇住家一部破損　50 棟 〇非住家　全壊　1 棟 一部破損　20 棟
57	平成 24 年 9 月 30 日	台風 17 号	被害を受けた ◆被害状況 〇住家一部破損　2 棟
58	平成 25 年 1 月 14 日	大雪	被害を受けた ◆被害状況 〇中傷　1 名 〇軽傷　5 名
59	平成 25 年 4 月 6 日	豪雨	被害を受けた ◆被害状況 〇住家　床上浸水　14 棟 床下浸水　10 棟 〇非住家　床上浸水　3 棟 床下浸水　3 棟 〇車両等水没　44 台

			○その他被害 がけ崩れ、道路冠水、塀・河川・下水施設・農地被害
60	平成 25 年 9 月 15 日～16 日	台風 18 号	被害を受けた ◆被害状況 ○中等傷　1 名 ○軽傷　　2 名 ○車両水没　1 台 ○その他被害 停電、がけ崩れ、道路冠水、河川・下水施設被害
61	平成 25 年 10 月 15 日	台風 26 号	被害を受けた ◆被害状況 ○その他被害　道路冠水、農作物被害
62	平成 26 年 2 月 8 日	大雪	被害を受けた ◆被害状況 ○中等傷　4 名 ○軽傷　　2 名
63	平成 26 年 2 月 14 日	大雪	被害を受けた ◆被害状況 ○中等傷　11 名 ○軽傷　　5 名
64	平成 26 年 6 月 6 日～7 日	豪雨	被害を受けた ◆被害状況 ○車両水没　1 台
65	平成 26 年 6 月 24 日	豪雨	被害を受けた ◆被害状況 ○その他被害　道路冠水
66	平成 26 年 7 月 10～11 日	台風 8 号	被害を受けた ◆被害状況 ○その他被害　車両被害
67	平成 26 年 8 月 10 日	豪雨	被害を受けた ◆被害状況 ○その他被害　土砂流出、道路冠水
68	平成 26 年 10 月 5 日～6 日	台風 18 号	被害を受けた ◆被害状況 ○住家　床上浸水　17 件 床下浸水　28 棟 破損　3 件 ○非住家　床下浸水　1 棟

			○車両等水没　11 台 ○土砂浸入　5 件 ○その他被害　道路冠水
69	平成 29 年 8 月 1 日	豪雨	被害を受けた ◆被害状況 ○住家　床上浸水　1 件 床下浸水　11 棟 ○非住家　床下浸水　5 棟 ○車両等水没　4 台 ○フェンスの崩落　2 件 ○その他被害　道路冠水
70	平成 30 年 3 月 9 日	豪雨	被害を受けた ◆被害状況 ○住家　床下浸水　3 棟 ○非住家　床下浸水　2 棟 ○車両等水没　13 台 ○土砂浸入　6 件 ○その他被害　道路冠水
71	令和元年 9 月 8 日～9 日	台風 15 号	被害を受けた ◆被害状況 ○物的被害　137 件 建物　15 件 倒木　90 件 工作物　15 件 農業用施設　17 件 農作物面積　11,450 ㎡
72	令和元年 10 月 12 日～13 日	台風 19 号	被害を受けた ◆被害状況 ○物的被害　101 件 建物　17 件 倒木　46 件 道路冠水　2 件 工作物　23 件 農業用施設　13 件 農作物面積　37,000 ㎡

2　関係機関等

2-1　防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱

(1) 市

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
綾　瀬　市	1　防災会議に関する事務 2　防災組織の整備及び育成指導 3　防災知識の普及及び教育 4　災害教訓の伝承に関する啓発 5　防災訓練の実施 6　防災施設の整備 7　防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 8　消防活動及びその他の応急措置 9　避難対策 10　災害に関する情報の収集、伝達及び広報 11　被災者に対する救助及び救護の実施 12　保健衛生 13　文教対策 14　被災施設の復旧 15　その他の災害応急対策 16　その他、災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

(2) 県

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
神　奈　川　県	1　防災組織の整備 2　市町村及び防災関係機関の防災事務または業務の実施についての総合調整 3　防災知識の普及及び教育 4　災害教訓の伝承に関する啓発 5　防災訓練の実施 6　防災施設の整備 7　防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 8　災害に関する情報の収集、伝達及び広報 9　緊急輸送の確保 10　交通規制、その他社会秩序の維持 11　保健衛生 12　文教対策 13　市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援

		14　災害救助法に基づく被災者の救助（救助実施市域を除く）及び資源配分の連絡調整 15　被災施設の復旧 16　その他、災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
県出先機関	県央地域県政総合センター	1　管内市町村、県機関及び関係機関等の総合調整 2　管内の被害状況及び災害応急対策実施状況等の収集、取りまとめ及び報告並びにその他、災害情報の収集 3　その他、必要な災害応急活動
	厚木土木事務所東部センター	1　防災のための公共土木施設の整備 2　災害時における管内道路及び橋りょう等の応急措置 3　緊急輸送道路の確保 4　管内道路及び橋りょう、河川等の被害調査及び災害復旧
	厚木保健福祉事務所大和センター	1　医療救護体制の整備に関する医療機関との連絡調整 2　医療機関の情報収集・伝達 3　県・市町村間の医療救護に関する事項の調整 4　市町村との協力による、医療救護活動 5　保健衛生相談・指導及び防疫活動
	企業庁海老名水道営業所	1　災害時における災害用指定配水池での飲料水の確保 2　水道施設の防御及び被害拡大防止措置 3　被災施設の調査及び復旧 4　応急給水活動の支援
	大和警察署	1　災害関連情報の収集・伝達 2　被災者の救出・救助 3　住民の避難誘導 4　緊急交通路の確保と交通規制 5　行方不明者の捜索、遺体の調査・検視 6　犯罪の予防・取締り等、被災地の社会秩序の維持

（3）指定地方行政機関(災害対策基本法第2条第4号)

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
関東財務局 （横浜財務事務所）	1　応急措置に活用可能な未利用地及び庁舎等の国有財産情報の提供 2　災害が発生した場合（災害が発生する蓋然性が高い場合も含む）における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等 3　民間金融機関による非常金融措置の実施要請等 4　地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付 5　主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会
関東農政局 （神奈川県拠点）	1　農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること 2　応急用食料等の支援に関すること

東京管区気象台 （横浜地方気象台）	1　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
関東総合通信局	1　非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営 2　災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による災害対応支援 3　災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸出し 4　非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施 5　電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
神奈川労働局	1　工場事業場における労働災害の防止
国土地理院 関東地方測量部	1　災害時等における地理空間情報の整備・提供 2　復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 3　地殻変動の監視 4　災害教訓の伝承

（4）指定公共機関(災害対策基本法第2条第5号)

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
ＮＴＴ東日本㈱ （神奈川事業部） ＮＴＴドコモビジネス㈱ ㈱ＮＴＴドコモ 神奈川支店	1　電気通信設備の整備及び点検 2　電気通信の特別取扱 3　電気通信設備の被害調査及び災害復旧
日本銀行横浜支店	1　銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 2　資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3　金融機関の業務運営の確保に係る措置 4　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5　各種措置に関する広報
日本赤十字社 （神奈川県支部）	1　医療救護 2　こころのケア

	3　救援物資の備蓄及び配分 4　血液製剤の供給 5　義援金の受付及び配分 6　その他応急対応に必要な業務 7　復旧・復興に関する業務 8　防災・減災に関する業務
日本放送協会 （横浜放送局）	1　気象予報、警報等の放送周知 2　緊急地震速報の迅速な伝達 3　災害状況及び災害対策に関する放送 4　放送施設の保安
中日本高速道路㈱ （東京支社）	1　道路の耐震整備 2　道路の保全 3　道路の災害復旧 4　災害時における緊急交通路の確保
ＫＤＤＩ㈱ ソフトバンク㈱ 楽天モバイル㈱	1　電気通信施設の整備及び点検 2　災害時における電気通信の疎通
日本通運㈱ （横浜支店）	1　災害対策用物資の輸送確保 2　災害時の応急輸送対策
東京電力パワーグリッド㈱ （相模原支社）	1　電力供給施設の整備及び点検 2　災害時における電力供給の確保 3　被災施設の調査及び復旧
東京ガスネットワーク㈱	1　ガス供給施設の耐震設備 2　災害時における都市ガス供給の確保 3　ガス供給施設の被害調査及び復旧
日本郵便㈱ （市内郵便局）	1　災害時における郵便物の送達の確保 2　救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 3　被災者に対する郵便はがきの無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 4　被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 5　為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 6　被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による応急融資
運輸機関	1　物資集積・搬送拠点、避難所等への物資の配送 2　配送時における被災者の物資ニーズの収集

佐川急便㈱ ヤマト運輸㈱ 西濃運輸㈱	3　荷役作業に必要な人員及び機材の提供
㈱セブン-イレブン・ジャパン ㈱ローソン ㈱ファミリーマート	1　災害時における生活必需物資の調達 2　生活必需物資の確保

（5）指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第6号）

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
相鉄バス㈱ （綾瀬営業所） 神奈川中央交通㈱ （綾瀬営業所）	1　被災地の人員輸送の確保 2　災害時の応急輸送対策 3 災害対策用物資の輸送確保
神奈川県医師会 神奈川県歯科医師会 神奈川県薬剤師会	1　医療・助産等の救護活動の実施 2　救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
放送機関 ㈱アール・エフ・ラジオ日本 ㈱テレビ神奈川 横浜エフエム放送㈱	1　気象予報、警報等の放送の周知 2　緊急地震速報の迅速な伝達 3　災害状況及び災害対策に関する放送 4　放送施設の保安
新聞社 （神奈川新聞社）	1　災害状況及び災害対策に関する報道
神奈川県ＬＰガス協会 県央支部	1 ガス供給施設の耐震整備 2 被災地に対する燃料供給の確保 3 ガス供給施設の被害調査及び復旧
神奈川県 住宅供給公社	1　災害時における住宅の緊急貸付
神奈川県トラック協会 （県南サービスセンター）	1　災害時の応急輸送対策 2　災害対策用物資の輸送確保

（6）公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
綾瀬市医師会 大和綾瀬歯科医師会 大和綾瀬薬剤師会	1　避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 2　災害時における入院患者等の保護及び誘導 3　災害時における病人等の受入れ及び保護 4　災害時における被災負傷者の治療及び助産
相模獣医師会	1　ペットなどの災害対策への協力
さがみ農業協同組合	1　県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力 2　農作物災害応急対策の指導 3　農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっ旋

	4　被災農家に対する融資あっ旋
綾瀬市商工会	1　市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力 2　救助用物資及び復旧資材の確保についての協力
綾瀬市管工事業協同組合	1　県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力 2　応急給水活動用資機材及び災害復旧用資機材の整備
金融機関	1　被災事業者等に対する資金融資
病院等医療施設の管理者	1　避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 2　災害時における入院患者等の保護及び誘導 3　災害時における病人等の受入れ及び保護 4　災害時における被災負傷者の治療及び助産
社会福祉施設の管理者	1　避難施設の整備、避難確保計画を含む非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施 2　災害時における入所者の保護及び誘導
学校法人	1　避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 2　災害時における応急教育対策計画の確立と実施
危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	1　安全管理の徹底 2　防護施設の整備
綾瀬市社会福祉協議会	1　災害時におけるボランティアの受入れ及びコーディネーターの協力 2　災害時のボランティアセンターの立上げ及び運営 3　生活福祉資金の貸付 4　地域における災害予防活動への協力
一般社団法人綾瀬市建設業協会 綾瀬市土木協会 綾瀬市造園業協会 市内建築・土木関係業者	1　道路・河川等の障害物除去の協力 2　重機類等の提供による人命救助の協力 3　仮設住家建設、仮設トイレ設置の協力 4　倒壊家屋等の除去の協力 5　その他災害時における建設業務に係る救助・復旧活動等の協力 6　応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の招集協力
綾瀬市交通指導員連絡協議会	1　避難誘導の協力 2　被災地区及び避難施設の防犯対策の協力
自主防災組織及び自治会等	1　地域における災害予防 2　避難時における地域活動 3　避難行動要支援者の安否確認、救助・救出及び生活支援活動の協力 4　災害時における地域の初期防災活動 5　避難所運営
あやせ災害ボランティアネットワーク	1　災害時におけるボランティアの受入れ及びコーディネーターの協力

	2　災害時のボランティアセンターの立上げ及び運営 3　協定団体相互の活動情報の交換及び協力 4　防災に関する啓発活動
綾瀬市赤十字奉仕団	1　災害時における救護活動の協力
各福祉関係団体	1　災害時におけるボランティアの受入れ及びコーディネーターの協力 2　避難行動要支援者の生活支援活動の協力

（7）自衛隊

機関名	処理すべき事務及び業務の大綱
海上自衛隊第4航空群 ・ 陸上自衛隊第4施設群	1　防災関係資料の基礎調査 2　自衛隊災害派遣計画の作成 3　綾瀬市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 4　人命または財産の保護のために行う必要のある応急救護または応急復旧 5　民間事業者等への移行までの応急対策として災害廃棄物の撤去 6　災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

2-2 防災関係機関等連絡先

1 綾瀬市

(1) 防災主管課

部 名	課 名	担 当	電話番号 FAX 番号	県防災行政 通信網	所在地
市長室	危機管理課	危機管理 担当	0467-70-5641 0467-70-5701	3190 3191 3192	〒252-1192 綾瀬市早川 550

(2) 消 防

名 称	電話番号 FAX 番号	県防災行政 通信網	所在地
消防本部 消 防 署	0467-76-0119 0467-77-9200	3193 3194	〒252-1107 綾瀬市深谷中 1-4-30
北 分 署	0467-77-0119		〒252-1133 綾瀬市寺尾本町 2-7-15
南 分 署	0467-78-0119		〒252-1111 綾瀬市上土棚北 3-2-15

2 神奈川県

(1) 本 庁

代表番号 045-210-1111

部局名	課名等	担当名	電話番号 FAX 番号	県防災行政 通信網	所在地
くらし安全防災局	総務室	総務経理 グループ	045-210-3414 045-210-8829		〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
		企画調整 グループ	045-210-3418 045-210-8829		
	危機管理防災課	情報通信 グループ	045-210-3441 045-210-8829	3422 3423 3424	
		調 整 グループ	045-210-3425 045-210-8829	3425 3579	
		応急対策 グループ	045-210-3430 045-210-8829	3427 3581	
		訓練指導 グループ	045-210-3433 045-210-8829	3428 3582	
		企 画 グループ	045-210-5945 045-210-8829	3426 3580	

	消防保安課	企画グループ	045-210-3444 045-210-8829	3429 3583	
		消防グループ	045-210-3436 045-210-8829	3430 3584	
		工業保安グループ	045-210-3489 045-210-3475 045-210-8830		
	温泉地学研究所		046-523-3588 046-523-3589	2622 2623 2624	〒250-0031 小田原市入生田 586
	総合防災センター		046-227-0001 046-227-0027	3643 3743	〒243-0026 厚木市下津古久 280
	休日・夜間の気象予報	当直員	―――	3400	
			045-201-6409	3401 3501 3502	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
県土整備局 河川下水道部	河港課	河川防災グループ	045-210-6491 045-210-8890		〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
		水防本部	045-210-6520	2000	
			045-210-8890	2001	

（2）出先機関

機　関　名	部・課名	電話番号 FAX 番号	県防災行政通信網	所在地
県央地域県政総合センター	総務部県民・防災課	046-224-1111 046-225-9820	3607 3608 3609	〒243-0004 厚木市水引 2-3-1
厚木土木事務所東部センター	管理契約課	0467-79-2800 0467-79-2858	3731	〒252-1133 綾瀬市寺尾本町 1-11-3
厚木保健福祉事務所大和センター	管理企画課	046-261-2948 046-261-7129	3754	〒242-0021 大和市中央 1-5-26
企業庁海老名水道営業所	工務・配水課	046-234-4111 046-234-4110		〒243-0434 海老名市上郷 717

（3）警察署

機　関　名	課　名	電話番号	所在地
大和警察署	警備課	046-261-0110	〒242-0021 大和市中央 5-15-4

3 指定地方行政機関

機　関　名	課　名	電話番号 FAX 番号	県防災行政通信網	所在地
関東財務局 （横浜財務事務所）	総務課	045-226-1726 045-681-0564		〒231-8412 横浜市中区北仲通 5-57
関東農政局 （神奈川県拠点）	地方参事官室	045-211-0584 045-201-8184		〒231-0003 横浜市中区北仲通 5-57
東京管区気象台 （横浜地方気象台）	防災管理官	045-621-1999 045-621-2016	2806	〒231-0862 横浜市中区山手町 99
関東総合通信局	防災対策推進室	03-6238-1790, 1791 03-6238-1629		〒102-8795 東京都千代田区九段南 1-2-1
神奈川労働局	総務部総務課	045-211-7350 045-651-1190		〒231-8434 横浜市中区北仲通 5-57
国土地理院関東地方測量部	防災課	03-5213-2054 03-5213-2077		〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎 9 階

4 指定公共機関

機　関　名	部・室・課名	電話番号 FAX 番号	県防災行政通信網	所在地
NTT 東日本㈱ 神奈川事業部	設備部 災害対策室	045-212-8945 045-212-8976	3963	〒231-0023 横浜市中区山下町 198
ＮＴＴドコモビジネス㈱（プラットフォームサービス本部）	事業推進部危機管理室	0570-03-9909 0570-03-9910		〒100-8019 東京都千代田区大手町 2-3-1 大手町プレイスウエストタワー
㈱ＮＴＴドコモ神奈川支店	企画総務部	045-226-8009 045-222-7070	3964	〒220-8536 横浜市西区みなとみらい 4-7-3
日本銀行横浜支店	総務課	045-661-8111 045-650-1312		〒231-0021 横浜市中区日本大通 20-1
日本赤十字社 （神奈川県支部）	事業部 救護課	045-681-2123 045-681-1120	3900	〒231-0023 横浜市中区山下町 70-7
日本放送協会 （横浜放送局）	経営管理企画センター	045-212-2822 045-212-5540	3958	〒231-8324 横浜市中区山下町 281

中日本高速道路㈱ （東京支社）	保全・サービス事業部	03-5776-5655 03-5776-5670	3979	〒105-6011 東京都港区虎ノ門 4-3-1
KDDI㈱南関東総支社	管理部	045-211-1671 045-211-1674	3965	〒220-0011 横浜市西区高島 1-1-2 横浜三井ビル 25 階
ソフトバンク株式会社 （総務本部総務企画統括部）	リスク対策部リスク渉外課	03-6889-6601 03-6865-9504		〒105-7529 東京都港区海岸 1-7-1
楽天モバイル株式会社 （BCP 管理本部）	BCP 運用部災害対応支援課	050-1807-2136		〒160-0022 東京都新宿区新宿 6-27-30 新宿イーストサイドスクエア
日本通運㈱ （横浜支店）		045-212-7318 045-201-1371	3981	〒231-0015 横浜市中区尾上町 5 丁目 78 番地オーク関内ビル
東京電力パワーグリッド㈱ （相模原支社）		0120-995-007		〒229-0037 相模原市中央区千代田 6-12-25
東京ガスネットワーク㈱ (東京ガスライフバル相模大和相模大野店)		042-701-5003 042-701-3817		〒252-0303 相模原市南区 相模大野 5-8-18
日本郵便(株)綾瀬郵便局		0467-70-9880		〒252-1199 綾瀬市小園 698-7
佐川急便㈱ （東京本社）	事業開発部地域創生課	03-6852-3800 03-3699-3244	3988	〒136-0075 東京都江東区新砂 2-2-8
ヤマト運輸㈱	南関東統括安全・コンプライアンス担当	045-508-0969 045-508-6108	3990	〒230-0035 横浜市鶴見区安善町 1-1-1
西濃運輸㈱	神奈川エリア	045-521-2843 045-521-2858	3989	〒230-0052 横浜市鶴見区生麦 2-3-2
㈱セブンーイレブン・ジャパン	リスクマネジメント室	03-6238-3672 03-5214-2330		〒102-8455 東京都千代田区二番町 8-8

㈱ローソン	リスク・情報セキュリティ統括部	03-5435-1594 03-5759-6944		〒141-8643 東京品川区大崎 1-11-2 ゲートシティ 大崎イーストタワー６F
㈱ファミリーマート	総務部総務・渉外グループ	03-6436-7622 03-3452-5213		〒108-0023 東京都港区芝浦 3-1-21msbTamachi 田町ステーションタワーS

5 指定地方公共機関

機　関　名	部・局・課名	電話番号 FAX 番号	県防災行政通信網	所在地
相鉄バス㈱ （綾瀬営業所）	運輸部	0467-78-5681		〒252-1121 綾瀬市小園 847 番地
神奈川中央交通㈱ （綾瀬営業所）		0467-79-2180		〒252-1125 綾瀬市吉岡東 2-9-1
神奈川県医師会	地域保健課	045-241-7000 045-241-1464	3901	〒231-0037 横浜市中区富士見町 3-1
神奈川県歯科医師会	総務課	045-681-2172 045-681-2426	3903	〒231-0013 横浜市中区住吉町 6-68
神奈川県薬剤師会	事業課	045-761-3241 045-751-4460	3904	〒235-0007 横浜市磯子区西町 14-11
㈱アール・エフ・ラジオ日本	総務部	045-231-1531 045-231-1457	3960	〒231-8611 横浜市中区長者町 5-85
㈱テレビ神奈川	報道部	045-651-1182 045-641-1911	3959	〒231-8001 横浜市中区太田町 2-23MＢＣ4F
横浜エフエム放送㈱	ニュース室	045-223-2585 045-224-1015	3961	〒220-8110 横浜市西区みなとみらい 2-2-1 横浜ランドマークタワー10F
㈱神奈川新聞社	総務局 総務部	045-227-0020 045-227-0015	3962	〒231-8445 横浜市中区太田町 2-23
神奈川県ＬＰガス協会県央支部	保安課	045-201-1400 045-201-9810	3956	〒231-0003 横浜市中区北仲通 3-33
神奈川県住宅供給公社	総務部総務広報課	045-651-1842 045-661-1505		〒231-8510 横浜市中区日本大通 33

(一社)神奈川県トラック協会 （県南サービスセンター）		0466-52-7502 0466-52-8035		〒252-0811 藤沢市桐原町 22 湘南貨物自動車運送事業協同組合内

6 自衛隊

機　関　名	駐屯地名 部・課名	電話番号 FAX 番号	県防災行政 通信網	所在地
陸上自衛隊第 4 施設群	座　間 第 3 科	046-253-7670 （内線 2235） 046-253-7670 （内線 2666）	3802 2812 2813 3802	〒252-0375 相模原市南区新戸 2958
陸上自衛隊第 3 1 普通科連隊	武　山 第 3 科	046-856-1291 （内線 634） 046-856-1291 (内線 614、690)	3804 3805	〒238-0317 横須賀市御幸浜 1-1
陸上自衛隊第 1 高射特科大隊	駒　門 第 3 係	0550-87-1212 （内線 431） 0550-87-1212 （内線 411）	2810 2811 3801	〒412-8585 静岡県御殿場市駒門 5-1
海上自衛隊第 4 航空群	厚　木 司令部	0467-78-8611 (内線 2245、2246) 0467-78-8611 （内線 2281）	2815 3803	〒252-1101 綾瀬市無番地

7 関係団体等

機　関　名	課　名	電話番号	県防災行政 通信網	所在地
綾瀬市医師会		0467-77-5315		〒252-1107 綾瀬市深谷中 4-7-10
大和綾瀬歯科医師会		046-263-0681		〒242－0018 大和市深見西 2-1-25
大和綾瀬薬剤師会		046-263-2819		〒242-0021 大和市中央 1-5-41
相模獣医師会		042-747-3377		〒252-0241 相模原市中央区横山台 2-2-9

さがみ農業協同組合綾瀬支店		0467-79-0001		〒252-1108 綾瀬市深谷上 1-4-10
綾瀬市商工会		0467-78-0606		〒252-1107 綾瀬市深谷中 5-17-1
綾瀬市管工事業協同組合		0467-78-0777		〒252-1114 綾瀬市上土棚南 2-9-38
綾瀬市社会福祉協議会		0467-77-8166		〒252-1107 綾瀬市深谷中 4-7-10 （保健福祉プラザ内）
(一社)綾瀬市建設業協会		0467-78-2782		〒252-1114 綾瀬市上土棚南 3-11-13
綾瀬市土木協会		0467-77-5233		〒252-1137 綾瀬市寺尾台 1-13-13
綾瀬市造園業協会		0467-76-1107		〒252-1136 綾瀬市寺尾西 3-9-58

2-3 広域応援部隊等活動拠点一覧

部隊等	施設名	所在地	電話
災害対策本部	市役所事務棟 J1-1 会議室・庁議室	綾瀬市早川 550 番地	0467-77-1111 MCA 100
	消防庁舎 3 階講堂	綾瀬市深谷中 1-4-30	0467-76-0119 MCA 119
災害対策本部応急対策調整室(記者会見会場含む)	市役所窓口棟 3 階会議室	綾瀬市早川 550 番地	
広域応援部隊等調整室	市役所窓口棟 3 階会議室	綾瀬市早川 550 番地	
物資等集積場所 （候補地）	綾瀬市民スポーツセンター	綾瀬市深谷上 3-6-1	0467-76-9292 MCA 266
	綾瀬市民文化会館	綾瀬市深谷中 1-3-1	
	協定業者の施設	―	
運送車両待機場所	綾瀬市民スポーツセンター駐車場	綾瀬市深谷上 3-6-1	0467-76-9292 MCA 266
	綾瀬市民文化センター 第 1 駐車場	綾瀬市深谷中 1-3-1	
	市役所駐車場	綾瀬市早川 550 番地	
遺体仮安置所	綾瀬中学校、綾北中学校、北の台中学校、城山中学校、春日台中学校		
遺体安置所	綾瀬市民スポーツセンター屋内施設	綾瀬市深谷上 3-6-1	0467-76-9292 MCA 266
遺族控室等	綾瀬市民スポーツセンター屋内施設	綾瀬市深谷上 3-6-1	0467-76-9292 MCA 266
ボランティアセンター	綾瀬市保健福祉プラザ	綾瀬市深谷中 4-7-10	0467-77-1120
緊急消防援助隊活動拠点	綾瀬市民文化センター 第 1 駐車場	綾瀬市深谷中 1-3-1	
警備(県警察広域応援部隊)活動拠点	綾瀬市民文化センター 第 1 駐車場	綾瀬市深谷中 1-3-1	
ライフライン等関係事業者	綾瀬市民文化センター 第 2 駐車場(北側)	綾瀬市早川	
相互応援部隊、警備(県警察広域応援部隊)、公共団体応援職員宿泊場所	高齢者福祉会館	綾瀬市深谷中 1-3-1	
自衛隊宿営地	綾瀬スポーツ公園	綾瀬市本蓼川 210 番地ほか	0467-77-8181 MCA 252
ライフライン等関係事業者資機材置き場 （候補地）	蓼川スポーツ広場	綾瀬市蓼川三丁目 1448 番地	
	浄水管理センター	綾瀬市深谷南 5-13-1	

3 災害対策本部等

3-1 綾瀬市動員配備基準表

1 発令･配備基準

配備指令	発令・配備基準	
	地震災害	風水害等災害
水防体制（災害警戒体制）	―	●台風、豪雨等により災害発生の恐れがある場合 【調整会議】 災害警戒本部の設置前に調整会議を開催し、災害警戒本部や災害対策本部の設置を検討する。
災害警戒本部体制	●綾瀬市域に震度 4 の地震が観測され、局所的な被害の発生などにより、被害状況の把握や災害への警戒活動が必要であると危機管理監が判断した場合 ●南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	●県及び横浜地方気象台から市域に「大雨」「洪水」「暴風」警報のいずれかが発表され、かつ、水防体制指標 3 （1 時間雨量 30mm 以上の降雨の予測）が発表された場合 ●厚木土木事務所東部センターにおいて、目久尻川又は蓼川に係る水防警報の「出動」が発表された場合 ●県及び横浜地方気象台から市域に「土砂災害警戒情報」が発表された場合 ●次の基準値を超える降雨の場合 ・1 時間雨量が 30mm を超える ・3 時間雨量が 60mm を超える ・24 時間雨量が 100mm を超える ・前日までの連続雨量が 100mm 以上で、当日の雨量が 50mm を超える ・前日までの連続雨量が 40mm から 80mm で、当日の雨量が 80mm を超える ●台風の上陸もしくは接近又は台風並みに発達した低気圧の通過が予想される場合 ●集中豪雨等により、河川、排水路等の溢水及び道路冠水等の被害が予想される場合

災害対策本部体制	1号配備（警戒態勢）	【自動参集】 ●横浜地方気象台が市域に「震度５弱」を観測、発表した場合 【指令参集】 ●南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	●厚木土木事務所東部センターにおいて、目久尻川又は蓼川の避難判断水位に達した場合で、今後もされに降雨（1 時間雨量 30mm を超える）が予想される場合 ●台風の上陸又は接近が予想され、かつ相当の被害及び降雨が見込まれる場合 ●暴風（竜巻）などにより災害が発生した場合 ●その他、風水害等により相当の被害が発生した場合又は相当の災害が見込まれる場合 ●その他、市長が設置を認めた場合
	2号配備（活動態勢）	※地震災害においては、原則２号配備は行わない。	●台風の上陸、直撃、異常豪雨等により、現に相当の被害が発生し、今後も危険な状態の場合 ●相当の災害発生又は相当の被害が見込まれる場合
	3号配備（非常態勢）	【自動参集】 ●横浜地方気象台が市域に「震度５強」以上を観測、発表した場合 【指令参集】 ●横浜地方気象台が市域に「震度５弱」を観測、発表した場合で、市内に被害が発生又は発生するおそれがあり、市の総力を挙げて応急対策の全てを行う場合	●台風の直撃、異常豪雨等により、大災害が発生又は大災害の発生が見込まれる場合

2 配備体制

(1) 災害警戒本部体制

部名	配置課
事務局	秘書広報課、危機管理課、基地政策課、情報政策課
総務対策部	企画課、財政課、職員課、管財契約課、課税課
救護対策部	福祉総務課、生活支援課、障がい福祉課、高齢介護課、医療健康課
避難・生活支援部	市民活動推進課、市民課、環境保全課、生涯学習課、農業振興課、リサイクルプラザ、教育総務課、学校教育課
土木対策部	都市計画課、都市整備課、建築課、みどり公園課、道路管理課、公共用地課、下水道課
消防部	消防総務課、予防課、消防署、消防団

(2) 災害対策本部体制

部名	1 号配備	2 号配備	3 号配備
事務局	全員	全員	全員
総務対策部	25	1 号配備人員に 1 号配備人員の 50 パーセント以上を加えた人員	
救護対策部	40		
避難・生活支援部	40		
土木対策部	35		
消防部	115	全員	
議会部	1	1 号配備人員に 1 号配備人員の 50 パーセント以上を加えた人員	
避難所配備職員	30	60	
事務局連絡員	6	12	

※1 各部の配備人員数は、最低確保数とする。

※2 配備人員数には、部長、副部長及び本部連絡員を含まないものとする。

3-2　綾瀬市災害警戒本部体制図

◎部長　○副部長

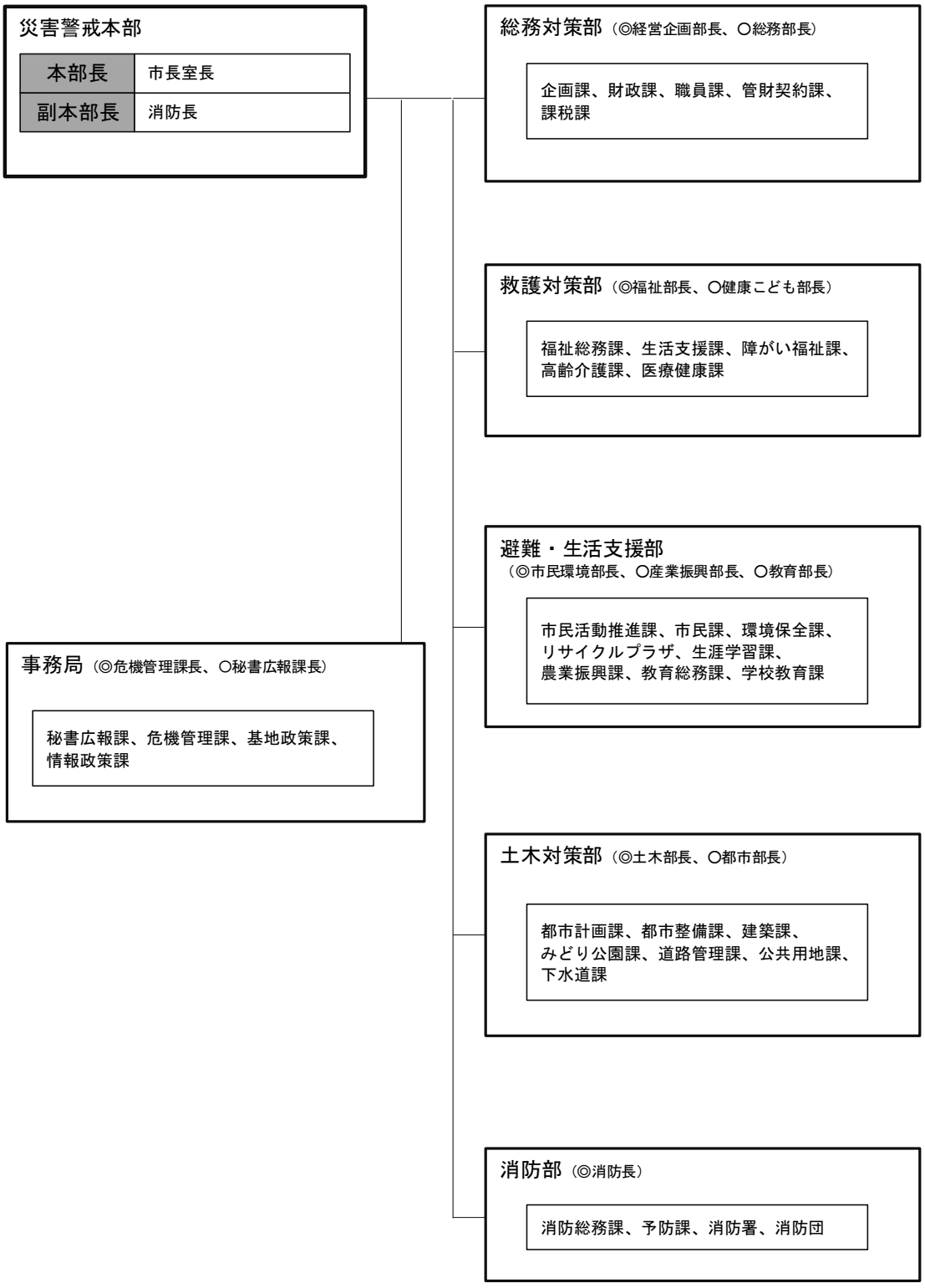

3-3 綾瀬市災害警戒本部事務分掌

※（「～に関すること。」は省略）

部	配置課等	番号	事務分掌
事務局	秘書広報課 危機管理課 基地政策課 情報政策課	1	災害警戒本部の設置及び運営
		2	本部長命令の伝達
		3	国、県等その他の防災関係機関との連絡調整
		4	避難情報の発令
		5	防災行政用無線、災害情報メールの運用
		6	国、県への被害状況報告及び要望事項等
		7	市ホームページ等による情報発信
		8	災害に関する広報の実施及び統括
		9	インターネット経由の情報収集手段の確保及び運用方法検討
		10	各職員との連絡手段の確保及び連絡方法・方針の周知
		11	LGWAN 経由の情報収集
		12	収集した情報の整理
総務対策部	企画課 財政課 職員課 管財契約課 課税課	1	部内職員の非常配備及び事務分掌
		2	部内の管理施設の被害状況の収集及び対策
		3	風水害時避難所対応職員の配備
		4	市職員の動員及び服務
		5	各班との人的資源に関する需要調整
		6	庁舎機能及び市有財産（総務部以外の所管するものを除く。）の被害調査
		7	災害対策に係る物品の調達
		8	市有車両の管理及び配備
		9	災害対策に関する財政計画並びに予算及び決算
		10	災害証明（り災証明を含む。）等の発行
救護対策部	福祉総務課 生活支援課 高齢介護課 障がい福祉課 医療健康課	1	部内職員の非常配備及び事務分掌
		2	部内の管理施設の被害状況の収集及び対策
		3	部内に必要な資機材等の調達、調整
		4	綾瀬市社会福祉協議会、あやせ災害ボランティアネットワークとの連絡調整
		5	避難行動要支援者の救助救援及び介護に伴う事務調整
		6	居宅介護支援事業所・地域包括支援センターとの連絡調整
		7	医療及び保健対策並びに救援救護対策の総合調整
避難・生活支援部	市民活動推進課 市民課 環境保全課 リサイクルプラザ 生涯学習課 農業振興課 教育総務課 学校教育課	1	部内職員の非常配備及び事務分掌
		2	部内の管理施設の被害状況の収集
		3	避難所（一次避難所）の開設に係る連絡調整
		4	部内に必要な資機材等の調達、調整
		5	自主防災組織との連絡調整
		6	児童生徒等被災状況等の調査及び救護
		7	学校との連絡調整
		8	安否情報の収集、整理及び照会対応
		9	警察等の連絡調整

部	配置課等	番号	事務分掌
		10	食料その他生活必需物資の調達、要請、供給等
		11	水道営業所等関係機関との連絡調整
		12	農業の被害調査及び応急対策
土木対策部	都市計画課 都市整備課 建築課 みどり公園課 道路管理課 公共用地課 下水道課	1	部内職員の非常配備及び事務分掌
		2	部内の管理施設の被害状況の収集及び対策
		3	部内に必要な資機材等の調達、調整
		4	危険建物、土砂災害警戒区域等の情報収集と警戒及び安全確保
		5	道路その他の障害物の除去
		6	道路、橋りょう等の被害状況把握
		7	下水道管路の点検
		8	公共下水道、河川、排水路、処理場、ポンプ場等の被害状況調査
消防部	消防総務課 予防課 消防署 消防団	1	部内職員の非常配備及び事務分掌
		2	部内の管理施設の被害状況の収集及び対策
		3	部内に必要な資機材等の調達、調整
		4	各部が行う警戒及び応急対策の応援等
		5	災害情報の収集、伝達
		6	避難指示等発令時の避難誘導
		7	警戒区域の設定

3-4　綾瀬市災害対策本部体制図

◎部長　〇副部長

災害対策本部会議

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	市長室長 経営企画部長 総務部長 福祉部長 健康こども部長 市民環境部長 産業振興部長 都市部長 土木部長 消防長 教育部長 議会事務局長

事務局（◎市長室長、〇危機管理監）

指揮調整班	危機管理課、基地政策課
広報班	秘書広報課
情報班	情報政策課、監査事務局

総務対策部（◎経営企画部長、〇総務部長）

総務班	企画課、文書法務課
受援班	職員課、選挙管理委員会事務局
資源管理班	管財契約課、公共施設マネジメント推進課
財務班	財政課、会計課
被害調査・り災証明班	課税課、収納課

救護対策部（◎福祉部長、〇健康こども部長）

救護総務班	福祉総務課、生活支援課
福祉班	障がい福祉課、高齢介護課、地域包括ケア推進課、保険年金課
救護班	医療健康課、児童青少年支援課、保育課、こども家庭センター、スポーツ課、統括保健師・全ての保健師

避難・生活支援部
（◎市民環境部長、〇産業振興部長、〇教育部長）

避難総務班	市民活動推進課、生涯学習課、教育総務課（総務担当）
学校支援班	教育総務課（施設担当）、学校教育課、教育指導課、教育研究所、総合教育支援センター
被災者支援班	市民課
物資・給水班	環境保全課、商工振興課、農業振興課、中心市街地振興課、農業委員会事務局
廃棄物班	リサイクルプラザ
避難所配備職員	福祉部、健康こども部、市民環境部、産業振興部、教育部から指名された職員

土木対策部（◎土木部長、〇都市部長）

土木総務班	土木部、都市部の各課より1名
都市施設班	都市計画課、都市整備課、建築課、みどり公園課、危険度判定士
道路班	道路管理課、公共用地課
下水道班	下水道課

消防部（◎消防長）

消防総務班	消防総務課、予防課
活動班	消防署、消防団

議会部（◎議会事務局長）

議会班	議会事務局

災害対策本部体制

◎部長　○副部長

部	班	所属
事務局 **◎市長室長** **○危機管理監**	指揮調整班（危機管理課長）	危機管理課、基地政策課
	広報班（秘書広報課長）	秘書広報課
	情報班（情報政策課長）	情報政策課、監査事務局
総務対策部 **◎経営企画部長** **○総務部長**	総務班（企画課長）	企画課、文書法務課
	受援班（職員課長）	職員課、選挙管理委員会事務局
	資源管理班（管財契約課長）	管財契約課、公共施設マネジメント推進課
	財務班（財政課長）	財政課、会計課
	被害調査・り災証明班（課税課長）	課税課、収納課
救護対策部 **◎福祉部長** **○健康こども部長**	救護総務班（福祉総務課長）	福祉総務課、生活支援課
	福祉班（障がい福祉課長）	障がい福祉課、高齢介護課、地域包括ケア推進課、保険年金課
	救護班（医療健康課長）	医療健康課、児童青少年支援課、保育課、こども家庭センター、スポーツ課、統括保健師・全ての保健師
避難・生活支援部 **◎市民環境部長** **○産業振興部長** **○教育部長**	避難総務班（市民活動推進課長）	市民活動推進課、生涯学習課、教育総務課（総務担当）
	学校支援班（教育総務課長）	教育総務課（施設担当）、学校教育課、教育指導課、教育研究所、総合教育支援センター
	被災者支援班（市民課長）	市民課
	物資・給水班（環境保全課長）	環境保全課、商工振興課、農業振興課、中心市街地振興課、農業委員会事務局
	廃棄物班（リサイクルプラザ所長）	リサイクルプラザ
	避難所配備職員	福祉部、健康こども部、市民環境部、産業振興部、教育部から指名された職員
土木対策部 **◎土木部長** **○都市部長**	土木総務班（道路管理課長）	土木部、都市部の各課より１名
	都市施設班（都市計画課長）	都市計画課、都市整備課、建築課、みどり公園課、危険度判定士
	道路班（公共用地課長）	道路管理課、公共用地課
	下水道班（下水道課長）	下水道課
消防部 **◎消防長**	消防総務班（消防総務課長）	消防総務課、予防課
	活動班（消防署長）	消防署、消防団
議会部 **◎議会事務局長**	議会班（議会事務局次長）	議会事務局

3-5 綾瀬市災害対策本部事務分掌

※（「～に関すること。」は省略）

部	班	配置課等	番号	事務分掌
事務局	指揮調整班	危機管理課 基地政策課	1	災害対策本部の設置及び運営
			2	本部長命令の伝達
			3	防災会議委員、国、県、在日米軍等その他の防災関係機関との連絡調整
			4	避難情報の発令
			5	防災行政用無線、災害情報メールの運用
			6	国、県への被害状況報告及び要望事項等
			7	自衛隊への派遣要請
			8	災害救助法の適用
	広報班	秘書広報課	1	本部長及び副本部長の秘書
			2	報道機関等への災害情報、生活情報の提供及び連絡調整
			3	市ホームページ等による情報発信
			4	災害に関する広報の実施及び統括
			5	被災状況の写真撮影等記録
			6	視察、見舞、調査等来庁者の対応
	情報班	情報政策課 監査事務局	1	インターネット経由の情報収集手段の確保及び運用方法検討
			2	各職員との連絡手段の確保及び連絡方法・方針の周知
			3	LGWAN 経由の情報収集
			4	被害情報の収集（市民、消防、職員等からの被害報告）
			5	収集情報の集約及び整理
			6	代用システムの検討・導入
総務対策部	総務班	企画課 文書法務課	1	部の災害対策活動の総括
			2	部内職員の非常配備及び事務分掌
			3	部内の管理施設の被害状況の収集及び対策
			4	災害救助法適用に係る災害報告
			5	風水害時避難所対応職員の配備
			6	部内の応援調整及び他部への応援
			7	本部会議の連絡、運営及び記録
			8	帰宅困難者対策
			9	災害対策基本法の公用令書の発行
			10	被害状況等災害資料の作成等の総括
			11	他の部課が行う調査等との総合調整
			12	災害救助法に係る救助実施状況報告及び帳票調製
			13	その他特命事項
総務対策部	受援班	職員課 選挙管理委員会事務局	1	国、県及び市町村、応援協定都市等への応援要請
			2	市職員の動員及び服務
			3	各班との人的資源に関する需要調整
			4	災害時の応援職員との連絡調整

部	班	配置課等	番号	事務分掌
			5	災害時の応援職員の受入れ（スペースの確保、資機材等の提供、執務環境の整備、宿泊場所のあっ旋）
			6	災害時の応援職員の各班へ取り次ぎ
			7	市職員の災害補償
	資源管理班	管財契約課 公共施設マネジメント推進課	1	庁舎機能及び市有財産（総務部以外の所管するものを除く。）の被害調査
			2	災害対策に係る物品の調達
			3	市有車両の管理及び配備
			4	緊急通行車両の確認証明書の交付
			5	燃料、資機材等の配布（各部で緊急対応する場合を除く。）
			6	災害対策に必要な用地等の総合調整
			7	庁舎機能及び市有財産（総務部以外の所管するものを除く。）の維持、管理
			8	災害対策に係る工事の契約
	財務班	財政課 会計課	1	義援金の受領及び配分計画
			2	災害対策に関する財政計画並びに予算及び決算
			3	災害救助法に関する財務事務
			4	災害関係経費の出納
	被害調査・り災証明班	課税課 収納課	1	家屋の被害認定調査
			2	災害証明（り災証明を含む。）等の発行
			3	被災者台帳の作成の協力
			4	租税の減免及び徴収猶予等
救護対策部	救護総務班	福祉総務課 生活支援課	1	部の災害対策活動の総括
			2	部内職員の非常配備及び事務分掌
			3	部内の管理施設の被害状況の収集及び対策
			4	部内の応援調整及び他部への応援
			5	部内に必要な資機材等の調達、調整
			6	災害時ボランティアセンターの設置支援
			7	綾瀬市社会福祉協議会、あやせ災害ボランティアネットワークとの連絡調整
			8	民生委員、日本赤十字社及び綾瀬市赤十字奉仕団との連絡調整
			9	災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金及び被災者生活再建支援金の支給
			10	その他特命事項
	福祉班	障がい福祉課 高齢介護課 地域包括ケア推進課 保険年金課	1	福祉避難所の開設調整
			2	二次避難所の開設支援
			3	避難行動要支援者の救助救援及び介護に伴う事務調整
			4	福祉避難所の運営調整
			5	福祉避難所の搬送調整
			6	二次避難所の運営支援
			7	二次避難所の搬送調整

部	班	配置課等	番号	事務分掌
			8	遺体収容所の設置及び運営
			9	遺体の搬送
			10	遺体の検案
			11	災害死亡者に係る情報の収集
			12	居宅介護支援事業所・地域包括支援センターとの連絡調整
			13	遺体の火葬及び埋葬
	救護班	医療健康課 児童青少年支援課 保育課 こども家庭センター スポーツ課 統括保健師・全ての保健師	1	医療及び保健対策並びに救援救護対策の総合調整
			2	医療、助産及び救護
			3	応急救護所の設置
			4	医療救護本部の設置
			5	医師会、県及び関係医療機関との連絡調整及び救急医療情報
			6	乳幼児及び児童の救助救援及び保護
			7	保健師・管理栄養士活動の総括
			8	医療資器材、薬品等の調達
			9	応急保育の実施
			10	被災地の消毒等防疫対策
			11	衛生管理と感染症予防に係る防疫
			12	派遣保健師・管理栄養士の受入れ及び取りまとめ
			13	要配慮者用の食料の管理
			14	災害時における飼い主のいないペット等の愛玩動物等の動物対策
			15	避難所等の巡回による健康状態の把握及び相談業務
			16	二次健康被害の予防と対策
			17	医療及び保健対策並びに救援救護対策の計画
避難・生活支援部	避難総務班	市民活動推進課 生涯学習課 教育総務課（総務担当）	1	部の災害対策活動の総括
			2	部内職員の非常配備及び事務分掌
			3	部内の管理施設の被害状況の収集
			4	避難所（一次避難所、二次避難所）の開設に係る連絡調整
			5	部内の管理施設の被害状況の対策
			6	部内に必要な資機材等の調達、調整
			7	自主防災組織との連絡調整
			8	避難所運営委員会との連絡調整
			9	外国人市民への支援
			10	避難所（一次避難所、二次避難所）の運営に係る連絡調整
			11	部内の応援調整及び他部への応援
			12	文化財・歴史的公文書等の被害状況把握
			13	その他特命事項
			14	文化財・歴史的公文書等の保全
			15	部の災害対策活動の総括
	学校支援班	教育総務課（施設担当） 学校教育課	1	学校施設の点検
			2	児童生徒等被災状況等の調査及び救護
			3	学校との連絡調整

部	班	配置課等	番号	事務分掌
避難・生活支援部		教育指導課 教育研究所 総合教育支援センター	4	避難所の開設運営の協力
			5	学校施設の整備及び復旧
			6	一次避難所の炊き出しの協力
			7	応急教育
			8	通学路の点検
			9	被災児童生徒に対する学用品の供給
	被災者支援班	市民課	1	災害時の広聴
			2	被災者相談、要望等の受付
			3	災害復旧に伴う市民相談
			4	安否情報の収集、整理及び照会対応
			5	警察等の連絡調整
			6	被災者台帳の作成
			7	要捜索者名簿の作成
	物資・給水班	環境保全課 商工振興課 農業振興課 中心市街地振興課 農業委員会事務局	1	食料その他生活必需物資の調達、要請、供給等
			2	水道営業所等関係機関との連絡調整
			3	農業の被害調査及び応急対策
			4	救援物資の受入れ、保管及び配布等
			5	物資集積場所等の設置及び運営
			6	車両その他の輸送手段の確保及び緊急輸送
			7	物資輸送・保管業者への応援要請
			8	調達物資、救援物資等の輸送
			9	飲料水・生活用水の確保
			10	避難所等への給水及び搬送
			11	農業関係団体との連絡調整　安否確認
			12	商工業等の被害調査及び応急対策
			13	商工業関係団体との連絡調整
			14	災害発生時等に有害化学物質が環境中に漏洩した際の状況把握
	廃棄物班	リサイクルプラザ	1	災害廃棄物に関する収集及び処理体制の整備
			2	生活ごみ・避難所ごみの収集及び処理
			3	し尿の収集及び処理
			4	災害廃棄物の処理
			5	仮置場管理運営業務
			6	公費解体・自費解体に係る償還手続(申請受付)
	避難所配備職員	福祉部、健康こども部、市民環境部、産業振興部、教育部から指名された職員	1	避難所の開設及び運営
			2	避難所運営委員会との連絡調整の協力
			3	避難所における物資等の要請、受入等の調整
			4	避難所の応急給水
			5	避難所周辺の被害状況その他の災害情報の収集、伝達及び広報

部	班	配置課等	番号	事務分掌
土木対策部	土木総務班	土木部、都市部の各課から1名	1	部の災害対策活動の総括
			2	部内職員の非常配備及び事務分掌
			3	部内の管理施設の被害状況の収集及び対策
			4	部内に必要な資機材等の調達、調整
			5	部内の応援調整及び他部への応援
			6	その他特命事項
	都市施設班	都市計画課 都市整備課 建築課 みどり公園課 危険度判定士	1	震災建築物応急危険度判定
			2	被災宅地危険度判定
			3	危険建物、土砂災害警戒区域等の情報収集と警戒及び安全確保
			4	建築制限の実施
			5	応急仮設住宅等の災害対策用地確保及び調整
			6	応急仮設住宅の調達、建設及び管理
			7	応急仮設住宅建設等に伴う綾瀬市建設業協会、建設関係団体等との連絡調整及び運用
			8	応急仮設住宅の入居希望者の受付
			9	公共建築物の修理
			10	被災住宅の応急修理
			11	被災者への住宅供給
	道路班	道路管理課 公共用地課	1	道路その他の障害物の除去
			2	緊急輸送道路の確保
			3	災害応急対策及び復旧に伴う綾瀬市建設業協会及び建設関係団体等との連絡調整及び運用
			4	道路、橋りょう等の被害状況把握
	下水道班	下水道課	1	下水道管路の点検
			2	公共下水道、河川、排水路、処理場、ポンプ場等の被害状況調査
			3	下水道管路の応急復旧
			4	綾瀬市管工事業協同組合との連絡調整
消防部	消防総務班	消防総務課 予防課	1	部の災害対策活動の総括
			2	部内職員の非常配備及び事務分掌
			3	部内の管理施設の被害状況の収集及び対策
			4	部内の応援調整及び他部への応援
			5	緊急消防援助隊応援要請及び受入れ
			6	神奈川県消防広域応援実施計画に基づく応援要請
			7	部内に必要な資機材等の調達、調整
			8	り災証明の発行（火災によるもの）
			9	その他特命事項
	活動班	消防署 消防団	1	消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第１条に規定する任務
			2	災害情報の収集、伝達
			3	避難指示等発令時の避難誘導

部	班	配置課等	番号	事務分掌
			4	警戒区域の設定
			5	被害の原因及び調査
			6	臨時ヘリポートの開設
			7	行方不明者及び遺体の捜索
議会部	議会班	議会事務局	1	市議会議員との連絡調整
			2	被害情報の収集及び整理の協力
			3	その他特命事項

3-6 災害対策本部会議実施概要

(1) 災害対策本部会議の実施

開催時期	○災害対策本部設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合
構成員	○本部長、副本部長、災害対策本部組織各部長、事務局長 ○部長が不在の場合は、当該部の長があらかじめ指名した者 ○各都道府県連絡員 ○本部長が出席を認めた、自衛隊、警察及び防災関係機関等の職員及び連絡員
本部署会議事務局	○災害対策本部署事務局
協議事項等	○次の事項に掲げる基本方針 ・職員非常配置体制及びその廃止に関すること。 ・重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・避難の指示等に関すること。 ・災害救助法の適用に関すること。 ・神奈川県、他市町村及び公共機関に対する応援の要請に関すること。 ・その他、災害対策の重要事項に関すること。

(2) 災害対策本部会議室等の設置及び資機材等の確保

災害対策本部事務局は総務対策部と連携し次の措置を行う。なお、被害の状況により、本庁舎以外に災害対策本部を設置する場合は、当該施設管理所管部と連携して行う。

区分	内容
本部会議室等の設置	○本部会議を開催する部屋の確保（J1-1 会議室、庁議室） ○応急対策実施のための調整室の確保（窓口棟 3 階会議室） ○その他本部会議事務局や関係機関等からの本部連絡員が使用する部屋などの確保（窓口棟 3 階会議室）
資機材等の確保	○防災関連の情報を整理した地図、資料等 ○住宅地図、その他地図類 ○パソコン関連機材 ○プロジェクター、スクリーン、黒板等の表示装置 ○複写機等の装置 ○カメラ、ビデオ、ボイスレコーダー等の記録装置 ○関係機関、協力団体等との連絡先リスト○各種報告様式等 ○その他必要資機材等

4　情報伝達

4-1　綾瀬市防災行政用無線局管理運用規程

綾瀬市防災行政用無線局管理運用規程	

第 1 号様式(第 15 条関係)

無線業務日誌(固定係)

年　　月　　日分

免許人	無線局の種別	無線従事者	氏名
	呼出名称		資格
		電波型式	
		空中線電力	
		周波数	

回	開始時刻 終了時刻	送出時間	発信区分	音量制御	呼出設定 野外：個別	備　　考

固定系累計

年　　月　　日分

固　定　系　累　計				
発　信　区　分	一　般　送　出	一般送出時間	非　常　送　出	非常送出時間
	回	分　秒	回	分　秒
	回	分　秒	回	分　秒
計	回	分　秒	回	分　秒

計	全　送　出　回　数	全　送　出　時　間
	回	時間　分　秒

その他の特記事項

第 2 号様式(第 16 条関係)

毎 日 点 検 表

点検実施日

年 月 日

点検実施者

区分	点 検 項 目	異常の有無	特 記 事 項
固定系設備	親局設備の外観状況	有・無	
	各ランプの点灯状況	有・無	
	機器の作動状況	有・無	
	時計表示	有・無	
	情報表示板作動状況	有・無	
その他特記事項			

第３号様式（第１８条関係）

広　報　依　頼　書

年　月　日

管理責任者　殿　　申請者　住　所

氏　名

次のとおり依頼します。　　電　話

件　名	
放送希望日	年　月　日（　）～　年　月　日（　）
放送時間	□①　□②　□③　□④（　）
放送区分	□一斉放送（屋外子局放送）　□個別放送（個別受信機放送） □両方
放送地域	□市内全域　□地域別（　）
放送文	
その他特記事項	
連絡先	担当者

備考

1　太枠内のみ記入し、放送実施７日前までに提出してください。

2　放送区分・地域の「地域別」は、自治会単位、事業所又は公共施設と記入

3　放送時間　①7：30～8：00　②12：15～12：45　③18：30～19：00　④即時放送

4-2　綾瀬市防災行政用無線系統図

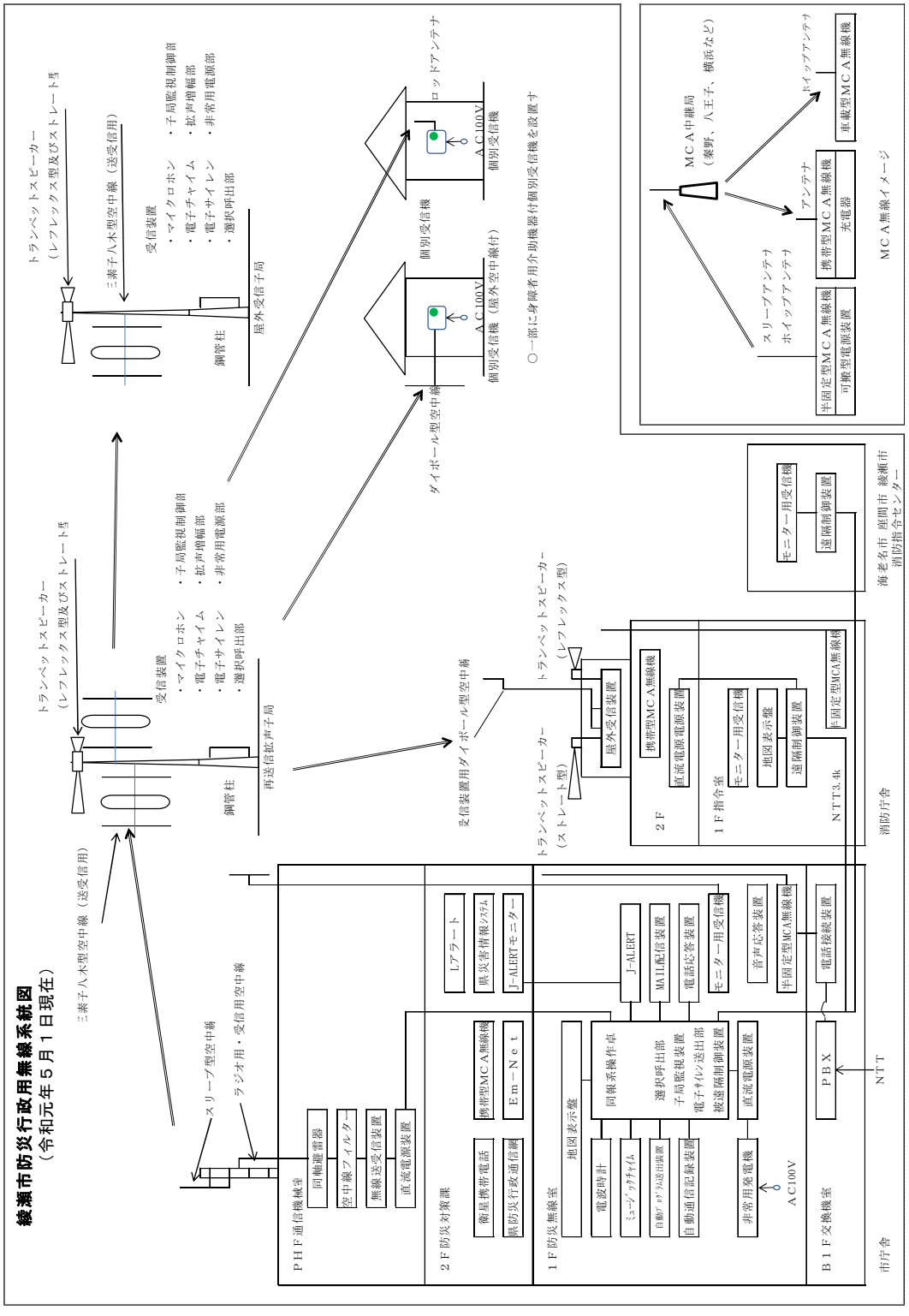

4-3 神奈川県防災行政無線系統図

神奈川県防災行政無線系統図 （神奈川県地域防災計画-マニュアル資料-地震第 3 章 資料 3-1-1 防災行政通信網構成機関及び回線系統図）	

4-4 防災行政用無線広報文例

◆発生情報

①綾瀬市役所から地震の発生についてお知らせします。
ただ今発生した地震は、綾瀬市で震度〇〇です。
火の元を点検するとともに、身の安全を図ってください。

②綾瀬市役所から余震についてお知らせします。
ただ今、綾瀬市で震度〇〇の地震がありました。余震が続くと思われます。あわてて外に飛び出すと危険です。落ち着いて行動してください。余震に備えて、身の安全を図るとともに、火の元やガスの元栓を確認してください。

③綾瀬市役所から台風〇〇号についてお知らせします。
〇月〇日〇曜日（時間帯）から、〇月〇日〇曜日（時間帯）にかけて、台風〇〇号の影響により、雨や風が強まる恐れがあります。
今後の気象情報に注意し、災害に備えましょう。
・浸水被害軽減のため、家の周りの点検を行いましょう。
・防災ハザードマップで周囲の危険な場所を確認しましょう。
・避難とは、災害の危険がある所から安全な場所へ逃げることです。避難所だけでなく、自宅の２階や、親族・知人の家等、自分の身を守ることができる場所を確認しましょう。

◆洪水時避難指示等

① 警戒レベル3
綾瀬市役所から洪水に関する警戒レベル３高齢者等避難の発令についてお知らせします。
〇〇川が氾濫する恐れのある水位に近づいています。
〇丁目、〇丁目、〇丁目の浸水想定区域に対し、警戒レベル３高齢者等避難を発令しました。

対象の区域にいるお年寄りなど、避難に時間のかかる方は、安全な場所に、速やかに避難してください。

それ以外の方も、避難の準備を整え、危険だと思ったら早めに避難してください。

川の周辺には近づかず、外に出ることが危険だと思われるときは、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。

② 警戒レベル4

綾瀬市役所から洪水に関する警戒レベル４避難指示の発令についてお知らせします。

〇〇川が氾濫する恐れがあります。

□□□〇丁目、〇丁目、〇丁目の浸水想定区域に対して、洪水に関する警戒レベル４避難指示を発令しました。

対象の区域にいる方は、全員、安全な場所に、今すぐ避難してください。

川の周辺には近づかず、外に出ることが危険だと思われるときは、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。

③ 警戒レベル5

（河川氾濫が切迫している状況）

緊急放送！緊急放送！

綾瀬市役所から警戒レベル５緊急安全確保についてお知らせします。

〇〇川が氾濫しているおそれがあります。

□□□〇丁目、〇丁目、〇丁目の浸水想定区域に対して、警戒レベル５緊急安全確保を発令しました。

命の危険が迫っています。外に出ることが危険だと思われるときは、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。

（河川氾濫を確認した状況）

緊急放送!緊急放送!

綾瀬市役所から警戒レベル５緊急安全確保についてお知らせします。

〇〇川が氾濫しました。

□□□〇丁目、〇丁目、〇丁目の浸水想定区域に対して、警戒レベル５緊急安全確保を発令しました。

命の危険が迫っています。外に出ることが危険だと思われるときは、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。

◆土砂災害時避難指示等

① 警戒レベル3

綾瀬市役所から土砂災害に関する警戒レベル３高齢者等避難の発令についてお知らせします。

□□□〇丁目、〇丁目、〇丁目の土砂災害警戒区域に対して、土砂災害に関する警戒レベル３高齢者等避難を発令しました。

土砂災害が発生するおそれがあります。

対象の区域にいるお年寄りなど、避難に時間のかかる方は、安全な場所に、速やかに避難してください。

それ以外の方も、避難の準備を整え、危険だと思ったら早めに避難してください。

② 警戒レベル4

綾瀬市役所から土砂災害に関する警戒レベル４避難指示の発令についてお知らせします。

□□□〇丁目、〇丁目、〇丁目の土砂災害警戒区域に対して、土砂災害に関する警戒レベル４避難指示を発令しました。

土砂災害の危険性が高まっています。

対象の区域にいる方は、全員、安全な場所に、今すぐ避難してください。

外に出ることが危険と思われる場合には、少しでも崖から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

③ 警戒レベル5

（土砂災害発生が切迫している状況）

緊急放送！緊急放送！

綾瀬市役所から警戒レベル５緊急安全確保についてお知らせします。

〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が高い状況です。

〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル５緊急安全確保を発令しました。

命の危険が迫っています。

外に出ることが危険と思われる場合には、少しでも崖から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

（土砂災害発生を確認した状況）

緊急放送！緊急放送！

綾瀬市役所から警戒レベル５緊急安全確保についてお知らせします。

〇〇地区では土砂災害が発生しました。

〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル５緊急安全確保を発令しました。

命の危険が迫っています。

外に出ることが危険と思われる場合には、少しでも崖から離れた建物や自宅内の部

屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

◆避難情報

①綾瀬市役所から避難についてお知らせします。

先ほど発生した地震により、〇〇地区で火災が発生し、〇〇方向に延焼拡大しています。〇〇地区の皆様は、広域避難場所に避難してください。避難する際には、車は使用しないでください。

②綾瀬市役所から避難所の開設についてお知らせします。

綾瀬市内の各小中学校を避難所として開設します。自宅での生活が困難な方は、各小中学校に避難してください。

学校敷地内の防災倉庫のドアに設置されているダイヤル式キーボックスの中に、防災倉庫の鍵があります。防災倉庫を開けて、避難所を開設してください。

ダイヤル式キーボックスはの暗証番号は〇〇〇〇です。繰り返します。暗証番号は〇〇〇〇です。

③綾瀬役所から避難所の防災倉庫のダイヤルキーボックスの暗証番号についてお知らせします。暗証番号は〇〇〇〇です。繰り返します。暗証番号は〇〇〇〇です。防災倉庫を開けて、避難所を開設してください。

④綾瀬市役所から避難所の開設についてお知らせします。

〇〇地区、〇〇に避難所を開設しました。

避難の必要がある方は、避難してください。避難する際には、車は使用しないでください。

⑤綾瀬市役所から避難所についてお知らせします。

現在、〇〇地区〇〇避難所は、収容不能です。これから避難される方は、〇〇避難所へ避難してください。

◆被害情報

①綾瀬市役所から地震の被害状況についてお知らせします。

先ほど発生した地震により、市内に被害が発生しています。

〇〇道の〇〇から〇〇までは、通行が禁止されています。警察官の指示に従って行動してください。

また、市内の道路は大変混雑しています。車は使用しないでください。

②綾瀬市役所から停電についてお知らせします。

ただ今、市内全域が（〇〇地区は）停電しています。

※以下、次のアかイを状況に応じて使い分ける。
ア　現在、東京電力パワーグリッドでは復旧作業を急いでおります。
イ　東京電力パワーグリッドによりますと、復旧の見通しは、〇月〇日〇〇時頃の見込です。
復旧の際には、電気器具からの出火防止に努めてください。

③綾瀬市役所から断水についてお知らせします。
ただ今、市内全域が（〇〇地区は）断水しています。
※以下、次のアかイを状況に応じて使い分ける。
ア　現在、水道局では復旧作業を急いでおります。
イ　水道局によりますと、復旧の見通しは、〇月〇日〇〇時頃の見込です。

④綾瀬市役所からガスの供給停止についてお知らせします。
ただ今、市内全域で（〇〇地区は）ガスの供給が停止しています。
復旧には、〇〇日程度、かかる見込です。
ガス会社が、安全を確認するまで、火を絶対に使用しないでください。

⑤綾瀬市役所からガス漏れについてお知らせします。
ただ今、〇〇地区〇〇番地付近でガス漏れが発生しました。
付近住民の方は、当分の間、火を絶対に使用しないでください。

⑥綾瀬市役所から電話の使用についてお知らせします。
ただ今、市内全域で（〇〇地区は）電話が不通となっております。
※以下、次のアかイを状況に応じて使い分ける。
ア　現在、ＮＴＴでは復旧作業を急いでおります。
イ　ＮＴＴによりますと、復旧の見通しは、〇月〇日〇〇時頃の見込です。
なお、〇〇に臨時電話が開設されていますので、ご利用ください。

◆生活支援情報

①綾瀬市役所から飲料水、食料品の配布についてお知らせします。
〇月〇日〇時から、〇〇地域は〇〇で、飲料水、食料品の配布を行います。

②綾瀬市役所から応急救護所の開設についてお知らせします。
〇〇地区、〇〇に応急救護所が開設されました。
けがをされた方は、手当を受けてください。

◆復旧情報

①綾瀬市役所から電気の復旧についてお知らせします。

ただ今、〇〇地区では、電気が復旧しました。電気器具からの出火がないか、確認し、出火防止に努めてください。

②綾瀬市役所から水道の復旧についてお知らせします。

ただ今、〇〇地区では、水道が復旧しました。

③綾瀬市役所からガスの供給開始についてお知らせします。

ただ今、〇〇地区では、ガスの供給が開始されました。

④綾瀬市役所からガス漏れの復旧についてお知らせします。

ただ今、〇〇地区のガス漏れは復旧しました。御協力ありがとうございました。

⑤綾瀬市役所から電話の復旧についてお知らせします。

ただ今、〇〇地区では電話が復旧しました。（〇〇地区では、復旧までに〇日程度かかる見込です。復旧していない地域では、引き続き臨時電話をご利用ください。）

◆流言飛語の防止

①綾瀬市役所から流言飛語についてお知らせします。

ただ今、市内の一部で誤った情報が流れています。ラジオ・テレビなどの情報や、防災行政用無線で正しい情報を知るようにしてください。

4-5　通信連絡系統図

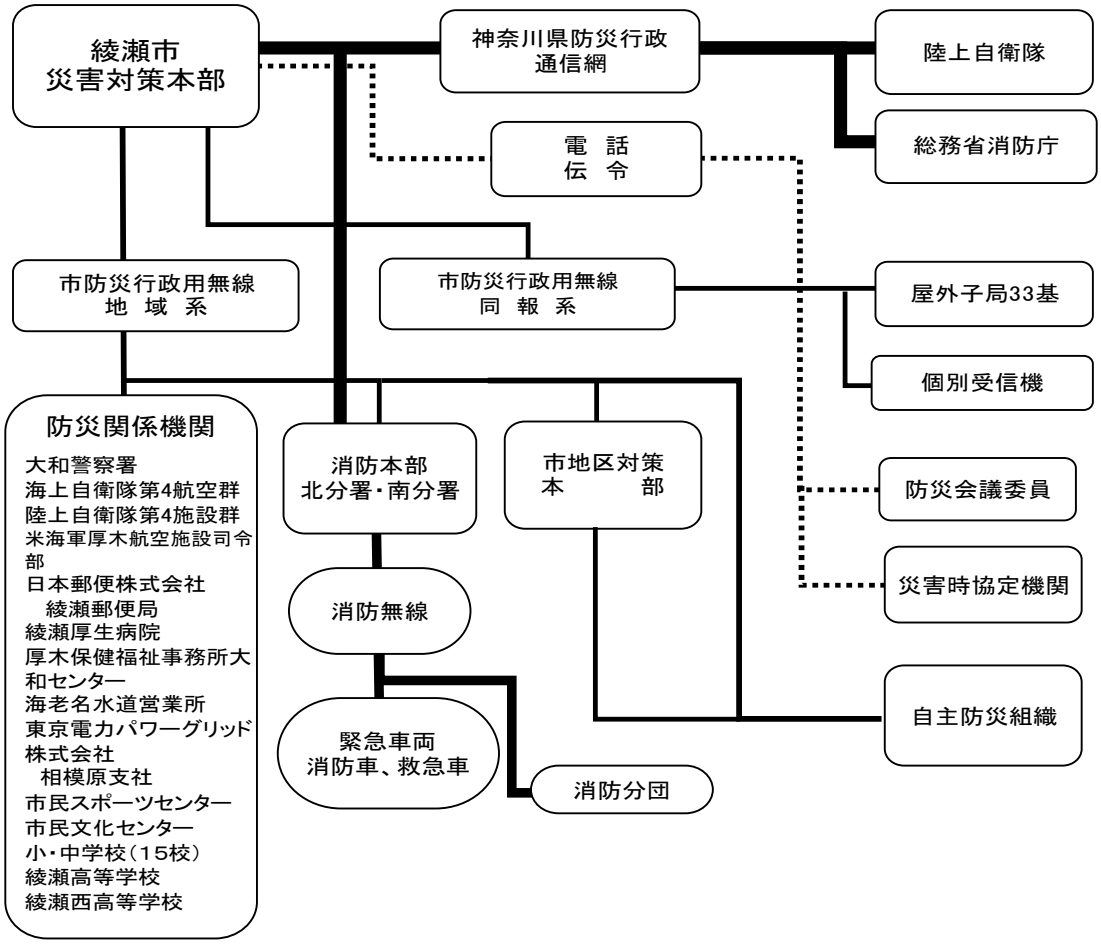
綾瀬市
災害対策本部
神奈川県防災行政
通信網
陸上自衛隊
総務省消防庁
電　話
伝　令
市防災行政用無線
地　域　系
市防災行政用無線
同　報　系
屋外子局33基
個別受信機
防災関係機関
大和警察署
海上自衛隊第4航空群
陸上自衛隊第4施設群
米海軍厚木航空施設司令部
日本郵便株式会社
綾瀬郵便局
綾瀬厚生病院
厚木保健福祉事務所大和センター
海老名水道営業所
東京電力パワーグリッド株式会社
相模原支社
市民スポーツセンター
市民文化センター
小・中学校（15校）
綾瀬高等学校
綾瀬西高等学校
消防本部
北分署・南分署
市地区対策
本　　部
防災会議委員
災害時協定機関
消防無線
自主防災組織
緊急車両
消防車、救急車
消防分団

4-6　情報報告の連絡系統図

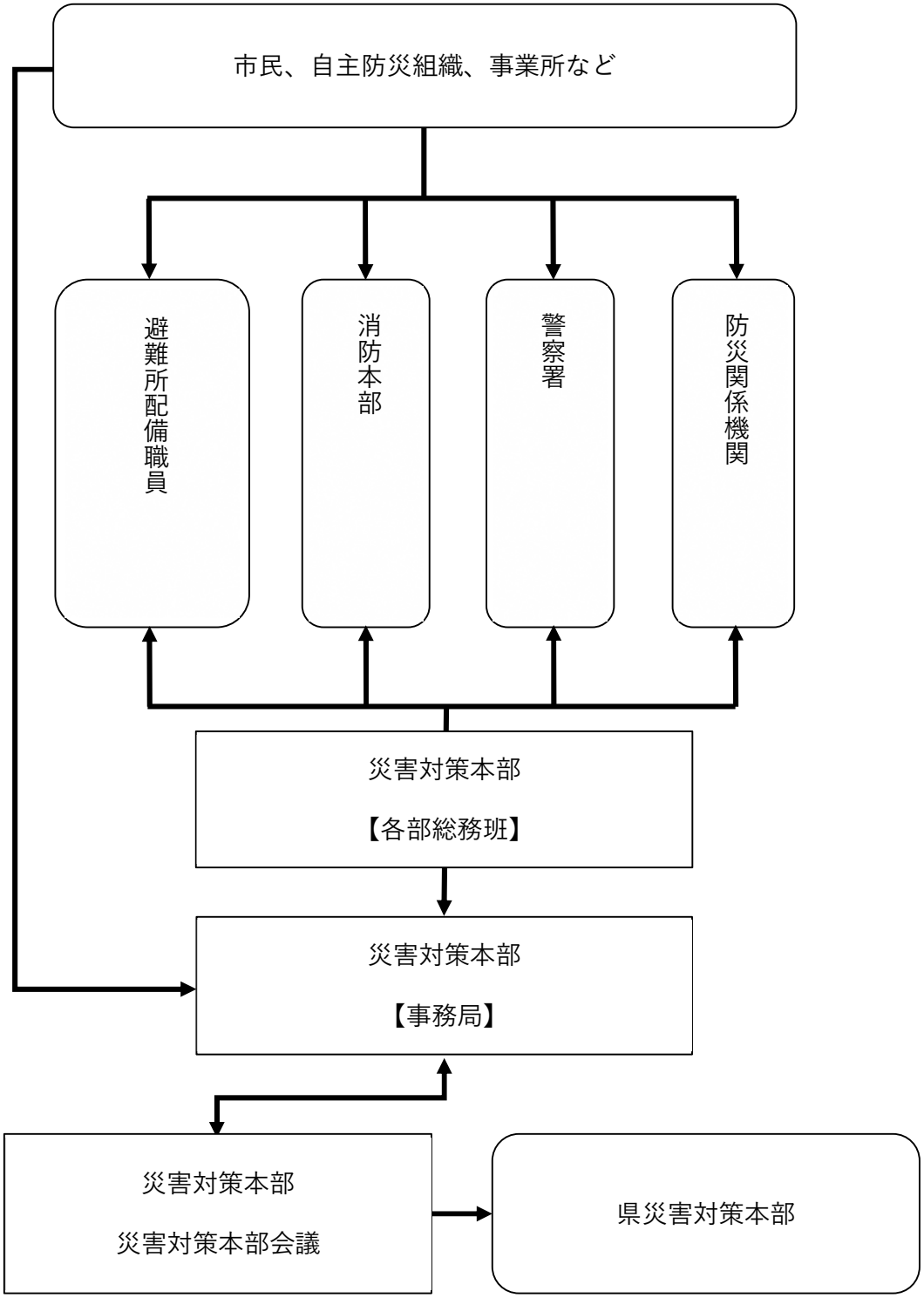

4-7 被害調査事項と担当部局

調査事項				担当部
被災調査	人的被害・住家被害	人的被害	死者、行方不明者	救護対策部 消防部
			負傷者	救護対策部
		家屋被害		総務対策部
	上下水道施設関係被害	上水道被害		土木対策部
		下水道被害		土木対策部
	公共土木施設被害	道路施設の被害	市道	土木対策部
			市道以外	土木対策部
		河川管理施設の被害		土木対策部
	医療機関の被害			救護対策部
	商工関係・農林水産関係被害			避難・生活支援部
	教育関係被害	学校関係の被害		避難・生活支援部
		文化財の被害		避難・生活支援部
参集途上の見聞情報				各部
被災地概況調査情報				各部
市民からの通報情報				災害対策本部事務局
市有施設	庁舎の被害			総務対策部
緊急点検	所管施設関係の被害	施設の被害		各部
		施設利用者等の被害		
関係機関の通報、問い合わせ情報	公共輸送機関の被害	車両、施設(利用者)等の被害		避難・生活支援部
	近隣市町村等の被害状況			災害対策本部事務局

4-8　航空事故等緊急連絡経路図

○　航空事故等緊急連絡経路図

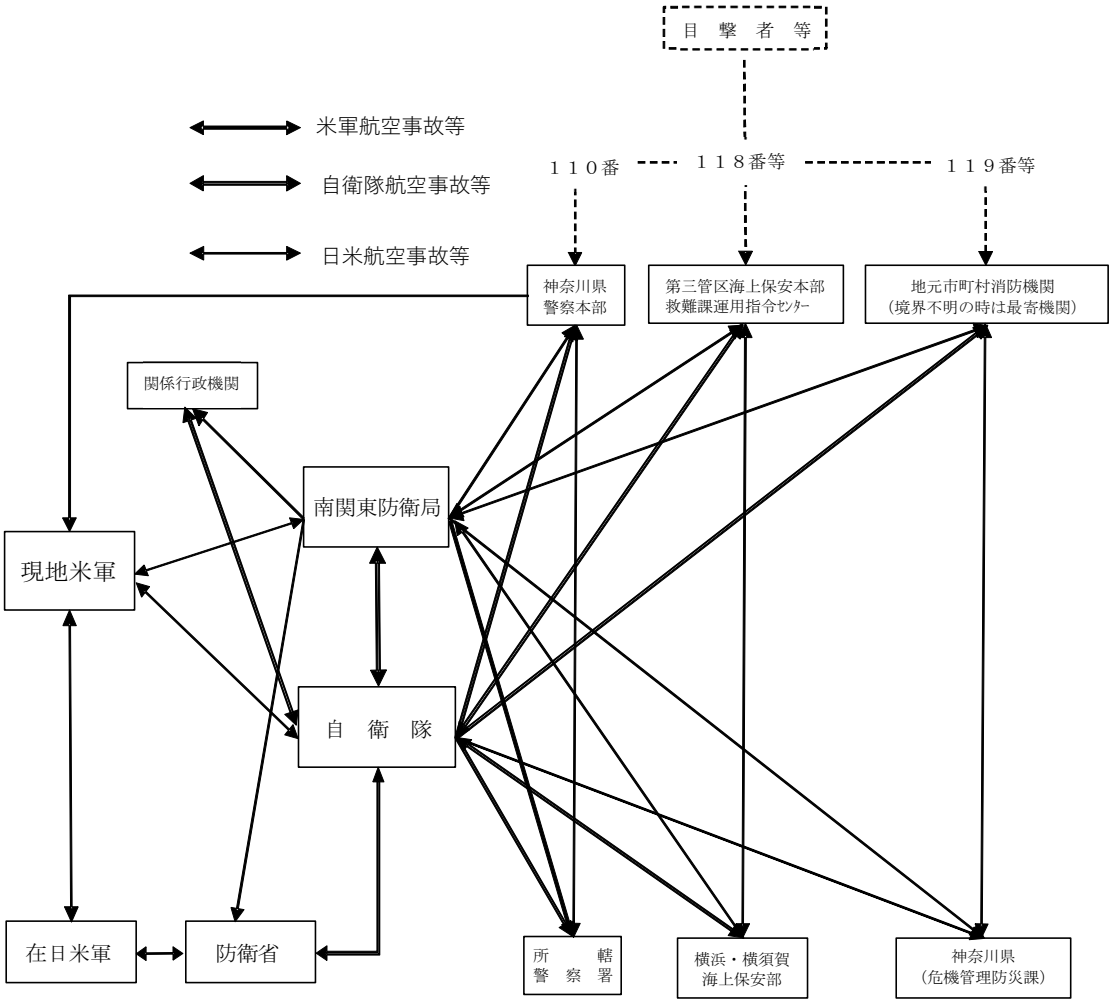

○　民間航空機の事故発生

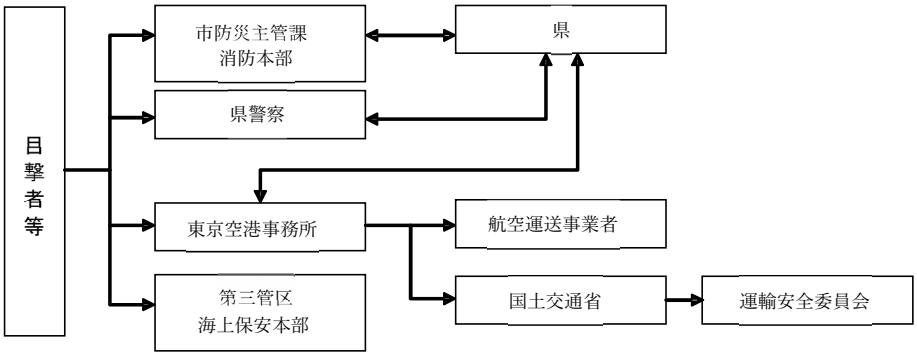

4-9　避難情報等と住民等がとるべき行動

避難情報等と住民等がとるべき行動

警戒レベル	避難情報等	発令される状況	住民等がとるべき行動
警戒レベル５	緊急安全確保 （市が発令）	災害発生又は切迫 （必ず発令される情報ではない）	命の危険　直ちに安全確保！ （高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避。その他緊急に安全を確保する措置をとる。）
警戒レベル４	避難指示 （市が発令）	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難（全員が速やかに避難先へ避難する。）
警戒レベル３	高齢者等避難 （市が発令）	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難（避難に時間を要する人とその支援者は避難を開始する。その他の人は避難の準備を整える。）
警戒レベル２	洪水注意報 大雨注意報等 （気象庁が発表）	気象状況悪化	自らの避難行動を確認（災害に備え、ハザードマップ等により自らの避難行動を確認する。）
警戒レベル１	早期注意情報 （気象庁が発表）	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める（防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。）

4-10　避難情報発令の実施基準

災害対策基本法に基づく避難指示等の実施者等

実施者		指示等を行う場合
市長		○災害が発生　または　発生するおそれ ○人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため ⇒避難（のための立ち退き）を指示できる（災害対策基本法第６０条第１項） ◎避難のための立退きによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり　かつ　事態に照らし緊急を要するとき ⇒高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避等(「緊急安全確保措置」)を指示できる（災害対策基本法第６０条第３項）
	意思決定代理順位者	
	権限を委任された市職員 (地方自治法第153条第１項に基づく委任)	

⇩　市が避難指示を行えない場合等

県知事	●市が避難指示を行えない場合

	⇒その役割を代行しなければならない（災害対策基本法第６０条第６項）
警察官 海上保安官	●市が避難指示を行えない場合または要求があった場合 ⇒その役割を代行することができる（災害対策基本法第６１条）

災害対策基本法以外の法律に基づく避難指示

災害種別	関係法令	実施者等
洪水、高潮	水防法第２９条	・県知事 ・その命を受けた職員または水防管理者
地すべり	地すべり等防止法第２５条	・県知事 ・その命を受けた職員

4-11 警戒区域の設定権限

警戒区域設定の法的根拠等

根拠法	災害対策基本法第６３条
実施内容	災害による危機がすぐそこに迫っている場合 ⇒立入を禁止する区域を設定 ⇒区域内にいる人には区域外への退去を命令する
実施権限	市長や権限を委任された市職員、これらの者から要求があったときは警察官又は海上保安官
警戒区域設定時の入域	災害応急対策従事者に限定

警戒区域の設定が必要とされる状況

1　土砂災害の危険が及ぶと予想される地域
（急傾斜地崩壊危険箇所等）
2　浸水により危険が及ぶと予想される地域
3　施設被害等により爆発、有毒ガス、放射線の危険が及ぶと予想される地域
4　その他、災害から地域の居住者等の保護を図る必要がある地域

避難指示等と警戒区域設定の違い

避難指示等	警戒区域設定
・人に対して避難を指示 ・罰則なし	・地域的にとらえて、立ち入り制限、禁止、退去命令 ・罰則あり

4-12 箱根山及び富士山の火山活動の概要

箱根山	箱根山は、複数の成層火山と単成火山から構成される複成火山であり、火山体の中心には南北約 11km、東西約 8km にわたる大きな鍋状凹地（カルデラ）が広がっている。 火山活動は約 65 万年前に始まり、繰り返される噴火によって外輪山とカルデラ、さらにカルデラ内には前期と後期の 2 つの中央火口丘群が形成されている。 外輪山および前期中央火口丘群はすでに活動を停止しており、最近の噴火は後期中央火口丘群で発生しており、将来的な活動もこの地域で起こると考えられている。 箱根山には歴史的な噴火記録は残されていないが、地質調査により 12～13 世紀頃に 3 回ほど小規模な水蒸気爆発があったことが明らかになっている。 大涌谷、早雲山、湯ノ花沢、硫黄山の 4 つの噴気地帯で噴気活動が継続しており、大涌谷と湯ノ花沢では過去に火山ガスによる死亡事故も発生している。 平成 27 年 4 月下旬から始まった火山活動の活発化は約 7 ヶ月間続き、6 月にはごく小規模な水蒸気噴火が発生した。この期間中に観測された火山性地震は約 12,500 回にのぼった。また、平成 31 年 4 月下旬頃から火山性地震が増加し、5 月 19 日に噴火警戒レベルが 1（活火山であることに留意）から 2（火口周辺規制）に引き上げられたが、その後、地震活動は減少し、10 月 7 日には警戒レベルが再び 1 に引き下げられた。
富士山	山梨県と静岡県にまたがる日本最高峰の成層火山であり、体積は約 400 立方キロメートル、基底の直径は約 50km に及ぶ。 古い時代から順に小御岳火山、古富士火山、そして現在の富士山にあたる新富士火山の三段階で構成されており、このうち、新富士火山の活動史は以下のように整理される。 ・約 1 万 1,000～8,000 前：年前山頂火口及び側火口から極めて多量な溶岩が流出 ・約 8,000～4,500 年前：山頂火口から小規模なテフラが間欠的に噴出 ・約 4,500～3,000 年前：山頂火口及び側火山群から大規模な溶岩と小規模なテフラが噴出 ・約 3,000～2,000 年前：主として山頂火口から大規模なプリニー式噴火のテフラが頻繁に噴出し、少量の火砕流と溶岩がこれに伴った。 ・約 2,000 年前～1707 年：側火山群から小規模～大規模なストロンボリ式噴火のテフラと溶岩が噴出 ・1707 年：山頂近傍の側火口から大規模なプリニー式噴火のテフラが噴出

4-13 火山現象に関する情報の発表と伝達系統と噴火警戒レベル

(1) 噴火警報等の種類と発表

種類	内容
噴火警報	気象庁が居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表。
噴火予報	気象庁が火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が予想される場合に発表。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

(2) 降灰予報

区分	目的	内容
降灰予報(定時)	噴火したときの降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を予め確認しておき、事前に対策がとれるようにします。	・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表します。 ・18 時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲をお知らせします。
降灰予報(速報)	即時性を重視して発表することで、降ってくる火山灰や小さな噴石に対して、ただちに対応行動がとれるようにします。	・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表します。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表します。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表します。 ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火発生後、速やかに(5～10分程度※で)発表します。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲をお知らせします。
降灰予報(詳細)	噴火事実に基づいた精度の良い予報を提供し、降灰量階級に応じた適切な対応行動がとれるようにします。	・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表します。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表します。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表します。 ・降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表します。 ・観測値をもとに詳細な計算を行い、噴火後 20～30 分程度※で発表します。 ・噴火発生から1時間ごと6時間先までの降灰量や市町村ごとの降灰開始時刻をお知らせします。

※ 噴煙が気象条件により直接確認できない場合等には、これよりも降灰予報の発表に時間を要することや、降灰予報を発表できないことがあります。

（3）火山現象に関する情報

情報等の種類	内容	発表時期
噴火速報	周辺住民及び登山者等火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報	随時
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	写真や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬及び必要に応じ適時発表
月間火山概況	前月１ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時

（4）噴火警戒レベル表

種別	名称	略称	対象範囲	噴火警戒レベル（ｷｰﾜｰﾄﾞ）	火山活動の状況
特別警報	噴火警報（居住地域）	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル５（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
				レベル４（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。
警報	噴火警報（火口周辺）	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル３（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
			火口から少し離れた所までの火口付近	レベル２（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	－	火口内等	レベル１（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）

（5）噴火警報等の伝達系統図

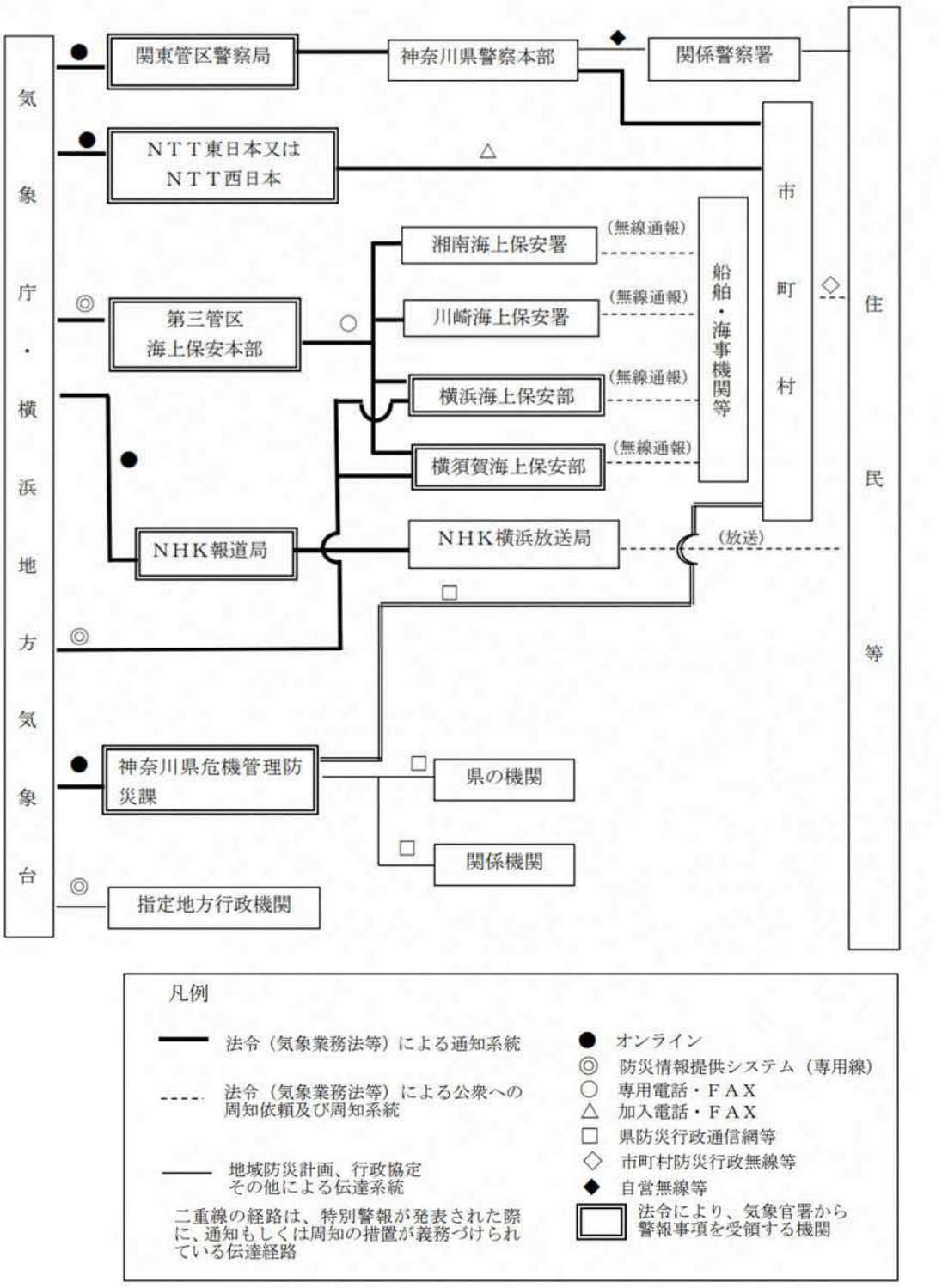

4-14　降灰に関する情報

◎降　灰

本市への大量の降灰は、富士山または箱根山で、高さ数ｋｍを超えるような噴煙柱を噴き上げる大規模な噴火が発生した場合です。灰は高層の強い偏西風に乗り、東へ流され、地上へ降り注ぐことになり、本市へは噴火から３０分から１時間程度で降り始めます。

大量の降灰が予想される場合には、噴火直後に気象庁からその旨の情報が発信されることになります。

１　大量降灰時の本市へ予想される影響

○　呼吸器系の障害を訴える人が増えます。
○　交通輸送力が低下します。
○　農作物収穫量に影響が出ます。
○　家庭の雨どいなどが詰まります。
○　車のフロントガラスなどが傷つきます。
○　屋内に大量に入り込むと空調機や電算機に障害が出ることもあります。

２　大量降灰が予想される場合の対応

○　降灰中は外出を控えるよう、また、やむを得ず外出する場合にはマスク等を着用するよう広報します。
○　車両を運転する場合には、交通情報に留意し、ワイパーを使用せずに、注意して運転するように広報します。
○　外出先から帰ったときには灰をよく落としうがいをするように呼びかけます。

4-15　南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ地震に関連する情報	

4-16　気象庁注意報･警報の種類及び発表基準等

気象警報・注意報の種類	
警報・注意報発表基準一覧表	

4-17 気象等に関する情報

横浜地方気象台は、県内及び沿岸の海域において気象、洪水、高潮による災害及び被害の発生するおそれがある場合に二次細分区域（原則として市町村）単位で警報または注意報を発表します。

1 気象注意報、警報等

区　分	内容
注意報	大雨などによって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。 気象、地面現象、高潮、波浪、洪水等の注意報がある。
警　報	重大な災害が起こるおそれがあるときに警戒を呼びかけて行う予報。 気象、地面現象、高潮、波浪、洪水等の警報がある。
特　別 警　報	警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表し、最大限の警戒を呼びかけて行う予報。 大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪等の特別警報がある。

2 土砂災害に関する情報

(1) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と横浜地方気象台が共同で発表する防災情報です。

「土砂災害警戒情報」が発表された場合、市は土砂災害の危険性が高い要配慮者利用施設に個別に情報の伝達を行います。

(2) 土砂災害警戒判定メッシュ情報

土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生の危険度を１ｋｍ四方の領域（メッシュ）毎に５階級表示した情報で、解析時刻、１時間先予測、２時間先予測を分布図で表示するもので、土砂災害発生の危険度の高い地域をおおよそ把握できることができます。

(3) 土砂災害緊急情報

土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民への避難指示に判断等を行えるよう、河道閉塞や火山噴火に起因する土石流等については国土交通省が、地滑りについては県が緊急調査を行い、市町村に被害の想定される区域・時期の情報を提供するものです。

3 水防活動用の注意報及び警報

気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められる場合に行う水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代えます。

4　河川の水位情報(氾濫警戒情報)

大雨による河川溢水災害の危険が高まった時、市長が避難指示等を発令する際の判断や市民の自主避難の参考となるよう、県が発表する防災情報です。本市においては、目久尻川及び蓼川において発表されます。

「目久尻川氾濫警戒情報」あるいは「蓼川氾濫警戒情報」が発表された場合、市長は当該河川の浸水想定区域内に存する要配慮者利用施設に個別に情報の伝達を行います。

5　顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報です。

6　火災気象通報･火災警報

(1)　火災気象通報

横浜地方気象台は、県内の気象状況が火災の予防上危険であると認めた場合は、県防災行政通信網により、市長へ通報します。

○実効湿度が５５％以下で、最小湿度が３５％以下になる見込み。 ○毎秒１２メートル以上の平均風速が予想されるとき。 （降雨、降雪時においては、通報を行わない場合がある。）

(2)　火災警報

市長は、市域の気象状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令します。

○実効湿度が５５％以下であって、相対湿度が３５％以下で最大風速７メートルを超える見込み。 ○平均風速１５メートル以上が１時間以上連続して吹く見込み。 ○上記に準ずる気象状況で、火災の予防または警戒上、特に危険であると認められる場合

7　火災警報の伝達

消防本部では、火災警報の発令時には防災行政用無線及び消防車両により実施します。

5 水防

5-1 重要水防箇所等

重要水防箇所［令和 7 年度神奈川県水防計画より］

【綾瀬市に関係する河川のみ】

河川名	図番対象番号	重要度		左右岸別	地先名	延長（m）	重要なる理由	水防管理団体名
		種別	階級					
目久尻川	1	堤防高	B	右	綾瀬市吉岡	320	堤防高不足	綾瀬市
目久尻川	2	水衝・洗掘	B	右	綾瀬市吉岡	1,000	護岸未施工	
目久尻川	3	堤防高	B	左	綾瀬市吉岡	500	堤防高不足	
目久尻川	4	水衝・洗掘	B	左	綾瀬市吉岡	1,000	護岸未施工	
計						2,820	B ：3,030m	
蓼川	1	堤防高 工作物	A A	左	綾瀬市上土棚中６丁目	80 （1 箇所）	流下能力不足	綾瀬市
蓼川	2	堤防高 工作物	A A	右	綾瀬市上土棚北３丁目	2,380 （1 箇所）	流下能力不足 中川橋他 5 橋	
蓼川	3	堤防高	A	左	綾瀬市深谷	740	流下能力不足	
蓼川	4	堤防強度	A	左	綾瀬市本蓼川	640	護岸未施工	
蓼川	5	堤防高	A	左	綾瀬市本蓼川	1,000	流下能力不足	
計						4,840	A ：4,840m	

目久尻川

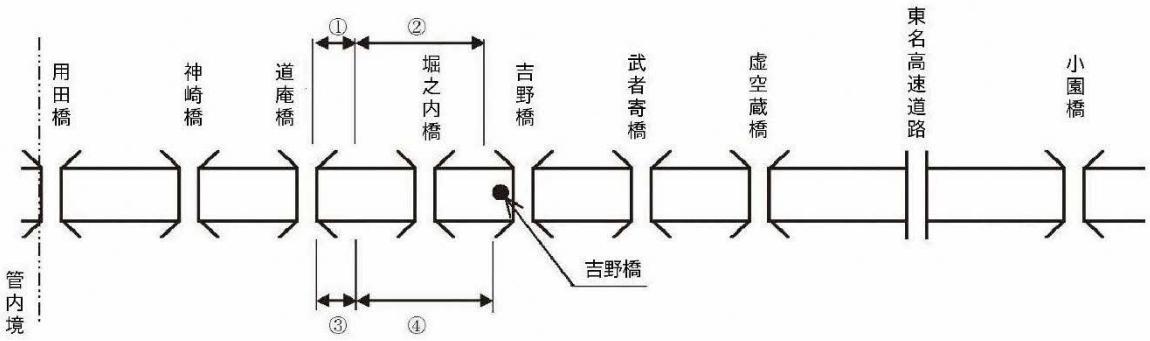

蓼川

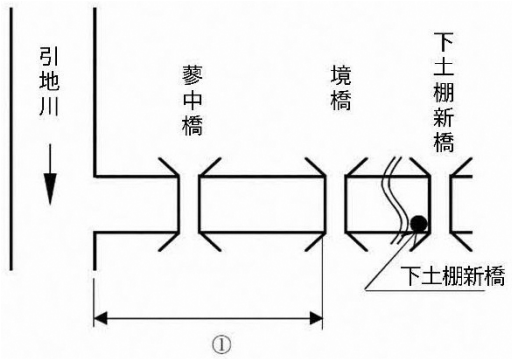

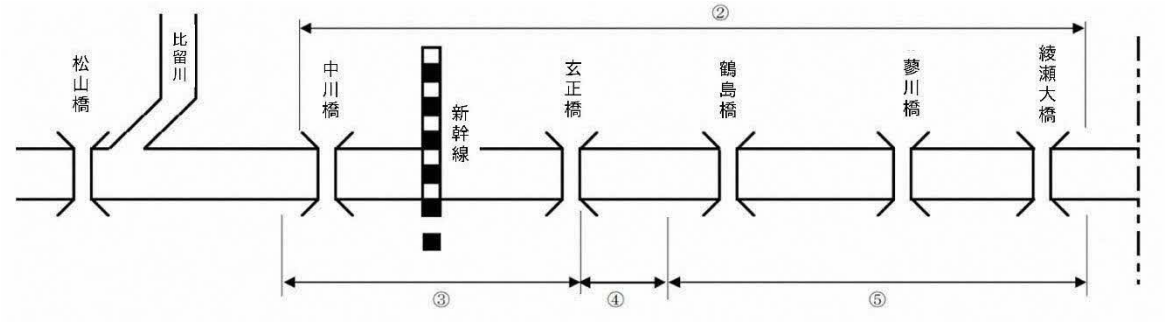

重要水防区域重要度評定基準

重　要　度		評　定　基　準
種　別	階級	
堤　防　高	A	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所
	B	計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所
堤防強度（法崩れ・すべり）	A	法崩れまたはすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所
	B	法崩れまたはすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所 法崩れまたはすべりの実績がないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れまたはすべりが発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所
工作物	A	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善計画が必要な堰、橋りょう、樋管、その他の工作物の設置されている箇所 橋りょうその他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所
	B	橋りょうその他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所

※　階級のＡとは「水防上最も重要な区間」、Ｂとは「水防上重要な区間」を言う。

5-2 市内の取水堰及び堰

河川名	位置 大字	名称	構造	管理者	操作責任者
蓼川	上土棚	打越堰	自動	綾瀬市産業振興部	農政所管担当
深谷第1号雨水幹線	深谷	大堰	自動		
深谷川	深谷	第2堰	自動		
深谷川	深谷	第3堰	自動		
深谷川	深谷	第4堰	自動		
深谷川	深谷	第5堰	手動		
深谷川	深谷	第6堰	自動		
深谷川	深谷	第7堰	手動		
深谷川	深谷	第8堰	手動		
中堀用水路	深谷	---	手動		
西根用水路	吉岡	---	手動		

5-3 水位観測所

【綾瀬市に関係する河川のみ】

観測所名	河川名	位置 大字	水防団 待機水位 （待機発表）	はん濫 注意水位 （出動発表）	避難判断 水位 （水位情報）	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	方式
吉野橋	目久尻川	吉岡	1.3	2.0	3.2	3.6	テレメーター
上土棚新橋	蓼川	上土棚中	1.2	1.8	1.8	2.3	テレメーター

5-4 水防活動用の注意報及び警報

区分	代替注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報

区分	代替警報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報の名称で発表）
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水警報	洪水警報

5-5 水防警報の種類、内容及び発令基準、伝達系統

(1)水防警報の種類

種類	内容	発令基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報及び河川状況等により、特に必要と認めるとき。 水防待機水位（通報水位）に達したとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、はん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。または、水位流量等、その他河川の状況により必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、または、既にはん濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。または、はん濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(2)水防警報の伝達

水防警報の伝達系統は、次のとおりとします。

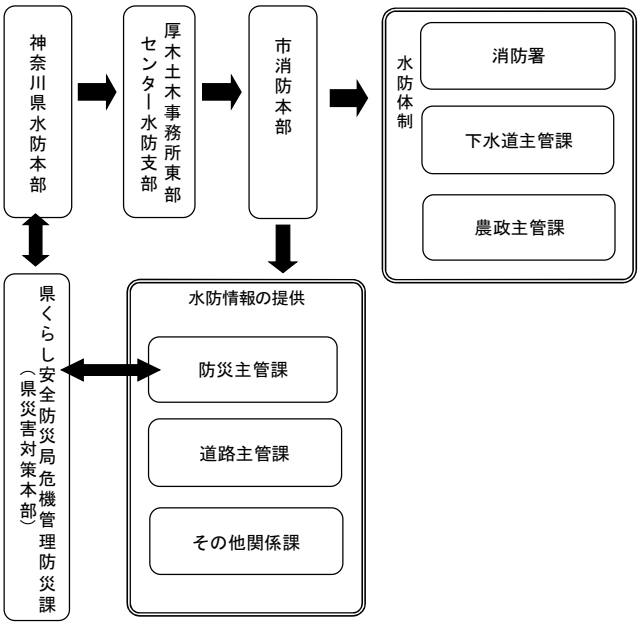

5-6 水防管理団体水防実施状況報告書

第 6 号様式(第 17 条関係)

水防活動実施報告書

年　月　日

作成責任者

<table>
<tr><td>出水の概況</td><td colspan="8">川　警戒水位　m
雨　量　mm</td></tr>
<tr><td>水防実施箇所</td><td colspan="8">川　左岸　地先　m
右岸</td></tr>
<tr><td>日時</td><td colspan="8">自　月　日　時　至　月　日　時</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出動人員</td><td>水防団員</td><td colspan="2">消防団員</td><td colspan="2">その他</td><td colspan="3">合計</td></tr>
<tr><td>人</td><td colspan="2">人</td><td colspan="2">人</td><td colspan="3">人</td></tr>
<tr><td>水防作業の概況及び工法</td><td colspan="8">箇所　m
工法</td></tr>
<tr><td rowspan="2">水防の結果</td><td>効果</td><td>堤防</td><td>田</td><td>畑</td><td>家</td><td>鉄道</td><td>道路</td><td>人口</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>被害</td><td>m
m</td><td>㎡
㎡</td><td>㎡
㎡</td><td>戸
戸</td><td>m
m</td><td>m
m</td><td>人
人</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">使用資器材</td><td>かます、俵</td><td colspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2">居住者の出動状況</td><td colspan="3" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>万年、土俵</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>な　わ</td><td colspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2">水防関係者の死傷</td><td colspan="3" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>丸　太</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2"></td><td colspan="2" rowspan="2">雨量水位の状況</td><td colspan="3" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="9">水防活動に関する自己評価
備考</td></tr>
</table>

（注）水防を行った箇所ごとに作成すること。

6 医療・救護

6-1 災害医療拠点病院一覧

（令和７年４月１日現在）

No.	医療圏	名　称	住　所	病床数(床)
1	横浜	昭和医科大学藤が丘病院	横浜市青葉区藤が丘 1-30	584
2		横浜労災病院	横浜市港北区小机町 3211	650
3		昭和医科大学横浜市北部病院	横浜市都筑区茅ヶ崎中央 35-1	689
4		済生会横浜市東部病院	横浜市鶴見区下末吉 3-6-1	562
5		聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	横浜市旭区矢指町 1197-1	502
6		けいゆう病院	横浜市西区みなとみらい 3-7-3	410
7		横浜市立市民病院	横浜市神奈川区三ツ沢西町 1-1	650
8		国立病院機構横浜医療センター	横浜市戸塚区原宿 3-60-2	490
9		横浜市立大学附属市民総合医療センター	横浜市南区浦舟町 4-57	655
10		済生会横浜市南部病院	横浜市港南区港南台 3-2-10	453
11		横浜市立大学附属病院	横浜市金沢区福浦 3-9	671
12		横浜南共済病院	横浜市金沢区六浦東 1-21-1	565
13		横浜市立みなと赤十字病院	横浜市中区新山下 3-12-1	624
14	川崎北部	聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生 2-16-1	955
15		帝京大学医学部附属溝口病院	川崎市高津区二子 5-1-1	400
16		川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原 1-30-37	376
17	川崎南部	川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通 12-1	713
18		関東労災病院	川崎市中原区木月住吉町 1-1	610
19		日本医科大学武蔵小杉病院	川崎市中原区小杉町 1-383	372
20		川崎市立井田病院	川崎市中原区井田 2-27-1	383
21	相模原	北里大学病院	相模原市南区北里 1-15-1	1,125
22		相模原協同病院	相模原市緑区橋本台 4-3-1	400
23		相模原赤十字病院	相模原市緑区中野 256	132
24	横須賀三浦	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通 1-16	740
25		横須賀市立市民病院	横須賀市長坂 1-3-2	339
26		湘南鎌倉総合病院	鎌倉市岡本 1370-1	669
27	湘南東部	藤沢市民病院	藤沢市藤沢 2-6-1	536
28		茅ヶ崎市立病院	茅ヶ崎市本村 5-15-1	401
29	湘南西部	東海大学医学部付属病院	伊勢原市下糟屋 143	804
30		平塚市民病院	平塚市南原 1-19-1	416
31		秦野赤十字病院	秦野市立野台 1-1	296
32	県央	厚木市立病院	厚木市水引 1-16-36	347
33		大和市立病院	大和市深見西 8-3-6	393
34	県西	県立足柄上病院	足柄上郡松田町惣領 866-1	296
35		小田原市立病院	小田原市久野 46	417
合　計				18,625

6-2　市内医療機関一覧

市内医療機関一覧 （座間綾瀬医師会ホームページ）	

6-3　医療救護活動体制図

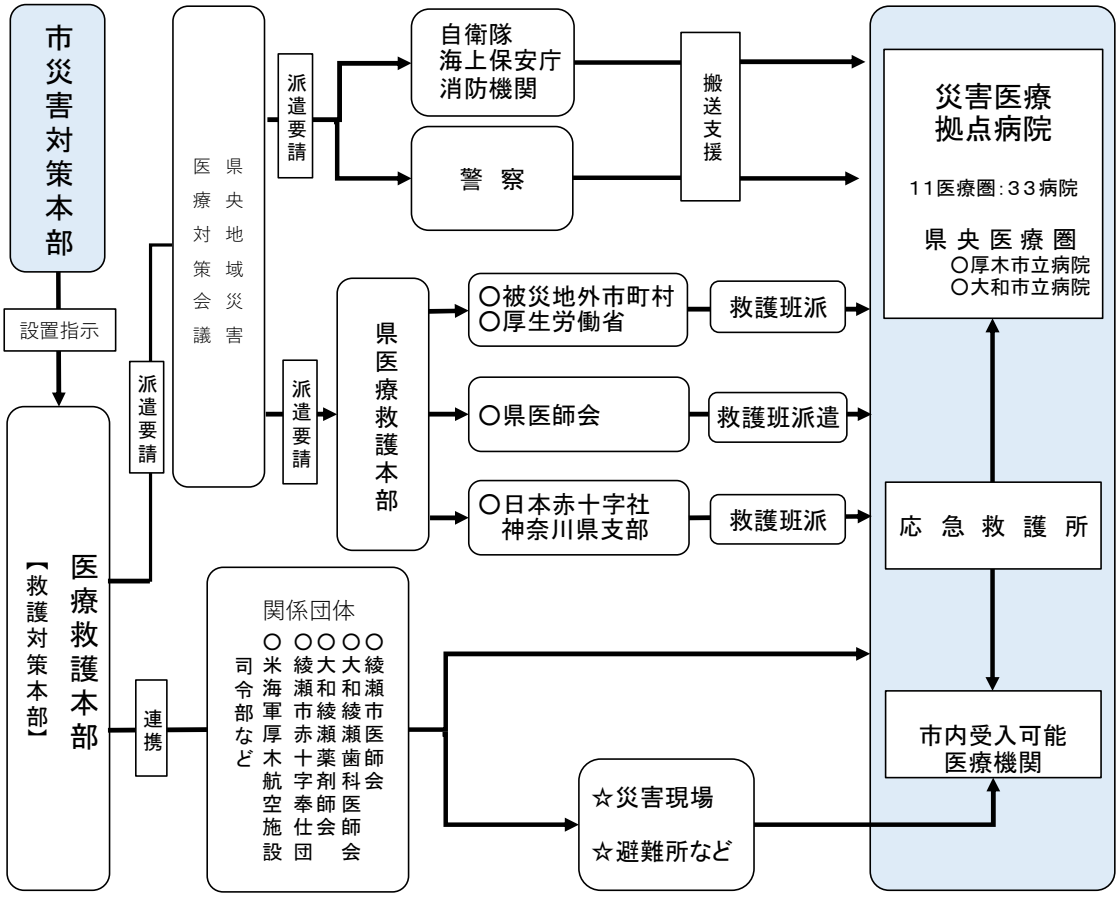

7 避難･物資･資機材

7-1 避難所･避難場所の種類

避難所・避難場所	概　　要
指定緊急避難場所	災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所。災害種別ごとに指定が行われる。
指定避難所：一次避難所	災害発生時、自宅での生活が困難な時等に最初に開設される避難所。
指定避難所：二次避難所	一次避難所開設後、一次避難所での避難生活が難しい要配慮者(妊産婦、傷病者、障がい者、高齢者、乳幼児等)に対して、必要に応じて開設する避難所。
福祉避難所	一般の避難所（一次避難所、二次避難所）では生活が困難な要配慮者が安心して生活できる設備・体制が整った避難所（緊急受入れに関する協定を締結している民間の社会福祉施設等)。
広域避難場所	大規模火災発生時、火災など一時避難場所が危険な状態になった場合に避難する場所。
一時避難場所	広域避難場所や避難所へ避難する前に、家族や近隣の避難者が一時的に安全確保のために様子を見る場所または避難のための集団を形成する場所。
地域避難所	指定避難所だけでは施設が不足する場合、地域の事業所等の施設の一部を地域避難所として使用できるよう、協力を要請して開設される場所。
風水害時避難所	自主・事前避難のため、災害発生前に開設される場所。

7-2　避難所等一覧

（令和８年３月１日現在）

1　指定緊急避難場所

No.	名称	所在地	対象となる異常な現象の種類			
			地震	洪水	崖崩れ	大規模な火事
1	綾瀬小学校【校舎及び体育館】	深谷中五丁目１番１号		○	○	
	綾瀬小学校【校庭】	深谷中五丁目１番１号	○		○	○
2	綾瀬中学校【校舎及び体育館】	深谷南二丁目３番１号		○	○	
	綾瀬中学校【校庭】	深谷南二丁目３番１号	○		○	○
3	綾北中学校【校舎及び体育館】	深谷上四丁目４番１号		○	○	
	綾北中学校【校庭】	深谷上四丁目４番１号	○		○	○
4	北の台小学校【校舎及び体育館】	大上九丁目 14 番１号		○	○	
	北の台小学校【校庭】	大上九丁目 14 番１号	○		○	○
5	北の台中学校【校舎及び体育館】	蓼川一丁目２番１号		○	○	
	北の台中学校【校庭】	蓼川一丁目２番１号	○		○	○
6	天台小学校【校舎及び体育館】	寺尾台一丁目３番１号		○	○	
	天台小学校【校庭】	寺尾台一丁目３番１号	○		○	○
7	寺尾小学校【校舎及び体育館】	寺尾南一丁目３番１号		○	○	
	寺尾小学校【校庭】	寺尾南一丁目３番１号	○		○	○
8	綾北小学校【校舎及び体育館】	寺尾本町三丁目 10 番１号		○	○	
	綾北小学校【校庭】	寺尾本町三丁目 10 番１号	○		○	○
9	早園小学校【校舎及び体育館】	小園 420 番地		○	○	
	早園小学校【校庭】	小園 420 番地	○		○	○
10	城山中学校【校舎及び体育館】	早川 2230 番地		○	○	
	城山中学校【校庭】	早川 2230 番地	○		○	○
11	綾西小学校【校舎及び体育館】	綾西一丁目２番１号		○	○	
	綾西小学校【校庭】	綾西一丁目２番１号	○		○	○
12	春日台中学校【校舎及び体育館】	吉岡 393 番地１		○	○	
	春日台中学校【校庭】	吉岡 393 番地１	○		○	○
13	落合小学校【校舎及び体育館】	落合北三丁目 10 番１号		○	○	
	落合小学校【校庭】	落合北三丁目 10 番１号	○		○	○
14	綾南小学校【校舎及び体育館】	上土棚中一丁目 12 番 19 号				
	綾南小学校【校庭】	上土棚中一丁目 12 番 19 号	○		○	○
15	土棚小学校【校舎及び体育館】	上土棚南六丁目１番１号		○	○	
	土棚小学校【校庭】	上土棚南六丁目１番１号	○		○	○

No.	名称	所在地	対象となる異常な現象の種類			
			地震	洪水	崖崩れ	大規模な火事
16	県立綾瀬高等学校【校舎及び体育館】	寺尾南一丁目 4 番 1 号		○	○	
	県立綾瀬高等学校【校庭】	寺尾南一丁目 4 番 1 号	○		○	○
17	県立綾瀬西高等学校【校舎及び体育館】	早川 1485 番地 1		○	○	
	県立綾瀬西高等学校【校庭】	早川 1485 番地 1	○		○	○
18	早園地区センター（建替え中）【屋外】	早川 2934 番地	○		○	○
19	吉岡地区センター（建替え中）【屋外】	吉岡 2316 番地	○		○	○
20	綾南保育園【園庭】	上土棚南一丁目 4 番 17 号	○		○	○
21	藤沢ゴルフクラブ	深谷南七丁目 2 番 1 号	○		○	○
22	市民スポーツセンター【陸上競技場】	深谷上三丁目 6 番 1 号	○		○	○
23	光綾公園	深谷上四丁目 5234	○		○	○
24	風車公園	大上二丁目 555 番 9	○		○	○
25	城山公園	早川城山三丁目 4 番 1 号	○			○
26	綾西公園	綾西二丁目 1800 番 124	○		○	○

※崖崩れについて、地震発生時は校庭等の屋外に避難し、風水害発生時は校舎及び体育館等の屋内に避難すること。

2　指定避難所：一次避難所

No.	名　　称	所　　在　　地	電話番号
1	綾　瀬　小　学　校	深谷中五丁目1番1号	78-0004
2	綾　瀬　中　学　校	深谷南二丁目3番1号	78-0024
3	綾　北　中　学　校	深谷上四丁目4番1号	78-8566
4	北　の　台　小　学　校	大上九丁目14番1号	77-5807
5	北　の　台　中　学　校	蓼川一丁目2番1号	77-8430
6	天　台　小　学　校	寺尾台一丁目3番1号	78-5688
7	寺　尾　小　学　校	寺尾南一丁目3番1号	77-8401
8	綾　北　小　学　校	寺尾本町三丁目10番1号	78-0452
9	早　園　小　学　校	小園420番地	78-8525
10	城　山　中　学　校	早川2230番地	77-6134
11	綾　西　小　学　校	綾西一丁目2番1号	78-2376
12	春　日　台　中　学　校	吉岡393番地1	76-8661
13	落　合　小　学　校	落合北三丁目10番1号	77-6133
14	綾　南　小　学　校	上土棚中一丁目12番19号	78-2840
15	土　棚　小　学　校	上土棚南六丁目1番1号	77-2002
16	県立綾瀬高等学校	寺尾南一丁目4番1号	76-1400
17	県立綾瀬西高等学校	早川1485番地1	77-5121

※水害時は、浸水するおそれのあるNo.14綾南小学校は利用しないこととし、代替施設として南部ふれあい会館（所在地：上土棚南一丁目5番10号、電話番号：77-3020）、落合自治会館（所在地：落合南六丁目11番46号、電話番号：77-4429）及び上土棚自治会館（所在地：上土棚北四丁目7番47号、電話番号：76-9336）を指定します。また、No.16県立綾瀬高等学校及びNo.17県立綾瀬西高等学校は、他の避難所で収容しきれない場合に開設します。

3　指定避難所：二次避難所

No.	名　　称	所　　在　　地	電話番号
1	中　央　公　民　館	深谷中一丁目3番1号	77-8181
2	中村地区センター	深谷中五丁目16番43号	78-2760
3	大　上　保　育　園	大上六丁目14番5号	77-0323
4	北の台コミュニティプラザ	蓼川二丁目１番12号	77-6132
5	綾　北　福　祉　会　館	寺尾中１丁目3番22号	78-1735
6	寺　尾　児　童　館	寺尾北二丁目2番1号	77-9993
7	寺尾いずみ会館	寺尾台三丁目6番25号	79-1305
8	小　園　児　童　館	小園401番地１	77-9994
9	早園地区センター（建替え中）	早川2934番地	78-1160
10	ながぐつ児童館	綾西二丁目11番14号	77-9992
11	吉岡地区センター（建替え中）	吉岡2316番地	78-2029
12	綾南地区センター	上土棚中一丁目10番11号	77-5808
13	綾　南　保　育　園	上土棚南一丁目4番17号	76-0030
14	南部ふれあい会館	上土棚南一丁目5番10号	77-3020

※水害時は、浸水するおそれのあるNo. 9早園地区センター及びNo.12綾南地区センターは利用しないこととします。また、No.14南部ふれあい会館は、綾南小学校の代替施設として一次避難所に指定されます。

4 福祉避難所

No.	名　　称	所在地
1	医療法人社団慈広会 （メイプル）	吉岡2361番地7
2	社会福祉法人泉正会 （泉正園）	上土棚南一丁目11番20号
3	社会福祉法人道志会 （道志会）	早川城山二丁目11番3号
4	社会福祉法人唐池学園 （つぼみ保育園）	深谷中五丁目20番48号
5	社会福祉法人唐池学園 （吉岡保育園）	吉岡1980番地
6	社会福祉法人湘南児童福祉会 （深谷保育園）	深谷上三丁目1番29号
7	社会福祉法人誠心福祉協会 （おとぎ保育園）	早川3067番地5
8	社会福祉法人聖音会 （さがみ野ホーム）	深谷中七丁目1番9号
9	社会福祉法人唐池学園 （貴志園）	吉岡2381番地1
10	社会福祉法人聖音会 （綾瀬ホーム）	吉岡2337番地
11	社会福祉法人千寿会 （杜の郷）	寺尾南一丁目5番31号
12	学校法人生蘭学園 （さくらチャイルドセンター）	寺尾西一丁目13番1号
13	社会福祉法人泉正会 （綾瀬いずみ保育園）	上土棚北四丁目11番41号
14	学校法人明和学園 （ピッピことりこども園）	吉岡1526番地
15	社会福祉法人足跡の会 （綾瀬ゆめっこ保育園）	大上四丁目2番25号
16	もみの木園	深谷上四丁目5番1号

5 広域避難場所

No.	名　　称	所　　在　　地	避難有効面積(m^2)
1	藤沢ゴルフクラブ	深谷南七丁目2番1号	660,000
2	落合小学校	落合北三丁目10番1号	12,687
3	綾瀬中学校	深谷南二丁目3番1号	30,675
4	綾瀬小学校	深谷中五丁目1番1号	14,867
5	市民スポーツセンター	深谷上三丁目6番1号	28,076
6	光綾公園	深谷上四丁目5234番	43,885
7	綾北中学校	深谷上四丁目4番1号	28,727
8	北の台小学校	大上九丁目14番1号	13,833
9	風車公園	大上二丁目555番9	16,853
10	北の台中学校	蓼川一丁目2番1号	22,014
11	天台小学校	寺尾台一丁目三3番1号	17,484
12	綾北小学校	寺尾本町三丁目10番1号	14,482
13	寺尾小学校	寺尾南一丁目3番1号	20,367
14	県立綾瀬高等学校	寺尾南一丁目4番1号	32,207
15	早園小学校	小園420番地	19,048
16	城山公園	早川城山三丁目4番1	66,447※
17	県立綾瀬西高等学校	早川1485番地１	32,499
18	城山中学校	早川2230番地	21,229
19	早園地区センター（建替え中）	早川2934番地	1,929
20	春日台中学校	吉岡393番地１	24,885
21	吉岡地区センター（建替え中）	吉岡2316番地	2,481
22	綾西小学校	綾西一丁目2番1号	17,888
23	綾西公園	綾西二丁目1800番124	7,901
24	綾南小学校	上土棚中一丁目12番19号	11,558
25	綾南保育園	上土棚南一丁目4番17号	2,679
26	土棚小学校	上土棚南六丁目1番1号	15,440

※土砂災害特別警戒区域等含む

6 一時（いっとき）避難場所

No.	名　　称	所在地
1	綾南公園	落合南九丁目 339
2	長坂上公園	落合南四丁目 1-1
3	長坂上西公園	落合南二丁目 120-ｲ
4	下落合公園	落合北四丁目 503-1
5	不聞山公園	落合北七丁目 1008-4
6	取内東公園	落合北六丁目 1396-21
7	深谷中央１号公園	深谷上二丁目 13－6
8	深谷中央２号公園	深谷上一丁目 10－13
9	深谷森林公園	深谷中二丁目 14－1
10	陽だまり公園	深谷中二丁目 20－8
11	上深谷地域公園	深谷上六丁目 4562-1
12	本郷公園	深谷上七丁目 4630-16
13	サンバード公園	深谷上八丁目 4729-16
14	中村公園	深谷中五丁目 3367-2
15	鶴ケ台公園	深谷中七丁目 2272-22
16	深谷南第１公園	深谷南一丁目 1408-62
17	鶴ケ岡地域公園	深谷南三丁目 2206
18	鶴島中央公園	深谷南四丁目 2378
19	鶴島公園	深谷南四丁目 2413-2
20	不聞山ちびっこ広場	深谷南二丁目 907
21	鶴ケ岡公園	深谷南六丁目 2171
22	桃並公園	大上一丁目 5427-8
23	大上ゆめ公園	大上五丁目 258-1
24	大上公園	大上三丁目 500-1
25	綾北公園	大上二丁目 640-3
26	柳川広場	大上八丁目 6292-10
27	綾瀬スポーツ公園	本蓼川 345
28	蓼川中公園	蓼川一丁目 1025-4
29	水之頭公園	蓼川一丁目 23-1
30	さくら公園	蓼川一丁目 26-1
31	桜ケ岡公園	蓼川一丁目 906-7
32	蓼川北公園	蓼川三丁目 1489-2
33	蓼川公園	蓼川二丁目 1507-148
34	釜田第７公園	寺尾釜田一丁目 350-1
35	釜田住宅内公園	寺尾釜田一丁目 360-1
36	釜田第６公園	寺尾釜田三丁目 180-13
37	釜田第４公園	寺尾釜田三丁目 182-16
38	釜田第５公園	寺尾釜田三丁目 182-76
39	釜田第１公園	寺尾釜田三丁目 95-4
40	釜田第２公園	寺尾釜田二丁目 280-15

No.	名　　称	所在地
41	釜田第３公園	寺尾釜田二丁目 294-4
42	寺尾西公園	寺尾西一丁目 194-1
43	青空公園	寺尾西三丁目 1122-5
44	寺尾西第２公園	寺尾西二丁目 1189-33
45	寺尾台地域公園	寺尾台三丁目 2011-2
46	寺尾台公園	寺尾台二丁目 2133-24
47	天台公園	寺尾台二丁目 2140-5
48	久保田児童公園	寺尾中一丁目 1435-7
49	子ノ神第２公園	寺尾中一丁目 1451-2
50	林第２公園	寺尾中四丁目 1574-16
51	林第１公園	寺尾中四丁目 1579-32
52	子ノ神公園	寺尾中二丁目 1257-8
53	比留川第３公園	寺尾南三丁目 690-13
54	観音台スポーツ公園	寺尾南三丁目 696-40
55	比留川第２公園	寺尾南三丁目 717-2
56	比留川第１公園	寺尾南三丁目 725-7
57	寺尾公園	寺尾北一丁目 2255
58	北公園	寺尾北三丁目 1651-3
59	寺尾北公園	寺尾北四丁目 1724-7
60	寺尾北第２公園	寺尾北二丁目 2344-9
61	寺尾中央公園	寺尾本町一丁目 204-3
62	本町ふれあい公園	寺尾本町三丁目 755-3
63	比留川第４公園	寺尾本町三丁目 771-34
64	寺尾本町公園	寺尾本町二丁目 1310-8
65	北原緑地	小園 1118-2
66	小園台第２公園	小園 1233-1
67	小園台第１公園	小園 1236-3
68	北原公園	小園 1293-8
69	紅葉ケ丘公園	小園 1390-12
70	小園公園	小園 1426-1
71	稲荷谷公園	小園 1324-1
72	南原公園	小園 355-27
73	小園東公園	小園 545-11
74	小園広場	小園南一丁目 1-23
75	小園南公園	小園南一丁目 423-151
76	小園西公園	小園南二丁目 191-94
77	東山公園	早川 511-5
78	峰山公園	早川 1345-4
79	さがみの公園	早川 2605-23
80	東名公園	早川 2980-87
81	城山こみち	早川城山一丁目 18-1
82	嫁の久保公園	早川城山四丁目 4-1

No.	名　　称	所在地
83	堀之内公園	吉岡 1220-1
84	入ケ谷公園	吉岡 1912-123
85	根恩馬公園	吉岡 2722-1
86	神崎遺跡公園	吉岡 3425-5
87	蟹ヶ谷緑地	吉岡 887-23
88	蟹ヶ谷公園	吉岡 905-10
89	東根緑地	吉岡 919-2
90	吉岡東公園	吉岡東五丁目 387-39
91	ぞうさん公園	綾西五丁目 1502-89
92	水道みち公園	綾西三丁目 1912-120
93	バザール公園	綾西四丁目 1863-42
94	綾西第５公園	綾西二丁目 1772-30
95	なかよし広場	上土棚中七丁目 927-12
96	もみじ公園	上土棚中二丁目 5-7
97	やぶね公園	上土棚中六丁目 2009-103
98	松山北公園	上土棚南一丁目 1323-10
99	松山公園	上土棚南一丁目 1351-4
100	松山西公園	上土棚南一丁目 1527-3
101	松山南公園	上土棚南二丁目 1491-1
102	やぶね台公園	上土棚南三丁目 1959-10
103	やぶね地域公園	上土棚南四丁目 1889-2
104	中原第２公園	上土棚北四丁目 408-3
105	中原公園	上土棚北二丁目 324-54
106	風の公園	深谷中一丁目 13-2

※　豪雨時等の避難などの急を要する場合は、自宅などから直接風水害時避難所又は一次避難所等に避難するため、一時避難場所は利用しません。

7　地域避難所

No.	名　　称	所在地
1	創価学会綾瀬平和会館	寺尾台一丁目 1 番 1 号
2	宗教法人　真宗大谷派 礼正寺	大上九丁目 7 番 17 号
3	宗教法人　日蓮宗　大法寺	深谷中六丁目 23 番 1 号
4	宗教法人　浄土宗　蓮光寺	上土棚中二丁目 15 番 43 号
5	宗教法人　曹洞宗　龍洞院	早川 1766 番地
6	宗教法人　曹洞宗　長泉寺	早川 3146 番地
7	宗教法人　浄土宗　正福寺	吉岡 1006 番地
8	宗教法人　臨済宗建長寺派　済運寺	吉岡 1783 番地
9	宗教法人　曹洞宗 報恩寺	寺尾南二丁目 10 番 1 号
10	日本基督教団 大塚平安教会	寺尾北二丁目 17 番 44 号
11	春日幼稚園	吉岡 1360 番地
12	学校法人明和学園 綾西幼稚園	吉岡 1526 番地
13	学校法人比留川学園 綾瀬中央幼稚園	深谷上六丁目 12 番 43 号
14	学校法人文伸学園 綾南幼稚園	上土棚中一丁目 10 番 6 号
15	綾瀬すぎの子幼稚園	落合北五丁目 22 番 11 号
16	学校法人大塚平安学園 ドレーパー記念幼稚園	寺尾北二丁目 17 番 47 号
17	学校法人橘川学園 綾瀬ゆたか幼稚園	寺尾本町三丁目 12 番 26 号
18	学校法人生蘭学園 綾瀬幼稚園	寺尾西二丁目 9 番 50 号
19	学校法人生蘭学園 生蘭高等専修学校	小園 1520 番地
20	学校法人湘央学園 湘央医学技術専門学校・湘央生命科学技術専門学校	小園 1424 番 4 号
21	株式会社　メイコー	大上五丁目 14 番 15 号
22	トピー工業　株式会社	大上二丁目 3 番 1 号
23	スピードファム　株式会社	大上四丁目 2 番 37 号

8 風水害時避難所

No.	名　　称	所在地	備考
1	落合自治会館	落合南６－１－４６	
2	中村自治会館	深谷中５－２３－３５	
3	蓼川自治会館	蓼川２－１１－３３	
4	大上自治会館	大上５－９－４１	
5	寺尾南自治会館	寺尾南２－３－１６	
6	寺尾綾北自治会館	寺尾本町２－７－３	
7	寺尾天台自治会館	寺尾台１－１２－１５	
8	小園自治会館	小園３９８－１	
9	吉岡自治会館	吉岡２３１６－１０	
10	綾西自治会館	綾西２－１１－１４	
11	上土棚自治会館	上土棚北４－７－４７	
12	高齢者福祉会館	深谷中１－３－１	ペット同行避難可
13	寺尾児童館	寺尾北２－２－１	
14	南部ふれあい会館	上土棚南１－５－１０	
15	城山中学校武道場	早川２２３０	

※車両で避難する者が多くなると、交通集中や事故などにより交通渋滞をまねき、浸水すると、動けなくおそれがあることから、原則として避難は徒歩で行うものとする。

ただし、歩行による避難が困難な者や避難所まで距離が遠い場合は、車両による避難も可とする。駐車スペースに限りがあることから、車両で避難する場合は、高齢者福祉会館を活用することとする。

7-3 避難所想定区域及び想定避難者数一覧

No.	避難所名	想定区域						想定避難者数		避難所運営委員会実施主体自治会名
		自治会	区					人数	世帯数	
1	綾瀬小学校	上深谷	1	2	3			1,080	474	上深谷
		中村	5	6						
2	綾瀬中学校	中村	1	2	3	4		962	423	中村
3	綾北中学校	上深谷	4	5				605	266	上深谷
		大上	2（21・22・23・28組は除く）							
4	北の台小学校	大上	1	5	6	7	8	1,025	451	大上
		蓼川	2	（3組）						
5	北の台中学校	蓼川	1	2(3組は除く)		3	4	1,208	531	蓼川
		大上	11							
6	天台小学校	寺尾天台	全					1,903	836	寺尾天台 寺尾北
		寺尾北	全							
7	寺尾小学校	寺尾南	全					930	409	寺尾南
8	県立綾瀬高校									
9	綾北小学校	寺尾綾北	全					1,376	605	寺尾綾北 大上
		大上	2	（21・22・23・28組）						
			4	9						
10	早園小学校	小園	全					1,421	624	小園
11	城山中学校	早川	全					1,043	458	早川
12	県立綾瀬西高校									
13	綾西小学校	綾西	全					849	373	綾西
14	春日台中学校	吉岡	全					612	269	吉岡
15	落合小学校	落合	2	3	4	5	7	1,141	501	落合
			8	6	（11･12組は除く）					
16	綾南小学校	上土棚	北1	北2	北3	北4		1,786	785	上土棚
			中1	中2	中3	中4				
			中5	中6	中7	中8				
		落合	6	（11･12組）						
17	土棚小学校	上土棚	南1	南2	南3	南4	南5	1,288	566	上土棚
			南6							
		落合	1							
計								17,230	7,572	

※各避難者の数は、総人口、総世帯数、避難者想定数により按分したものである。

7-4　避難所想定区域図

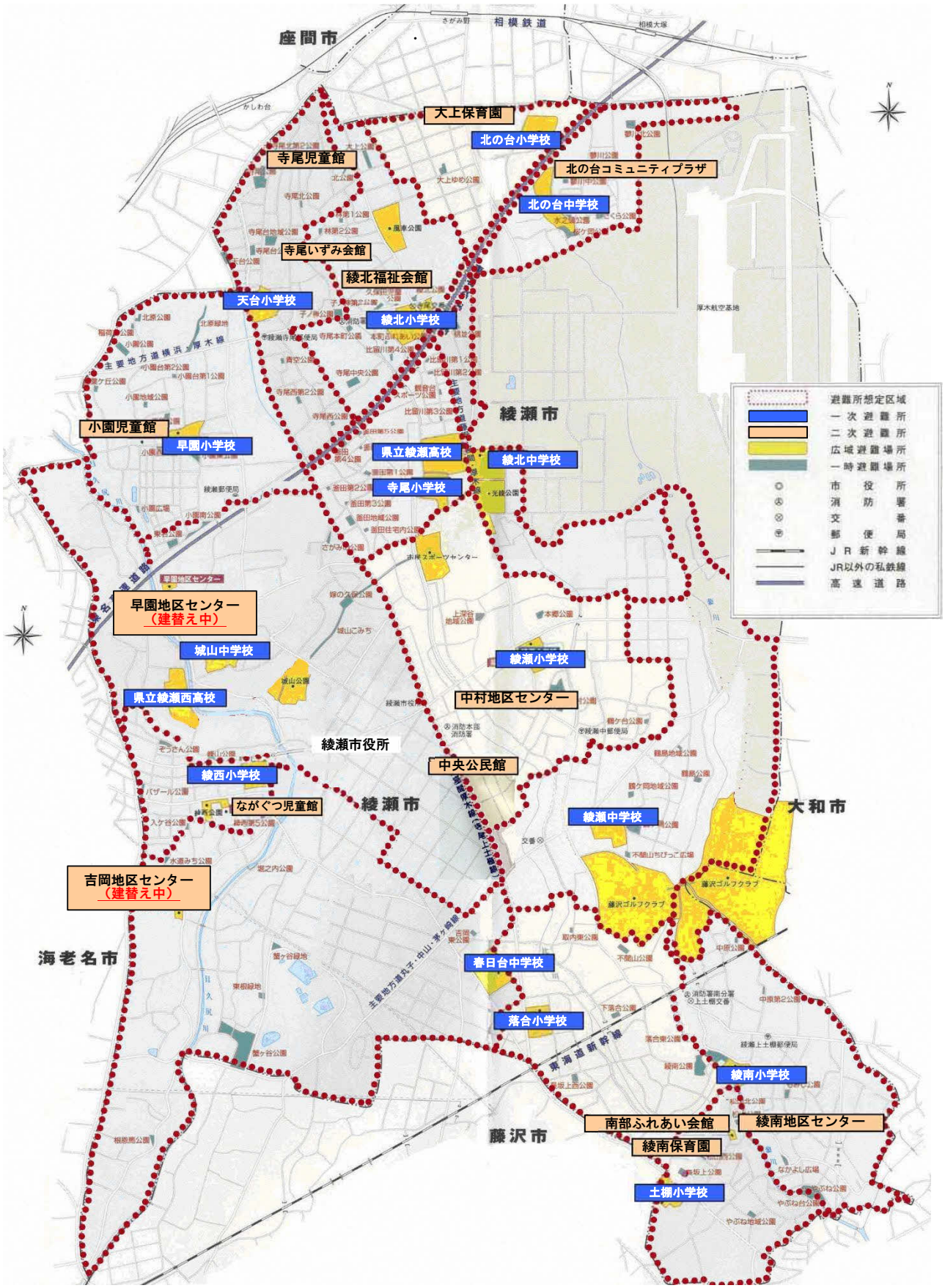
座間市
相模鉄道
綾瀬市
海老名市
大和市
藤沢市
大上保育園
北の台小学校
寺尾児童館
北の台コミュニティプラザ
北の台中学校
寺尾いずみ会館
綾北福祉会館
天台小学校
綾北小学校
小園児童館
早園小学校
県立綾瀬高校
綾北中学校
寺尾小学校
早園地区センター
（建替え中）
城山中学校
綾瀬小学校
県立綾瀬西高校
中村地区センター
綾瀬市役所
中央公民館
綾西小学校
ながぐつ児童館
綾瀬中学校
吉岡地区センター
（建替え中）
春日台中学校
落合小学校
綾南小学校
南部ふれあい会館
綾南地区センター
綾南保育園
土棚小学校
避難所想定区域
一次避難所
二次避難所
広域避難場所
一時避難場所
市役所
消防署
交番
郵便局
JR新幹線
JR以外の私鉄線
高速道路

7-5　避難所運営マニュアル（標準形）

避難所運営マニュアル（令和 4 年 6 月）	

7-6　防災倉庫設置場所一覧

（令和8年1月1日現在）

1　市役所防災備蓄倉庫

No.	施　設　名	所　在　地	場　　所	設置年度
1	市役所防災備蓄倉庫	早川 550	市庁舎議会棟 地下１Ｆ	Ｈ８
2	南部防災拠点	上土棚北 4-6-24	南部防災拠点	Ｒ３

2　分団車庫併設防災倉庫

No.	施　設　名	所　在　地	場　　所	設置年度
1	中央分団車庫	深谷中 5-16-51	分団車庫併設	Ｈ３
2	綾北分団車庫	大上 9-13-38	〃	Ｈ４
3	寺尾分団車庫	寺尾本町 1-11-7	〃	S63
4	早園分団車庫	早川 2934	〃	Ｈ元
5	綾西分団車庫	吉岡 887-1	〃	Ｈ６
6	綾南分団車庫	上土棚南 1-4-19	〃	Ｈ２

3　避難所等防災倉庫

No.	施　設　名	所　在　地	場　　所	設置年度
1	綾北小学校	寺尾本町 3-10-1	校　庭	H8(H18 移設) (H24 追加)
2	天台小学校	寺尾台 1-3-1	校　庭	H8(H18 移設) (H24 追加)
3	寺尾小学校	寺尾南 1-3-1	校　庭	H8(H18 移設) (H24 追加)
4	早園小学校	小園 420	校　庭	H8(H18 移設) (H24 追加)
5	北の台小学校	大上 9-14-1	校　庭	H8(H18 移設) (H24 追加)
6	綾瀬小学校	深谷中 5-1-1	校　庭	H8(H18 移設) (H24 追加)
7	落合小学校	落合北 3-10-1	校　庭	H8(H18 移設) (H24 追加)

No.	施　設　名	所　在　地	場　　所	設置年度
8	綾西小学校	綾西 1-2-1	校　庭	H8(H18 移設) (H24 追加)
9	綾南小学校	上土棚中 1-12-19	校　庭	H8(H18 移設) (H24 追加)
10	土棚小学校	上土棚南 6-1-1	校　庭	H8(H18 移設) (H24 追加)
11	北の台中学校	蓼川 1-2-1	校　庭	H9(H18 移設) (H24 追加)
12	綾北中学校	深谷上 4-4-1	校　庭	H9(H18 移設) (H25 追加)
13	綾瀬中学校	深谷南 2-3-1	校　庭	H9(H18 移設) (H24 追加)
14	城山中学校	早川 2230	校　庭	H9(H18 移設) (H24 追加)
15	春日台中学校	吉岡 393-1	校　庭	H9(H18 移設) (H24 追加)
16	保健福祉プラザ	深谷中 4-7-10	敷地内	H10(H29 移設)
17	綾北福祉会館	寺尾中 1-3-22	敷地内	H10
18	吉岡地区センター （建替え中）	吉岡 2316	敷地内	H12
19	早園地区センター＊ （建替え中）	早川 2934	敷地内	H13
20	大上保育園＊	大上 6-14-5	敷地内	H14 (H25 移設)
21	綾南地区センター＊	上土棚中 1 -10-11	敷地内	H16
22	小園児童館＊	小園 401-1	小園自治会館 駐車場	H17
23	ながぐつ児童館＊	綾西 2-11-14	綾西公園	H17
24	中央公民館	深谷中 1-3-1	敷地内	H18
25	中村地区センター	深谷中 5-16-43	敷地内	H18
26	北の台コミュニティプラザ	蓼川 2-1-12	敷地内	R8
27	寺尾いずみ会館	寺尾台 3-6-25	敷地内	H18
28	南部ふれあい会館	上土棚南 1-5-10	敷地内	H18
29	寺尾児童館	寺尾北 2-2-1	敷地内	H18
30	綾南保育園	上土棚南 1-4-17	敷地内	H18
31	市民スポーツセンター	深谷上 3-6-1	敷地内	H12

No.	施　設　名	所　在　地	場　　所	設置年度
			（体育館北側）	
32	藤沢ゴルフクラブ	深谷南 7-2-1	敷地内	H19
33	光綾公園	深谷上 4-5234	敷地内	H19
34	風車公園	大上 2-555-9	敷地内	H19
35	城山公園	早川城山 3-4-1	敷地内	H19
36	県立綾瀬高校	寺尾南 1-4-1	敷地内	H19
37	県立綾瀬西高校	早川 1485-1	敷地内	H19
38	綾西公園	綾西 2-1800-124	敷地内	H19

４ その他防災倉庫

No.	施　設　名	所　在　地	場　　所	設置年度
1	寺尾公園	寺尾北 1-2255	敷地内	H10
2	寺尾南自治会館＊	寺尾南 2-3-16	敷地内	H13

＊自治会コミュニティ助成防災倉庫

7-7　各防災倉庫備蓄品

1　市役所防災備蓄倉庫

※　1倉庫あたりの数量

品名	規格	数量	備考
発動発電機		2	
投光器	500W ハロゲンライト 2 灯式	5	
コードリール	25m	4	
延長用コードリール	30m	1	
投光器用三脚		2	
回転灯		5	
かけや	木製丸型	6	
大ハンマー	4．5ｋｇ	2	
金てこ	32ｍｍ×1,800ｍｍ	52	
のこぎり	33cm	4	
かま		3	
両口つるはし		2	
角スコップ		10	
丸スコップ		10	
加工番線	200 本入	1	
安全帯		4	
テント		6	
臨時給水栓		7	
ポリタンク	18L	79	
ポリタンク	10L	14	
ポリタンク	3L	3	
吸水性土のう袋		300	
ロープ	太 12mm、長 200m	2	
災害用毛布	真空パック	4	
木くい	1m	30	
トビ		3	
万能シート	3.6m×5.4m	10	
発電機用ガソリン缶		16	
メガホン		4	
ポリ袋	45L、10 枚入	25	袋
灯油缶		32	
ガソリン携行タンク		3	
粉ミルク		700	
アレルギー対応粉ミルク		10	
液体ミルク		360	

2　保健福祉プラザ

品名	規格	数量	備考
かけや	木製丸型	154	
大ハンマー	4.5 kg	129	
金てこ	32 ㎜×1,800 ㎜	30	
ロープ	太 12 ㎜、長 200m	10	
トラロープ	50m	4	
両口つるはし		200	

エアテント		2	
丸スコップ		100	
角スコップ		100	
手押しポンプ		3	
災害時循環式お風呂システム※		一式	

※災害時循環式お風呂システム　内訳

ボイラユニット		2	男女各 1
風呂スタンド		2	男女各 1
シャワーヘッド		12	男女各 6
浴槽		2	男女各 1
テント		4	男女各 2
発電機		2	男女各 1
投光器		6	男女各 3
パイプライト		16	男女各 8
コードリール		2	男女各 1
すのこ		216	男女各 108
洗面器		12	男女各 6
イス		12	男女各 6
脱衣カゴ		24	男女各 12
のれん		2	男女各 1
のぼり旗(台付)		2	男女各 1

3 南部防災拠点

品名	規格	数量	備考
カイロ		7,680	
レスキューシート		10,500	
弾性ストッキング		5,000	
大人用おむつ		2,170	
子供用おむつ		2,350	
生理用品		6,168	
トイレ処理セット		18,200	
トイレットペーパー		1,941	
携帯トイレ		63,150	
簡易トイレ		689	
マンホールトイレセット		10	
仮設トイレ		31	
手押しポンプ		3	
手押しポンプ用ホース		3	
ブルーシート		2,810	
土のう袋		9,400	
トラックロープ		432	
給水容器		3,400	
毛布		2,290	
エアテント		2	

2 一次避難所(県立高校を除く)

	品 名	数量	異常の有無	備考	品 名	数量	異常の有無	備 考
	ファーストミッションボックス	1 式	有・無		模造紙	1 箱	有・無	
	テント	3 張	有・無		万能シート(ブルーシート)3.6m×5.4m	20 枚	有・無	
	エアーテントセット（発電機 1 台含む）	1 式	有・無	※1	避難所間仕切りユニット	10 組	有・無	
	レスキューシート	100 枚	有・無		リアカー	2 台	有・無	
	担架	5 台	有・無		脚立	1 本	有・無	
	簡易ベッド	3 脚	有・無	※1	燃料タンク	4 個	有・無	
	救急箱	2 箱	有・無		災害時特設公衆電話	2 台	有・無	
資	懐中電灯	20 本	有・無		要配慮者用ビブス	15 着	有・無	
	メガホン	5 個	有・無		給水容器	500 個	有・無	
	避難所運営用拡声器	1 個	有・無		立看板	15 枚	有・無	
機	単 1 乾電池	80 本	有・無		MCA 無線(半固定型・職員室に設置)	1 台	有・無	
	単 2 乾電池	40 本	有・無		生活必需物資（トイレットペーパー)	一式	有・無	
	コードリール	10 個	有・無		簡易トイレセット	13 組	有・無	
材	スコッチコーン	40 個	有・無		ロープ	2 本	有・無	
	土のう袋	1 束	有・無		台車	2台	有・無	※2
	投光機セット	2 式	有・無		災害用毛布	650 枚	有・無	※2
	発電機	2 台	有・無		クラッカー	一式	有・無	※2
	発電機用ガソリン缶	16 個	有・無		保存水(500ml)	168 本	有・無	※2
	避難所用暖房機	1 台	有・無		マスク	3,000 枚	有・無	※2
	暖房機用灯油缶	32 個	有・無		トイレ処理セット	45 箱	有・無	※2
	ガスコンロ（五徳）	5 個	有・無		給水タンク	2 基	有・無	※2
	ゴム管	5 本	有・無		携帯トイレ	5 箱	有・無	※2
	カセットコンロ	3 台	有・無		簡易型避難所用テント	別紙	有・無	※2
	カセットボンベ	9 本	有・無		目隠しシート（テント用）	5 箱	有・無	※2
	鍋	3 個	有・無		折畳式簡易ベッド	別紙	有・無	※2
	おたま	3 本	有・無					

その他特記事項
※1 綾瀬小、天台小、早園小、綾西小、綾南小、北の台中の 6 校のみ。
※2 教室等、倉庫と異なる場所に保管。

別紙

簡易型避難所用テント及び折畳式簡易ベッド数量

	学校名	テント （目隠しシートなし）	テント （目隠しシート入り）	ベッド
1	綾瀬小学校	30張	53 張	27 台
2	綾北小学校	30張	41 張	23 台
3	綾西小学校	30張	43 張	24 台
4	早園小学校	30張	24 張	18 台
5	綾南小学校	30張	40 張	23 台
6	天台小学校	30張	24 張	18 台
7	北の台小学校	30張	24 張	18 台
8	落合小学校	30張	41 張	23 台
9	土棚小学校	30張	24 張	18 台
10	寺尾小学校	30張	40 張	23 台
11	綾瀬中学校	30張	75 張	35 台
12	綾北中学校	30張	74 張	34 台
13	城山中学校	30張	72 張	34 台
14	北の台中学校	30張	69 張	33 台
15	春日台中学校	30張	79 張	36 台

※簡易テントの入数は、目隠しシート入りが３張入り、目隠しシートが同梱されていないものが４張入りです。（半端あり）

5 一次避難所(県立高校)防災資機材倉庫

※ 1倉庫あたりの数量

品名	規格	数量	備考
仮設トイレ		1	
テント	3間×2間	2	
給水タンク	300ℓ	1	
給水容器	ロンテナー・10ℓ	400	
災害用毛布	真空パック	100	
担架		4	
救急箱	50人用	2	
懐中電灯	強力ライト	6	
メガホン		3	
単1乾電池	懐中電灯用	24	
単2乾電池	メガホン用	24	
コードリール	30m	6	
燃料タンク	10ℓ	4	
スコッチコーン		10	
万能シート	2間×3間	100	
土のう袋		600	
避難所用暖房機		2	
避難所間仕切りユニット		10	
ロープ	200m	1	
角スコップ		5	
丸スコップ		5	
つるはし	両口	5	
かけや	木製丸型	5	
大ハンマー	4.5kg	3	
のこぎり		3	
リアカー	折りたたみ式	2	
チェーンソー		1	
投光機セット		2	
投光機用発電機		1	
発電機用ガソリン缶		8	
暖房機用灯油缶		24	
チェーンソー用ガソリン缶		1	
チェーンソー用オイル		1	
電話機		2	
要配慮者用ビブス		15	オレンジ

6 二次避難所

	品 名	数量	異常の有無	備考	品 名	数量	異常の有無	備考
資機材	仮設トイレ	1	有・無		角スコップ	5	有・無	
	テント(3K×2K)	2	有・無		丸スコップ	5	有・無	
	給水タンク(300ℓ)	1	有・無		つるはし(両口)	5	有・無	
	給水容器 (ロンテナー･10ℓ)	400	有・無		かけや(木製丸型)	5	有・無	
	毛布(真空パック)	100	有・無		大ハンマー(4.5kg)	3	有・無	
	担架	4	有・無		のこぎり	3	有・無	
	救急箱(50人用)	2	有・無		リアカー（折りたたみ式）	2	有・無	
	懐中電灯 (強力ライト)	6	有・無		チェーンソー	1	有・無	
	メガホン	3	有・無		投光機セット	2	有・無	
	単1乾電池（懐中電灯用）	24	有・無		投光機用発電機	1	有・無	
	単2乾電池（メガホン用）	24	有・無		発電機用ガソリン缶	12	有・無	
	コードリール(30m)	6	有・無		暖房機用灯油缶	32	有・無	
	燃料タンク(10ℓ)	4	有・無		ﾁｪｰﾝｿｰ用ｶﾞｿﾘﾝ缶	1	有・無	
	スコッチコーン	10	有・無		チェーンソー用オイル	1	有・無	
	万能シート (3.6m×5.4m)	100	有・無		水中ポンプ	1	有・無	※1
	土のう袋	600	有・無		要配慮者用ビブス	15	有・無	
	避難所用暖房機	1	有・無					
	避難所間仕切り ユニット	10	有・無					
	ロープ(200m)	1	有・無					

その他特記事項

※1 水中ポンプは、小園児童館、南部ふれあい会館に配置。

7　分団車庫併設防災資機材倉庫（中央・綾北・寺尾・早園・綾西・綾南）

※　１倉庫あたりの数量

品名	規格	数量	備考
バリケード	A　型	20	
両口つるはし		2	
角スコップ		10	
丸スコップ		10	
かけや	150￠かし	3	
大ハンマー	4.5kg	3	
金てこ	32ｍｍ×1,800ｍｍ	2	
燃料タンク	10L	1	
土のう袋		500	
担架		3	
メガホン		5	
救急箱	50 人用	1	
救急箱	20 人用	1	
発電機	ﾎﾝﾀﾞ EB1500X	1	
投光器	K-500	1	
コードリール	GT-30	1	
投光器用三脚	K2	1	
給水タンク	LL-300	1	
テント	3 間×2 間	1	
給水容器	キュービージャグ 10L	200	
チェーンソー		1	

8 広域避難場所防災資機材倉庫

※ 1倉庫あたりの数量

品名	規格	数量	備考
仮設トイレ		1	
テント	3間×2間	2	
給水タンク	300ℓ	2	
給水容器	ロンテナー･10ℓ	400	
災害用毛布	真空パック	150	
担架		4	
救急箱	50人用	1	
懐中電灯	強力ライト	9	
メガホン		5	
単1乾電池	懐中電灯用	36	
単2乾電池	メガホン用	40	
コードリール	30m	5	
燃料タンク	10ℓ	4	
スコッチコーン		20	
万能シート	3間×2間	100	
土のう袋		600	
避難所間仕切りユニット 《早園、吉岡地区センター、綾南保育園のみ設置》		10	
避難所用暖房機 《早園、吉岡地区センター、綾南保育園のみ設置》		1	
ロープ	200m	2	
角スコップ		10	
丸スコップ		10	
つるはし	両口	10	
かけや	木製丸型	10	
大ハンマー	4.5kg	5	
のこぎり		5	
チェーンソー		2	
リアカー	折りたたみ式	2	
投光機セット		2	
投光機用発電機		1	
発電機用ガソリン缶		8	
暖房機用灯油缶 《早園、吉岡地区センター、綾南保育園のみ設置》		24	
チェーンソー用ガソリン缶		1	
チェーンソー用オイル		1	

9 その他防災資機材倉庫(寺尾公園・寺尾南自治会館)

※ 1倉庫あたりの数量

品名	規格	数量	備考
給水タンク	300ℓ	1	
給水容器	ロンテナー・10ℓ	100	
救急箱	50 人用	1	
懐中電灯	強力ライト	4	
メガホン		2	
単 1 乾電池	懐中電灯用	20	
単 2 乾電池	メガホン用	16	
スコッチコーン		10	
角スコップ		5	
丸スコップ		5	
つるはし	両口	5	
かけや	木製丸型	5	
大ハンマー	4.5kg	1	
のこぎり		1	
ロープ	200m	1	
土のう袋		400	
チェーンソー		1	
チェーンソー用ガソリン缶		1	
チェーンソー用オイル		1	

10 その他防災資機材倉庫(ハマキョウレックス)

品名	規格	数量	備考
レトルト食品（味付き）		53,300	
レトルト食品（白がゆ）		1,700	
アルファ米（白がゆ）		800	
備蓄用パン		18,900	
飲料水（500ml）		16,200	

11 風水害時避難所及び自治会館

品名	規格	数量	備考
発電機		1	
コードリール		2	
サーキュレーター		3	
テント		10	※
段ボールパーテーション		5	※
ベッド		2	※

※寺尾北自治会館、上深谷自治会館、早川自治会館は、風水害時避難所でないため、配備なし。

7-8　飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所及び給水資機材

（令和４年４月１日現在）

１　設置場所

No.	設　置　場　所	名　称	容量	設置年度
1	綾瀬市深谷上四丁目５２３４	光綾公園	100 m^3	平成２年度
2	綾瀬市大上九丁目１４番１号	北の台小学校	100 m^3	平成３年度
3	綾瀬市寺尾本町三丁目１０番１号	綾北小学校	100 m^3	平成４年度
4	綾瀬市小園４２０番地	早園小学校	100 m^3	平成５年度
5	綾瀬市綾西一丁目２番１号	綾西小学校	100 m^3	平成６年度
6	綾瀬市上土棚中一丁目１２番１９号	綾南小学校	100 m^3	平成７年度
7	綾瀬市深谷中一丁目４番３０号	消防本部庁舎	100 m^3	令和元年度

２　給水資機材

No.	品　名	数量	No.	品　名	数量
1	手押しポンプ	2	6	手押し台	1
2	手押しポンプ架台	1	7	バルブキー	1
3	エンジンポンプ	1	8	レンチ類	1
4	立ち込み式水栓	1	9	手鉤	2
5	フレキシブルホース	2			

7-9　自主防災組織設置状況

（令和７年４月１日現在）

No.	組　　織　　名	設 置 年 月 日	組織数
1	吉岡自治会自主防災連合会	昭和56年10月１日	7
2	小園自治会自主防災連合会	昭和56年11月１日	9
3	落合自治会自主防災会	昭和56年12月13日	8
4	大上自治会自主防災会	昭和57年５月１日	9
5	中村自治会自主防災会	昭和57年10月11日	6
6	上土棚自治会自主防災連合会	昭和58年４月１日	17
7	綾西自主防災自衛団	昭和58年10月１日	5
8	早川自治会自主防災連合会	昭和58年12月11日	10
9	上深谷自治会自主防災会	昭和59年１月16日	5
10	蓼川自治会自主防災連合会	昭和59年４月８日	4
11	寺尾南自治会自主防災会	平成14年４月１日	3
12	寺尾綾北自治会自主防災会	平成14年４月１日	5
13	寺尾北自治会自主防災会	平成14年４月１日	3
14	寺尾天台自治会自主防災会	平成14年４月１日	4

7-10 要配慮者利用施設一覧

（令和５年４月１日現在）

No.	名　　称	所　　在　　地	該当区域
1	綾瀬西デイサービスセンター	早川 1485-1	浸水想定区域
2	道志会老人ホーム	早川城山 2-11-3	土砂災害警戒区域
3	水車会　綾瀬の里	早川 1659-3	浸水想定区域
4	リリィケア綾瀬	深谷中 3-6-3	浸水想定区域
5	サンライズ・ヴィラ綾瀬	寺尾中 3-1-11	浸水想定区域
6	グループホーム若葉	落合北 6-8-4	浸水想定区域
7	ニチイケアセンター綾瀬	深谷上 1-13-8	浸水想定区域
8	おとぎ保育園	早川 3067-5	浸水想定区域
9	おとぎクラブ	早川 3067-5	浸水想定区域
10	かえでチャイルドセンター	寺尾台 1-12-60	浸水想定区域
11	深谷保育園	深谷上 3-1-29	浸水想定区域
12	綾南幼稚園	上土棚中 1-10-6	浸水想定区域
13	綾瀬すぎの子幼稚園	落合北 5-22-11	浸水想定区域
14	春日幼稚園	吉岡 1360	浸水想定区域
15	ファミール	深谷上 1-13-5	浸水想定区域
16	児童養護施設唐池学園	吉岡 2377-ロ	土砂災害警戒区域

7-11 避難行動要支援者に係る全体的な考え方

1　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成と更新

市は、避難行動要支援者について、綾瀬市地域防災計画及び綾瀬市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画（以下「全体計画」という。）に基づき、災害対策基本法に定める事項を記載した避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）及び個別避難計画（以下「計画」という。）を作成する。

(1) 避難行動要支援者名簿

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の避難に支援が必要な要配慮者のうち、全体計画で定める避難行動要支援者について、その状況を把握し、安否確認や円滑かつ迅速な避難支援を行うため、避難行動要支援者名簿を作成する。

ア　名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、避難行動要支援者の氏名、性別、生年月日、住所のほか、全体計画に定める事項について記載するものとし、名簿の作成に必要な個人情報は、避難行動要支援者本人から収集したもののほか、要介護状態区分や障害種別等の情報、個別避難計画の情報等を市の各担当課より収集する。

イ　名簿の更新

名簿は、避難行動要支援者本人から情報の変更について申し出のあった場合や転居・死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、随時更新を行うほか、全体計画に基づき定期的に更新する。

(2) 個別避難計画

名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者の同意を得た上で、避難支援等を実施するための計画を作成する。計画の作成に当たっては、地域におけるハザードの状況や避難行動要支援者の心身の状況等を基準に、全体計画において定めた作成優先度に基づき、順次作成を進めるものとする。

ア　計画の作成に必要な個人情報及びその入手方法

計画には、名簿に記載されている情報のほか、全体計画に定める事項について記載するものとし、計画の作成に必要な個人情報は、避難行動要支援者本人から市に提出された「個別避難計画作成申請書（兼作成・情報提供等同意書）」により収集する。

イ　計画の更新

計画は、計画作成者本人から情報の変更について申し出のあった場合や転居・死亡等により、計画作成者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、随時更新を行うほか、全体計画に基づき定期的に更新する。

2　避難行動要支援者の避難支援等に関する事項

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報の適正管理

市は、災害時の円滑かつ迅速な避難支援等を行うため、全体計画に基づき、避難行動要支援者本人等の同意があった名簿及び計画の情報を、地域の避難支援等関係者等へ提供するに当たり、情報提供を受けた者が、適正な情報管理を図るよう、提供を受けた情報は施錠可能な場所へ保管すること、団体においては情報を取り扱う者の限定や避難支援に必要な範囲内での共有とすること等、個人情報の取り扱いについて周知を行い、情報漏えい防止のための管理の徹底を図る。

また、市が管理する情報については、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿や計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努める。

(2) 要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための情報伝達

市は、避難に時間を要する要配慮者が安全に避難できるよう、早めの避難を促す情報提供を行うなど、適時適切に避難情報の発令・伝達を行うとともに、防災行政用無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール等、多様な伝達手段により広く周知をするなどし、避難行動要支援者が円滑に避難できるよう情報伝達を行う。

(3) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が避難支援をするに当たっては、避難支援等関係者本人やその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

8　緊急輸送

8-1　緊急輸送道路一覧

1　第1次･第2次緊急輸送道路

	路線名	県及び市道路線名	区　　間
第1次緊急輸送道路	第一東海自動車道（東名高速）		市内全線
	県道２２号	横浜伊勢原	市内全線
	県道４０号	横浜厚木	市内全線
	県道４５号	丸子中山茅ヶ崎	市内全線
第2次緊急輸送道路	県道４２号	藤沢座間厚木	市内全線
	市道９１３号線	（都計道：早川本蓼川線）	市道 1629-1 号線交点～県道 42 号交点
	市道１６２９－１号線		県道 40 号交点～県道 45 号線交点
	市道１６２９－２号線		藤沢市境～県道 45 号線交点

2　市の指定による緊急輸送道路

No.	路線名	区　　間
1	市道１０１号線	全線
2	市道８０号線	市道９５－１号線交点～市道１０１号線交点
3	市道９５－１号線	市道６７号線交点～市道８０号線交点
4	市道６７号線	市道１号線交点～市道９５－１号線交点
5	市道１号線	県道４０号（横浜厚木）～市道６７号線交点
6	市道９号線	市道１３８号線交点～市道８号線交点
7	市道８号線	全線
8	市道２０８－１号線	県道４０号（横浜厚木）～天台小学校前
9	市道２号線	綾瀬高校～市道１０号線交点
10	市道１０号線	市道６９４号線交点～市道９１３号線交点
11	市道９１３－２号線（都計道：早川本蓼川線）	全線
12	市道９１３－３号線（都計道：早川本蓼川線）	全線
13	市道１２号線	市道１６２９－１号線交点～県道４２号（藤沢座間厚木）交点
14	市道１１号線	全線
15	市道３号線	市道１１号線交点～市道１５号線交点
16	市道９１１号線（都計道：早川本蓼川線）	全線

17	市道９５０号線 （都計道：早川本蓼川線）	全線
18	県道４０６号（吉岡海老名）	市道９５０号線交点～市道１６４９－１交点
19	市道９８０号線	全線
20	市道１６４９－１	県道４０６号（吉岡海老名）交点～市道３号線交点
21	市道１５号線	市道３号線交点～市道５号線交点
22	市道５号線	市道３号線交点～市道１２２２号線交点
23	市道１２２２号線	市道５号線交点～市道１２５８号線交点
24	市道１２５８号線	全線
25	市道２０号線	市道１６２９－１号線交点～市道２２号線交点
26	市道２２号線	市道２０号線交点～市道２３号線交点
27	市道２３号線	市道２２号線～市道１４０４号線交点

緊急輸送路線図

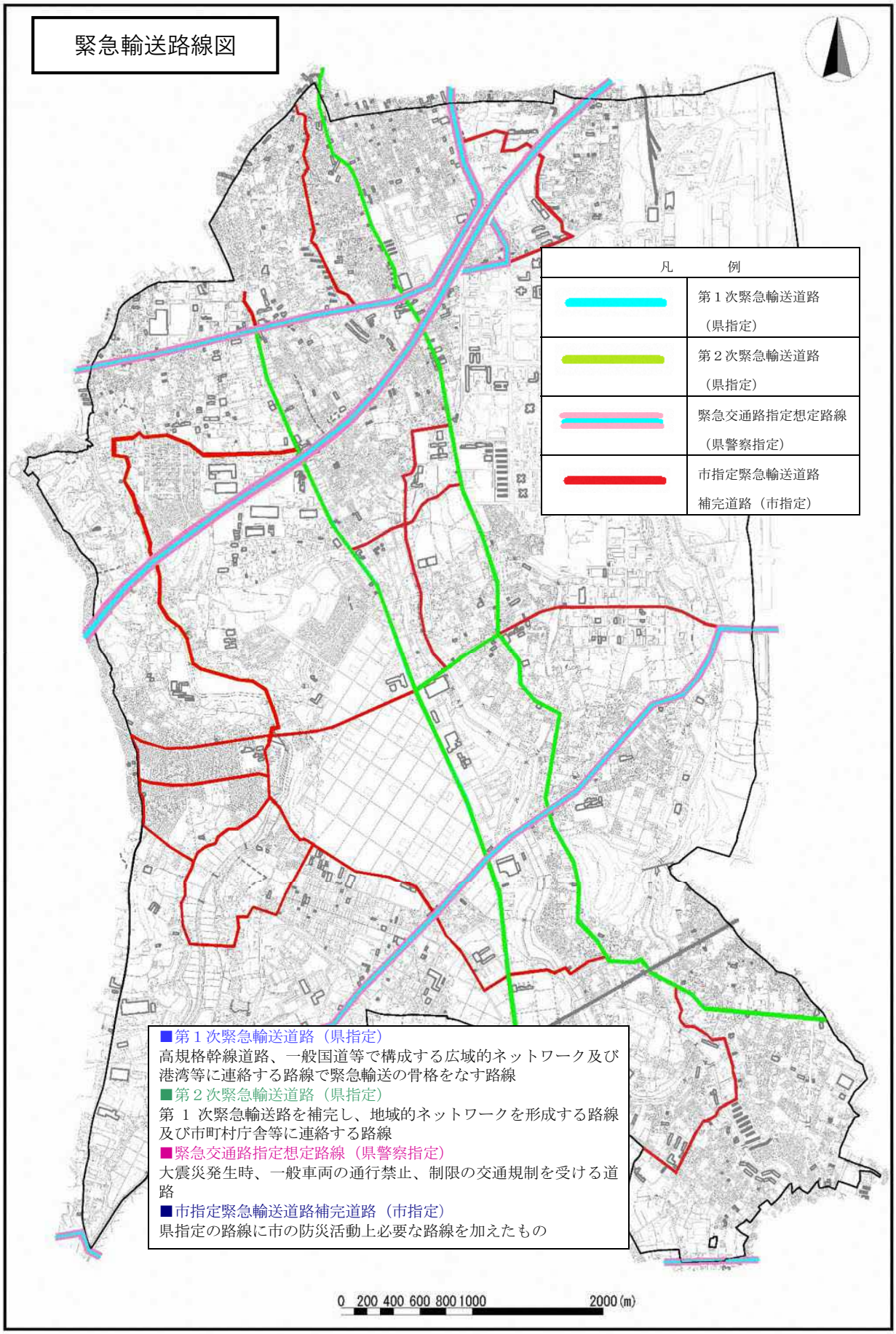
凡　例
第１次緊急輸送道路
（県指定）
第２次緊急輸送道路
（県指定）
緊急交通路指定想定路線
（県警察指定）
市指定緊急輸送道路
補完道路（市指定）
■第１次緊急輸送道路（県指定）
高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線
■第２次緊急輸送道路（県指定）
第１次緊急輸送路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線
■緊急交通路指定想定路線（県警察指定）
大震災発生時、一般車両の通行禁止、制限の交通規制を受ける道路
■市指定緊急輸送道路補完道路（市指定）
県指定の路線に市の防災活動上必要な路線を加えたもの
0　200 400 600 800 1000　2000 (m)

8-2　綾瀬市保有車両一覧

（令和７年４月１日現在）

（管財契約課）

共用車	１６台
専用車 （各課配置）	５５台
マイクロバス	１台
バイク	５台

（リサイクルプラザ）

３ｔごみ収集車	１０台
２ｔごみ収集車	４台
２ｔトラック	４台
軽ダンプ車	３台
軽スライドバン	１台
バキューム車	２台

（道路管理課）

３ｔダンプ車	１台
２ｔダンプ車	１台
クレーン付４ｔ車	１台
清掃車	１台
グレーダー	１台
パトロール車	１台
ホイールローダ	１台
タイヤローラ	１台
軽トラック	１台

8-3 市内のヘリコプター臨時離着陸場一覧

名　　称	所 在 地	離着陸場の規模	座　標
落合小学校グラウンド※	綾瀬市落合北 3-10-1	110m×60m	北緯 35° 25' 15" 東経 139° 26' 04"
天台小学校グラウンド※	綾瀬市寺尾台 1-3-1	70m×80m	北緯 35° 27' 24" 東経 139° 25' 03"
市民スポーツセンター 屋外運動場陸上競技場	綾瀬市深谷上 3-6-1	16m×16m	北緯 35° 26' 38" 東経 139° 25' 40"
海上自衛隊 厚木航空基地滑走路	綾瀬市無番地	45m×53m	北緯 35° 27' 01" 東経 139° 26' 59"

※　落合小学校・天台小学校については、避難所を兼ねています。

9　消防

9-1　綾瀬市火災警報規則

綾瀬市火災警報規則	

9-2 消防組織と現勢

消防組織図

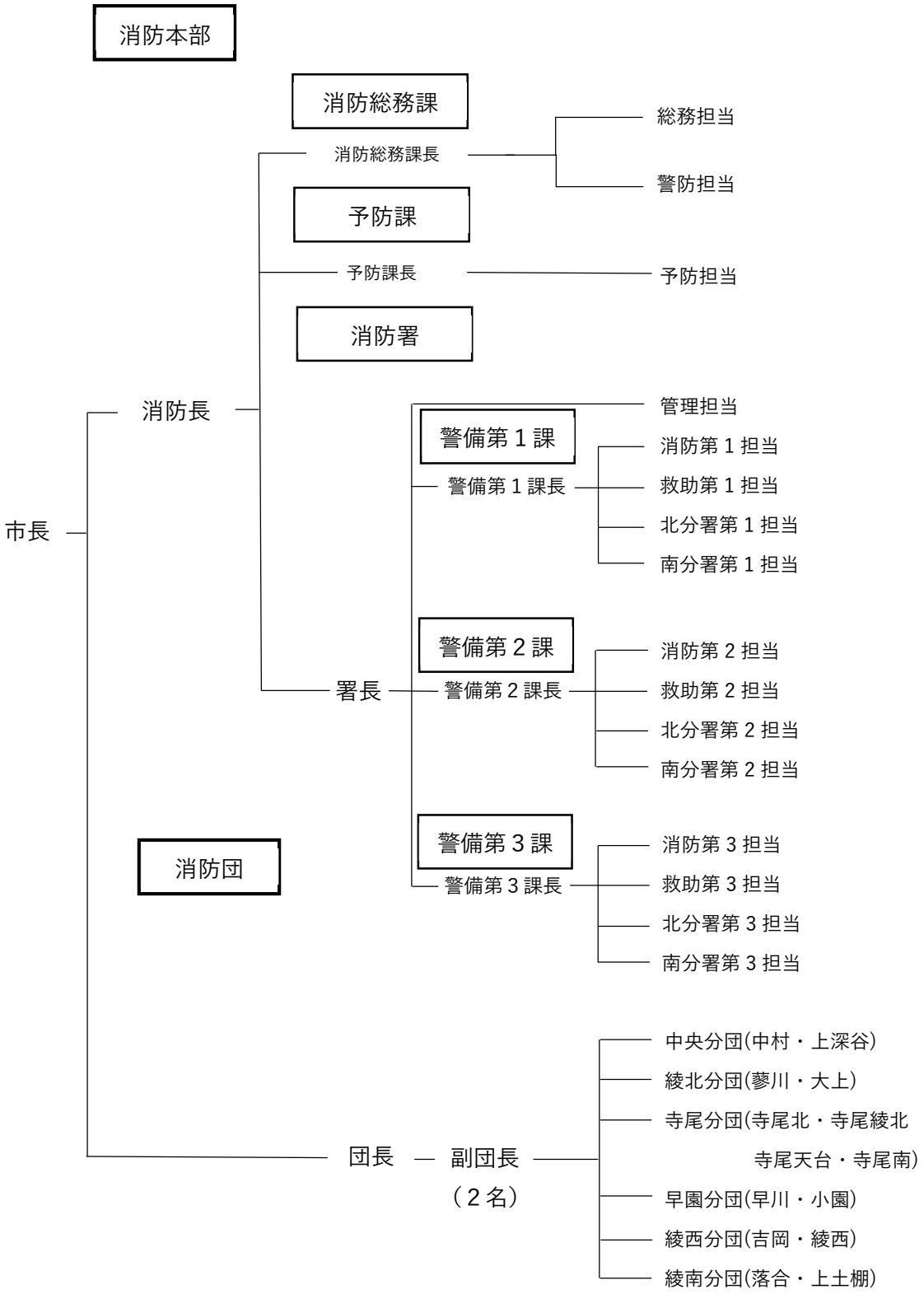

※県央東部消防指令センターへ職員を派遣

消 防 現 勢 表

令和７年４月１日現在

１ 消防職･団員

区分＼階級		計	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	その他の職員
消防吏員	定員	133	階級別隊員なし							
	実員	131	1	7	23	24	34	29	16	0

区分＼階級		計	消防団長	副団長	分団長	副分団長	部長	団員
消防団員	定員	165	1	2	6	12	36	108
	実員	143	1	2	6	12	36	86

２ 消防車両

区分＼車種別	計	ポンプ	水槽付ポンプ自動車	化学車	梯子車	救助工作車	指令車	指揮車	高規格救急車	広報車	資器材搬送車	小型動力ポンプ積載車	その他
消防本部	24	4	1	1	1	1	1	1	4	2	4	1	3
消防団	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	30	10	1	1	1	1	1	1	4	2	4	1	3

３ 消防無線

項目＼種別		基地局	種別＼項目		消防署用無線機	消防車載用無線機	救急車載用無線機	可搬型無線機	携帯用無線機	台数計
出力（w）		20	出力（w）		5	5	5	5	1	-
共通波	単独		台数	県内共通波	3	16	4	1	39	63
	切替									
	なし			県内波非実装	-	-	-	-	-	-
備考			計		3	16	4	1	39	63

※基地局については、三市指令センターとする。

9-3 消防本部・消防署車両及び機械器具一覧

令和７年４月１日現在

１ 車 両

車両別		車 名	登録年月	無線	AVM	型式	排気量（CC）	備考
指令車		ニッサン	H29.9	有	無	DAA-GC27	1,990	ガソリン
指揮車		ニッサン	R1.6	有	有	CBF-CS8E26	2,480	ガソリン
ポンプ車	綾瀬タンク１	日野	H24.2	有	有	SDG-GD7JGAA改	6,400	軽油
	綾瀬ポンプ１	日野	R5.3	有	有	2RG-XZU640M	4,000	軽油
	綾瀬予備１	日野	H18.2	有	有	PD-XZU378M	4,000	軽油
	綾瀬北ポンプ１	日野	R3.2	有	有	2RG-XZU640M	4,000	軽油
	綾瀬南ポンプ１	日野	H23.2	有	有	BDG-XZU378M	4,000	軽油
	化学車	日野	H30.2	有	有	2KG-FE2ABA	5,120	軽油
梯子車		日野	R6.2	有	有	2DG-PR1APJE	8,860	軽油
救助工作車		日野	R7.2	有	有	2KG-GX2ABA	5,120	軽油
高規格救急車	救急綾瀬１	トヨタ	H31.2	有	有	CBF-TRH226S	2,690	ガソリン
	救急綾瀬２	ニッサン	H27.2	有	有	CBF-FPWGE50改	3,490	ガソリン
	救急綾瀬北１	ニッサン	R2.2	有	有	CBF-CS8E26改	2,480	ガソリン
	救急綾瀬南１	ニッサン	R4.2	有	有	CBF-CS8E26改	2,480	ガソリン
広報車	広報２	いすゞ	H22.12	有	有	BKG-NHS85A	2,990	軽油
	広報３	ニッサン	H22.2	有	有	DBA-M20	1,590	ガソリン
資器材搬送車	綾瀬作業１	日野	R4.2	有	有	2KG-XZU685M	4,000	軽油
	綾瀬作業２	日野	H18.1	有	有	PB-XZU378M	4,000	軽油
	綾瀬北作業１	いすゞ	R5.2	有	有	2RG-NMR88AN	2,990	軽油
	綾瀬南作業１	三菱	H21.2	有	有	PDG-FG73D	4,890	軽油
可搬積載軽自動車	ラビット	スバル	H18.12	無	無	LE-TT2	650	ガソリン
事務連絡車	ADバン	日産	H26.12	無	無	DBF-VY12	1,490	ガソリン
事務連絡用バイク	ホンダ	ホンダ	H27.2※				49	ガソリン
	スズキ	スズキ	H27.2※				49	ガソリン

※交付年月

令和４年４月１日現在

２ 警防用機器資材

名称	数量
空気呼吸器	45
酸素呼吸器	4
エンジンカッター	3
チェーンソー	18
油圧カッター	1
油圧スプレッター	1
コンビツール	4
ハンマードリル	1
削岩機	1
ガス溶断機	1
エアージャッキ	7
メガフォーム（t）	2
救命索発射銃	1
チルホール	1
放射線防護服	3
放射線測定器	6
ポケット線量計	14
陽圧式化学防護服	14
除染シャワー	1
耐電衣	4
耐熱服	4
送排風機	1
熱画像直視装置	3
発電機	13
投光機	12
救命ボート	3

9-4 消防団機械器具一覧

令和８年１月１日現在

分団名	配置機械	車両会社名	ポンプ級別	ポンプ会社名	登録年月日
中央分団	消防ポンプ自動車	トヨタ	A2	モリタ	H20.2.19
	小型動力ポンプ		B2	トーハツ	H28.11.18
綾北分団	消防ポンプ自動車	トヨタ	A2	モリタ	R5.2.27
	小型動力ポンプ		B2	トーハツ	H30.9.19
寺尾分団	消防ポンプ自動車	トヨタ	A2	モリタ	R6.12.23
	小型動力ポンプ		B2	トーハツ	H28.11.18
早園分団	消防ポンプ自動車	トヨタ	A2	モリタ	R6.2.8
	小型動力ポンプ		B2	トーハツ	H29.10.19
綾西分団	消防ポンプ自動車	トヨタ	A2	モリタ	R7.12.11
	小型動力ポンプ		B2	トーハツ	H29.10.19
綾南分団	消防ポンプ自動車	いすゞ	A2	モリタ	H19.3.22
	小型動力ポンプ		B2	トーハツ	H30.9.19

9-5 神奈川県緊急消防援助隊受援計画

神奈川県緊急消防援助隊受援計画
（神奈川県地域防災計画-マニュアル資料-地震第 4 章
資料 4-12-5 神奈川県緊急消防援助隊受援計画）

10　ライフライン

10-1　神奈川県管工事業協同組合綾瀬支部災害対策計画

Ⅰ　大規模断水等における応急給水対策

第１章　目的

この対策は、水質汚染（汚濁）、偶発的事故及び長時間の停電等による断水により（以下「大規模断水等」という）、県民の生活に著しい不便が生じるとき、又は生じたときに、神奈川県管工事業協同組合綾瀬支部（以下「支部組合」という。）が神奈川県企業庁水道局綾瀬営業所（以下「営業所」という。）及び神奈川県管工事業協同組合（以下「本部組合」という。）の要請等に基づき、応急給水活動を円滑に実施することを目的とする。

第２章　対策の方針

１　支部対策本部の設置

組合の支部長は、大規模断水等により、営業所及び本部組合から応急給水要請があった場合は、綾瀬支部対策本部を設置し応急給水諸活動を実施するものとする。（資料１）

２　組合員の配備体制

（１）支部長は、本計画において組合員の配備計画を定め組合員に周知する。

（２）組合員は、定められた場所（綾瀬支部組合）に参集し、応急対策諸活動に従事するものとする。

（３）緊急時における組合員の連絡経路を定めた連絡網は、（資料４）のとおりとする。

３　組織及び分担業務

（１）支部対策本部の本部長は支部長とする。副本部長は支部副理事長及び支部専務理事として、本部長を補佐する。

（２）本部長は、当該本部の業務を組織的に執行するための班等の組織を編成し、対策本部各班の分担業務（資料２）を定めるものとする。

（３）本部長は、応急給水規模の状況、組合員の参集状況等により、組合員の分担業務を変更することができるものとする。

４　指揮命令権者の順位

応急給水活動に従事する組合員に対する指揮命令権者の順位は、（資料３）によるものとする。

５　初動体制

支部組合は、支部対策本部が設置され組織的な活動が開始されるまでの間については、早期に参集した組合員により初動体制をとり応急給水のための準備を実施するものとする。

６　応急給水対策

支部対策本部は、営業所対策本部及び本部組合対策本部から応急給水の要請があった場合は、速やかに応急給水活動を実施するものとする。

（１）応急給水体制

応急給水は、支部対策本部に応急給水班を設置して、各担当区域の応急給水活動を調整・指導するものとする。（資料８）

（２）応急給水活動業務

支部対策本部は、営業所の要請により、次のような応急給水活動を行うものとする。

＊給水タンク車等による給水業務

支部が管理している給水タンク（支部所有）・ポリタンク（局所有）を利用し、必要とする区域内を巡回し、応急給水活動を行うものとする。

＊水パックの運搬・給水活動

水道局が製造した水パックを、必要とする区域内に運搬し、給水活動を行うものとする。

＊臨時給水栓の設置・給水業務

配水管の給水口付空気弁又は公設消火栓に臨時給水栓を設置し、応急給水を行うものとする。

＊指定配水池における注水業務

市町による応援給水車への注水諸活動

７　弁操作作業

水質汚染や停電事故等による長時間断水後には、営業所が行う排水処理活動の弁操作を支援するものとする。（ドレーンバルブ・消火栓・給水口付き空気弁）

８　その他

この事項に定めがないものは、地震・風水害対策計画によるものとする。

Ⅱ　風水害における応急給水及び応急・復旧工事対策

第１編　総論

第１章　目的

この対策は、台風・大雨がもたらす風水害等により、県民の生活に著しい不便が生じるとき、又は生じたときに、神奈川県管工事業協同組合綾瀬支部（以下「支部組合」という。）が神奈川県企業庁水道局綾瀬営業所（以下「営業所」という。）及び神奈川県管工事業協同組合（以下「本部組合」という。）の要請等に基づき、応急給水及び応急・復旧工事活動を円滑に実施することを目的とする。

第２章　対策の基本方針

１　支部災害対策本部の設置

組合の支部長は、風水害等により災害が発生し、水道局及び本部組合から要請等があった場合は、綾瀬支部災害対策本部（以下「支部対策本部」という。）を設置し、応急対策諸活動を実施するものとする。

２　組合員の配備体制

（１）支部長は、本計画において組合員の配備計画を定め組合員に周知する。

（２）組合員は、定められた場所（綾瀬支部組合）に参集し、応急対策諸活動に従事するものとする。

３　初動体制

支部組合は、支部対策本部が設置され組織的な活動が開始されるまでの間については、早期に参集した組合員により初動体制をとり初期活動を実施するものとする。

４　情報連絡対策

支部対策本部の内外における情報連絡内容や通信手段、方法を定め、災害時の情報連絡活動を円滑に実施するものとする。

５　緊急措置

支部対策本部は、災害発生後、被災した水道局営業所管内の施設の二次災害の防止などの緊急措置を実施するものとする。

６　応急復旧対策

支部対策本部は災害発生後、水道局及び本部組合から要請等があった場合は、直ちに水道施設の被害状況を調査及び報告するとともに、水道局綾瀬営業所対策本部（以下「営業所対策本部」という。）の要請に基づき、速やかに応急工事を実施するものとする。

また、復旧工事においては、営業所対策本部で作成した復旧計画に基づき実施す

るものとする。

７応急給水対策

支部対策本部は災害発生後、営業所対策本部の要請に基づき、速やかに応急給水活動を実施するものとする。

第２編　応急配備体制

第１章　綾瀬支部災害対策本部の設置

１　支部災害対策本部の設置

支部長は、災害が発生し水道局及び本部組合から要請等があった場合は、速やかに支部対策本部を設置し、本計画に基づき必要な対策を迅速かつ効果的に実施するものとする。（資料１）

２　組織及び分担業務

（１）支部対策本部の本部長は支部長とする。副本部長は支部副理事長及び支部専務理事として、本部長を補佐する。

（２）本部長は、当該本部の業務を組織的に執行するための班等の組織を編成し、対策本部各班の分担業務（資料２）を定めるものとする。

（３）本部長は、被害の状況、組合員の参集状況等により、組合員の分担業務を変更することができるものとする。

３　指揮命令権者の順位

災害対策活動に従事する組合員に対する指揮命令権者の順位は、（資料３）によるものとする。

４　災害対策本部会議の開催

本部長は、応急対策諸活動を迅速かつ効果的に実施するため、災害対策本部会議を随時開催し、次の事項を協議するものとする。

（１）被災状況の把握と調査報告
（２）二次災害の防止措置（バルブ操作等）
（３）組合員の被災状況の確認と出動態勢の把握
（４）被災地区の必要資料の確保
（５）資機材の調査報告と調達
（６）応急復旧計画の調整
（７）組合員に対する応急復旧配備
（８）他支部及び他地域からの応援の受入れ
（９）応急復旧活動の整理報告

（10）応急給水活動の協力
（11）その他

第２章　組合員の配備

１　災害対策要員

綾瀬支部組合員全員を災害対策要員とし、災害が発生し、水道局及び本部組合から要請等があったときは、直ちに指定された場所（綾瀬支部組合）に参集し、災害対策活動に従事するものとする。

２　緊急連絡網

緊急時における組合員の連絡経路を定めた連絡網は、（資料４）のとおりとする。

３　組合員の配備体制

組合員は、本計画で定める配備計画に基づき、災害対策業務に従事するものとする。

４　参集の免除

災害が発生し、水道局及び本部組合から要請等があった場合は、全組合員は定められた場所に参集することとしているが、次に該当する組合員は参集を免除される。

（１）身体的理由で応急対策諸活動を行うことが困難であると支部長が認めた者。
（２）災害発生時、組合員自身が被災により著しく負傷した場合。
（３）組合員の家族が災害により死亡、若しくは負傷して看護するものがいない場合。
（４）その他、特別な事由があると支部長が認めた者。

第３章　情報連絡対策

１　情報連絡体制

支部対策本部に庶務情報班を設置して、速やかな情報連絡等を実施するものとする。

２　情報連絡方法

支部対策本部が設置され、機能が開始されたときの各対策本部相互の情報連絡は、原則として「水道局と神奈川県管工事業協同組合との系統図」（資料５）に示すとおりとする。

３　情報連絡事項

（１）本部組合対策本部から支部対策本部への連絡事項

ア　応急給水及び応急工事の応援要請

イ　外部応援の情報

（2）支部対策本部から本部組合対策本部及び営業所対策本部への連絡事項

電話　本部組合対策本部　046-292-3555

営業所対策本部　0467-70-3100

ア　水道施設の被害状況

イ　水道施設の応急復旧状況

ウ　応急給水の状況

（3）営業所対策本部から支部対策本部への連絡事項

ア　水道施設の被害状況

イ　水道施設の応急復旧計画

ウ　応急工事の指示

エ　応急給水の指示

第3編　応急対策

応急対策については、災害発生時に於いて被害を被った水道施設の応急・復旧工事及び応急給水等を円滑に実施するものとし、災害発生から復旧工事までの手順は、（資料6）のおりとする。

支部対策本部は水道局綾瀬営業所と締結した「災害時における応急給水及び応急復旧工事等の協力に関する協定」（資料7）に基づき水道施設の応急復旧工事、応急給水対策等を行うとともに「災害時における管路の被害状況調査に関する覚書」に準じて自主的に管路パトロールを行う。

第1章　被害状況調査

1　初期被害状況調査体制

風水害等により災害が発生した場合は編成表（資料8）に基づきパトロールを開始する。

2　被害状況調査体制

水道施設の被害による二次災害の防止や応急復旧を早期に行うため、支部対策本部に調査班を設置して、調査活動の調整・指導を行うものとする。なお被害状況調査を実施し、異常を発見した場合は、速やかに被害状況調査報告書により営業所対策本部及び本部組合対策本部へ報告するものとする。

調査班の編成及び役割分担は、（資料2）のとおりとする。

3　支部対策本部が行う被害状況調査

（1）被害状況調査

ア　営業所対策本部からの依頼による被害配水池の調査

イ　営業所対策本部からの依頼による被害配水管の調査

（２）被害状況調査内容

ア　配水池

配水池本体の亀裂や漏水、崩壊箇所の有無、配水池周りの管路状況の損壊や漏水の有無

イ　管路

弁設置部、伏せ越し部、水管橋部を重点に、損壊、漏水の有無及び路面陥没の有無

第２章　緊急措置

営業所対策本部及び本部組合対策本部から要請があった場合は、水道施設の被害による二次災害の防止のため、次の緊急措置を行うものとする。

１　災害用指定配水池及び他の配水池の弁操作

配水池の損壊、池周りの管路の損壊による漏水のため、二次災害が発生した場合は、弁操作を行うものとする。

２　管路の弁操作等

管路の損壊による漏水のため、道路損壊等の二次災害が発生した場合は、弁操作を行い、管路を断水し、道路損壊部に安全措置（バリケード）を行うものとする。

また、長時間断水後には、営業所対策本部が行う排水処理活動の弁操作を支援するものとする。

第３章　応急・復旧対策

災害時における水道施設に被害が発生した場合に、営業所対策本部及び本部組合対策本部から応急・復旧の要請等に対し、効果的に進めるために必要な事項を定めるものとする。

１　応急・復旧体制

応急・復旧は、支部対策本部に復旧班を設置して、応急復旧活動を調整・指導するものとする。

２　応急・復旧資材

支部対策本部に資機材調達班を設置して、資機材の調達にあたるものとする。

（１）送配水管用資材

応急復旧資材は、水道局の災害用備蓄材及び工事用材料の提供によるものとし、水道局の災害用備蓄材置場から搬出するものとする。

（２）給水管用資材

応急復旧用資材は、修理業者持ちとし、本部で締結した「災害時における給

水管類等の供給に関する覚書」に基づき取引業者からの供給を受けるものとする。

３　応急工事

（１）営業所対策本部の「応急作業指示書」に基づき、営業所対策本部復旧班の指示監督のもとに応急工事を実施するものとする。

（２）応急工事の施工方法は「漏水修理等請負工事実施要領」（昭和４２年３月企工第６３号）を準用するものとする。

（３）復旧工事の実施契約は、営業所対策本部の「復旧計画書」に基づき実施し、後日、神奈川県管工事業協同組合理事長と水道局が締結するものとする。

４　応急工事の内容の記録と報告書の作成

応急工事に際して、復旧業者は必ず工事着手前、工事中及び完成後の写真の撮影を行うこととし、工事完成後は、「応急報告書」に写真を添えて営業所対策本部に提出するものとする。

写真撮影は、工事場所、工事年月日、施工業者名、支部又は組合名等、復旧施設名（管種、口径等）と工事状況（土被り、掘削幅、掘削延長等）が判断できる黒板を掲げて行うものとする。

被災事実から復旧完成まで一連の内容の確認が確実にできるように留意するものとする。

第４章　応急給水対策

支部対策本部は、営業所対策本部及び本部組合対策本部から応急給水の要請があった場合は、速やかに応急給水活動を実施するものとする。

（１）応急給水体制

応急給水は、支部対策本部に応急給水班を設置して、各担当区域の応急給水活動を調整・指導するものとする。（資料８）

（２）応急給水活動業務

支部対策本部は、営業所の要請により、次のような応急給水活動を行うものとする。

＊給水タンク車等による給水業務

支部が管理している給水タンク（支部所有）・ポリタンク（局所有）を利用し、必要とする区域内を巡回し、応急給水活動を行うものとする。

＊水パックの運搬・給水活動

水道局が製造した水パックを、必要とする区域内に運搬し、給水活動を行うものとする。

＊臨時給水栓の設置・給水業務

配水管の給水口付空気弁又は公設消火栓に臨時給水栓を設置し、応急給水を

行うものとする。

＊指定配水池における注水業務

市町による応援給水車への注水諸活動

7　弁操作作業

水質汚染や停電事故等による長時間断水後には、営業所が行う排水処理活動の弁操作を支援するものとする。（ドレーンバルブ・消火栓・給水口付き空気弁）

第5章　相互応援対策

1　相互応援体制

本部長は、支部間等の応援要員の受入れと調整等のため、支援班を設置するものとする。

2　水道局給水区域内の応援体制

（1）組合の支部間の応援体制

支部対策本部は、本部組合対策本部からの指示に基づき、他の組合支部対策本部の支援を行うものとする。

この場合は、応援先の組合支部の管轄下に入るものとする。

（2）組合と協力業者との協力体制

支部対策本部は、災害時に組合の下で復旧活動等に従事してくれる、組合員以外の業者に対して、これを支援する。この場合協力業者は、組合の責任の下に協力するものとする。

なお、災害時における資材においては、本部で締結している調達業者から供給をうける。

（3）外部からの応援組織への協力、支援体制

水道局が水道事業体等へ応援要請を行った場合には、外部からの応援組織への協力、支援をするものとする。

第6章　その他

この事項に定めがないものは、地震対策計画によるものとする。

Ⅲ 地震災害における応急給水対策及び応急・復旧工事対策

第１編 総論

第１章 目的

この計画は、神奈川県管工事業協同組合綾瀬支部（以下「支部組合」という。）が神奈川県企業庁水道局綾瀬営業所及び神奈川県管工事業協同組合（以下「本部組合」という。）の要請等に基づき、地震災害における応急給水並びに水道施設の速やかな応急・復旧工事等を円滑に実施することを目的とする。

第２章 対策の基本方針

１ 支部災害対策本部の設置

組合の支部長は、地震及により災害が発生し、水道局及び本部組合から要請等があった場合は、綾瀬支部災害対策本部（以下「支部対策本部」という。）を設置し、応急対策諸活動を実施するものとする。

２ 組合員の配備体制

（１）支部長は、本計画において組合員の配備計画を定め組合員に周知する。

（２）組合員は、定められた場所（綾瀬支部組合）に参集し、応急対策諸活動に従事するものとする。

３ 初動体制

支部組合は、支部対策本部が設置され組織的な活動が開始されるまでの間については、早期に参集した組合員により初動体制をとり初期活動を実施するものとする。

４ 情報連絡対策

支部対策本部の内外における情報連絡内容や通信手段、方法を定め、災害時の情報連絡活動を円滑に実施するものとする。

５ 緊急措置

支部対策本部は、災害発生後、被災した水道局営業所管内の施設の二次災害の防止などの緊急措置を実施するものとする。

６ 応急復旧対策

支部対策本部は災害発生後、水道局及び本部組合から要請等があった場合は、直ちに水道施設の被害状況を調査及び報告するとともに、水道局綾瀬営業所対策本部（以下「営業所対策本部」という。）の要請に基づき、速やかに応急工事を実施するものとする。

また、復旧工事においては、営業所対策本部で作成した復旧計画に基づき実施するものとする。

７　応急給水対策

支部対策本部は災害発生後、営業所対策本部の要請に基づき、速やかに応急給水活動を実施するものとする。

第２編　応急配備体制

第１章　綾瀬支部災害対策本部の設置

１　支部災害対策本部の設置

支部長は、災害が発生し水道局及び本部組合から要請等があった場合は、速やかに支部対策本部を設置し、本計画に基づき必要な対策を迅速かつ効果的に実施するものとする。（資料１）

２　組織及び分担業務

（１）支部対策本部の本部長は支部長とする。副本部長は支部副理事長及び支部専務理事として、本部長を補佐する。

（２）本部長は、当該本部の業務を組織的に執行するための班等の組織を編成し、対策本部各班の分担業務（資料２）を定めるものとする。

（３）本部長は、被害の状況、組合員の参集状況等により、組合員の分担業務を変更することができるものとする。

３　指揮命令権者の順位

災害対策活動に従事する組合員に対する指揮命令権者の順位は、（資料３）によるものとする。

４　災害対策本部会議の開催

本部長は、応急対策諸活動を迅速かつ効果的に実施するため、災害対策本部会議を随時開催し、次の事項を協議するものとする。

（１）被災状況の把握と調査報告
（２）二次災害の防止措置（バルブ操作等）
（３）組合員の被災状況の確認と出動態勢の把握
（４）被災地区の必要資料の確保
（５）資機材の調査報告と調達
（６）応急復旧計画の調整
（７）組合員に対する応急復旧配備
（８）他支部及び他地域からの応援の受入れ
（９）応急復旧活動の整理報告
（10）応急給水活動の協力
（11）その他

第２章　組合員の配備

１　災害対策要員

綾瀬支部組合員全員を災害対策要員とし、災害が発生し、水道局及び本部組合から要請等があったときは、直ちに指定された場所（綾瀬支部組合）に参集し、災害対策活動に従事するものとする。

２　緊急連絡網

緊急時における組合員の連絡経路を定めた連絡網は、（資料４）のとおりとする。

３　組合員の配備体制

組合員は、本計画で定める配備計画に基づき、災害対策業務に従事するものとする。

４　参集の免除

災害が発生し、水道局及び本部組合から要請等があった場合は、全組合員は定められた場所に参集することとしているが、次に該当する組合員は参集を免除される。

（１）身体的理由で応急対策諸活動を行うことが困難であると支部長が認めた者。
（２）災害発生時、組合員自身が被災により著しく負傷した場合。
（３）組合員の家族が災害により死亡、若しくは負傷して看護するものがいない場合。
（４）その他、特別な事由があると支部長が認めた者。

第３章　初動体制

１　初動体制の開始

休日や時間外において災害が発生した場合は、支部対策本部の機能が開始するまでの時間に、早期に参集した組合員で初期活動を実施するものとする。

（１）１～２人参集の場合
　ア　組合建物内の安全確認
　イ　通信機器の使用確認
　ウ　幹部組合員への連絡
　（資料３）のとおり
（２）３人以上参集の場合
　ア　組合員参集の状況確認
　イ　組合員参集の呼びかけ
　ウ　本部組合及び営業所対策本部との連絡調整
　エ　被害状況の情報収集
（３）初期時の情報連絡

初期活動時における必要な情報連絡は、次のとおりとする。

ア　営業所対策本部……水道施設の被害情報の提供

イ　組合員……組合員連絡網による参集の呼びかけ

２　初動体制の解除

初動体制は、支部対策本部の機能が開始したとき解除するものとする。

第４章　情報連絡対策

１　情報連絡体制

支部対策本部に庶務情報班を設置して、速やかな情報連絡等を実施するものとする。

２　情報連絡方法

支部対策本部が設置され、機能が開始されたときの各対策本部相互の情報連絡は、原則として「水道局と神奈川県管工事業協同組合との系統図」（資料５）に示すとおりとする。

３　情報連絡事項

（１）本部組合対策本部から支部対策本部への連絡事項

ア　応急給水及び応急工事の応援要請

イ　外部応援の情報

（２）支部対策本部から本部組合対策本部及び営業所対策本部への連絡事項

電話　本部組合対策本部　046-292-3555

営業所対策本部　0467-70-3100

ア　水道施設の被害状況

イ　水道施設の応急復旧状況

ウ　応急給水の状況

（３）営業所対策本部から支部対策本部への連絡事項

ア　水道施設の被害状況

イ　水道施設の応急復旧計画

ウ　応急工事の指示

エ　応急給水の指示

第３編　応急対策

応急対策については、災害発生時に於いて被害を被った水道施設の応急復旧工事及び応給水等を円滑に実施するものとし、災害発生から復旧工事までの手順は、（資料６）のとおりとする。

支部対策本部は水道局綾瀬営業所と締結した「災害時における応急給水及び応急復旧

工事等の協力に関する協定」（資料７）に基づき水道施設の応急復旧工事、応急給水対策等を行うとともに「災害時における管路の被害状況調査に関する覚書」に基づき自主的に管路パトロールを行う。

第１章　被害状況調査

１　初期被害状況調査体制

地震災害（震度６以上）により災害が発生した場合は編成表（資料８）に基づきパトロールを開始する。

２　被害状況調査体制

水道施設の被害による二次災害の防止や応急復旧を早期に行うため、支部対策本部に調査班を設置して、調査活動の調整・指導を行うものとする。なお被害状況調査を実施し、異常を発見した場合は、速やかに被害状況調査報告書により営業所対策本部及び本部組合対策本部へ報告するものとする。

調査班の編成及び役割分担は、（資料２）のとおりとする。

３　支部対策本部が行う被害状況調査

（１）被害状況調査の優先順位

ア　災害用指定配水池

指定配水池	有効水量	確保水量	確保水位	備考
吉岡配水池	36523m3	11950m3	1.8m	

イ　主要送配水管路

(資料９)のとおりとする。

ウ　配水池（災害用指定配水池以外）

(資料１０)のとおりとする。

エ　配水系統別復旧優先路線

(資料１１)のとおりとする。

（２）被害状況調査内容

ア　配水池

配水池本体の亀裂や漏水、崩壊箇所の有無、配水池周りの管路状況の損壊や漏水の有無

イ　管路

弁設置部、伏せ越し部、水管橋部を重点に、損壊、漏水の有無及び路面陥没の有無

第２章　緊急措置

営業所対策本部及び本部組合対策本部から要請があった場合は、水道施設の被害による二次災害の防止のため、次の緊急措置を行うものとする。

１　災害用指定配水池及び他の配水池の弁操作

配水池の損壊、池周りの管路の損壊による漏水のため、二次災害が発生した場合は、弁操作を行うものとする。

２　管路の弁操作等

管路の損壊による漏水のため、道路損壊等の二次災害が発生した場合は、弁操作を行い、管路を断水し、道路損壊部に安全措置（バリケード）を行うものとする。

また、長時間断水後には、営業所対策本部が行う排水処理活動の弁操作を支援するものとする。

第３章　応急復旧対策

災害時における水道施設に被害が発生した場合に、営業所対策本部及び本部組合対策本部から応急復旧の要請等に対し、効果的に進めるために必要な事項を定めるものとする。

１　応急復旧体制

応急復旧は、支部対策本部に復旧班を設置して、応急復旧活動を調整・指導するものとする。

２　応急復旧資材

支部対策本部に資機材調達班を設置して、資機材の調達にあたるものとする。

（１）送配水管用資材

応急復旧資材は、水道局の災害用備蓄材及び工事用材料の提供によるものとし、水道局の災害用備蓄材置場から搬出するものとする。

（２）給水管用資材

応急復旧用資材は、修理業者持ちとし、本部で締結した「災害時における給水管類等の供給に関する覚書」に基づき取引業者からの供給を受けるものとする。

３　応急工事

（１）営業所対策本部の「応急作業指示書」に基づき、営業所対策本部復旧班の指示監督のもとに応急工事を実施するものとする。

（２）応急工事の施工方法は「漏水修理等請負工事実施要領」（昭和４２年３月企工第６３号）を準用するものとする。

（３）復旧工事の実施契約は、営業所対策本部の「復旧計画書」に基づき実施し、後日、神奈川県管工事業協同組合理事長と水道局が締結するものとする。

４　応急工事の内容の記録と報告書の作成

応急工事に際して、復旧業者は必ず工事着手前、工事中及び完成後の写真の撮影

を行うこととし、工事完成後は、「応急報告書」に写真を添えて営業所対策本部に提出するものとする。

写真撮影は、工事場所、工事年月日、施工業者名、支部又は組合名等、復旧施設名（管種、口径等）と工事状況（土被り、掘削幅、掘削延長等）が判断できる黒板を掲げて行うものとする。

被災事実から復旧完成まで一連の内容の確認が確実にできるように留意するものとする。

第４章　応急給水対策

支部対策本部は、営業所対策本部及び本部組合対策本部から応急給水の要請があった場合は、速やかに応急給水活動を実施するものとする。

１　応急給水体制

応急給水は、支部対策本部に応急給水班を設置して、応急給水活動を調整・指導するものとする。

２　応急給水活動業務

支部対策本部は、営業所対策本部給水班の要請により、次のような応急給水活動の支援を行うものとする。

（１）指定配水池における業務

ア　市町の給水車への注水活動

イ　水道局が行う給水活動の支援

（２）臨時給水栓の設置

被災しない配水管や復旧された配水管の給水口付空気弁又は広域避難場所に近い公設消火栓に臨時給水栓を設置し、応急給水を行うものとする。

第５章　相互応援対策

１　相互応援体制

本部長は、支部間等の応援要員の受入れと調整等のため、支援班を設置するものとする。

２　水道局給水区域内の応援体制

（１）組合の支部間の応援体制

支部対策本部は、本部組合対策本部からの指示に基づき、他の組合支部対策本部の支援を行うものとする。

この場合は、応援先の組合支部の管轄下に入るものとする。

（２）組合と協力業者との協力体制

支部対策本部は、災害時に組合の下で復旧活動等に従事してくれる、組合員

以外の業者に対して、これを支援する。この場合協力業者は、組合の責任の下に協力するものとする。

なお、災害時における資材においては、本部で締結している調達業者から供給をうける。

（３）外部からの応援組織への協力、支援体制

水道局が水道事業体等へ応援要請を行った場合には、外部からの応援組織への協力、支援をするものとする。

第６章　水道局との協力体制の確立

災害時の協力体制を確立し、相互協力体制を図っていくものとする。

第７章　組合員の研修及び訓練

災害時に水道局から指示等があった場合に、組織体制が十分に機能し、迅速で円滑かつ、的確な応急対策活動が行えるよう、気象・地震の知識、防災体制等についての研修会、講習会を実施することにより、組合員の災害時における判断力の養成、防災上必要な知識の普及、技術の向上、職務分担の周知徹底を図るとともに、平常時から組合員に対して定められた災害対策本部等の配備体制のもとで、具体的、かつ、実践的な訓練を実施するものとする。

１　研修の実施

支部では組合員に対し、次のようなテーマを定め、定期的に研修を実施するものとする。

（１）災害に対する一般的な知識について

（２）本部組合対策本部及び支部対策本部の災害対策計画について

（３）組合員の役割分担について

（４）その他

２　訓練の実施

災害発生時の応急対策活動を円滑に進めるため、定期的に組合員を対象とした訓練を実施するものとする。

また、水道局等が行う訓練にも積極的に参加するものとする。

（１）訓練の実施

組合本部及び支部の訓練、水道局等との合同訓練を行うものとする。

（２）訓練の内容

ア　応急復旧訓練

イ　管路パトロール訓練

ウ　応急給水訓練

エ　情報伝達訓練

オ　緊急参集訓練

（３）訓練の報告

支部長は、訓練の実施及び水道局等の訓練への参加をした後、参加状況や実施状況などを速やかに本部組合理事長に報告するものとする。

第８章　その他

１　非常食の備蓄

支部においては、災害発生後、対策諸活動に従事する組合員の食料の確保に努めるものとする。

２　災害対策用品の備蓄

支部においては、対策諸活動に必要な資機材を保管、管理するものとする。

附　則

１　この計画は、平成１５年月日から適用する。

２　本計画に定めるもののほか、災害対策活動等に必要な事項は、適宜定めるものとする。

10-2　東京電力パワーグリッド㈱の防災業務計画

東京電力パワーグリッド(株)の防災業務計画	

10-3　東京ガスネットワーク㈱の防災業務計画

東京ガスネットワーク㈱の防災業務計画	

10-4　綾瀬市災害廃棄物処理計画

綾瀬市災害廃棄物処理計画	

11　条例･要綱等

11-1　綾瀬市防災会議条例

綾瀬市防災会議条例	

11-2　綾瀬市防災会議運営要綱

綾瀬市防災会議運営要綱	

11-3 綾瀬市防災会議委員名簿

会長　綾瀬市長　橋川　佳彦

任期　令和６年７月１日～令和８年６月３０日

	団　体　名	職名	区分
1	関東農政局神奈川県拠点	総括農政業務管理官	指定地方行政機関
2	海上自衛隊第４航空群厚木航空基地隊	厚木航空基地隊司令	自衛隊
3	陸上自衛隊第４施設群	群長	自衛隊
4	神奈川県県央地域県政総合センター	所長	県職員
5	神奈川県厚木土木事務所東部センター	所長	県職員
6	神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター	所長	県職員
7	神奈川県企業庁海老名水道営業所	所長	県職員
8	大和警察署	署長	県警察官
9	綾瀬市	副市長	市職員
10	綾瀬市教育委員会	教育長	教育委員会
11	綾瀬市	消防長	市職員
12	綾瀬市消防団	団長	消防団員
13	日本郵便株式会社綾瀬郵便局	局長	指定公共機関
14	NTT 東日本株式会社神奈川西支店	支店長	指定公共機関
15	東京電力パワーグリッド株式会社相模原支社	支社長	指定公共機関
16	東京ガスネットワーク株式会社神奈川西支店	支店長	指定公共機関
17	神奈川中央交通株式会社　綾瀬営業所	所長	指定地方公共機関
18	一般社団法人神奈川県トラック協会	理事	指定地方公共機関
19	綾瀬市医師会	会長	学識経験者
20	さがみ農業協同組合綾瀬地区運営委員会	理事	学識経験者
21	綾瀬市議会	議長	市議会議員
22	綾瀬市商工会	会長	学識経験者
23	綾瀬市自治会長連絡協議会	蓼川自治会長	学識経験者
24	綾瀬市立小学校長会	会長	国県市職員
25	綾瀬市立中学校長会	会長	国県市職員
26	綾瀬市幼稚園協会	会長	学識経験者
27	一般社団法人綾瀬市建設業協会	環境防災委員長	学識経験者
28	綾瀬市農業委員会	会長	学識経験者
29	綾瀬防火協会	会長	学識経験者
30	綾瀬市管工事業協同組合	代表理事	学識経験者
31	神奈川県エルピーガス協会	綾瀬部会長	指定地方公共機関
32	綾瀬市社会福祉協議会	会長	学識経験者
33	綾瀬市赤十字奉仕団	委員長	学識経験者
34	あやせ災害ボランティアネットワーク	理事	学識経験者

11-4　綾瀬市災害対策本部条例

綾瀬市災害対策本部条例	

11-5　綾瀬市災害対策本部規則

綾瀬市災害対策本部規則	

第1号様式(第9条関係)

事　務　局　員　名　簿

年　　月　　日現在

事務局長		事務局長代理	
事務局員			
合計	人		

第 2 号様式(第 12 条関係)

災 害 情 報 受 付 表

覚 知 時 間	年 月 日( ) 時 分
被 害 種 別	□建物 □道路 □橋りょう □河川 □がけ崩れ □電気 □ガス □水道 □電話 □田畑 □その他( )
発 生 場 所	綾瀬市
地 区 別	□綾北 □寺尾 □早園 □中央 □綾西 □綾南
人 的 被 害	□無 □有(人)
通 報 者	氏名 電話
覚 知 種 別	□119 番 □加入電話 □駆け付け □その他( )
受 信 者	氏名 所属部
通報内容：	
処理欄：	

第 3 号様式(第 12 条関係)

災 害 対 策 連 絡 票

□指令 □要請 □情報 □報告 □発信 □受信

発 令 日 時	年 月 日( ) 時 分	
伝 達 手 段	□電話 □無線 □その他	
発 信 部	氏名	
	□災害対策本部 □総務対策部 □救護対策部 □生活支援部 □土木対策部 □消防部 □教育対策部 □議会部 □北部統括部(□綾北地区対策本部 □寺尾地区対策本部 □早園地区対策本部) □南部統括部(□中央地区対策本部 □綾西地区対策本部 □綾南地区対策本部)	
受 信 部	氏名	
	□災害対策本部 □総務対策部 □救護対策部 □生活支援部 □土木対策部 □消防部 □教育対策部 □議会部 □北部統括部(□綾北地区対策本部 □寺尾地区対策本部 □早園地区対策本部) □南部統括部(□中央地区対策本部 □綾西地区対策本部 □綾南地区対策本部)	
件名：(本部長指令第 号)		
内容：		

第 4 号様式(第 13 条関係)

配 備 人 員 報 告 書

部　　名	

報 告 日 時	年　　月　　日(　　)　　時　　分現在			
報　　告　　者	所属名		氏　　名	
配備人員合計	人			

NO	所　属　名	職	氏　　名	備　　考

第5号様式(第14条関係)

災害対策本部配置表(　　部)

年　　月　　日現在

部　　長	副　部　長	本部連絡員

※　上記の者は、災害対策本部設置場所に参集すること。

部員

1号配備	2号配備	3号配備
		全　　員
合計人員数　　人	人	人

※　2号配備の際には、1号配備要員を加えた全員の氏名を記入すること。

事務局連絡員	1号配備	2号配備	3号配備

備考　この様式は、総務対策部、救護対策部、生活支援部、土木対策部、消防部、教育対策部及び議会部用とする。

第 6 号様式(第 14 条関係)

災害対策本部配置表(　　統括部)

年　　月　　日現在

部　　長	副　部　長	本 部 連 絡 員

※　上記の者は、災害対策本部設置場所に参集すること。

(　　)地区対策本部

本　部　長	副本部長	副本部長	副本部長
	所属名	所属名	所属名

	1 号配備	3 号配備
部　　員	(所属名　　)	
	(所属名　　)	
	(所属名　　)	
	(所属名　　)	
	(所属名　　)	
	(所属名　　)	
	(所属名　　)	
	(所属名　　)	
	(所属名　　)	
	(所属名　　)	
	(所属名　　)	
	(所属名　　)	
	(所属名　　)	
	(所属名　　)	
	(所属名　　)	
	(所属名　　)	
	(所属名　　)	
	(所属名　　)	
	(所属名　　)	
	(所属名　　)	
	(所属名　　)	
	(所属名　　)	
	(所属名　　)	
合計人員数	人	人

備考　この様式は、北部統括部及び南部統括部用とする。

第 7 号様式(第 14 条関係)

緊　急　連　絡　簿

部　名	

部　長	
副　部　長	
本部連絡員	

	所　属	氏　名	連　絡　先
第 1 号配備指令樹齢者			
第 2 号配備指令樹齢者			
第 3 号配備指令樹齢者			

11-6 綾瀬市災害警戒本部設置要領

（設置）
第１条　綾瀬市に災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置される前の災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、風水害等又は地震の災害の状況が別表第１に該当する場合は、綾瀬市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。
（組織及び分掌事務）
第２条　警戒本部の組織は別表第２、分掌事務は別表第３のとおりとする。
２　警戒本部に、警戒本部長、警戒副本部長、部長及び副部長を置く。
３　警戒本部長は、防災主管部長をもって充て、警戒本部を統括する。
４　警戒副本部長は、消防長をもって充て、警戒本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
５　部長は、別表第２に定める各部の部長をもって充て、部内を総括する。
６　副部長は、部長が所属職員の中から、あらかじめ指名して、部長に事故あるときは、その職務を代理する。
（連絡員）
第３条　別表第２に定める各部にそれぞれ連絡員を置く。
２　連絡員は、部長が所属職員の中から、あらかじめ１名指名しておくものとする。
３　連絡員は、部長の指示により通報の内容、被害情報等を災害情報活動処理票（第１号様式）に記載し、速やかに部長及び第６条第１項及び第２項に規定する事務局に受伝達（指令、要請、情報及び報告の発信及び受信をいう。）する事務に従事する。
（配備員）
第４条　別表第２に掲げる各部にそれぞれ配備員を置く。
１　配備員は、部長の指示により、応急対策活動を行う。
２　配備員は、部長が別表第３に掲げる配置課の中から、あらかじめ指名しておくものとする。
（本部会議）
第５条　警戒本部長は、災害対策の重要な事項についての指示又は総合調整を行うため、本部会議を招集する。
２　本部会議は、警戒本部長、警戒副本部長、部長、事務局長及び警戒本部長が必要と認める職員をもって構成する。
３　本部会議は、収集した情報に基づき応急対策活動を検討する。
（事務局）
第６条　警戒本部に事務局を置く。
２　事務局は、防災主管課に置き、事務局長は防災主管課長とし、事務局員は

防災主管部員をもって充てる。
３　事務局長は、事務局の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
４　事務局員は、事務局長の命を受け所掌事務に従事する。
（災害警戒本部配置表及び緊急連絡簿）
第７条　各部長は、あらかじめ所属職員の配備状況について災害警戒本部配置表（第２号様式）を作成し、警戒本部長に報告しなければならない。
２　各部長（警戒副本部長を除く。）は、勤務時間外、休日等において所属する職員の招集を迅速かつ円滑に伝達するため、あらかじめ緊急連絡簿（第３号様式）を作成し、警戒本部長に報告しなければならない。
３　前２項の規定については、所属職員の異動等による変更があった場合も同様とする。
（解散）
第８条　警戒本部は、次の各号に該当する場合は、警戒本部を解散する。
⑴ 災害の発生のおそれがなくなった場合
⑵ 当該災害に対する応急対策の措置が終了した場合
⑶ 災害対策本部が設置された場合
（委任）
第９条　この要領に定めるもののほか、警戒本部の組織、運営等に関して必要な事項は警戒本部長が別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この要領は、平成１９年４月１日から施行する。
（旧要領の廃止）
２　綾瀬市風水害警戒本部設置要領（平成１５年４月１日施行）は、廃止する。

附　則
この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則
この要領は、平成２３年７月１日から施行する。

附　則
この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則
この要領は、平成２５年６月１日から施行する。

附　則
この要領は、平成２５年７月１日から施行する。

附　則
この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

別表第1(第1条関係)

区分	設 置 基 準
風水害等災害	次の各項のいずれかに該当する場合で、警戒本部長、警戒副本部長、土木部の部長、都市部の部長、北部統括部の部長及び南部統括部の部長が必要と認めた場合 1 綾瀬市域に警報又は土砂災害警戒情報が発表された場合 2 目久尻川又は蓼川に係る水防警報の「準備」が発表された場合 3 綾瀬市域に次の降雨が予想された場合 (1) 10 分雨量が 8 mm 以上 (2) 1 時間雨量が 30mm 以上 (3) 1 時間雨量が 25mm 以上かつ積算雨量が 125mm 以上 4 綾瀬市域に 1 秒間に平均 25m 以上の風速が予想された場合 5 台風の上陸若しくは接近又は台風並みに発達した低気圧の通過が予想された場合 6 その他災害の発生が予想され、事前対策が必要とされる場合
地震災害	次の各項のいずれかに該当する場合で、警戒本部長、警戒副本部長、土木部の部長、都市部の部長、北部統括部の部長及び南部統括部の部長が必要と認めた場合 1 綾瀬市域で震度 4 以上の地震が起きた場合 2 地震により局所的な被害が発生し、当該被害状況の把握及び災害への警戒活動が必要と認められた場合

別表第２（第２条、第３条、第４条関係）
綾瀬市災害警戒本部

別表第３（第２条、第４条関係）

１　各部

部名	配置課	分掌事務	配備人員
福祉部	福祉総務課	1　被災世帯等に対する支援に関すること。 2　災害ボランティアの派遣に関すること。 3　要配慮者の避難支援に関すること。	４人
産業振興部	農業振興課	1　溢水、冠水等及び地震による危険箇所（農業用水路等）の警戒及び応急対策に関すること。 2　農業用水路、田畑等の被害状況の調査に関すること。 3　避難活動に関すること。 4　その他必要な災害警戒活動に関すること。	６人
都市部	都市計画課 建築課 都市整備課 みどり公園課	1　がけ崩れによる危険箇所の警戒及び応急対策に関すること。 2　溢水、冠水等及び地震による危険箇所（公園等）の警戒及び応急対策に関すること。 3　公園等の被害状況の調査に関すること。 4　避難活動に関すること。 5　その他必要な災害警戒活動に関すること。	２７人
土木部	道路管理課 道路整備課 下水道課	1　溢水、冠水等及び地震による危険箇所（道路、橋りょう、河川、排水路、公共下水道等）の警戒及び応急対策に関すること。 2　道路、橋りょう等の被害状況の調査に関すること。 3　河川、排水路及び公共下水道の被害状況の調査に関すること。 4　道路、橋りょう等の通行止め及び交通制限に関すること。 5　障害物の除去に関すること。 6　避難活動に関すること。 7　その他必要な災害警戒活動に関	４１人

		すること。	
消防本部	消防本部 消防署 消防団	1　気象、地震等の情報伝達に関すること。 2　避難活動に関すること。 3　各部が行う警戒及び応急対策の応援等に関すること。 4　その他必要な災害警戒活動に関すること。	１１６人
教育部	教育総務課 学校教育課 教育指導課 教育研究所	1　小中学生の安全確保に関すること。 2　所管施設の被害状況の収集及び施設利用者の安全確保に関すること。 3　その他必要な災害警戒活動に関すること。	１１人

２　各統括部

対策部名	配置課	分掌事務	配備人員
北部統括部 南部統括部	綾瀬市災害対策本部規則第６号様式のとおり	1　避難所の開設及び運営に関すること。 2　その他必要な災害警戒活動に関すること。	１１９人

３　事務局

事務局長	配置課	分掌事務	配備人員
危機管理課長	危機管理課 秘書広報課 基地政策課	1　災害警戒本部の設置に関すること。 2　本部会議の招集及び運営に関すること。 3　気象、地震等の情報等の収集及び伝達に関すること。 4　災害情報の受理、伝達及び集約に関すること。 5　住家、その他の被害状況の調査に関すること。 6　各部との連絡調整に関すること。	１９人

※1　配備人員には、部長を含まない。

※2　配備人員は、最低配備人数とする。

第１号様式（第３条関係）

災害情報活動処理票

処理番号	

受信日時	月　日（　）　時　分		
受信者	□福祉部 □産業振興部 □都市部 □土木部 □消防本部 □北部統括部 □南部統括部 □事務局 □（　　）		
	氏名	課名	担当名
通報者等	住所		
	氏名		
	電話番号		
発生場所			
	（目標）	明細地図、住宅地図頁	（明･住）p　－　－
状況			
処理担当部	□福祉部 □産業振興部 □都市部 □土木部 □消防本部 □北部統括部 □南部統括部 □事務局 □（　　）		
指示内容			
対応状況及び結果 ※対応した内容及び対応後の結果等を記入			

第２号様式（その１）（第７条関係）

災害警戒本部配置表（　　部）

年　　月　　日現在

部　　長	副 部 長	連 絡 員

配　　備　　員					
No.	所　　属	氏　　名	No.	所　　属	氏　　名
合計人数　　人					

第２号様式（その２）（第７条関係）

災害警戒本部配置表(　　統括部)

年　　月　　日現在

部　　長	副 部 長	連　絡　員

(　　）地区対策本部

本 部 長	副本部長	副本部長	副本部長
	所属名	所属名	所属名

部　員	(所属名　　)	(所属名　　)
	(所属名　　)	(所属名　　)
	(所属名　　)	(所属名　　)
	(所属名　　)	(所属名　　)
	(所属名　　)	(所属名　　)
	(所属名　　)	(所属名　　)
	(所属名　　)	(所属名　　)
	(所属名　　)	(所属名　　)
	(所属名　　)	(所属名　　)
	(所属名　　)	(所属名　　)
	(所属名　　)	(所属名　　)
	(所属名　　)	(所属名　　)
	(所属名　　)	(所属名　　)
	(所属名　　)	(所属名　　)
	(所属名　　)	(所属名　　)
	(所属名　　)	(所属名　　)
	(所属名　　)	(所属名　　)
	(所属名　　)	(所属名　　)
	(所属名　　)	(所属名　　)
	(所属名　　)	(所属名　　)
	(所属名　　)	(所属名　　)
	(所属名　　)	(所属名　　)
	(所属名　　)	(所属名　　)
	(所属名　　)	(所属名　　)
合計人員数		人

備考　この様式は、北部統括部及び南部統括部用とする。

第３号様式（第７条関係）

緊 急 連 絡 簿［ 災 害 警 戒 本 部 用 ］

部　名	

部　　長	
副　部　長	
本部連絡員	

	所　属	氏　名	連　絡　先
第１配備指令受令者			
第２配備指令受令者			
第３配備指令受令者			

注1）第２、第３は、第１配備指令受令者が不在の場合、本部からの連絡を受ける順番

注2）各部は、以降の部内の連絡網を作成しておくこと。

11-7　綾瀬市被害調査報告事務処理要綱

綾瀬市被害調査報告事務処理要綱	

第１号様式（第４条関係）

人 的 被 害 調 査 書

				地区整理番号		
発生日時	年 月 日 時 分ごろ		原因		調査地区名	地区
住 所	綾瀬市			電話		
氏 名		区 分	所有者・管理者・その他（ ）			

番号	区 分	住 所	氏 名	性別	生年月日	職業
	死者・重傷者 軽傷者・行方不明者					
	死者・重傷者 軽傷者・行方不明者					
	死者・重傷者 軽傷者・行方不明者					
	死者・重傷者 軽傷者・行方不明者					
	死者・重傷者 軽傷者・行方不明者					
	死者・重傷者 軽傷者・行方不明者					
	死者・重傷者 軽傷者・行方不明者					
	死者・重傷者 軽傷者・行方不明者					
	死者・重傷者 軽傷者・行方不明者					
	死者・重傷者 軽傷者・行方不明者					

第２号様式（第４条関係）

建 物 被 害 調 査 書

						地区整理番号		
発生日時	年 月 日 時 分ごろ			原因		調査地区名	地区	
住 所	綾瀬市				電話			
氏 名				区 分	所有者・管理者・その他（ ）			
人的被害	死 者		人	人的被害がある場合は、その詳細を人的被害調査書に記入すること。				
	行方不明者		人					
	負傷者	重 傷 者	人					
		軽 傷 者	人					
建物被害	住家	全 壊	棟	り災世帯	世帯	り災人員	人	
		半 壊	棟	り災世帯	世帯	り災人員	人	
		一部破損	棟	り災世帯	世帯	り災人員	人	
		床上浸水	棟	り災世帯	世帯	り災人員	人	
		床下浸水	棟	り災世帯	世帯	り災人員	人	
	非住家	全 壊	棟	詳細欄				
		半 壊	棟					
		一部破損	棟					
被害状況	（具体的な状況を記入すること。）							
調査年月日	年 月 日 時 分			調査員氏名				

※ １ この調査表は、各世帯ごとに作成し、共同住宅の場合は、棟ごとに作成すること。

２ 非住家被害は、詳細欄に用途を記入すること。

３ 現地調査実施時点において、不明な箇所があれば、その内容を被害状況欄に記入すること。

第３号様式（第４条関係）

一 般 被 害 調 査 書

					地区整理番号		
発生日時	年 月 日 時 分ごろ			原因		調査地区名	地区
住 所	綾瀬市			電話			
氏 名			区 分	所有者・管理者・その他（ ）			
施 設 名							
その他被害	公共施設被害	・文教施設 ・道路 ・橋りょう ・河川 ・清掃施設（下水道処理施設含む）					
	田畑被害	・田 ・畑					
	その他被害	・ブロック塀 ・がけ ・その他（ ）					
人的被害	死者	人	人的被害がある場合は、その詳細を人的被害調査書に記入すること。				
	行方不明者	人					
	負傷者 重傷者	人					
	負傷者 軽傷者	人					
応急対策	有 無	（内容記入）					
復旧見込み	有 無	（内容記入）					
被害状況	（具体的な状況を記入すること。）						
調査年月日	年 月 日 時 分			調査員氏名			

※ この調査票は、被害区分に基づき個々に作成すること。

第４号様式（第４条関係）

火　災　調　査　書

<table>
<tr><td>火災番号</td><td>地区</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>出火推定日時</td><td colspan="2">年　月　日　時　分ごろ</td><td>覚知日時</td><td>日　時　分</td></tr>
<tr><td>火災種別</td><td colspan="2">１建　物　２林　野　３車　両
４航空機　５その他</td><td>放水開始
鎮圧日時</td><td>日　時　分
日　時　分</td></tr>
<tr><td>覚知方法</td><td colspan="2">１　119　２加　入
３その他（　　）</td><td>鎮火日時</td><td>日　時　分</td></tr>
<tr><td>出火場所</td><td colspan="4">綾瀬市</td></tr>
<tr><td>事業所等名</td><td colspan="2"></td><td rowspan="4">用途</td><td rowspan="4">１専用住宅　２共同住宅
３（　　）併用住宅
４工　場　５事務所
６（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">区分</td><td>１所有者</td><td colspan="2">住所</td></tr>
<tr><td>２管理者</td><td colspan="2">氏名</td></tr>
<tr><td>３占有者</td><td>歳</td><td>職業</td></tr>
<tr><td>焼損程度</td><td colspan="2">１全　焼　２半　焼　３部分焼</td><td colspan="2">焼損面積　　㎡・a</td></tr>
<tr><td>構造</td><td colspan="4">出火階数</td></tr>
<tr><td>消防活動状況</td><td colspan="4">吏員　　台　　人　団員　　台　　人　応援　　台　　人（　）</td></tr>
<tr><td>原因の概要</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">損害</td><td rowspan="4">焼損棟数</td><td>全焼</td><td>棟</td><td rowspan="4">り災状況</td><td>全損</td><td>世帯　人</td><td rowspan="4">負傷者数</td><td>重症</td><td>人</td><td colspan="2">死者</td><td>人</td></tr>
<tr><td>半焼</td><td>棟</td><td>半損</td><td>世帯　人</td><td>中等症</td><td>人</td><td rowspan="3">焼損面積等</td><td>建物</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>部分焼</td><td>棟</td><td>小損</td><td>世帯　人</td><td>軽症</td><td>人</td><td>林野</td><td>a</td></tr>
<tr><td>計</td><td>棟</td><td>計</td><td>世帯　人</td><td>計</td><td>人</td><td>車両</td><td>台</td></tr>
<tr><td colspan="12">死傷者発生理由又は経過</td></tr>
<tr><td colspan="12">火災拡大理由</td></tr>
<tr><td colspan="12">火災状況欄</td></tr>
</table>

※　現地調査実施時点において、不明な箇所があれば、その内容を火災状況欄に記入すること。

第５号様式（第５条関係）

被 害 調 査 集 計 票

部

地区名　　地区

年　月　日　時　分現在

区分				被害	区分				被害
人的被害	死者			人	その他被害	公共施設被害	文教施設		箇所
	行方不明者			人			道路		箇所
	負傷者	重傷者		人			橋りょう		箇所
		軽傷者		人			河川		箇所
建物被害	住家被害	全壊		棟			清掃施設		箇所
				世帯					
				人		田畑被害	田	流水・埋没	ha
		半壊		棟				冠水	ha
				世帯			畑	流水・埋没	ha
				人				冠水	ha
		一部破損		棟		その他被害	ブロック塀等		箇所
				世帯			がけ		箇所
				人					
		床上浸水		棟					
				世帯					
				人					
		床下浸水		棟					
				世帯					
				人					
	り災人員			人					
	り災世帯数			世帯					
	非住家被害	公共	全壊	棟					
			半壊	棟					
			一部破損	棟					
		その他	全壊	棟					
			半壊	棟					
			一部破損	棟					

第６号様式（第５条関係）

被 害 状 況 整 理 票

部

地区名　　地区

年　月　日　時　分現在

被害区分

No.	場　所	状　況	被　害	備　考

※　各被害ごとに作成すること。

第７号様式（第５条関係）

火 災 調 査 集 計 票

年　月　日　時　分　現在

番号	火災種別	管轄区域	発生日時	発生場所	覚知方法	焼失棟数			り災世帯数			り災者数		焼失面積			損害額			出動人員		
						全焼	半焼	部分焼	全損	半損	小損	死者	負傷者	建物	林野	その他	建物	車両	その他	職員	団員	その他
			年　月　日　時			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	a		千円	千円	千円	人	人	人
			年　月　日　時			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	a		千円	千円	千円	人	人	人
			年　月　日　時			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	a		千円	千円	千円	人	人	人
			年　月　日　時			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	a		千円	千円	千円	人	人	人
			年　月　日　時			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	a		千円	千円	千円	人	人	人
			年　月　日　時			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	a		千円	千円	千円	人	人	人
			年　月　日　時			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	a		千円	千円	千円	人	人	人
			年　月　日　時			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	a		千円	千円	千円	人	人	人
			年　月　日　時			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	a		千円	千円	千円	人	人	人
			年　月　日　時			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	a		千円	千円	千円	人	人	人
			年　月　日　時			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	a		千円	千円	千円	人	人	人
			年　月　日　時			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	a		千円	千円	千円	人	人	人
			年　月　日　時			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	a		千円	千円	千円	人	人	人
			年　月　日　時			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	a		千円	千円	千円	人	人	人
			年　月　日　時			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	a		千円	千円	千円	人	人	人
			年　月　日　時			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	a		千円	千円	千円	人	人	人
			年　月　日　時			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	a		千円	千円	千円	人	人	人
			年　月　日　時			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	a		千円	千円	千円	人	人	人
			年　月　日　時			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	a		千円	千円	千円	人	人	人
			年　月　日　時			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	a		千円	千円	千円	人	人	人
			年　月　日　時			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	a		千円	千円	千円	人	人	人
			年　月　日　時			棟	棟	棟	世帯	世帯	世帯	人	人	㎡	a		千円	千円	千円	人	人	人

※　１　管轄区域欄には、分団管轄区域を記入すること。

　　２　危険物火災にあっては、火災種別に○印を記入すること。

第８号様式（第７条関係）

被 害 金 額 算 定 書

	部

発生日時	年　月　日　時　分ごろ		
住　所	綾瀬市	電話	
氏　名		区　分	所有者・管理者・その他（　　）
施設名			
被害算定区分			
被害金額（単位：千円）			
被害状況			
算定年月日	年　月　日	算定者氏名	

第９号様式（第８条関係）

災　害　概　況　票

年　月　日　時　分現在

1　発生日時　　年　月　日　時　分

2　災害種別

3　気象状況等

(1) 地　震

年　月　日　時　分（消防本部観測）

天　候		雨　量	mm	気　温	℃	風　向	
風　速	m/s	震　度	（　震）	ガ　ル	gal		

(2) 風水害、その他

年　月　日　時　分（消防本部観測）

天　候		気　圧	mb	気　温	℃	風　向	
風　速	m/s	降り始めからの雨量	mm(降り始め　日　時　分)				
最大時間雨量	mm	発令中の注・警報	注・警報				
	時～　時		年　月　日　時　分発令				

4　被害地域

5　被害程度

(1) 人的被害

地　区　別	死　者	行方不明者	重　傷　者	軽　傷　者
中　央	人	人	人	人
綾　北	人	人	人	人
寺　尾	人	人	人	人
早　園	人	人	人	人
綾　西	人	人	人	人
綾　南	人	人	人	人
合　計	人	人	人	人

(2) 建物被害

地　区　別	住　家		り災世帯	り災人員	非　住　家	
中　央	全　壊	棟	世帯	人	全　壊	棟
	半　壊	棟	世帯	人	半　壊	棟
	一部破損	棟	世帯	人	一部破損	棟
	床上浸水	棟	世帯	人	床上浸水	棟
	床下浸水	棟	世帯	人	床下浸水	棟
綾　北	全　壊	棟	世帯	人	全　壊	棟
	半　壊	棟	世帯	人	半　壊	棟
	一部破損	棟	世帯	人	一部破損	棟
	床上浸水	棟	世帯	人	床上浸水	棟
	床下浸水	棟	世帯	人	床下浸水	棟
寺　尾	全　壊	棟	世帯	人	全　壊	棟
	半　壊	棟	世帯	人	半　壊	棟
	一部破損	棟	世帯	人	一部破損	棟
	床上浸水	棟	世帯	人	床上浸水	棟
	床下浸水	棟	世帯	人	床下浸水	棟

早園	全壊	棟	世帯	人	全壊	棟
	半壊	棟	世帯	人	半壊	棟
	一部破損	棟	世帯	人	一部破損	棟
	床上浸水	棟	世帯	人	床上浸水	棟
	床下浸水	棟	世帯	人	床下浸水	棟
綾西	全壊	棟	世帯	人	全壊	棟
	半壊	棟	世帯	人	半壊	棟
	一部破損	棟	世帯	人	一部破損	棟
	床上浸水	棟	世帯	人	床上浸水	棟
	床下浸水	棟	世帯	人	床下浸水	棟
綾南	全壊	棟	世帯	人	全壊	棟
	半壊	棟	世帯	人	半壊	棟
	一部破損	棟	世帯	人	一部破損	棟
	床上浸水	棟	世帯	人	床上浸水	棟
	床下浸水	棟	世帯	人	床下浸水	棟
合計	全壊	棟	世帯	人	全壊	棟
	半壊	棟	世帯	人	半壊	棟
	一部破損	棟	世帯	人	一部破損	棟
	床上浸水	棟	世帯	人	床上浸水	棟
	床下浸水	棟	世帯	人	床下浸水	棟

(3) 公共施設被害

地区別	文教施設	道路	橋りょう	河川	清掃施設
中央	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
綾北	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
寺尾	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
早園	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
綾西	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
綾南	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
合計	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所

(4) 田畑被害

地区別	田		畑	
中央	流出・埋没	ha	流出・埋没	ha
	冠水	ha	冠水	ha
綾北	流出・埋没	ha	流出・埋没	ha
	冠水	ha	冠水	ha
寺尾	流出・埋没	ha	流出・埋没	ha
	冠水	ha	冠水	ha
早園	流出・埋没	ha	流出・埋没	ha
	冠水	ha	冠水	ha
綾西	流出・埋没	ha	流出・埋没	ha
	冠水	ha	冠水	ha
綾南	流出・埋没	ha	流出・埋没	ha
	冠水	ha	冠水	ha
合計	流出・埋没	ha	流出・埋没	ha
	冠水	ha	冠水	ha

(5) その他被害

地区別	ブロック塀等	がけ
中央	箇所	箇所

綾	北	箇所	箇所
寺	尾	箇所	箇所
早	園	箇所	箇所
綾	西	箇所	箇所
綾	南	箇所	箇所
合	計	箇所	箇所

(6) 火災

地区別	建物火災	危険物火災	その他火災
中央	件	件	件
綾北	件	件	件
寺尾	件	件	件
早園	件	件	件
綾西	件	件	件
綾南	件	件	件
合計	件	件	件

第10号様式（第８条関係）

被 害 金 額 算 定 概 況 票

年 月 日 時 分現在

被害分類	損害金額	備考
文教施設	円	
農林施設	円	
公共土木施設	円	
その他公共施設	円	
農産被害	円	
林産被害	円	
畜産被害	円	
商工被害	円	
合計	円	
状況欄		

11-8　綾瀬市災害証明等取扱規程

綾瀬市災害証明等取扱規程	

第１号様式（第２条関係）

り　災　証　明　書

申請者	住　所	
	氏　名	
	電　話	（　）
災害種別		
り災物件との関係		所有者・管理者・占有者・担保権者・保険受取人・ その他（　）
り災日時		年　月　日　時　分ごろ
り災場所		綾瀬市
り災物件及びり災の程度		

上記のとおり相違ないことを証明する。

年　月　日

綾瀬市長　印

第２号様式（第２条関係）

り 災 届 出 証 明 書

申請者	住　　所	
	氏　　名	
	電　　話	（　　）
災害種別		
り災物件との関係		所有者・管理者・占有者・担保権者・保険受取人・ その他（　　）
り災日時		年　　月　　日　　時　　分ごろ
り災場所		綾瀬市
り災物件及びり災の程度		

上記のとおり届出があったことを証明する。

年　　月　　日

綾瀬市長　　印

第３号様式（第４条関係）

り 災 証 明 書 等 交 付 願

年　　月　　日

綾瀬市長　殿

申請者　住　所
氏　名　　印
電　話　　（　　）

り災日時	年　月　日　時　分ごろ		
災害種別			
申請者区分	所有者・管理者・占有者・担保権者・保険受取人・ その他（　　）		
り災場所	綾瀬市		
証明を要する事項			
証明書提出先及び理由	提出先	理由	枚数

第４号様式（第５条関係）

り 災 状 況 報 告 書

年　　月　　日

綾瀬市長　殿

報告者　住　所
氏　名　　印
電　話　　（　　）

次のとおり報告します。

り 災 日 時	年　　月　　日　　時　　分ごろ
り 災 場 所	綾瀬市
災 害 種 別	
り 災 物 件 及 び 用 途	
損　害　額	円
り災状況	

※　り災状況については、詳しく記入してください。

11-9　綾瀬市消防証明等取扱規程

綾瀬市消防証明等取扱規程	

第１号様式(第２条関係)

（平元消本訓令１・平８消本訓令８・一部改正）

り災証明書

申請者の住所 氏名	
り災物件との関係	所有者　管理者　占有者　その他(　　)
り災日時	年　月　日　時　分ごろ
り災場所	綾瀬市
り災物件及びり災の程度	

第　　号

上記のとおり相違ないことを証明する。

年　月　日

綾瀬市消防長　　印

第２号様式(第２条関係)

（平元消本訓令１・平８消本訓令８・一部改正）

り災届出証明書

申請者の住所氏名	
り災物件との関係	所有者　管理者　占有者　その他(　　)
り災日時	年　月　日　時　分ごろ
り災場所	綾瀬市
り災物件及びり災の程度	

第　　号

上記のとおり届出があったことを証明する。

年　月　日

綾瀬市消防長　　印

第３号様式(第２条関係)

（平元消本訓令１・平８消本訓令８・一部改正）

救急搬送証明書

申請者の住所氏名	
出動日時	
出動場所	
傷病者氏名	
搬送先医療機関名	

第　　号

上記のとおり相違ないことを証明する。

年　　月　　日

綾瀬市消防長　　印

第４号様式(第５条関係)

（平元消本訓令１・平８消本訓令８・一部改正）

り災証明書等交付願

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市消防長殿

申請者	住所
	氏名

り災日時	年　　月　　日　　時　　分ごろ		
り災物件の場所	綾瀬市 荘　　号棟　　階　　号室		
証明を要する事項	1　家屋等　2　車両　3　物品(　　)		
証明書提出先及び理由	提出先	理由	枚数
り災物件との関係	1　所有者　2　管理者　3　占有者 4　その他(　　)		

第５号様式(第５条関係)
（平元消本訓令１・一部改正）

救急搬送証明書交付願

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市消防長殿

住所
申請者
氏名

出動日時	年　　月　　日　　時　　分ごろ		
出動場所	綾瀬市		
傷病者氏名			
証明書提出先及び理由	提出先	理由	枚数
傷病者との関係	1　本人　2　関係者(　　)		

11-10　緊急消防援助隊運用要綱

緊急消防援助隊運用要綱 （総務省消防庁　通知・通達 消防広第 308 号　緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱の改正について（通知）（令和 7 年 3 月 26 日））	

11-11　災害救助法施行規則

災害救助法 災害救助法施行規則	

11-12　災害救助法施行細則による救助の程度等

災害救助法 災害救助法施行細則による救助の程度等	

12　その他

12-1　災害対応マニュアル一覧

○　今後応急活動に必要とされる対策マニュアル

	内　　容	主管部
1	災害対策本部運営に関するマニュアル	防災主管部
2	警察、自衛隊との対応マニュアル	防災主管部
3	防災情報の管理や伝達に関するマニュアル	総務対策部
4	災害時の後方支援に関するマニュアル	総務対策部
5	避難行動要支援者の支援に関するマニュアル	救護対策部
6	医療・救護活動に関するマニュアル	救護対策部
7	防疫・保健衛生活動に関するマニュアル	救護対策部
8	遺体処理、埋葬に関するマニュアル	救護対策部
9	飲料水、食料、物資等の調達・供給に関するマニュアル	避難・生活支援部
10	災害時の廃棄物処理に関するマニュアル	避難・生活支援部
11	道路、下水道、交通障害に関するマニュアル	土木対策部
12	建築物応急危険度判定に関するマニュアル	土木対策部
13	建物応急修理に関するマニュアル	土木対策部
14	文教対策に関するマニュアル	避難・生活支援部

12-2　災害ボランティアセンターの主な役割

災害時ボランティアセンターの主な役割

１　ボランティアの受入れ及び登録に関すること
２　災害対策本部からの情報等に基づくボランティアニーズの把握
３　ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
４　ボランティア活動用のスペース・資機材の確保
５　ボランティアセンター調整会議の開催
６　災害対策本部との連絡調整
７　ボランティアの募集活動
８　県災害救援ボランティア支援センターとの連携
９　その他ボランティア活動について必要な活動

12-3　綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助事業

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助事業	

第１号様式（第７条関係）

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

（申請者）郵便番号
住　　所
氏（ふり）　名（がな）
電　　話（　　）

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおり申請します。

１ 申請場所	綾瀬市		
２ 内容	□撤去　　□撤去及び設置		
３ 補助対象工事費	撤去　　円（税抜）	設置　　円（税抜）	
４ 申請者の種別	□所有者　　□管理者※１		
５ 工事施工者	施工業者名		
	所　在　地	電話　　（　　）	
６ 添付書類	□案内図 □ブロック塀等の位置、延長及び高さを記入した図面（ブロック塀を一部残す場合及び安全な工作物を設置する場合はその図面） □施工前のブロック塀等のカラー写真（ブロック塀等の全体が確認でき、撮影日が分かるもの） □ブロック塀等点検表 □ブロック塀等の耐震化に係る見積書の写し（補助対象工事とその他の工事を分けたもので、施工業者の名称、所在地、電話番号の記載及び捺印のあるものに限る。） □ブロック塀等の所有者の同意書※１ □市税納付状況調査同意書※２ □その他市長が必要と認めるもの（　　）		

※１　申請者がブロック塀等の管理者の場合又は当該ブロック塀等を共有で所有している場合は、所有者全員の同意書が必要となります。

※２　申請者及び所有者が市税納付状況調査同意書を提出しない場合は、次の書類を提出してください。①市税の納税証明書　②土地の所有者が分かる書類(全部事項証明書等)

第２号様式（第７条関係）

ブロック塀等の所有者の同意書

年　　月　　日

管理者　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

所有者　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　氏（ふり）　名（がな）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　電　　話　　（　　）＿＿＿＿＿＿＿＿

私が所有する次のブロック塀等に関して、次の行為を行うことについて同意します。

・ブロック塀等を撤去すること。
・ブロック塀等を撤去した後に安全な工作物等を設置すること。
・管理者が綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金の申請を行うこと。
・管理者が綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金の交付を受けること。

ブロック塀等の申請場所　綾瀬市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第３号様式（第７条関係）

市税納付状況調査同意書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

（申請者及びブロック塀等の所有者）

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏（ふり）　名（がな）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金の交付を受けるに当たり、次の税目に係る市税の納付状況を綾瀬市が調査することについて同意します。

調査を同意する税目

１　市民税
２　固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
３　軽自動車税
４　国民健康保険税

第４号様式（第８条関係）

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付決定通知書

年　　月　　日

様

綾瀬市長　　印

年　　月　　日付けで申請のありました補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

補助事業等の名称	綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金
決定区分	□交付する □交付しない 理　由
交付決定額	円
条件及び指示事項	

第５号様式(第９条関係)

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金着手届

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者

ふりがな
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり事業に着手したので、綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付要綱第９条の規定により届けます。

１ 補 助 事 業 等 の 名 称	綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金
２ 補 助 事 業 等 の 施 行 場 所	綾瀬市
３ 契 約 年 月 日	年　　月　　日
４ 着 手 年 月 日	年　　月　　日
５ 完 成 予 定 年 月 日	年　　月　　日
６ 添 付 書 類	契約書の写し

第６号様式（第１１条関係）

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金変更・中止承認申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者
住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
ふり　　がな
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付要綱第８条の規定により、
年　　月　　日付けで補助金の交付決定を受けましたが、次のとおり変更・中止したいので、申請します。

変更・中止の区分	□ 変　　更　　□ 中　　止
変更・中止の理由	
変更の内容	
変更後の補助金対象額	円（税抜）

添付書類（1）変更内容がわかる図面
（2）変更に係る工事見積書の写し（施工業者の名称、所在地、電話番号の記載及び捺印のあるものに限る。）

第７号様式（第１１条関係）

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金変更・中止承認通知書

年　　月　　日

様

綾瀬市長　　印

年　　月　　日付けで交付決定した綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金に係る交付決定を次のとおり変更するので通知します。

補助事業等の名称	綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金
決定区分	□交付する □交付しない 理　由
交付決定額	円
条件及び指示事項	

第８号様式（第１２条関係）

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金完了実績報告書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者
住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
ふり　　がな
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付要綱第１２条の規定により、次のとおり報告します。

申　請　場　所	綾瀬市
工　事　完　了　日	年　　月　　日
工　事　施　工　者	住所 名称
補助対象工事費	円（税抜）
交　付　決　定　額	円
添　付　書　類	□領収書の写し （委任払いの場合は、補助額を差し引いた額） □カラー写真（施工中及び施工後） □その他必要と認めるもの

第９号様式（第１２条関係）

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付請求書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ふり　　がな
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日付けで補助金の交付決定のありました件につき、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第１１条の規定により請求します。

補助金の名称	綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金
補助金交付決定額	円
請求額	円
添付書類	□綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付決定通知書の写し

【振込み口座】

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード			
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	

第１０号様式（第１２条関係）

綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付請求書(委任払)

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ふり　　がな
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日付けで補助金の交付決定のありました件につき、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第１１条の規定により請求します。

補助金の名称	綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金
補助金交付決定額	円
請求額	円
添付書類	□綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金交付決定通知書の写し

【振込み口座】

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード			
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	

第１１号様式（第１２条関係）

補助金の受領に係る委任状

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

委任者　住　　所
氏　　名

私は、　　年　　月　　日付けで補助金の交付決定を受けた綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金の受領について、次のとおり委任します。

１　委任事項
綾瀬市危険ブロック塀等耐震化補助金に当たる　　円の受領

２　受任者（耐震化業者）
住　　所
事業者名
代表者名

12-4　生垣設置奨励事業

生垣設置奨励事業	

12-5　綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱	
木造住宅耐震化補助事業	

第１号様式（第５条関係）

綾瀬市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者　住　　所
　　氏　　名
　　電話番号（　　）　－

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第５条の規定により、次のとおり申請します。なお、綾瀬市木造住宅耐震診断費補助の決定のため、建築物の所有者、建築年月日、建築物の構造を固定資産課税台帳により確認することについて同意します。

<table>
<tr><td rowspan="6">建築物の概要</td><td>所在地</td><td colspan="4">綾瀬市</td></tr>
<tr><td>建築着工年月日</td><td colspan="4">昭和　　年　　月　　日　頃</td></tr>
<tr><td>構造・階数・用途</td><td colspan="2">木造　　階建</td><td colspan="2">専用住宅・兼用住宅</td></tr>
<tr><td>面積</td><td>建築面積</td><td>㎡</td><td>延床面積</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>増築有無</td><td colspan="4">□有　　□無</td></tr>
<tr><td>増築着工年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日　頃</td><td>増築部分
延床面積</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="3">耐震診断建築士事務所</td><td>所属事務所名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>耐震診断技術者名</td><td></td><td>登録番号</td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3">電話　　（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">耐震診断見積金額</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付申請額</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">添付書類</td><td colspan="4">□建築確認通知書の写し、建物登記事項証明書若しくは固定資産（家屋）評価証明書又はこれに類すると市長が認める書類
□戸籍謄本（所有者の２親等内の親族が申請する場合）
□木造住宅の所有者の同意書※１
□市税納付状況調査同意書※２
□その他（　　）</td></tr>
</table>

※１　申請者が当該木造住宅を所有していない場合は、所有者の同意書が必要となります。

※２　申請者及び木造住宅の所有者が市税納付状況調査同意書を提出しない場合は、次の書類を提出してください。①市税の納税証明書　②建物の所有者が分かる書類(全部事項証明書等)

第２号様式（第５条関係）

綾瀬市木造住宅耐震設計費補助金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者　住　　所
　　氏　　名
　　電話番号（　　）　－

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第５条の規定により、次のとおり申請します。なお、綾瀬市木造住宅耐震設計費補助の決定のため、建築物の所有者、建築年月日、建築物の構造を固定資産課税台帳により確認することについて同意します。

<table>
<tr><td rowspan="6">建築物の概要</td><td>所在地</td><td colspan="4">綾瀬市</td></tr>
<tr><td>建築着工年月日</td><td colspan="4">昭和　　年　　月　　日　頃</td></tr>
<tr><td>構造・階数・用途</td><td colspan="2">木造　　階建</td><td colspan="2">専用住宅・兼用住宅</td></tr>
<tr><td>面積</td><td>建築面積</td><td>㎡</td><td>延床面積</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>増築有無</td><td colspan="4">□有　　□無</td></tr>
<tr><td>増築着工年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日　頃</td><td>増築部分
延床面積</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">耐震診断総合評点</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">耐震診断建築士事務所</td><td>所属事務所名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>耐震診断技術者名</td><td></td><td>登録番号</td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3">電話　　（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">耐震設計見積額</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付申請額</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">添付書類</td><td colspan="4">□耐震診断費補助金完了実績報告書の写し
□建築確認通知書の写し、建物登記事項証明書若しくは固定資産（家屋）評価証明書又はこれに類すると市長が認める書類
□戸籍謄本（所有者の２親等内の親族が申請する場合）
□木造住宅の所有者の同意書※１
□市税納付状況調査同意書※２
□その他（　　）</td></tr>
</table>

※１　申請者が当該木造住宅を所有していない場合は、所有者の同意書が必要となります。

※２　申請者及び木造住宅の所有者が市税納付状況調査同意書を提出しない場合は、次の書類を提出してください。①市税の納税証明書　②建物の所有者が分かる書類(全部事項証明書等)

第３号様式（第５条関係）

綾瀬市木造住宅耐震改修費等補助金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者　住　　所
　　氏　　名
　　電話番号（　　）　－

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第５条の規定により、次のとおり申請します。なお、綾瀬市木造住宅耐震改修費補助の決定のため、建築物の所有者、建築年月日、建築物の構造を固定資産課税台帳により確認することについて同意します。

<table>
<tr><td rowspan="6">建築物の概要</td><td>所在地</td><td colspan="4">綾瀬市</td></tr>
<tr><td>建築着工年月日</td><td colspan="4">昭和　　年　　月　　日　頃</td></tr>
<tr><td>構造・階数・用途</td><td colspan="2">木造　　階建</td><td colspan="2">専用住宅・兼用住宅</td></tr>
<tr><td>面積</td><td>建築面積</td><td>㎡</td><td>延床面積</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>増築有無</td><td colspan="4">□有　　□無</td></tr>
<tr><td>増築着工年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日　頃</td><td>増築部分延床面積</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">耐震診断総合評点</td><td></td><td colspan="2">改修後総合評点</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">耐震診断建築士事務所</td><td>所属事務所名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>耐震診断技術者名</td><td colspan="2"></td><td>登録番号</td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="4">電話　　（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">耐震改修施工予定者</td><td>施工業者名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="4">電話　　（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">耐震改修見積額</td><td>円</td><td colspan="2">交付申請額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事監理見積額</td><td>円</td><td colspan="2">交付申請額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2">合計額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>添付書類</td><td colspan="5">□耐震設計等図書
□建築確認通知書の写し、建物登記事項証明書若しくは固定資産（家屋）評価証明書又はこれに類すると市長が認める書類
□戸籍謄本（所有者の２親等内の親族が申請する場合）
□耐震改修見積書の写し
□工事監理費見積書の写し
□木造住宅の所有者の同意書※１
□市税納付状況調査同意書※２
□その他（　　）</td></tr>
</table>

※１　申請者が当該木造住宅を所有していない場合又は共有で所有している場合は、所有者全員の同意書が必要となります。

※２　申請者及び木造住宅の所有者が市税納付状況調査同意書を提出しない場合は、次の書類を提出してください。

①市税の納税証明書　②建物の所有者が分かる書類（全部事項証明書等）

第４号様式（第５条関係）

綾瀬市木造住宅除却費補助金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者　住　　所
　　氏　　名
　　電話番号（　　）　－

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第５条の規定により、次のとおり申請します。なお、綾瀬市木造住宅除却費補助の決定のため、建築物の所有者、建築年月日、建築物の構造を固定資産課税台帳により確認することについて同意します。

<table>
<tr><td rowspan="6">建築物の概要</td><td>所在地</td><td colspan="4">綾瀬市</td></tr>
<tr><td>建築着工年月日</td><td colspan="4">昭和　　年　　月　　日　頃</td></tr>
<tr><td>構造・階数・用途</td><td colspan="2">木造　　階建</td><td colspan="2">専用住宅・兼用住宅</td></tr>
<tr><td>面積</td><td>建築面積</td><td>㎡</td><td>延床面積</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>増築有無</td><td colspan="4">□有　　□無</td></tr>
<tr><td>増築着工年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日　頃</td><td>増築部分延床面積</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">耐震診断総合評点</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">耐震診断建築士事務所</td><td>所属事務所名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>耐震診断技術者名</td><td colspan="2"></td><td>登録番号</td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="4">電話　　（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">除却施工予定者</td><td>施工業者名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="4">電話　　（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">除却見積額</td><td colspan="2">円</td><td>交付申請額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">添付書類</td><td colspan="4">□耐震診断費補助金完了実績報告書の写し
□建築確認通知書の写し、建物登記事項証明書若しくは固定資産（家屋）評価証明書又はこれに類すると市長が認める書類
□戸籍謄本（所有者の２親等内の親族が申請する場合）
□除却見積書の写し
□木造住宅の所有者の同意書※１
□市税納付状況調査同意書※２
□その他（　　）</td></tr>
</table>

※１　申請者が当該木造住宅を所有していない場合又は共有で所有している場合は、所有者全員の同意書が必要となります。

※２　申請者及び木造住宅の所有者が市税納付状況調査同意書を提出しない場合は、次の書類を提出してください。

①市税の納税証明書　②建物の所有者が分かる書類（全部事項証明書等）

第５号様式（第５条関係）

綾瀬市木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

住　　所
申請者　氏　　名
電話番号（　　）　－

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第５条の規定により、次のとおり申請します。なお、綾瀬市木造住宅シェルター等設置費補助の決定のため、建築物の所有者、建築年月日、建築物の構造を固定資産課税台帳により確認することについて同意します。

<table>
<tr><td rowspan="6">建築物の概要</td><td>所在地</td><td colspan="4">綾瀬市</td></tr>
<tr><td>構造・階数・用途</td><td colspan="2">木造　　階建</td><td colspan="2">専用住宅・兼用住宅</td></tr>
<tr><td>面積</td><td>建築面積</td><td>㎡</td><td>延床面積</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>建築着工年月日</td><td colspan="4">昭和　　年　　月　　日　頃</td></tr>
<tr><td>増築有無</td><td>□有　□無</td><td>増築着工年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日　頃</td></tr>
<tr><td>増築部分延床面積</td><td>㎡</td><td colspan="2">耐震診断総合評点</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">耐震シェルター等名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">耐震シェルター等設置見積額</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付申請額</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">添付書類</td><td colspan="4">□耐震診断費補助金完了実績報告書の写し
□建築確認通知書の写し、建物登記事項証明書若しくは固定資産（家屋）評価証明書又はこれに類すると市長が認める書類
□戸籍謄本（所有者の２親等内の親族が申請する場合）
□耐震シェルター等設置に係る見積書の写し
□木造住宅の所有者の同意書※１
□市税納付状況調査同意書※２
□設置予定場所の写真
□その他（　　）</td></tr>
</table>

※１　申請者が当該木造住宅を所有していない場合又は共有で所有している場合は、所有者全員の同意書が必要となります。

※２　申請者及び木造住宅の所有者が市税納付状況調査同意書を提出しない場合は、次の書類を提出してください。

①市税の納税証明書　②建物の所有者が分かる書類（全部事項証明書等）

第６号様式（第５条関係）

木造住宅の所有者の同意書

年　　月　　日

申請者　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

所有者　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　氏（ふり）　名（がな）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　電　　話　　（　　）＿＿＿＿＿＿＿＿

私が所有する次の木造住宅に関して、次の行為を行うことについて同意します。

□　木造住宅の耐震診断を行うこと
□　木造住宅の耐震設計の補強設計を行うこと
□　木造住宅の耐震改修及び耐震設計の工事監理を行うこと
□　木造住宅の除却を行うこと
□　木造住宅へ耐震シェルター等設置を行うこと
□　申請者が綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金の申請を行うこと。
□　申請者が綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金の交付を受けること。

対象とする木造住宅の表示

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
家屋番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第７号様式（第５条関係）

市税納付状況調査同意書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

（申請者及び木造住宅の所有者）

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏（ふり）　名（がな）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金の交付を受けるに当たり、次の税目に係る市税の納付状況を綾瀬市が調査することについて同意します。

調査を同意する税目

１　市民税
２　固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
３　軽自動車税
４　国民健康保険税

第８号様式（第６条関係）

綾瀬市木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書

年　　月　　日

様

綾瀬市長　　印

年　　月　　日付けで申請のありました補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

補助事業等の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震診断】
決定区分	□交付する □交付しない 理　由
建築物の所在地	綾瀬市
交付決定額	円
条件及び指示事項	

第９号様式（第６条関係）

綾瀬市木造住宅耐震設計費補助金交付決定通知書

年　　月　　日

様

綾瀬市長　　印

年　　月　　日付けで申請のありました補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

補助事業等の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震設計】
決定区分	□交付する □交付しない 理　由
建築物の所在地	綾瀬市
交付決定額	円
条件及び指示事項	

第１０号様式（第６条関係）

綾瀬市木造住宅耐震改修費等補助金交付決定通知書

年　　月　　日

様

綾瀬市長　　印

年　　月　　日付けで申請のありました補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

補助事業等の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震改修等】
決定区分	□交付する □交付しない 理　由
建築物の所在地	綾瀬市
交付決定額	耐震改修　　円 工事監理　　円
条件及び指示事項	

第１１号様式（第６条関係）

綾瀬市木造住宅除却費補助金交付決定通知書

年　　月　　日

様

綾瀬市長　　印

年　　月　　日付けで申請のありました補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

補助事業等の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【除却】
決定区分	□交付する □交付しない 理　由
建築物の所在地	綾瀬市
交付決定額	円
条件及び指示事項	

第１２号様式（第６条関係）

綾瀬市木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付決定通知書

年　　月　　日

様

綾瀬市長　　印

年　　月　　日付けで申請のありました補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

補助事業等の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震シェルター等設置】
決定区分	□交付する □交付しない 理　由
建築物の所在地	綾瀬市
交付決定額	円
条件及び指示事項	

第１３号様式(第７条関係)

木造住宅耐震化事業着手届

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

住　　所
申請者　氏　　名
電話番号（　　）　－

次のとおり事業に着手したので、綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第７条の規定により届けます。

1　補助事業等の名称	木造住宅耐震化事業【　　】
2　補助事業等の施行場所	綾瀬市
3　契約年月日	年　　月　　日
4　着手年月日	年　　月　　日
5　完成予定年月日	年　　月　　日
6　添付書類	(1)　契約書の写 (2) (3)

第１４号様式（第８条関係）

綾瀬市木造住宅耐震診断費補助金交付変更・中止申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

住　　所
申請者　氏　　名
電話番号（　　）　－

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第８条の規定により、　　年　　月　　日付けで補助金の交付決定を受けましたが、次のとおり変更・中止したいので申請します。

区　　分	変更　・　中止	
理　　由		
内　　容	変更前	変更後

第１５号様式（第９条関係）

綾瀬市木造住宅耐震設計費補助金交付変更・中止申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

住　　所
申請者　氏　　名
電話番号（　　）　－

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第８条の規定により、　　年　　月　　日付けで補助金の交付決定を受けましたが、次のとおり変更・中止したいので申請します。

区　　分	変更　・　中止	
理　　由		
内　　容	変更前	変更後

第１６号様式（第９条関係）

綾瀬市木造住宅耐震改修費等補助金交付変更・中止申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

住　　所
申請者　氏　　名
電話番号（　　）　－

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第８条の規定により、　　年　　月　　日付けで補助金の交付決定を受けましたが、次のとおり変更・中止したいので申請します。

区　　分	変更　・　中止	
理　　由		
内　　容	変更前	変更後

第１７号様式（第９条関係）

綾瀬市木造住宅除却費補助金交付変更・中止申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

住　　所
申請者　氏　　名
電話番号（　　）　－

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第８条の規定により、　　年　　月　　日付けで補助金の交付決定を受けましたが、次のとおり変更・中止したいので申請します。

区　　分	変更　・　中止	
理　　由		
内　　容	変更前	変更後

第１８号様式（第９条関係）

綾瀬市木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付変更・中止申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

住　　所
申請者　氏　　名
電話番号（　　）　－

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第８条の規定により、　　年　　月　　日付けで補助金の交付決定を受けましたが、次のとおり変更・中止したいので申請します。

区　　分	変更　・　中止	
理　　由		
内　　容	変更前	変更後

第１９号様式（第９条関係）

綾瀬市木造住宅耐震診断費補助金交付変更決定通知書

年　　月　　日

様

綾瀬市長　　印

　　年　　月　　日付けで交付決定した綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金に係る交付決定を次のとおり変更するので通知します。

補助事業等の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震診断】
決定区分	□交付する □交付しない 理　由
建築物の所在地	綾瀬市
交付決定額	円
条件及び指示事項	

第２０号様式（第９条関係）

綾瀬市木造住宅耐震設計費補助金交付変更決定通知書

年　　月　　日

様

綾瀬市長　　印

年　　月　　日付けで交付決定した綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金に係る交付決定を次のとおり変更するので通知します。

補助事業等の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震設計】
決定区分	□交付する □交付しない 理　由
建築物の所在地	綾瀬市
交付決定額	円
条件及び指示事項	

第２１号様式（第９条関係）

綾瀬市木造住宅耐震改修費等補助金交付変更決定通知書

年　　月　　日

様

綾瀬市長　　印

年　　月　　日付けで交付決定した綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金に係る交付決定を次のとおり変更するので通知します。

補助事業等の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震改修等】
決定区分	□交付する □交付しない 理　由
建築物の所在地	綾瀬市
交付決定額	耐震改修　　円 工事監理　　円
条件及び指示事項	

第２２号様式（第９条関係）

綾瀬市木造住宅除却費補助金交付変更決定通知書

年　　月　　日

様

綾瀬市長　　印

年　　月　　日付けで交付決定した綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金に係る交付決定を次のとおり変更するので通知します。

補助事業等の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【除却】
決定区分	□交付する □交付しない 理　由
建築物の所在地	綾瀬市
交付決定額	円
条件及び指示事項	

第２３号様式（第９条関係）

綾瀬市木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付変更決定通知書

年　　月　　日

様

綾瀬市長　　印

年　　月　　日付けで交付決定した綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金に係る交付決定を次のとおり変更するので通知します。

補助事業等の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震シェルター等設置】
決定区分	□交付する □交付しない 理　由
建築物の所在地	綾瀬市
交付決定額	円
条件及び指示事項	

第２４号様式（第１０条関係）

綾瀬市木造住宅耐震診断完了実績報告書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

住　　所
申請者　氏　　名
電話番号（　　）　－

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第１０条の規定により、次のとおり報告します。

<table>
<tr><td>建築物の所在地</td><td colspan="4">綾瀬市</td></tr>
<tr><td>耐震診断実施日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>耐震診断
総合評点</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">耐震診断を行った
建築士事務所</td><td>所属事務所名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>耐震診断技術者名</td><td colspan="2"></td><td>登録番号</td><td></td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="3">電話</td></tr>
<tr><td>交付決定額</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td>添付書類</td><td colspan="4">□耐震診断結果報告書の写し
□領収書の写し（委任払いの場合は、補助額を差し引いた額）
□その他</td></tr>
<tr><td>耐震設計希望</td><td colspan="4">希望する　／　希望しない</td></tr>
<tr><td>除却希望</td><td colspan="4">希望する　／　希望しない</td></tr>
<tr><td>耐震シェルター等
希望</td><td colspan="4">希望する　／　希望しない</td></tr>
</table>

第２５号様式（第１０条関係）

綾瀬市木造住宅耐震設計完了実績報告書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

住　　所
申請者　氏　　名
電話番号（　　）　－

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第１０条の規定により、次のとおり報告します。

<table>
<tr><td>建築物の所在地</td><td colspan="4">綾瀬市</td></tr>
<tr><td>耐震設計作成日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>耐震診断総合評点</td><td>改修設計前</td><td></td><td>改修設計後</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">耐震診断建築士事務所</td><td>耐震診断技術者名</td><td></td><td>登録番号</td><td></td></tr>
<tr><td>所属事務所名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="3">電話</td></tr>
<tr><td>交付決定額</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td>添付書類</td><td colspan="4">□耐震改修設計書の写し
□領収書の写し（委任払いの場合は、補助額を差し引いた額）
□その他</td></tr>
<tr><td>耐震改修希望</td><td colspan="4">希望する　／　希望しない</td></tr>
<tr><td>除却希望</td><td colspan="4">希望する　／　希望しない</td></tr>
<tr><td>耐震シェルター等希望</td><td colspan="4">希望する　／　希望しない</td></tr>
</table>

第２６号様式（第１０条関係）

綾瀬市木造住宅耐震改修等完了実績報告書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

住　　所
申請者　氏　　名
電話番号（　　）　－

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第１０条の規定により、次のとおり報告します。

<table>
<tr><td>建築物の所在地</td><td colspan="5">綾瀬市</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改修工事等完了日</td><td colspan="2" rowspan="2">年　　月　　日</td><td rowspan="2">総合評点</td><td>改　修　前</td><td></td></tr>
<tr><td>改　修　後</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">耐震改修の監理を行った耐震診断建築士事務所</td><td>所属事務所名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>耐震診断技術者名</td><td colspan="2"></td><td>登録番号</td><td></td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="4">電話　（　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改修工事施工者</td><td>施工業者名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="4">電話　（　）</td></tr>
<tr><td>交付決定額</td><td colspan="5">円</td></tr>
<tr><td>添付書類</td><td colspan="5">□耐震改修費領収書の写し
（委任払いの場合は、補助額を差し引いた額）
□工事写真（施工前・施工中・施工後）
□工事監理費領収書の写し
（委任払いの場合は、補助額を差し引いた額）
□工事監理報告書の写し
□その他</td></tr>
</table>

第２７号様式（第１０条関係）

綾瀬市木造住宅除却完了実績報告書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

住　　所
申請者　氏　　名
電話番号（　　）　－

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第１０条の規定により、次のとおり報告します。

建築物の所在地	綾瀬市	
除却完了日	年　　月　　日	
除却工事施工者	施工業者名	
	所在地	電話　　（　　）
交付決定額	円	
添付書類	□除却費領収書の写し （委任払いの場合は、補助額を差し引いた額） □工事写真（施工前・施工中・施工後） □その他	

第２８号様式（第１０条関係）

綾瀬市木造住宅耐震シェルター等設置工事完了実績報告書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

住　　所
申請者　氏　　名
電話番号（　　）　－

綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第１０条の規定により、次のとおり報告します。

建築物の所在地	綾瀬市	
耐震シェルター等設置工事完了日	年　月　日	
耐震シェルター等名称		
工事施工者	施工業者名	
	所在地	電話　（　）
交付決定額	円	
添付書類	□耐震シェルター等設置費領収書の写し （委任払いの場合は、補助額を差し引いた額） □工事写真 □その他	

第２９号様式（第１１条関係）

綾瀬市木造住宅耐震診断費補助金交付請求書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者
住　　所
氏　　名

年　　月　　日付けで補助金の交付決定のありました件につき、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第１１条の規定により請求します。

補助金の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震診断】
補助金交付決定額	円
請求額	円
添付書類	綾瀬市木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書の写し

【振込み口座】

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード			
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	

第３０号様式（第１１条関係）

綾瀬市木造住宅耐震設計費補助金交付請求書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者
住　　所
氏　　名

　　年　　月　　日付けで補助金の交付決定のありました件につき、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第１１条の規定により請求します。

補助金の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震設計】
補助金交付決定額	円
請求額	円
添付書類	綾瀬市木造住宅耐震設計費補助金交付決定通知書の写し

【振込み口座】

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード			
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	

第３１号様式（第１１条関係）

綾瀬市木造住宅耐震改修費等補助金交付請求書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者
住　　所
氏　　名

年　　月　　日付けで補助金の交付決定のありました件につき、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第１１条の規定により請求します。

補助金の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震改修等】
補助金交付決定額	耐震改修　　円 工事監理　　円
請求額	円
添付書類	綾瀬市木造住宅耐震改修費等補助金交付決定通知書の写し

【振込み口座】

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード			
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	

第３２号様式（第１１条関係）

綾瀬市木造住宅除却費補助金交付請求書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者
住　　所
氏　　名

　　年　　月　　日付けで補助金の交付決定のありました件につき、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第１１条の規定により請求します。

補助金の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【除却】
補助金交付決定額	円
請求額	円
添付書類	綾瀬市木造住宅除却費補助金交付決定通知書の写し

【振込み口座】

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード			
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	

第３３号様式（第１１条関係）

綾瀬市木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付請求書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者
住　　所
氏　　名

年　　月　　日付けで補助金の交付決定のありました件につき、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第１１条の規定により請求します。

補助金の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震シェルター等設置】
補助金交付決定額	円
請求額	円
添付書類	綾瀬市木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付決定通知書の写し

【振込み口座】

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード			
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	

第３４号様式（第１１条関係）

綾瀬市木造住宅耐震診断費補助金交付請求書（委任払）

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者
住　　所
氏　　名

　　年　　月　　日付けで補助金の交付決定のありました件につき、補助金の受領については、耐震化業者に委任しましたので、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第１１条の規定及び綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第１１条第３項の規定により、次のとおり請求します。

補助金の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震診断】
補助金交付決定額	円
請求額	円
添付書類	綾瀬市木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書の写し 補助金の受領に係る委任状（第３９号様式）

【振込み口座】

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード			
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	

第３５号様式（第１１条関係）

綾瀬市木造住宅耐震設計費補助金交付請求書（委任払）

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者
住　　所
氏　　名

　　年　　月　　日付けで補助金の交付決定のありました件につき、補助金の受領については、耐震化業者に委任しましたので、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第１１条の規定及び綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第１１条第３項の規定により、次のとおり請求します。

補助金の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震設計】
補助金交付決定額	円
請求額	円
添付書類	綾瀬市木造住宅耐震設計費補助金交付決定通知書の写し 補助金の受領に係る委任状（第３９号様式）

【振込み口座】

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード			
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	

第３６号様式（第１１条関係）

綾瀬市木造住宅耐震改修費等補助金交付請求書（委任払）

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者
住　　所
氏　　名

　　年　　月　　日付けで補助金の交付決定のありました件につき、補助金の受領については、耐震化業者に委任しましたので、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第１１条の規定及び綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第１１条第３項の規定により、次のとおり請求します。

補助金の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震改修等】
補助金交付決定額	円
請求額	円
添付書類	綾瀬市木造住宅耐震改修費等補助金交付決定通知書の写し 補助金の受領に係る委任状（第３９号様式）

【振込み口座】

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード			
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	

第３７号様式（第１１条関係）

綾瀬市木造住宅除却費補助金交付請求書（委任払）

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者
住　　所
氏　　名

　　年　　月　　日付けで補助金の交付決定のありました件につき、補助金の受領については、耐震化業者に委任しましたので、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第１１条の規定及び綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第１１条第３項の規定により、次のとおり請求します。

補助金の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【除却】
補助金交付決定額	円
請求額	円
添付書類	綾瀬市木造住宅除却費等補助金交付決定通知書の写し 補助金の受領に係る委任状（第３９号様式）

【振込み口座】

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード			
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	

第３８号様式（第１１条関係）

綾瀬市木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付請求書（委任払）

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者
住　　所
氏　　名

年　　月　　日付けで補助金の交付決定のありました件につき、補助金の受領については、耐震化業者に委任しましたので、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第１１条の規定及び綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第１１条第３項の規定により、次のとおり請求します。

補助金の名称	綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金 【耐震シェルター等】
補助金交付決定額	円
請求額	円
添付書類	綾瀬市木造住宅耐震シェルター等設置補助金交付決定通知書の写し 補助金の受領に係る委任状（第３９号様式）

【振込み口座】

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード			
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	

第３９号様式（第１１条関係）

補助金の受領に係る委任状

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

委任者　住　　所
氏　　名

　　年　　月　　日付けで補助金の交付決定を受けた綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金【　】の受領について、次のとおり委任します。

１　委任事項
綾瀬市木造住宅耐震化事業補助金【　】に当たる　　円の受領

２　受任者（耐震化業者）
住　　所
事業者名
代表者名

12-6　危険度判定士登録状況

（令和５年３月３１日現在）

1　応急危険度判定士

区　　分	人　　数	内　　訳	備　考
県内の登録	10,720人	一　般　9,213人 行　政　1,507人	
市内の登録	74人	一　般　56人 行　政　18人	

2　被災宅地危険度判定士

区　　分	人　　数	内　　訳	備　考
県内の登録	3,080人	一　般　928人 行　政　2,152人	
市内の登録	53人	一　般　10人 行　政　43人	

12-7 応急危険度･被災宅地危険度判定活動体系図

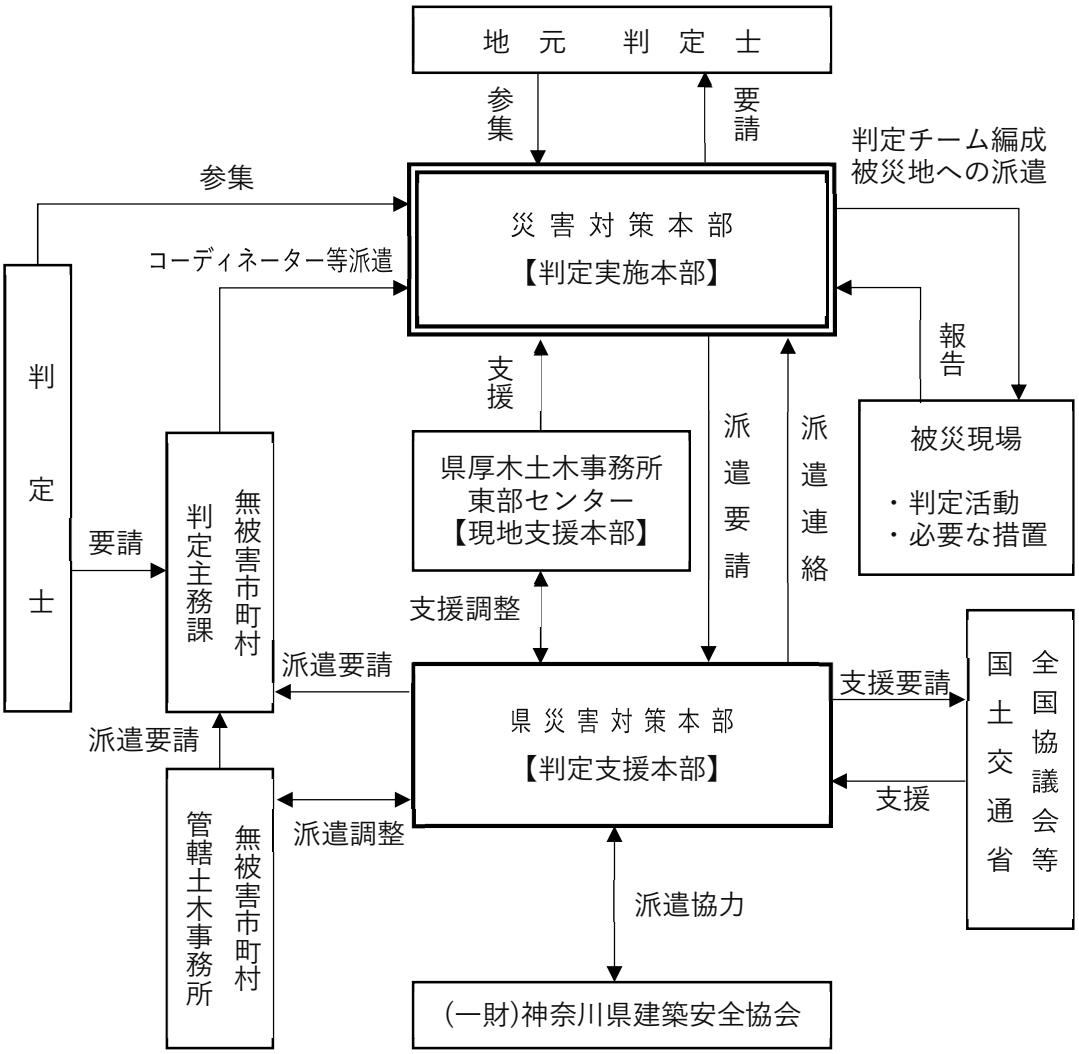

※注意：判定士は震災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を言う。

全国協議会は全国被災建築物応急危険度判定協議会及び被災宅地危険度判定連絡協議会を言う。

12-8 被災者生活再建の流れ

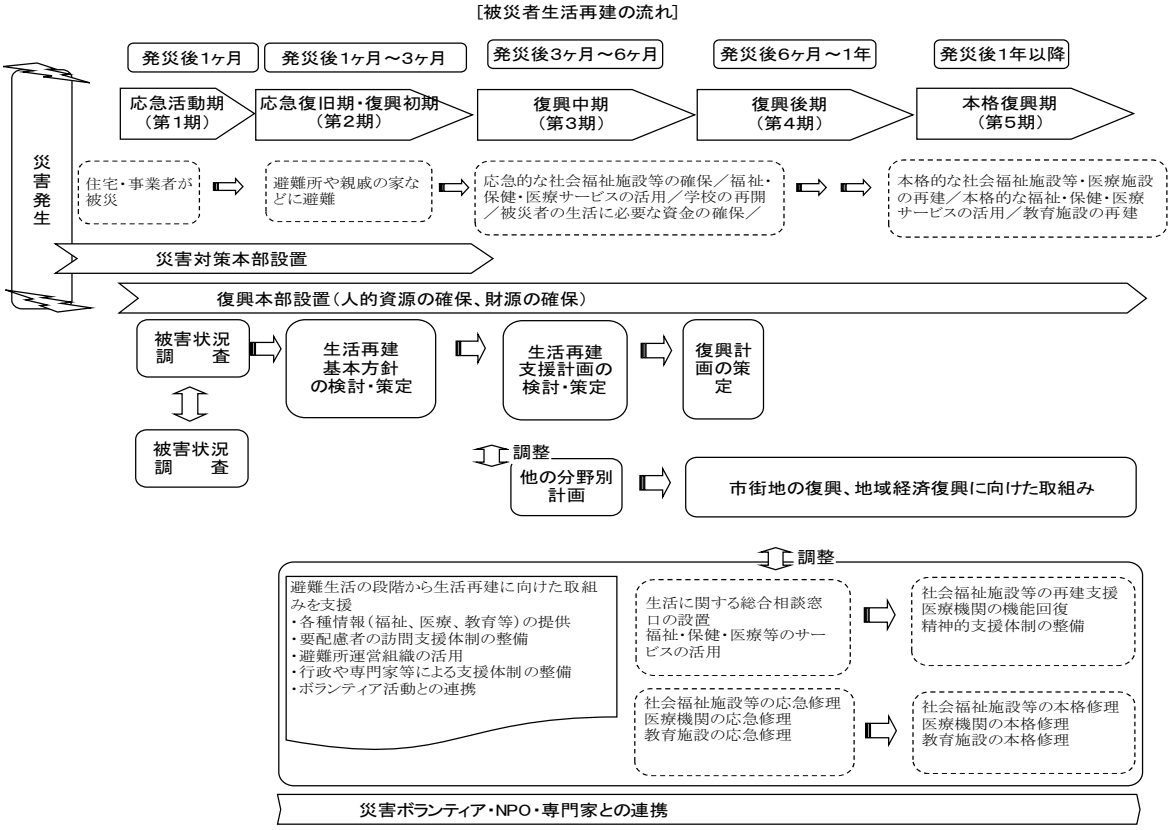

12-9　災害に係る住家の被害認定基準運用指針

災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和７年７月）	

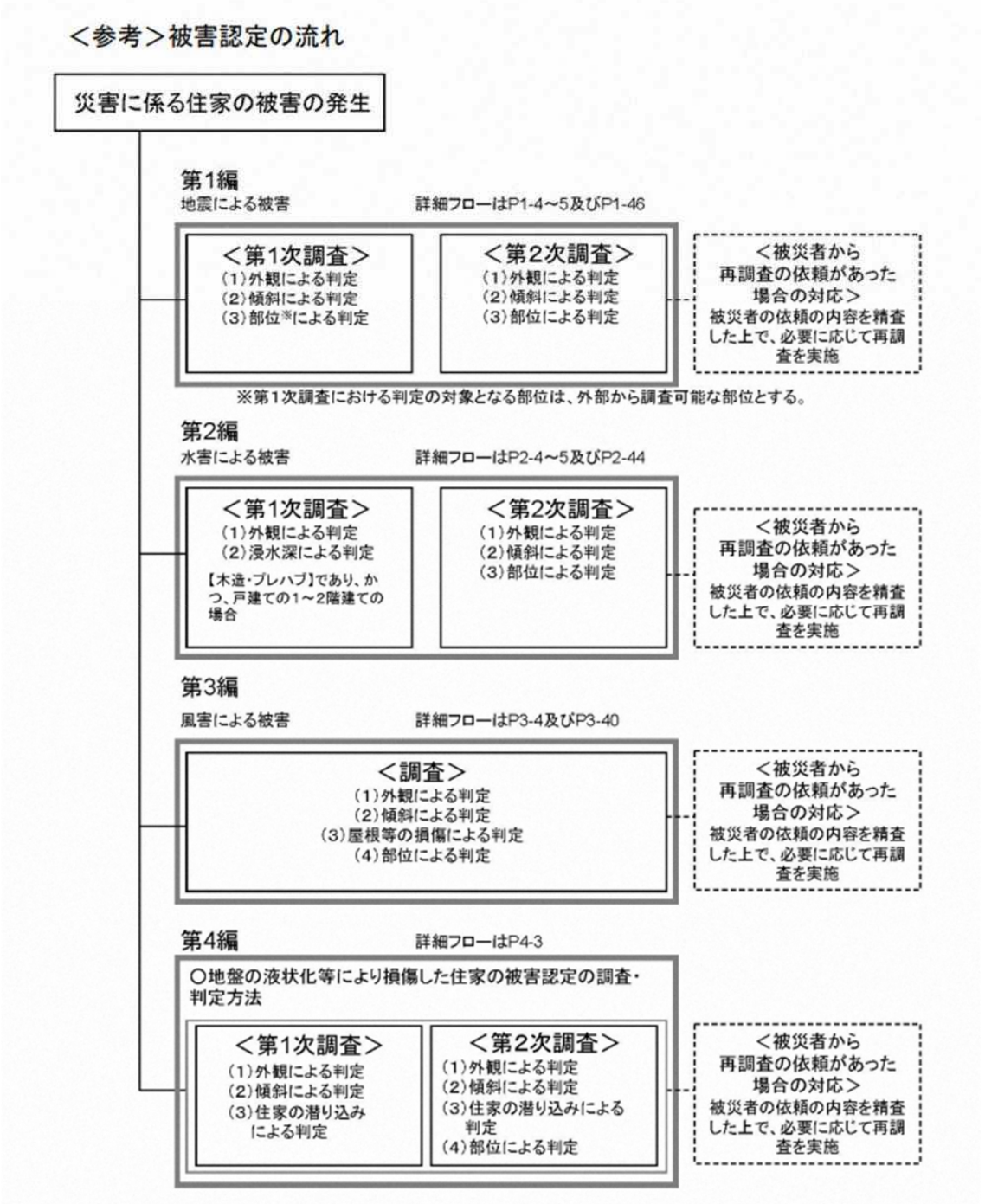

住家の損害基準の割合

被害の程度	損害基準判定※
全壊	50%以上
大規模半壊	40%以上　50%未満
中規模半壊	30%以上　40%未満
半壊	20%以上　30%未満
準半壊	10%以上　20%未満
準半壊に至らない（一部損壊）	10%未満

※住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合

12-10　災害の被害認定基準について（令和3年6月24日府政防第670号）

被害の程度	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 （全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くも

	の。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
準半壊に至らない（一部損壊）	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもので、具体的には、損壊部分がその家屋の延床面積の10%未満のもの、家屋の主要な構成要素の経済的被害を家屋全体に占める損害割合で表し、その家屋の損害割合が10%未満のものとする。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの又は全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊若しくは準半壊には該当しないが、土砂等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水には至らない程度に浸水したものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

（注）

1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

12-11 地域経済復興の流れ

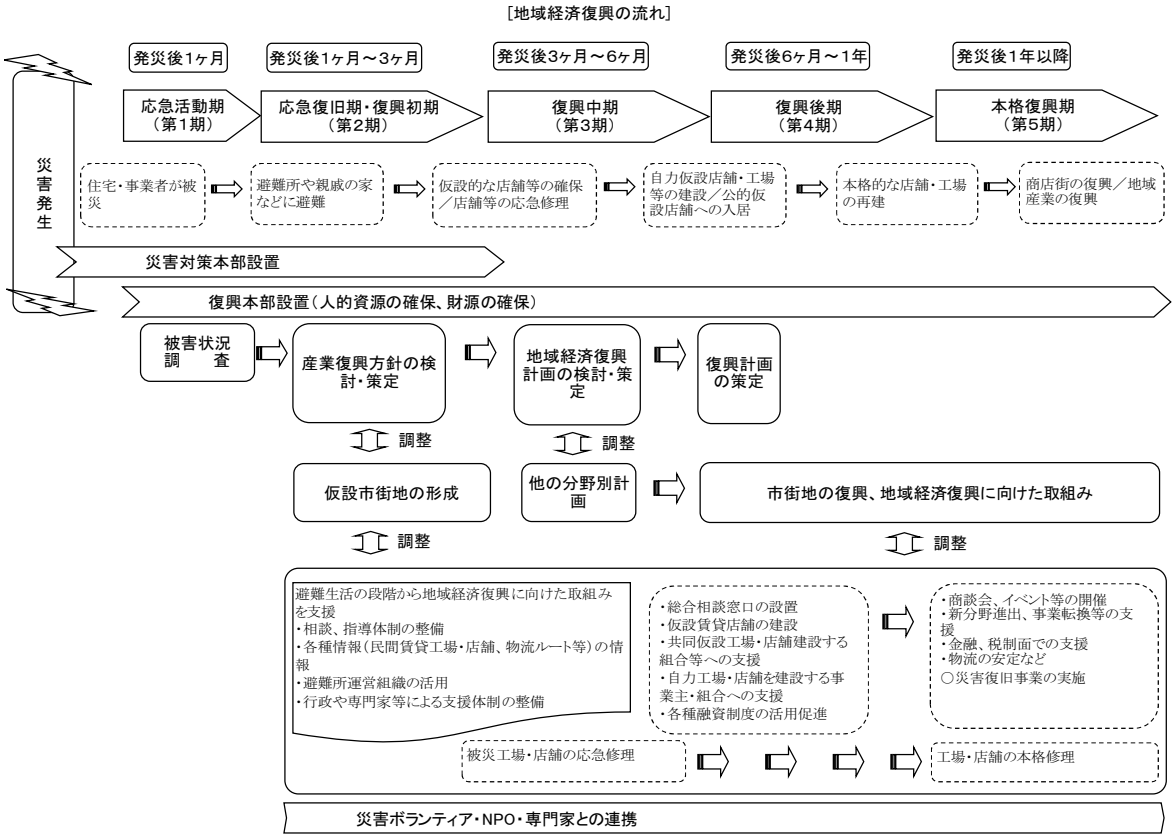

12-12 災害復旧事業に伴う財政援助関係の法律等

被災後の事業・雇用の状況	活用できる支援制度
農林漁業の再建資金	（株）日本政策金融公庫による資金貸付
中小企業事業の再建資金	小規模事業者経営改善資金（マル経融資）
	生活衛生改善貸付
	高度化事業（災害復旧貸付）
	セーフティネット保証４号
	災害関係保証
	被災者の（個人・個人事業主）の債務整理支援
再就職支援	職場適応訓練費の支給
融資制度や申込手続きの相談	事業資金相談ダイヤル

12-13　激甚災害・局地激甚災害指定基準

激甚災害制度	

12-14　震災復興の流れ

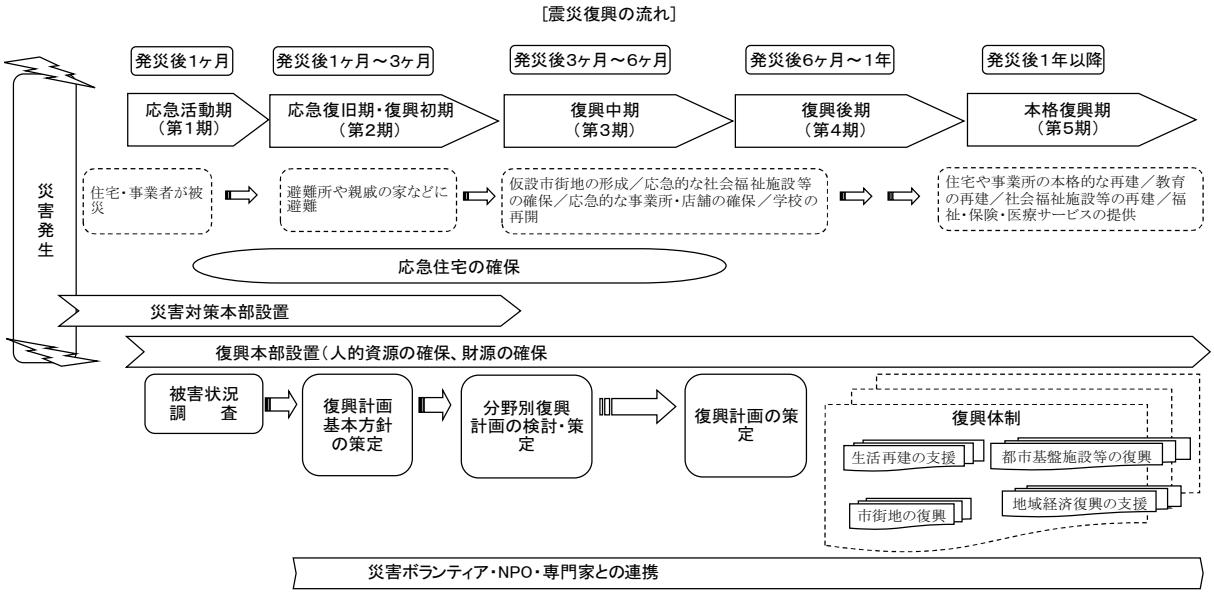

12-15　市立小中学校･県立高等学校一覧

1　小学校

No.	学　校　名	所　　在　　地	電　　話
1	綾瀬小学校	深谷中５－１－１	７８－０００４
2	綾北小学校	寺尾本町３－１０－１	７８－０４５２
3	綾西小学校	綾西１－２－１	７８－２３７６
4	早園小学校	小園４２０	７８－８５２５
5	綾南小学校	上土棚中１－１２－１９	７８－２８４０
6	天台小学校	寺尾台１－３－１	７８－５６８８
7	北の台小学校	大上９－１４－１	７７－５８０７
8	落合小学校	落合北３－１０－１	７７－６１３３
9	土棚小学校	上土棚南６－１－１	７７－２００２
10	寺尾小学校	寺尾南１－３－１	７７－８４０１

2　中学校

No.	学　校　名	所　　在　　地	電　　話
1	綾瀬中学校	深谷南２－３－１	７８－００２４
2	綾北中学校	深谷上４－４－１	７８－８５６６
3	城山中学校	早川２２３０	７７－６１３４
4	北の台中学校	蓼川１－２－１	７７－８４３０
5	春日台中学校	吉岡３９３－１	７６－８６６１

3　県立高等学校

No.	学　校　名	所　　在　　地	電　　話
1	県立綾瀬高等学校	寺尾南１－４－１	７６－１４００
2	県立綾瀬西高等学校	早川１４８５－１	７７－５５２１

12-16　市立保育所等一覧

1　市立保育園一覧

No.	名　称	所　在　地	電話番号
1	綾南保育園	上土棚南１－４－１７	７６－００３０
2	大上保育園	大上６－１４－５	７７－０３２３

2　私立保育園一覧

No.	名　称	所　在　地	電話番号
1	つぼみ保育園	深谷中５－２０－４８	７８－０６４１
2	吉岡保育園	吉岡１９８０	７８－４３２４
3	おとぎ保育園	早川３０６７－５	７６－３８４１
4	深谷保育園	深谷上３－１－２９	７６－８４７１
5	さくらチャイルドセンター	寺尾西１－１３－１	７８－８１１１
6	綾瀬いずみ保育園	上土棚北４－１１－４１	５５－９６９６
7	綾瀬いずみ保育園 あーす館	上土棚北４－７－４９	５５－９６９６
8	ピッピことりこども園	吉岡１５２６	７８－５０２５
9	綾瀬ゆめっこ保育園	大上４－２－２５	７６－００７７
10	かえでチャイルドセンター	寺尾台１－１２－６０	７８－０１２１

3　幼稚園一覧

No.	名　　称	所　在　地	電話番号
1	ドレーパー記念幼稚園	寺尾北２－１７－４７	７８－１５５０
2	綾瀬中央幼稚園	深谷上６－１２－４３	７６－２９２０
3	綾瀬幼稚園	寺尾西２－９－５０	７８－０００１
4	綾瀬こばと幼稚園	大上９－１５－２０	７８－４１１０
5	綾瀬すぎの子幼稚園	落合北５－２２－１１	７８－４１８７
6	綾瀬ゆたか幼稚園	寺尾本町３－１２－２６	７８－１７９４
7	春日幼稚園	吉岡１３６０	７８－２３２０
8	綾南幼稚園	上土棚中１－１０－６	７６－０００７
9	綾西幼稚園	吉岡１５２６	７８－５０１２

12-17 指定文化財一覧

No.	内　　容	所　在　地	区　　分
1	神崎遺跡	吉岡３４２５他	記念物（史跡）
2	神崎遺跡出土品	吉岡３４２５－５	有形文化財（考古資料）
3	早川城跡	早川城山３-４-１	記念物（史跡）
4	相模のささら踊り	保護団体：綾瀬ささら踊り保存会	民俗文化財（無形民俗文化財）
5	五社神社本殿及び棟札９枚	早川１６０３	有形文化財（建造物）
6	小園子之社本殿及び棟札９枚	小園２７３	有形文化財（建造物）
7	熊野社本殿・拝殿及び棟札４枚	上土棚中５-１１-１８	有形文化財（建造物）
8	長龍寺・大橋氏一族の墓石群	深谷中４-３-１	有形文化財（建造物）
9	蓮光寺・遠山氏累代の墓碑群	上土棚中２-１５-４３	有形文化財（建造物）
10	蓮光寺・内陣彫刻	上土棚中２-１５-４３	有形文化財（工芸品）
11	小園地蔵堂・木造地蔵菩薩坐像	小園６１	有形文化財（彫刻）
12	小園子之社絵馬・奉納額６点	小園２７３	民俗文化財（有形民俗文化財）
13	熊野社絵馬８点	上土棚中５-１１-１８	民俗文化財（有形民俗文化財）
14	五社神社・椎の大木	早川１６０３	記念物（天然記念物）
15	笠間家のギンモクセイ	早川３１１４	記念物
16	上土棚南遺跡出土の土偶等祭祀・装飾関係遺物一式	早川５５０	有形文化財（考古資料）
17	早川城山遺跡出土の奈良三彩	早川５５０	有形文化財（考古資料）
18	びわみ堂遺跡出土の板碑一式	早川５５０	有形文化財（考古資料）
19	大法寺・木造一塔両尊像	深谷中６－２３－１	有形文化財（彫刻）
20	道場窪遺跡	吉岡 1643－1	記念物（史跡）
21	道場窪遺跡出土縄文時代中期の土器・石器等一括	吉岡 1643－1	有形文化財（考古資料）

綾　瀬　市
地域防災計画

―協定編―

13　協定等

13-1　災害時応援協定一覧

（令和５年１０月１日現在）

No.	分　類	協定相手方	内　　容	最新協定日	当初協定日	備　　考
1	相互応援	①　県・県内３３市町村	行政間	H24.3.29		
2		②　県央地域８市町村	行政間	H23.9.1		
3		③　座間市・大和市・海老名市	行政間	H14.6.20	H8.11.15	
4		④　高座広域（座間・海老名・寒川）	行政間	H19.3.28		
5		⑤　千葉県柏市	行政間	H17.7.23	H8.3.12	沼南町の合併関連
6		⑥　千葉県木更津市	行政間	H31.3.26		
7		⑦　鹿児島県鹿屋市	行政間	H24.6.29		
8		⑧　岐阜県各務原市	行政間	H24.10.9		
9	情報伝達	①　国土交通省関東地方整備局	リエゾン	H23.8.10		
10		②　（株）ジェイコムイースト	情報伝達	H26.2.25		
11		③　海老名エフエム放送株式会社	情報伝達	H29.2.14		FM カオン
12		④　東電タウンプランニング（株）神奈川総支社	情報案内	H27.3.2		
13		⑤　ヤフー株式会社	情報発信等	R1.8.29		
14	医療・救護、救援	①　綾瀬市医師会	医療	H18.2.23		
15		②　綾瀬市歯科医師会	医療	H18.2.23		
16		③　綾瀬市薬剤師会	医薬品	H18.2.23		
17		④　自衛隊災害派遣要請マニュアル	災害派遣			
18		⑤　米海軍厚木航空施設司令部	自然災害	H22.7.20		
19		⑥　県下米軍、自衛隊	航空災害	H28.1.15	S63.1.29	
20		⑦　相模獣医師会	動物救護活動等	R5.7.3		
21	避難・施設一次避難所	①　県立綾瀬高校	一次避難所	H24.4.1		
22		②　県立綾瀬西高校	一次避難所	H24.4.1		
23	避難・施設地域避難所	③　創価学会　相模原中央文化会館　事務所	地域避難所	H24.7.20		綾瀬平和会館
24		④　宗教法人　真宗大谷派　礼正寺	地域避難所	H24.10.3		
25		⑤　宗教法人　日蓮宗　大法寺	地域避難所	H24.10.3		
26		⑥　宗教法人　浄土宗　蓮光寺	地域避難所	H24.10.3		
27		⑦　宗教法人　曹洞宗　龍洞院	地域避難所	H24.10.3		
28		⑥　宗教法人　曹洞宗　長泉寺	地域避難所	H24.10.3		
29		⑦　宗教法人　浄土宗　正福寺	地域避難所	H24.10.3		
30		⑧　宗教法人　臨済宗建長寺派　済運寺	地域避難所	H24.10.3		
31		⑨　宗教法人　曹洞宗　報恩寺	地域避難所	H24.10.3		
32		⑩　日本基督教団　大塚平安教会	地域避難所	H24.10.3		
33		⑪　春日幼稚園	地域避難所	H24.10.3		
34		⑫　学校法人明和学園　綾西幼稚園	地域避難所	H24.10.3		
35		⑬　学校法人比留川学園　綾瀬中央幼稚園	地域避難所	H24.10.3		
36		⑭　学校法人文伸学園　綾南幼稚園	地域避難所	H24.10.3		
37		⑮　綾瀬すぎの子幼稚園	地域避難所	H24.10.3		
38		⑯　学校法人大塚平安学園　ドレーパー記念幼稚園	地域避難所	H24.10.3		

No.	分　類	協定相手方	内　　容	最新協定日	当初協定日	備　　考
40		⑰ 学校法人橘川学園 綾瀬ゆたか幼稚園	地域避難所	H24.10.3		
41		⑱ 学校法人生蘭学園　綾瀬幼稚園	地域避難所	H24.10.3		
42		⑲ 学校法人生蘭学園 生蘭高等専修学校	地域避難所	H30.5.7		
43		⑳ 学校法人湘央学園 湘央医学技術専門学校・湘央生命科学技術専門学校	地域避難所	H30.5.7		
44	避難・施設 福祉避難所	㉑ 医療法人社団　慈広会	福祉避難所	H18.1.4		メイプル
45		㉓ 社会福祉法人　泉正会	福祉避難所	H18.1.12		泉正園
46		㉔ 社会福祉法人　道志会	福祉避難所	H18.1.12		道志会
47		㉕ 社会福祉法人　千寿会	福祉避難所	H26.5.1		杜の郷
48		㉖ 社会福祉法人　聖音会	福祉避難所	H19.3.22		さがみ野ホーム
49		㉗ 社会福祉法人　聖音会	福祉避難所	H19.12.5		綾瀬ホーム
50		㉘ 社会福祉法人　唐池学園	福祉避難所	H19.3.22		貴志園
51		㉙ 学校法人　生蘭学園	福祉避難所	H29.3.31		さくらチャイルドセンター
52		㉚ 社会福祉法人　泉正園	福祉避難所	H29.3.31		いずみ保育園
53		㉛ 学校法人　明和学園	福祉避難所	H29.3.31		ピッピことりこども園
54		㉜ 社会福祉法人　足跡の会	福祉避難所	H29.3.31		ゆめっこ保育園
55		㉝ 社会福祉法人　唐池学園	福祉避難所	H18.3.30		つぼみ保育園
56		㉞ 社会福祉法人　唐池学園	福祉避難所	H18.3.30		吉岡保育園
57		㉟ 社会福祉法人 湘南児童福祉会	福祉避難所	H18.3.30		深谷保育園
58		㊱ 社会福祉法人　誠心福祉協会	福祉避難所	H18.3.30		おとぎ保育園
59	避難・施設 一時避難場所	㊲ 株式会社メイコー	一時避難場所	H30.7.30		
60		㊳ トピー工業株式会社	一時避難場所	H30.7.30		
61		㊴ スピードファム株式会社	一時避難場所	H30.7.30		
62		㊵ 横浜森永乳業株式会社	一時避難場所	R2.10.16		
63		㊶ 東急不動産株式会社	一時避難場所	R7.7.17		
64	避難・施設 その他	㊷ （株）ジャパンニューアルファ	車両避難場所の提供	R3.7.7		
65		㊸ 東京建物リゾート(株)　お風呂の王様（海老名店、高座渋谷店、瀬谷店）	温浴施設の利用	H30.7.6		
66		㊹ あやせ災害ボランティアネットワーク・綾瀬市社会福祉協議会	ボランティアセンターの設置等	H28.10.3		
67	物資・資機材 日用品等	① 綾瀬市商工会	日用品等	H14.6.20	S60.8.1	
68		② 生活協同組合ユーコープ	日用品等	H14.6.20	H8.11.14	
69		③ （株）三和　フードワン　綾瀬店	日用品等	H14.5.22		
70		④ 綾北商店会	食糧・日用品等	H19.2.22		
71		⑤ （株）マキバハンディ綾瀬店	日用品等	H20.11.11		
72		⑥ （株）三興段ボール	段ボール	H20.12.17		
73		⑦ （株）エイビィ	日用品等	H22.7.15		
74		⑧ 「5 日で 5,000 枚の約束」プロジェクト実行委員会	畳	H29.7.31		

No.	分　類	協定相手方	内　　容	最新協定日	当初協定日	備　　考
75	物資・資機材 食糧調達	⑩ 全農パールライス東日本（株） 神奈川支店	米穀	H14.6.20	H8.9.1	県経済連 から引継ぎ
76		⑪ さがみ農業協同組合	米穀	H14.6.20	H8.9.1	
77		⑫ （株）ハーベスト	炊飯米	H14.5.22		
78		⑬ 横浜乳業（株）	乳製品	H14.6.20	S60.6.1	
79		⑭ （株）相模フレッシュ	生麺	H14.5.22		
80		⑮ 秋本食品（株）	漬物	H14.5.22		
81		⑯ （有）鐵サービス	パン	H18.8.18		
82		⑰ サントリーフーズ㈱	飲料水	H19.8.7		
83		⑱ エンゼルフーズ㈱	食料	H29.4.11		
84	物資・資機材 物資輸送、 調達	⑲ ㈱ハマキョウレックス関東支社	物資の仕分け・調達	H29.5.29		
85		⑳ ヤマト運輸㈱湘南主管支店	物資の輸送・仕分・調達	R4.8.16		
86		㉑ 佐川急便㈱ 神奈川支店	物資の輸送・仕分・調達	R4.8.25		
87	物資・資機材 物資提供	㉓ 神奈川県葬祭業協同組合（社）全国霊柩自動車協会	棺等葬祭用品・霊柩自動車の供給・協力	H14.5.22		
88		㉔ （株）アクティオ	応急対策資機材	H27.4.13		
89		㉕ ㈱ゼンリン	地図製品の提供	H30.2.9		
90	緊急輸送	① （一社）神奈川県トラック協会 県南サービスセンター	自動車輸送協力	S55.8.20		
91		② ㈱ユタカトラベル	人員・物資輸送	H29.7.31		
92		③ ㈲つゆきタクシー	人員・物資輸送	H29.7.31		
93		④ 神奈川県トラック協会緊急輸送実施要綱	自動車輸送協力			
94		⑤ 地震防災応急処置要領 神奈川中央交通㈱	緊急輸送			綾瀬営業所
95		⑥ 防災規則　相鉄バス㈱	緊急輸送			
96	消防	① 県下消防	消防	H24.4.20	H2.7.1	
97		② 県下東名高速道路沿線市等消防本部	消防	H22.1.22	S56.4.25	
98		③ 在日米軍司令官	消防災害	H3.4.8		
99	ライフライン	① （社）神奈川県 LP ガス協会 県央支部綾瀬部会	液化石油ガス調達・応急工事	H9.3.31	S60.6.1	
100		② 東京電力パワーグリッド㈱相模原支社	停電復旧の連携等	R2.9.7		
101		③ ㈠社㈱綾瀬市建設業協会	応急対策・復旧工事等	R5.10.1	S60.12.10	
102		④ 綾瀬市土木協会	応急対策・復旧工事等	R5.10.1	H19.10.25	
103		⑤ 綾瀬市造園業協会	応急対策・復旧工事等	R5.10.1	H20.10.9	
104		⑥ （社）神奈川県自動車整備 振興会大和綾瀬支部	被災者救援や障害物除去等	H18.10.17		
105		⑦ 綾瀬市電設協会	公共施設等の電力復旧	H14.5.22		
106		⑧ 神奈川県石油商業組合高座支部綾瀬部会	燃料等供給	H25.5.8		
107		⑨ 綾瀬建設総合組合	応急対策・復旧工事等	H29.2.14		
108		⑩ 神奈川土建一般労働組合湘南支部	応急対策・復旧工事等	H29.2.14		
109		⑪ 綾瀬市管工事業協同組合	応急対策・復旧工事等	H31.2.12		
110		⑫ （社）神奈川県建物解体業協会	被災建物の解体撤去等	H14.5.22		
111		⑬ 綾瀬市測量設計業協会	応急対策・復旧工事等	H24.3.21		
112		⑭ （公社）神奈川県産業資源循環協会	災害廃棄物の処理	R2.9.1		

13-2　＜相互応援＞

13-2-1　災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条 この協定は、神奈川県内において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した市町村単独では災害応急対策及び災害復旧対策（以下「応急対策」という。）を十分に実施できない場合等に備え、県内の各地域ブロックごとの自立的な連携体制を強化するとともに、地域ブロック相互間での協力体制を構築することで、県内の市町村間での相互応援の迅速かつ円滑な遂行を図り、併せて県外の災害に対しても、この相互応援体制を活用して迅速な応援を行うための基本的な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）地域ブロック　県域を各地域県政総合センターの所管区域並びに横浜市及び川崎市の区域に分割したそれぞれの区域をいう。

（２）地域調整本部　市町村間の相互応援を円滑に実施するため、横浜市及び川崎市以外の地域ブロックごとに当該地域県政総合センター所長を本部長として設置する臨時の組織をいう。

（３）市町村応援本部　他の市町村への応援を円滑に実施するため市町村が設置する臨時の組織をいう。

（４）市町村連絡員　市町村における応急対策や市町村相互間の応援を円滑に実施するため、県内市町村に派遣する県職員をいう。

（応援の種類）

第３条 応援の範囲は、次に掲げるとおりとする。

（１）食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）応急対策に必要な資機材及び物資の提供

（３）避難、救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣

（４）前各号に定めるもののほか、特に要求があった事項

（県の役割）

第４条 県は、災害情報の収集に努めるとともに、地域ブロック内及び地域ブロック相互間における市町村の相互応援を調整するものとする。

２　県は、県内及び県外地域において災害が発生した場合で、知事が必要と認めるときは、被災地に広域災害時情報収集先遣隊（以下「先遣隊」という。）を派遣して、災害情報の

収集、伝達及び応援対策に関する連絡調整を行わせるものとする。

（市町村の役割）
第５条 市町村は、他市町村に対する応援体制を常に整えておくとともに、所在する地域ブロックの地域調整本部との調整により、他市町村に対する応援を実施するものとする。

（地域災害本部の設置） 第６条 県は、県内で災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策を実施することができないとき、又はそのおそれがあるとき、市町村間の相互応援が必要と認めるときは、必要な地域ブロックに地域調整本部を設置するものとする。

（市町村応援本部の設置）
第７条 市町村は、所在する地域ブロックに地域調整本部が設置され、当該市町村長が必要と認めるときは、市町村応援本部を設置するものとする。

（市町村連絡員の派遣）
第８条 地域県政総合センターは、県内で災害が発生し、所管する地域ブロック内の市町村が災害対策本部又は市町村応援本部を設置し、市町村連絡員の派遣を求めた場合、又は甚大な被害が発生したと見込まれる場合は、市町村連絡員を派遣して、災害情報の収集、伝達等を行わせるものとする。
２ 地域県政総合センターは、前項に規定する市町村連絡員を派遣できないときは、県安全防災局に、当該市町村への市町村連絡員の派遣を依頼するものとする。

（地域災害本部長の職務）
第９条 地域調整本部は、所管する地域ブロック内において、被災した市町村のみでは十分な応急対策を実施することができない場合、又は市町村から応援の調整を求められた場合は、被災市町村への応援の実施について、地域ブロック内の他の市町村と調整するものとする。

（地域災害本部の事務）
第１０条 被災地を抱える地域調整本部は、地域ブロック内での相互応援だけでは、十分な応急対策を実施することができない場合、又はそのおそれがある場合は、県安全防災局に、他の地域ブロックの市町村による応援の調整を依頼するものとする。

（県外地域に対する応援の調整）
第 11 条 県は、県外地域で災害が発生し、先遣隊等からの情報により、応援の必要を認めた場合、又は他都道府県等から応援要請があった場合は、必要に応じて、地域ブロックを指定して地域調整本部を設置するものとする。

２　県外地域に対する県内市町村の応援の調整は、前条第２項の規定を準用するものとする。

（応援に要する経費の負担）
第 12 条 県内の市町村相互間の応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた市町村が負担するものとする。
２　前項の規定によりがたい場合は、応援を受けた市町村と応援を行った市町村が、その都度協議して定めるものとする。
３　県外地域に対する応援に要した費用は、国、神奈川県以外の都道府県、県外の市町村等からの要請や、個別の協定等に基づいて実施した場合は、それぞれの定めに従うこととし、県又は県内市町村の判断で、自主的に応援を実施した場合は、原則として、応援を実施した県又は市町村が負担するものとする。

（他の協定等との関係）
第 13 条 この協定は、既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等による応援を妨げるものではない。

（委任規定）
第 14 条 この協定に定めるもののほか、応援の手続き等の協定の実施に関し必要な事項は別に定める。

（協議）
第 15 条 この協定に定めのない事項については、その都度、県及び市町村が協議して定めるものとする。

附　則
１　この協定は、平成 24 年４月１日から適用する。
２　この協定の締結を証するため、本協定書３通を作成し、それぞれ署名の上、各１通を保有する。

平成 24 年３月 29 日

神奈川県知事
黒岩　祐治
神奈川県市長会会長
茅ヶ崎市市長　服部　信明
神奈川県町村会会長
箱根町長　山口昇士

神奈川県市長会	横浜市長	林	文子
	川崎市長	阿部	孝夫
	相模原市長	加山	俊夫
	横須賀市長	吉田	雄人
	平塚市長	落合	克宏
	鎌倉市長	松尾	崇
	藤沢市長	鈴木	恒夫
	小田原市長	加藤	憲一
	茅ヶ崎市長	服部	信明
	逗子市長	平井	竜一
	三浦市長	吉田	英男
	秦野市長	古谷	義幸
	厚木市長	小林	常良
	大和市長	大木	哲
	伊勢原市長	長塚	幾子
	海老名市長	内野	優
	座間市長	遠藤	三紀夫
	南足柄市長	加藤	修平
	綾瀬市長	笠間	城治郎
神奈川県町村会	葉山町長	山梨	崇仁
	寒川町長	木村	俊雄
	大磯町長	中崎	久雄
	二宮町長	坂本	孝也
	中井町長	尾上	信一
	大井町長	間宮	恒行
	松田町長	島村	俊介
	山北町長	湯川	裕司
	開成町長	府川	裕一
	箱根町長	山口	昇士
	真鶴町長	青木	健
	湯河原町長	冨田	幸宏
	愛川町長	山田	登美夫
	清川村長	大矢	明夫

13-2-2 県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定

（趣旨）

第１条 この協定は、相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村（以下「構成市町村」という。）並びに構成市町村と友好協定等を締結している都市等（以下「友好都市等」という。）において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合に、被災した構成市町村（以下「被災構成市町村」という。）又は被災した友好都市等（以下「被災友好都市等」という。）の応急対策及び復旧の対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制等について必要な事項を定める。

（応援の種類）

第２条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

（１）食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（３）応急対策及び復旧対策活動に必要な資機材の提供

（４）前３号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第３条 応援の要請をしようとする被災構成市町村又は被災友好都市等から応援の要請を受けた構成市町村（以下「応援市町村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、第7条に定める連絡担当部局を通じて、他の構成市町村に電話その他の方法により応援を要請し、後日、書面により当該事項を記載した文書を提出するものとする。

（1）被害の状況

（2）提供を要請する物資及び資機材の品名、数量等

（3）応援場所及び応援場所への経路並びに連絡窓口となる担当者名簿等

（4）前３号に掲げるもののほか、必要な事項

2 被災友好都市等への応援は、前項の規定による応援市町村からの応援の要請に基づき、可能な限り応援を実施するものとする。

3 第１項の規定による応援の要請を受けた構成市町村は、応援要請をした構成市町村に対し、応援の内容を報告するものとする。

（応援の実施）

第４条 前条第１項の規定により応援の要請を受けた構成市町村は、極力これに応じ、応援の実施に努めるものとする。

（被災構成市町村への応援経費の負担）

第５条 被災構成市町村への応援に要した経費は、応援を要請した被災構成市町村の負担とする。ただし、構成市町村間の協議によっては、この限りでない。
２　応援の要請をした被災構成市町村が前項に規定する経費を支弁する時間的余裕がなく、かつ、応援の要請をした被災構成市町村からの要請があった場合は、応援を実施した構成市町村は、一時、立替支弁するものとする。
３　応援を実施した構成市町村が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合は、この協定等に基づき、負担した経費の精算をするものとする。

（被災友好都市等への応援経費の負担）
第６条 被災友好都市等への応援に要した経費は、応援都市村が、一時、立替支弁するものとする。
２　応援都市村が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、被災友好都市等との協定等に基づき、負担した経費の精算をするものとする。

（連絡担当部局）
第７条 構成都市村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生した場合は、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（他の協定等との関係）
第８条 この協定は、既に締結している他の相互応援協定を排除するものではない。

（協議）
第９条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、構成町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書８通を作成し、それぞれ署名押印の上、各１通を保有する。

平成２３年９月１日

相模原市長
厚木市長
大和市長
海老名市長
座間市長
綾瀬市長
愛川町長
清川村長

13-2-3　災害時における相互応援協力に関する協定

災害時における相互応援協力に関する協定書
（大和市・海老名市・座間市・綾瀬市）

（趣旨）

第１条　この協定は、隣接市（以下「関係市」という。）の区域において、広域的な災害が発生した場合の行政界付近の被災対策及び警戒宣言発令時における駅滞留者の措置等について、関係市の相互応援協力に関し、必要な事項を定める。

（応援協力の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

⑴ 被災者の救出救護及び医療

⑵ 被災者の一時保護のための施設への受入れ及び食糧、飲料水、生活必需品等の提供

⑶ 警戒宣言発令時及び災害時の救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣及び資機材、車両等の提供

⑷ 警戒宣言発令時の駅滞留者の一時保護及びその他の必要な措置

⑸ 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援協力要請の手続）

第３条　応援協力を受けようとする関係市は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請を行い、事後文書（別記様式）を速やかに提出するものとする。

⑴ 被害等の状況

⑵ 前条第３号に掲げる応援協力を要請する場合にあっては、資機材等の品名、数量、職員の職　種及び人員

⑶ 応援協力場所及び応援協力場所への経路

⑷ 応援協力の期間

⑸ 前各号に掲げるもののほか必要な事項

２　応援協力の要請を受けた関係市は、自己の区域内の被災状況等に応じ可能な範囲で要請に協力するものとする。

（応援協力経費の負担）

第４条　応援協力に要する経費の負担は、原則として応援協力を要請した関係市の負担とする。ただし、協定関係市間の協議によっては、この限りでない。

２　応援協力を要請する関係市から前項に規定する経費を支弁するいとまがなく応援の要請があった場合は、協力を要請された市が一時立替支弁するものとする。

（災害補償等）
第５条　第２条第３号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）に定めるところによる。
２　派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては派遣を受けた関係市が、被災した関係市への往復経路中に生じたものについては応援協力を行う関係市が賠償の責めを負うものとする。
（情報の交換）
第６条　関係市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、情報交換を行うものとする。
（連絡担当部局）
第７条　関係市は、別表のとおりあらかじめ相互応援協力のための連絡担当部局を定めておくものとする。
（その他）
第８条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、関係市相互で協議して定めるものとする。
（施行日）
第９条　この協定は、平成８年 11 月 15 日から施行する。

平成８年 11 月 15 日

大和市下鶴間一丁目１番１号
大和市長　　土　屋　侯　保

海老名市勝瀬 175 番地
海老名市長　亀　井　英　一

座間市緑ヶ丘一丁目１番１号
座間市長　　星　野　勝　司

綾瀬市早川 550 番地
綾瀬市長　　見　上　和　由

別表（第７条関係）

連 絡 担 当 部 局

市名	連絡担当部局名	電 話 番 号	Ｆ Ａ Ｘ 番 号
大 和 市	災害対策本部事務局 企画渉外部 企画政策課	代表 0462 63-1111	 0462 61-4592
海 老 名 市	災害対策本部事務局 企画部 企画課	代表 0462 31-2111	 0462 33-9118
座 間 市	災害対策本部事務局 消防本部 総務課	代表 0462 55-1111	 0462 55-3550
綾 瀬 市	災害対策本部事務局 消防本部 消防総務課	代表 0467 76-0119	 0467 77-9200

別記様式（第３条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

市長

災害発生による応援要請について

災害時における相互応援に関する協定第３条の規定に基づき、次のとおり応援の要請をいたします。

(1) 被　害　状　況	
(2) 応援の種類及び内容	
(3) 応援を要する職種別人員	
(4) 応援場所及び到達経路	
(5) 応援を受ける期間	
(6) その他応援に必要な事項	

災害時等における相互応援協力に関する協定書（高座広域）

海老名市、座間市、綾瀬市及び寒川町は、それぞれの地域において災害が発生した場合、被災市町の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援協力の種類）

第１条　応援協力の種類は、次のとおりとする。

（１） 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供

（２） 被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供

（３） 救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（４） 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣

（５） 警戒宣言発令時の駅滞留者の一時保護及びその他の必要な措置

（６） 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援協力要請の手続）

第２条　応援協力を要請する市町は、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請することができるものとし、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（１） 被害等の状況

（２） 前条第１号から第４号の規定に掲げる応援協力を要請する場合においては、物資等の品名、数量、職員の職種及び人員

（３） 応援協力場所及び応援協力場所への経路

（４） 応援協力の期間

（５） 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援協力の実施）

第３条　応援協力の要請を受けた市町は、可能な範囲においてこれに応じなければならない。

（応援協力経費の負担）

第４条　応援協力に要した経費は、原則として応援協力を要請した市町の負担とする。ただし、各市町の協議によっては、負担割合を変更することができる。

２　応援協力を要請する市町から前項に規定する経費を支弁するいとまがなく応援協力の要請があった場合は、応援協力を要請された市町が一時立替えて、支弁するものとする。

（災害補償等）
第５条　第１条第４号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）に定めるところによる。
２　派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援協力業務の従事中に生じたものについては派遣を要請した市町が、応援協力場所への往復経路中に生じたものについては、応援協力を行う市町が賠償の責めを負うものとする。

（資料の交換）
第６条　各市町は、この協定に基づき応援協力が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料や情報を相互に交換するものとする。

（その他）
第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各市町が協議して定めるものとする。

（施行日）
第８条　この協定は、平成１９年３月２８日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書を４通作成し、押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成１９年３月２８日

海老名市勝瀬１７５番地の１
海老名市
海老名市長　　内　野　　優

座間市緑ケ丘一丁目１番１号
座 間 市
座間市長　　星　野　勝　司

綾瀬市早川５５０番地
綾 瀬 市
綾瀬市長　　笠　間　城治郎

寒川町宮山１６５番地
寒 川 町
寒川町長　山　田　文　夫

災害時における相互応援に関する協定書（柏市）

柏市を甲とし、綾瀬市を乙とし、甲乙間において、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、甲又は乙において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」　という。）第２条第１号の災害　（以下「災害」という。）が発生し、かつ、当該災害が発生した　甲又は乙のみでは十分な救護等の応急措置ができない場合における甲及び乙間相互の法第６７　条第１項の規定による応援（以下　「応援」という。）を円滑に遂行するため、必要な事項について定める。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴ 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣

⑵ 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

⑶ 医療救護班の派遣、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な機械、器具及び資材の提供

⑷ 救援及び復旧活動に必要な車両等の提供

⑸ ボランティアの斡旋

⑹ 前各号に定めるもののほか、災害に際し特に必要と認めて要請した事項

（応援要請の手続）

第３条　甲及び乙は、応援を要請しようとするときは次の事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

⑴ 被害状況

⑵ 応援を要請する内容及びその人員

⑶ 応援を要する期間

⑷ 応援場所及び応援場所への経路

⑸ 応援を要する機械、器具及び資材の品名・数量

⑹ 応援を要する食糧、飲料水及び生活必需物資の品名・数量

⑺ 前各号に掲げるもののほか、応援に関して必要な事項

（応援に要した費用の負担）

第４条　応援に要した費用は、原則として当該応援を要請した市の負担とする。

（連絡責任者）

第５条　応援要請の円滑な実施を期するため、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を置くものとする。

２　甲及び乙が前項の規定によりそれぞれ置く連絡責任者は、それぞれの防災事務所管課長を持って充てるものとする。

（資料の交換）

第６条　甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（報告）

第７条　甲及び乙は、応援を行ったときは、その結果を速やかに相手方に報告するものとする。

（その他）

第８条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項並びにこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（適用）

第９条　この協定は、平成１７年７月２３日から適用する。

この協定の成立を証するため、甲及び乙は、本書２通を作成し、記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１７年７月２３日

甲　　柏市柏五丁目１０番１号
　　柏市
　　柏市長　　本　多　　晃　　印

乙　　綾瀬市早川５５０番地
　　綾瀬市
　　綾瀬市長　　笠　間　城治郎　　印

災害時における相互応援に関する協定書

木更津市と綾瀬市は、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、木更津市又は綾瀬市において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第２条第１号の災害（以下「災害」という。）が発生し、かつ、当該災害が発生した木更津市又は綾瀬市のみでは十分な救護等の応急措置ができない場合における木更津市及び綾瀬市（以下「両市」という。）間相互の法第 67 条第１項の規定による応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するため、必要な事項について定める。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴ 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣

⑵ 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

⑶ 医療救護班の派遣並びに医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な機械、器具及び資材の提供

⑷ 救援及び復旧活動に必要な車両等の提供

⑸ ボランティアの斡旋

⑹ 前各号に定めるもののほか、災害に際し特に両市が必要と認めて要請した事項

（応援要請の手続）

第３条　両市は、応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

⑴ 被害状況

⑵ 応援を要請する内容及びその人員

⑶ 応援を要する期間

⑷ 応援場所及び応援場所への経路

⑸ 応援を要する機械、器具及び資材の品名・数量

⑹ 応援を要する食料、飲料水及び生活必需物資の品名・数量

⑺ 前各号に掲げるもののほか、応援に関して必要な事項

（応援に要した費用の負担）

第４条　応援に要した費用は、原則として当該応援を要請した市の負担とする。

（連絡責任者）

第５条　応援要請の円滑な実施を期するため、両市は、それぞれ連絡責任者を置くものとする。

２　前項の連絡責任者は、両市の防災事務所管課長をもって充てるものとする。

（資料の交換）

第６条　両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（報告）

第７条　両市は、応援を行ったときは、その結果を速やかに相手方に報告するものとする。

（その他）

第８条　この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項並びにこの協定について疑義が生じたときは、その都度両市が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、両市は、本書２通を作成し、記名押印の上、各１通を保有する。

平成 31 年3月 26 日

千葉県木更津市富士見一丁目２番１号

木更津市長

神奈川県綾瀬市早川 550 番地

綾瀬市長

13-2-4 遠方都市との災害時における相互応援に関する協定書

鹿屋市と綾瀬市は、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、鹿屋市又は綾瀬市において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第２条第１号の災害（以下「災害」という。）が発生し、かつ、当該災害が発生した鹿屋市又は綾瀬市のみでは十分な救護等の応急措置ができない場合における鹿屋市及び綾瀬市（以下「両市」という。）間相互の法第 67 条第１項の規定による応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するため、必要な事項について定める。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴ 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣

⑵ 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

⑶ 医療救護班の派遣並びに医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な機械、器具及び資材の提供

⑷ 救援及び復旧活動に必要な車両等の提供

⑸ ボランティアの斡旋

⑹ 前各号に定めるもののほか、災害に際し特に両市が必要と認めて要請した事項

（応援要請の手続）

第３条　両市は、応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

⑴ 被害状況

⑵ 応援を要請する内容及びその人員

⑶ 応援を要する期間

⑷ 応援場所及び応援場所への経路

⑸ 応援を要する機械、器具及び資材の品名・数量

⑹ 応援を要する食料、飲料水及び生活必需物資の品名・数量

⑺ 前各号に掲げるもののほか、応援に関して必要な事項

（応援に要した費用の負担）

第４条　応援に要した費用は、原則として当該応援を要請した市の負担とする。

（連絡責任者）

第５条　応援要請の円滑な実施を期するため、両市は、それぞれ連絡責任者を置くものとする。

２　前項の連絡責任者は、両市の防災事務所管課長をもって充てるものとする。

（資料の交換）

第６条　両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（報告）

第７条　両市は、応援を行ったときは、その結果を速やかに相手方に報告するものとする。

（その他）

第８条　この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項並びにこの協定について疑義が生じたときは、その都度両市が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、両市は、本書２通を作成し、記名押印の上、各１通を保有する。

平成 24 年６月 29 日

鹿児島県鹿屋市共栄町 20 番１号
鹿屋市長　　嶋　田　芳　博

神奈川県綾瀬市早川 550 番地
綾瀬市長　　笠　間　城　治　郎

各務原市と綾瀬市は、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、各務原市又は綾瀬市において災害対策基本法（昭和 36 年法律第223号。以下「法」という。）第２条第１号の災害（以下「災害」という。）が発生し、かつ、当該災害が発生した各務原市又は綾瀬市のみでは十分な救護等の応急措置ができない場合における各務原市及び綾瀬市（以下「両市」という。）間相互の法第 67 条第１項の規定による応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するため、必要な事項について定める。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴ 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣

⑵ 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

⑶ 医療救護班の派遣並びに医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な機械、器具及び資材の提供

⑷ 救援及び復旧活動に必要な車両等の提供

⑸ ボランティアの斡旋

⑹ 前各号に定めるもののほか、災害に際し特に両市が必要と認めて要請した事項

（応援要請の手続）

第３条　両市は、応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

⑴ 被害状況

⑵ 応援を要請する内容及びその人員

⑶ 応援を要する期間

⑷ 応援場所及び応援場所への経路

⑸ 応援を要する機械、器具及び資材の品名・数量

⑹ 応援を要する食料、飲料水及び生活必需物資の品名・数量

⑺ 前各号に掲げるもののほか、応援に関して必要な事項

（応援に要した費用の負担）

第４条　応援に要した費用は、原則として当該応援を要請した市の負担とする。

（連絡責任者）

第５条　応援要請の円滑な実施を期するため、両市は、それぞれ連絡責任者を置くものとする。

２　前項の連絡責任者は、両市の防災事務所管課長をもって充てるものとする。

（資料の交換）

第６条　両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他

必要な資料を相互に交換するものとする。

（報告）

第７条　両市は、応援を行ったときは、その結果を速やかに相手方に報告するものとする。

（その他）

第８条　この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項並びにこの協定について疑義が生じたときは、その都度両市が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、両市は、本書２通を作成し、記名押印の上、各１通を保有する。

平成２４年１０月９日

岐阜県各務原市那加桜町１丁目６９番地
各務原市長　　森　　真

神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　　笠間　城治郎

13-3　＜情報伝達＞

13-3-1　情報交換に関する協定

災害時の情報交換に関する協定（関東地方整備局）

　国土交通省関東地方整備局長　下保修（以下「甲」という。）と、綾瀬市長　笠間城治郎（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目　的）
第１条　この協定は、綾瀬市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。
（情報交換の開始時期）
第２条　甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。
　一　綾瀬市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
　二　綾瀬市災害対策本部が設置された場合
　三　その他甲または乙が必要とする場合
（情報交換の内容）
第３条　甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。
　一　一般被害状況に関すること
　二　公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
　三　その他甲または乙が必要な事項
（情報連絡員（リエゾン）の派遣）
第４条　第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。
　　なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。
（平素の協力）
第５条　甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。
（協議）
第６条　本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、２通作成し、甲乙押印のうえ各１通を所有する。

平成２３年８月１０日

甲）埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１
さいたま新都心合同庁舎２号館
国土交通省
関東地方整備局長　下　保　　修

乙）神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　笠　間　城治郎

13-3-2 災害時における放送等に関する協定

災害時における放送等に関する協定（株式会社ジェイコムイースト）

綾瀬市(以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコムイースト(以下「乙」という。）は、災害及び防災に関する情報(以下「災害情報」という。）の放送等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）
第１条　本協定は、綾瀬市の区域内で災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。）において、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定める。
（災害情報の提供及び要請）
第２条　甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。
（要請の手続き）
第３条　甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム関東メディアセンターに要請するものとする。
⑴ 放送要請の理由
⑵ 依頼する放送の内容
⑶ 希望する放送の日時
⑷ その他必要な事項
２　前項の要請の連絡先は、別紙１のとおり定めるものとする。
３　要請は災害情報等放送実施要請書（第 1 号様式）により、メール又はファックスを用いて行う。ただし、これに寄りがたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。
（災害情報の放送）
第４条　乙は、第２条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。
（情報の活用）
第５条　甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報（コミュニティ情報、施設情報、安心安全情報等）及び第２条で乙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えることができるものとする。
（秘密の保持）
第６条　乙は、甲から知り得た第２条に規定する災害情報等以外の情報等については、

みだりに他に漏洩してはならない。

（協力体制の整備）

第７条　災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて訓練や情報の交換を行う。

（暴力団等排除に係る協定の解除）

第８条　甲は、乙が綾瀬市暴力団排除条例（平成２３年綾瀬市条例第９号。以下「条例」という。）第２条第２号に掲げる暴力団、同条第４号に掲げる暴力団員等又は同条第５号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当するときは、この協定を解除するものとする。

２　甲は、乙の委託事業者が条例第２条第２号に掲げる暴力団、同条第４号に掲げる暴力団員等又は同条第５号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当するときは、その委託事業者をこの協定から除くものとする。

（協議）

第９条　本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第１０条　本協定は締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了１ヶ月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

本協定書は、２通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２６年　２月２５日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　笠間　城治郎

乙　東京都千代田区丸の内一丁目８番１号
株式会社ジェイコムイースト
代表取締役社長　中谷　博之

災害時における災害情報等の放送に関する協定書（海老名エフエム放送株式会社）

綾瀬市（以下「甲」という。）と海老名エフエム放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における災害情報等の放送に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、災害情報等を市民等に対し適切に伝えるための体制を整備することに関し必要な事項を定めるものとする。

（放送要請）

第２条　甲は、災害時において、乙の番組編成権を侵害しないことを前提に、乙に対し適切な手段を用いて速やかに災害情報等を提供するとともに、放送の実施を要請することができる。

（要請の手続）

第３条　甲は、乙に対し災害情報等の放送を要請するときは、災害情報等放送要請書（別記様式）に次の各号に掲げる項目を記載して要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請できるものとし、後日、速やかに災害情報等放送要請書（別記様式）を提出するものとする。

（１） 放送要請の理由
（２） 放送事項
（３） 希望する放送日時
（４） 連絡担当者
（５） その他必要事項

（放送の決定）

第４条　乙は、甲から放送要請があったときは、適切な放送形式、内容及び時刻を決定して放送するものとする。

（費用負担）

第５条　甲の要請に基づく乙の放送に関する費用は、乙が負担するものとする。

（連絡責任者）

第６条　要請に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、乙の連絡責任者は放送部部長とし、甲の連絡責任者は防災対策所管課とする。

（秘密の保持）

第７条　乙は、災害情報等の放送目的のために、甲から知り得た災害情報等について、みだりに他に漏らしてはならない。

（協議事項）

第８条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定期間）

第９条　この協定は、締結の日から効力を生じ、平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了１か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、更に１年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２９年2月１４日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　　古　塩　政　由

乙　海老名市国分南１丁目２７番２８号
海老名エフエム放送株式会社
代表取締役　金　子　純　子

別記様式（第３条関係）

年　　月　　日

海老名エフエム放送株式会社
代表取締役　殿

綾瀬市長

災害情報等放送要請書

災害情報等の放送について、次のとおり要請します。

放送要請の理由	
放送事項	
	放送原稿　□有　□無　　原稿枚数　　枚
希望する 放送日時	平成　　年　　月　　日（　）　　時　　分
連絡担当者	所属　　氏名 電話
その他必要事項	

13-3-3　避難場所案内広告付電柱看板に関する協定

避難場所案内広告付電柱看板に関する協定書
（東電タウンプランニング株式会社神奈川総支社）

綾瀬市（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社神奈川総支社（以下「乙」という。）は、綾瀬市内における避難場所案内広告付電柱看板（以下「看板」という。）の掲出について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、綾瀬市内に看板を掲出することにより、市民等に対し災害時における避難場所を周知するとともに、平時からの防災意識を啓発することを目的とする。

（定義）

第２条　この協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

⑴ 看　板　　乙の実施している電柱広告事業において、地元企業等が利用する電柱広告（巻広告）に、避難場所の案内表示を掲載する広告をいう。

⑵ 避難場所　甲が定める避難場所をいう。

⑶ 広告主　　本協定の趣旨に賛同する地元企業等をいう。

（甲の協力）

第３条　甲は、目的の実現に向け次に掲げる事項を協力する。

⑴ 看板の掲出のために必要な避難場所の情報を、乙へ提供するものとする。

⑵ 市ホームページ等による広告主の紹介及び募集促進活動を行うものとする。

⑶ 第５条の２に基づき道路占用料の３割減免を行うものとする。

（乙の業務）

第４条　乙は、次に掲げる事項を誠実に履行するものとする。

⑴ この協定の趣旨に賛同する広告主を募り、第５条に基づき看板の掲出を行い、必要な維持管理を行うこと。

⑵ 看板の掲出状況について、甲の求めに応じ報告を行うこと。

⑶ 避難場所の改廃により、看板の表示内容に変更が生じた場合は、甲と協議により必要な処置を講じること。

⑷ 新規掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。

（看板の仕様及び掲出）

第５条　看板に記載する避難場所案内表示は、看板掲出場所から極力近い距離の避難場所等を表示することを原則とする。ただし、看板掲出場所と当該避難場所の位置関係や案内表示上適切でない場合は、甲の指導により乙は広告主と協議するものとする。

２　避難場所案内表示部分は看板の３割とする。

３　次の各号のいずれかに該当する場合、乙は広告受注または施設等の表示を行わな

い。
⑴ 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
⑵ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
⑶ 政治活動、宗教活動及び思想活動に類するもの
⑷ 個人的宣伝に類するもの
⑸ 社会問題に関する主義主張
⑹ 美観風致を害する恐れがあるもの
⑺ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
⑻ その他、不適当であると甲が認めるもの

（費用）

第６条　看板の掲出にあたり、必要な費用は広告主及び乙が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

（協議）

第７条　この協定の実施に関し、必要な事項及び協定に定めのない事項、又は協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙が書面をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２７年３月２日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　笠間　城治郎

乙　横浜市中区山下町２７３ ＪＰＴ元町ビル
東電タウンプランニング株式会社 神奈川総支社
総支社長　　小川　正之

13-3-4 情報発信等に関する協定

災害に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー株式会社）

綾瀬市（以下「甲」という。）及びヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、甲内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（定義）

第２条　本協定における取組みの内容は次の中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

（１）乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

（２）甲が、甲内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（３）甲が、甲内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（４）甲が、災害発生時の甲内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（５）甲が、甲内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（６）甲が、甲内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

２　甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

３　第 1 項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（使用料）

第３条　前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するも

のとする。

（情報の周知）

第４条　乙は、甲から提供を受ける情報について甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（公表）

第５条　本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（協定の効力及び更新）

第６条　本協定の有効期間は、本協定締結日から 1 年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに１年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議事項等）

第７条　本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

この協定の締結を証するために、本書２通を作成し、甲と乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和元年８月２９日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾 瀬 市 長　　古　塩　政　由

乙　東京都千代田区紀尾井町１番３号
ヤフー株式会社
代表取締役　川　邊　健　太　郎

13-4　＜医療・救護、救援＞

13-4-1　災害時における医療・医薬品に関する協定

災害時における医療救護活動に関する協定書（綾瀬市医師会）

綾瀬市（以下「甲」という。）と綾瀬市医師会（以下「乙」という。）は、綾瀬市内に地震、風水害及びその他による災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）における医療救護活動を実施するため、その要請の適正化と円滑なる運営を期するため、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第１条　甲は、災害時、綾瀬市災害対策本部（以下「災対本部」という。）が設置されたときは、乙に対し、その旨を連絡するものとする。

２　甲は、災対本部が設置された場合において、医療救護活動の実施のため、乙に対し医療救護班の要請を求める必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした医療救護活動応援要請書（第１号様式）により乙に応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、口頭等により、乙に対し要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（１）災害の状況及び応援を必要とする事由

（２）応援を必要とする期間、場所、人員、活動内容及び資機材等

（３）その他必要とする事項

（協力の実施）

第２条　乙は、前条第１項の規定により、甲から災対本部の設置の連絡を受けたときは、直ちに医療救護班を設置し、甲からの応援要請に応じるものとする。

２　乙は、前条の規定により、甲から応援の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限りこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平常から確立しておくものとする。

（協力の結果報告）

第３条　乙は、前条の規定により、甲の要請する業務に従事した場合は、随時その活動内容を電話等により報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した医療救護活動報告書（第２号様式）により、甲に報告するものとする。

（１）活動の期間、場所

（２）活動した医師等の人数

（３）受診者数（重症、軽症、死亡の別）

（４）使用した医療品、医療機材の種類及び数量

（５）救急医療の概要

（６）その他必要事項

（経費の負担）
第４条　第２条の規定により、甲の要請する業務を実施した場合において、そのために乙が要した実費弁償及び損害補償は、甲が負担するものとする。
２　災害救助法が適用された災害において出動した医師等に対する実費弁償及び損害補償は、その適用の範　囲で行い、県が支弁するものとする。
３　企業等の施設内に発生した災害において出動した医師等に対する実費弁償及び損害補償は、当該施設の事業主又は管理者あるいは災害発生の第１原因者が負担するものとする。
４　前項以外の経費については、甲乙協議の上定める額とする。
（実費弁償）
第５条　甲は、第２条の規定に基づき出動した医師等に対して、災害救助法の規定に準じた手当を、また、医療救護活動のために使用した医薬品及び医療機材等の消耗破損分を前条の負担区分に従い実費を弁償するものとする。
（損害補償）
第６条　甲は、第２条の規定に基づき業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和５３年綾瀬市条例第３号）の規定によりその損害を補償する。
（連絡責任者）
第７条　医療救護活動の実施に関する事項の伝達並びにこれに関する連絡の確実及び円滑を図るため、甲乙ともに連絡責任者を定めておくものとする。
（協議）
第８条　この協定に定めのない事項、又は協定内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。
（有効期間）
第９条　この協定は、締結の日から効力を発し、甲乙双方の申し出がない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成１８年２月２３日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　笠　間　城治郎

乙　綾瀬市寺尾南３丁目１３番１５号
綾瀬市医師会
会　長　宮　内　康　博

第１号様式（第１条関係）

医療救護活動応援要請書

年　　月　　日

様

綾瀬市長

次のとおり応急対策の応援を要請します。

災害の状況	
応援を必要とする事由	
応援期間	自　　年　　月　　日（　）　　時　　分 至　　年　　月　　日（　）　　時　　分
場所	
必要人員	
必要資機材	
活動内容	
その他	

第２号様式（第３条関係）

医療救護活動報告書

年　　月　　日

（あて先）
綾瀬市長　　様

綾瀬市医師会
会長

次のとおり報告します。

活動期間	自　　年　　月　　日（　）　　時　　分 至　　年　　月　　日（　）　　時　　分 延べ　　日間　　時　　分間
場所	別紙、内訳のとおり
活動した医師の人数	延べ　　人　　別紙、内訳のとおり
受診者数	人 内訳　重症　　人 軽症　　人 死亡　　人
使用した医薬品、医療機材等の種類及び数量	別紙、内訳のとおり
救急医療の概要	
その他必要事項	

※　別紙がない場合は、字消しをしてください。

災害時における医療救護活動に関する協定書（綾瀬市歯科医師会）

綾瀬市（以下「甲」という。）と綾瀬市歯科医師会（以下「乙」という。）は、綾瀬市内に地震、風水害及びその他による災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）における医療救護活動を実施するため、その要請の適正化と円滑なる運営を期するため、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第１条　甲は、災害時、綾瀬市災害対策本部（以下「災対本部」という。）が設置されたときは、乙に対し、その旨を連絡するものとする。

２　甲は、災対本部が設置された場合において、医療救護活動の実施のため、乙に対し医療救護班の要請を求める必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした医療救護活動応援要請書（第１号様式）により乙に応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、口頭等により、乙に対し要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（１）災害の状況及び応援を必要とする事由

（２）応援を必要とする期間、場所、人員、活動内容　及び資機材等

（３）その他必要とする事項

（協力の実施）

第２条　乙は、前条第１項の規定により、甲から災対本部の設置の連絡を受けたときは、直ちに医療救護班を設置し、甲からの応援要請に応じるものとする。

２　乙は、前条の規定により、甲から応援の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限りこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平常から確立しておくものとする。

（協力の結果報告）

第３条　乙は、前条の規定により、甲の要請する業務に従事した場合は、随時その活動内容を電話等により報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した医療救護活動報告書（第２号様式）により、甲に報告するものとする。

（１）活動の期間、場所

（２）活動した歯科医師等の人数

（３）受診者数（重症、軽症、死亡の別）

（４）使用した医療品、医療機材の種類及び数量

（５）救急医療の概要

（６）その他必要事項

（経費の負担）

第４条　第２条の規定により、甲の要請する業務を実施した場合において、そのために乙が要した実費弁償及び損害補償は、甲が負担するものとする。

２　災害救助法が適用された災害において出動した歯科医師等に対する実費弁償及び損害

補償は、その適用の範囲で行い、県が支弁するものとする。

３　企業等の施設内に発生した災害において出動した歯科医師等に対する実費弁償及び損害補償は、当該施設の事業主又は管理者あるいは災害発生の第１原因者が負担するものとする。

４　前項以外の経費については、甲乙協議の上定める額とする。

（実費弁償）

第５条　甲は、第２条の規定に基づき出動した歯科医師等に対して、災害救助法の規定に準じた手当を、また、医療救護活動のために使用した医薬品及び医療機材等の消耗破損分を前条の負担区分に従い実費を弁償するものとする。

（損害補償）

第６条　甲は、第２条の規定に基づき業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和５３年綾瀬市条例第３号）の規定によりその損害を補償する。

（連絡責任者）

第７条　医療救護活動の実施に関する事項の伝達並びにこれに関する連絡の確実及び円滑を図るため、甲乙ともに連絡責任者を定めておくものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項、又は協定内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、締結の日から効力を発し、甲乙双方の申し出がない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成１８年２月２３日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　笠　間　城治郎

乙　綾瀬市小園１３２８番地６７
綾瀬市歯科医師会
会　　長　徳　永　寛　司

第１号様式（第１条関係）

医療救護活動応援要請書

年　　月　　日

様

綾瀬市長

次のとおり応急対策の応援を要請します。

災害の状況	
応援を必要とする事由	
応援期間	自　　年　　月　　日（　）　　時　　分 至　　年　　月　　日（　）　　時　　分
場所	
必要人員	
必要資機材	
活動内容	
その他	

第２号様式（第３条関係）

医療救護活動報告書

年　　月　　日

（あて先）
綾瀬市長　　様

大和綾瀬歯科医師会
会長

次のとおり報告します。

活　動　期　間	自　　年　　月　　日（　）　　時　　分 至　　年　　月　　日（　）　　時　　分 延べ　　日間　　時　　分間
場　　所	別紙、内訳のとおり
活動した歯科医師の人数	延べ　　人　　別紙、内訳のとおり
受　診　者　数	人 内訳　重症　　人 軽症　　人 死亡　　人
使用した医薬品、医療機材等の種類及び数量	別紙、内訳のとおり
救急医療の概要	
その他必要事項	

※　別紙がない場合は、字消しをしてください。

災害時における医療救護活動に関する協定書（綾瀬市薬剤師会）

綾瀬市（以下「甲」という。）と綾瀬市薬剤師会（以下「乙」という。）は、綾瀬市内に地震、風水害及びその他による災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）における医療救護活動を実施するため、その要請の適正化と円滑なる運営を期するため、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第１条　甲は、災害時、綾瀬市災害対策本部（以下「災対本部」という。）が設置されたときは、乙に対し、その旨を連絡するものとする。

２　甲は、災対本部が設置された場合において、医療救護活動の実施のため、乙に対し薬剤師班の要請を求める必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした医療救護活動応援要請書（第１号様式）により乙に応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、口頭等により、乙に対し要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（１）災害の状況及び応援を必要とする事由

（２）応援を必要とする期間、場所、人員、活動内容及び資機材等

（３）その他必要とする事項

（協力の実施）

第２条　乙は、前条第１項の規定により、甲から災対本部の設置の連絡を受けたときは、直ちに薬剤師班を設置し、甲からの応援要請に応じるものとする。

２　乙は、前条の規定により、甲から応援の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限りこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平常から確立しておくものとする。

（協力の結果報告）

第３条　乙は、前条の規定により、甲の要請する業務に従事した場合は、随時その活動内容を電話等により報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した医療救護活動報告書（第２号様式）により、甲に報告するものとする。

（１）活動の期間、場所

（２）活動した薬剤師等の人数

（３）受診者数（重症、軽症、死亡の別）

（４）使用した医薬品等の種類及び数量

（５）救急医療の概要

（６）その他必要事項

（経費の負担）

第４条　第２条の規定により、甲の要請する業務を実施した場合において、そのために乙が要した実費弁償及び損害補償は、甲が負担するものとする。

２　災害救助法が適用された災害において出動した薬剤師等に対する実費弁償及び損害補償は、その適用の範囲で行い、県が支弁するものとする。

３　企業等の施設内に発生した災害において出動した薬剤師等に対する実費弁償及び損害補償は、当該施設の事業主又は管理者あるいは災害発生の第１原因者が負担するものとする。

４　前項以外の経費については、甲乙協議の上定める額とする。

（実費弁償）

第５条　甲は、第２条の規定に基づき出動した薬剤師等に対して、災害救助法の規定に準じた手当を、また、医療救護活動のために使用した医薬品等の消耗破損分を前条の負担区分に従い実費を弁償するものとする。

（損害補償）

第６条　甲は、第２条の規定に基づき業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和５３年綾瀬市条例第３号）の規定によりその損害を補償する。

（連絡責任者）

第７条　医療救護活動の実施に関する事項の伝達並びにこれに関する連絡の確実及び円滑を図るため、甲乙ともに連絡責任者を定めておくものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項、又は協定内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、締結の日から効力を発し、甲乙双方の申し出がない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成１８年2月２３日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　笠　間　城治郎

乙　綾瀬市小園南１丁目１６番１４号
綾瀬市薬剤師会
会　　長　倉　本　由　行

第１号様式（第１条関係）

医療救護活動応援要請書

年　　月　　日

様

綾瀬市長

次のとおり応急対策の応援を要請します。

災害の状況	
応援を必要とする事由	
応援期間	自　　年　　月　　日（　）　　時　　分 至　　年　　月　　日（　）　　時　　分
場所	
必要人員	
必要資機材	
活動内容	
その他	

第２号様式（第３条関係）

医療救護活動報告書

年　　月　　日

（あて先）

綾瀬市長　　様

大和綾瀬薬剤師会

会長

次のとおり報告します。

活動期間	自　　年　　月　　日（　）　　時　　分 至　　年　　月　　日（　）　　時　　分 延べ　　日間　　時　　分間
場所	別紙、内訳のとおり
活動した薬剤師の人数	延べ　　人　　別紙、内訳のとおり
受診者数	人 内訳　重症　　人 軽症　　人 死亡　　人
使用した医薬品等の種類及び数量	別紙、内訳のとおり
救急医療の概要	
その他必要事項	

※　別紙がない場合は、字消しをしてください。

13-4-2 自衛隊災害派遣要請マニュアル

１ 目的

このマニュアルは、綾瀬市内に大規模な災害が発生し、自衛隊の災害派遣の要請を求める場合に、円滑かつ迅速な事務手続を行うため、必要な事項を定めるものとする。

２ 派遣要請の要求に係る確認事項

⑴自衛隊の活動内容

自衛隊の災害派遣は、次に示す自衛隊の活動内容を踏まえた上で求めるものとする。

活動内容	具体的活動の例示
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難勧告等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、移送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消火	林野火災等に対するヘリコプターによる空中消火の実施等、消防機関に協力して、対応可能な消火活動を行う。
道路又は水路の応急復旧	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去等応急復旧に当たる。
応急医療、救護及び防疫（入浴を含む）	被災者に対し、応急医療、救護及び入浴支援等の防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師及び災害対策関係者その他救援活動に必要な人員並びに救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和 33 年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

⑵自衛隊災害派遣要請の要求の判断

自衛隊の災害派遣要請を求めるか否かの判断にあたっては、以下の事項を考慮する。

ア　他機関の応援が必要かどうかの判断

以下の把握等により、他機関の応援を求める必要があるかどうか判断する。

（ア） 災害の様態、被害状況及び状況の推移等を的確に把握する。

（イ） 消防をはじめとする地域の防災力により事態の解決が可能かどうか判断する。

イ　応援要請先の検討

以下の事項を確認して応援要請先を検討する

（要請する活動内容による検討）

（ア） 民間との協定で対応可能な活動内容ではないか（→協定先への要請を検討）

（イ） 他自治体等との相互応援協定で対応可能な活動内容ではないか（→協定先への要請を検討）

（ウ） 消火活動や高難度救出活動等、消防機関で対応することが望ましい活動内容ではないか（→県下消防相互応援、または緊急消防援助隊等の消防機関への要請を検討）

（災害規模等による検討）

（エ） 大規模な災害・事故等の場合、協定先等の特定の機関のみで対応できないことが考えられるため、協定先等のみで対応できるものか、複数機関への要請が必要かなど活動規模を考慮して要請先を検討する。

（オ） 活動の緊急性を考慮して要請先を検討する。（※自衛隊は、部隊本隊の移動開始に２、３時間を要し、部隊到着までに時間がかかる）

ウ　自衛隊が災害派遣を行う際の判断要素（３原則）

（陸上自衛隊「災害派遣の参考－陸幕運第４号（12.1.11）別冊」による）

（ア）公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。

（イ）緊急性

差し迫った必要性があること。

（ウ）非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

（3）要請にあたって明らかにすべき事項

派遣要請を求める場合は、次の事項を明らかにするものとする。

（自衛隊法施行令第１０６条）

明らかにすべき事項	(例)及び留意事項
災害の情況	（例）○月○日○時○分頃に発生した地震により多数の家屋が倒壊し、生き埋め者及び行方不明者がいる模様。
派遣を要請する事由	（例）救出救助等の被災者救援活動のため
派遣を希望する期間	（例）○月○日から当該活動が終了するまでの間
派遣を希望する区域及び活動内容	活動内容については、前記2(1)の項目を参考にして努めて明確化する
その他参考となるべき事項	部隊の宿営地等の情報、現地における市（町村）責任者及び連絡方法等、また、市内の道路状況やライフラインの状況等の入手している参考情報等を記載する。

3 知事への派遣要請の要求

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、必要があると認めるときは、市長は知事に対して、自衛隊の災害派遣要請をするよう求めることができる。（災害対策基本法第６８条の２第１項）

（1）要請の要請先

要請の要求先は、神奈川県安全防災局災害対策課とする。

神奈川県災害対策課　県防災行政通信網電話　９－４００－９３０１、９３０４
ＮＴＴ電話(勤務時間内)　０４５－２１０－３４３０
(勤務時間外)　０４５－２１０－３４５６
県防災行政通信網ＦＡＸ　９－４００－９２９０、９２９３
ＮＴＴＦＡＸ　０４５－２１０－８８２９
０４５－２０１－６４０９
衛星電話　０８０－８７６４－８６１７

※ 県庁に通信機器障害等の理由から連絡ができない場合は、地域県政総合センターに連絡する。

（2）要請の要求手続き

要請の要求は、（様式第 1）をもってＦＡＸにて行う。

ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって依頼し、事後速やかに文書を送付する。

4 被害状況の通知

神奈川県との通信が途絶した場合等、知事に対する要求ができない場合には、その旨及び市内の災害の状況を自衛隊に通知することができる。（災害対策基本法第６８条の２第２項）

（1）通知先

自衛隊への通知先は、陸上自衛隊第４施設群長（第31 普通科連隊長、または、第１高射特科大隊長、各連絡責任者気付）とする。

部隊名 （駐屯地名）	連絡責任者		電話番号 無線番号
	時間内	時間外	
陸上自衛隊 第 4 施設群 （座　間）	第 3 科長	駐屯地当直司令	相模原 046-253-7670 （内 2230、2235 FAX2266） 県防災行政通信網 9-488-9209
陸上自衛隊 第 31 普通科連隊 （武　山）	第 3 科長	部隊当直司令	横須賀 046-856-1291 （内 630、634、629 FAX608） 県防災行政通信網 9-486-9201
陸上自衛隊 第 1 高射特科大隊 （駒　門）	第 3 係主任 または 第 2 係主任	部隊当直司令	御殿場 0550-87-1212 （内 430、420、449 FAX434） 県防災行政通信網 9-636-9209

（※　通知先は、令和元年 12 月現在のものである）

（2）通知手続き

通知手続きは、（様式第２）をもってＦＡＸにて行う。

ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって依頼し、事後速やかに文書を送付する。

なお、自衛隊に直接派遣要請を行った場合には、（様式第４）をもって県知事に通知するものとする。

（3）県知事への通知

自衛隊へ被害状況等の通知を行った場合は、速やかにその旨を県知事に通知しなければならない。（災害対策基本法第６８条の２第３項）

＜参考＞ 要請を待ついとまがない場合の災害派遣〔自主派遣〕（防衛省防災業務計画による）

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

自衛隊が要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は次のとおり。

① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること

【例】

- 災害に際し、航空機（必要に応じ地上部隊又は艦艇等）により、自隊又は他部隊のみならず関係機関への情報提供を目的として、情報収集を行う場合

② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること

【例】

- 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事と連絡が不能である場合に、市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（災害対策基本法第６８条の２第２項の規定による市町村長からの通知を含む。）を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- 災害に際し、通信の途絶等により知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること

【例】

- 運航中の航空機に異常な事態が発生したことを自衛隊が探知した場合に、捜索又は救助の措置をとる必要があると認められる場合
- 海難事故の発生等を自衛隊が探知した場合に、捜索又は救助の措置をとる必要があると認められる場合
- 部隊等が防衛庁の施設外において、人命に係わる災害の発生を目撃し、又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で、人命救助の措置をとる必要があると認められる場合

④ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

5　派遣計画（受入体制）の調整

自衛隊の派遣が決定した場合、県（災害対策本部又は現地災害対策本部）及び自衛隊連絡幹部等と派遣計画の細部について調整・協議する。

（1）調整・協議事項

ア　派遣規模

イ　作業内容

ウ　部隊投入地域

エ　他機関との効率的作業分担

オ　受入体制

（ア）派遣部隊の広域応援部隊活動拠点等の提供

（イ）飲料水等の提供

（ウ）活動用資材の提供

（エ）ヘリ臨時離着陸場の確保

（オ）派遣地域へのアクセス等

【綾瀬市広域応援活動拠点一覧】

	施設名	所在地	連絡先
自衛隊	○○公園	･･･	･･･
緊急消防援助隊			
広域緊急援助隊			

【綾瀬市ヘリコプター臨時離着陸場一覧】

施設名	所在地	発着場面積（東西×南北＝面積㎡）	連絡先
○○公園	･･･		･･･

（2）派遣計画調整及び部隊受入れにあたっての留意事項

ア　連絡窓口の明確化

派遣部隊との円滑・迅速な連絡調整ができるよう、連絡窓口を明確にして対応にあたる。

イ　防災対策図等の活用

調整にあたっては、座標の記された同一の地図を用いることが効率的であることから、県が作成した「防災対策図」を活用する等により、県及び自衛隊との連絡・調整を図るよう努める。

ウ　他の災害救助復旧機関との競合や重複の回避

自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう効率的な作業分担に配慮する。

エ　資機材提供及び施設確保等

自衛隊に対し作業を要請するにあたっては、作業実施に必要な資機材の提供に努め、また諸作業に必要な施設（広域応援活動拠点、ヘリ臨時離着陸場等）の管理者に使用に係る了解を得る等、施設の確保や受入れ体制の確立を図る

6　派遣部隊到着時（到着後）の対応

（1）派遣部隊到着時

派遣部隊が到着したときは目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と活動計画等について協議し、必要な措置をとるとともに、次の事項を県に報告する。

【派遣部隊到着時の県への報告事項】

ア　派遣部隊の長の官職・氏名
イ　隊員数
ウ　到着日時
エ　従事作業内容（及び進捗状況）

（2）派遣部隊到着後

上記（1）の報告以降、自衛隊の活動状況について（様式第3）に記録して、随時県に報告する。

7　派遣部隊の撤収等

災害派遣の目的が達成され、または派遣の必要がなくなったと認められた場合、市長は、県及び派遣部隊の長等と協議し、（様式第5）により速やかに知事に撤収を要請する。

なお、派遣規模の縮小については、県及び自衛隊連絡幹部等との調整・協議により判断し、自衛隊連絡幹部に依頼する等の方法で行う。

8　経費の負担

（1）市負担となる経費

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担し、その内容は概ね次のとおりである。

ア　派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備品を除く）の購入費、借上料及び修繕料
イ　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料等
ウ　派遣部隊の宿営及び救援活動にともなう光熱、水道、電話及び入浴料等
エ　派遣部隊が救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備品を除く）の補償
オ　その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義があり、派遣部隊等の

長と協議し定めたもの

（２）留意事項

ア　災害救助法が適用された場合、同法により県知事が行う救助に該当する経費は県が負担することとなる。

　また、その他の自衛隊の救援活動に要した経費についても、特別交付税額の算定において特別財政需要額として考慮されることとなる。

イ　自衛隊は災害派遣の実施に際して、知事等と所要の協定を結ぶことにより経費の負担区分を明確にするものとしており、災害発生（災害派遣実施）の都度、知事及び自衛隊との調整により具体的な費用負担を決めることとなる。

（様式第１）

令和　　年　　月　　日

神奈川県知事　様

綾瀬市長　　○○　　○○
（公印省略）

自衛隊の災害派遣要請の要求について（要請）

災害対策基本法第６８条の２第１項の規定に基づき、次のとおり自衛隊の災害派遣要請を求めます。

１　災害の状況及び派遣要請事由	地震発生により、建物が崩壊し多数の生き埋め者及び行方不明者がいる模様。 救出救助等の被災者救援活動のため、自衛隊災害派遣要請を求めます。
２　派遣希望期間	令和　　年　　月　　日から応急措置終了まで
３　派遣希望区域	綾瀬市内被害甚大地域（別途連絡）
４　派遣希望活動内容	人命救出、行方不明者の捜索、倒壊家屋の排除
５　その他参考となる事項	
６　綾瀬市の連絡先	連　絡　実　施　者：市長室危機管理課長　○○　○○ Ｎ　Ｔ　Ｔ　電　話：０４６７－７０－５６４１ Ｎ　Ｔ　Ｔ　Ｆ　Ａ　Ｘ：△△△－△△△－△△△△ 県防災行政通信網：９－５６６―９２０９ 県防災行政通信網ＦＡＸ：９－５６６―９２００ 衛　星　電　話：○○－○○○－○○○
７　要請日時	令和　　年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分

（様式第２）

令和　　年　　月　　日

陸上自衛隊第４施設群長　殿

綾瀬市長　　○○　　○○
（公印省略）

綾瀬市の被害状況について（通知）

綾瀬市内に大規模な災害が発生し、県知事に災害派遣要請の要求ができないため、災害対策基本法第６８条の２第２項に基づき、次のとおり通知します。

１　災害の状況	地震発生により、建物が崩壊し多数の生き埋め者及び行方不明者がいる模様。
２　派遣希望期間	令和　　年　　月　　日から応急措置終了まで
３　派遣希望区域	綾瀬市内被害甚大地域（別途連絡）
４　派遣希望活動内容	人命救出、行方不明者の捜索、倒壊家屋の排除
５　その他参考となる事項	
６　綾瀬市の連絡先	連　絡　実　施　者：市長室危機管理課長　○○　○○ ＮＴＴ電　話：０４６７－７０－５６４１ ＮＴＴＦＡＸ：△△△－△△△－△△△△ 県防災行政通信網：９－５６６―９２０９ 県防災行政通信網ＦＡＸ：９－５６６―９２００ 衛　星　電　話：○○－○○○－○○○
７　要請日時	令和　　年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分

（様式第３）

自衛隊災害派遣に係る活動記録

綾 瀬 市

日　　時	相　　手　　方	要　請　・　活　動　内　容　等

（様式第４）

令和　　年　　月　　日

神奈川県知事　様

綾瀬市長　　○○　　○○
（公印省略）

綾瀬市の被害状況について（通知）

綾瀬市内に大規模な災害が発生し、自衛隊に派遣要請をしたので、災害対策基本法第６８条の２第３項に基づき、次のとおり通知します。

１　災害の状況	地震発生により、建物が崩壊し多数の生き埋め者及び行方不明者がいる模様。
２　派遣希望期間	令和　　年　　月　　日から応急措置終了まで
３　派遣希望区域	綾瀬市内被害甚大地域（別途連絡）
４　派遣希望活動内容	人命救出、行方不明者の捜索、倒壊家屋の排除
５　その他参考となる事項	
６　綾瀬市の連絡先	連　絡　実　施　者：市長室危機管理課長　○○　○○ ＮＴＴ電　話：０４６７－７０－５６４１ ＮＴＴＦＡＸ：△△△－△△△－△△△△ 県防災行政通信網：９－５６６―９２０９ 県防災行政通信網ＦＡＸ：９－５６６―９２００ 衛　星　電　話：○○－○○○－○○○
７　要請日時	令和　　年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分

（様式第５）

令和　　年　　月　　日

神奈川県知事　　様

綾瀬市長　　○ ○　　○ ○
（公印省略）

自衛隊の災害派遣の撤収について（要請）

令和○○年○○月○○日○時○○分頃発生した地震災害に対する救援活動のため、令和○○年○○月○○日付要請した部隊派遣につきましては、おかげさまで所期の目的を達成いたしましたので、令和○○年○○月○○日○時○○分を持ちまして撤収をお願いいたします。

事務担当は、市長室危機管理課危機管理担当
電話　０４６７－７０－５６４１

13-4-3 災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する綾瀬市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書

綾瀬市 （以下 「甲」 という） と米海軍厚木航空施設司令部 （以下 「乙」という） とは災害対応準備及び災害救援の共同活動に関し、次の事項について合意する。

目的と範囲

本覚書は、甲と乙間の災害対応準備及び災害救援活動において相互の支援活動を調整するための範囲を定める。

災害は予兆あるいは警告の有る無しにかかわらず発生する。このため人間、施設及び財産は、さまざまな自然災害や人的災害から被害を受ける。

甲と乙の共通の関心事は、市や基地に勤務する者又は居住する者の生命及び安全を守ることである。

甲と乙が災害対応準備と災害救援活動について緊密に協力及び調整することにより、救援活動がより適時かつ効果的なものとなり、必要不可欠な公益業務を維持回復することができる。

定 義

本覚書で使用する災害という用語には、自然災害や人的災害が含まれる。

災害対応準備とは、不測の事態に備えて計画を立案し調整することである。これにより効果的に災害へ対処して生命と財産を守り、必要不可欠な公益業務を維持回復することができる。

災害救援とは、双方の同意に基づく迅速な支援であり、これによって被災者の苦痛や被害を軽減することができる。ただし、この活動は被災者及び被災地の経済を恒久的に支援するものではない。

この災害救援活動には、人道的援助とそれに係わる搬送、食料、衣服、医薬品、寝台及び寝具、臨時避難所あるいは仮設住宅、緊急医療処置、医務及び技術関係人員の提供、及び必要不可欠な業務の修復などが含まれる。

計画と実施に関する基本的事項

災害救援活動が要請され受け入れられた場合、甲又は乙は支援を行うことができる。

こうした支援は甲と乙本来の業務に支障のない範囲の人員や資材を以って限定された期間、実施される。

支援は緊急を要するものに提供されるものとし、一般的な復興作業はこれを含まな

い。

災害救援活動に伴う経費の負担は、当該活動を実施する側の規定に基づき実施側が負担する。

本覚書の適用範囲は甲の管轄する地域と乙の管轄する米海軍厚木航空施設に限定される。また、本覚書によって甲と乙が支援供与の義務を負うことはない。

共同活動の範囲

災害対応準備と災害救援活動に関し、より効果的な調整を促すため、甲と乙は以下の事項に同意する。

計画と調整と情報交換のための連絡先を設置する。

災害の発生が、いずれの相手方に影響を与えるものであってもこれを通知する。

災害救援活動のための災害対策本部あるいは危機行動班を設置するときは、いずれの相手方に対してもその旨を連絡する。

被災状況とその対応措置を定期的に連絡する。

要請に基づいて災害救援活動ならびに支援を実施する場合、実施する側それぞれの国の法律、規則、細則に従うものとする。

情報交換、研修、会議、視察、訓練及び演習を通して災害対応準備の調整を促し、専門的技能を育成する。

附 則

本覚書は両者の署名により発効し、終了するまで効力を有する。

本覚書は、両者の合意のもとで修正又は改定できるものとする。本覚書はまた、両者が合意するか、若しくはいずれかが終了予定の６０日前までに文書で通知することにより終了することができる。

甲と乙は、実際に災害が発生したときに使用される、災害対応準備及び災害救援活動に関する手引書を作成することに合意する。

2010 年7月 20 日

笠間　城治郎
綾瀬市長

2010 年7月 20 日

エリック W. ガードナー 米海軍大佐
米海軍厚木航空施設司令官

13-4-4　航空事故等に係る緊急措置要領

昭和６３年１月２９日
改正　平成１９年９月１日
改正　平成２８年１月１５日

航空事故等連絡協議会規約に基づき、緊急措置要領を次のとおり定める。

航空事故等に係る緊急措置要領

（趣旨）
第１条　この要領は、神奈川県下における米軍又は自衛隊による航空事故その他不測の事故及び事故に伴う災害（以下「航空事故等」という。）が発生した場合に備え、緊急連絡及び被災者に対する応急及び救援活動について必要な事項を定めるものとする。
（連絡責任者の指定）
第２条　関係機関は、緊急時における相互間の緊密かつ適切な通報及び救援活動等の連絡調整を図るため、あらかじめ別紙１「航空事故等緊急連絡先一覧表」のとおり勤務時間中及び勤務時間外の連絡責任者を指定しておくものとする。
２ 指定された連絡責任者を変更したときは、速やかに南関東防衛局（管理部業務課）に通知し、南関東防衛局は他の機関に通知するものとする。
（緊急連絡情報の経路等）
第３条　連絡責任者は、航空事故等の発生を知ったときは、別紙２「航空事故等緊急連絡経路図」により直ちに指定された他の機関の連絡責任者に対し通報するものとする。
（緊急連絡の内容）
第４条　緊急連絡は、次の各号に掲げる事項について、判明の都度行うものとする。
⑴ 事故の種類（墜落・不時着・器物落下等）
⑵ 事故発生の日時、場所
⑶ 事故機の種別、乗員数、積載燃料の種類・量及び爆発若しくは危険物積載の有無
⑷ 事故現場の状況
⑸ 被害の状況
⑹ その他必要事項
２ 事故に伴い災害が発生した場合は、さらに次の各号についても行うものとする。
⑴ 災害発生の場所、周辺の状況
⑵ 人身の場合は、住所、氏名、年齢、職業、傷害の程度、収容先名、電話番号等
⑶ 財産の場合は、所在地、構造、面積、被害の程度等
⑷ その他必要事項
（応急及び救援活動）

第５条　航空事故等が発生した場合の応急及び救援の分担並びに協力については、別紙３「米軍航空事故等応急及び救援活動分担表」、別紙４「自衛隊航空事故等応急及び救援活動分担表」のとおりとする。

（被災者救援の優先）

第６条　事故現場を管轄する関係機関は、あらゆる措置を講じ、被災者の応急及び救援活動に努めるものとする。

附則

この要領は、昭和６３年１月２９日から施行する。

附則

この要領は、平成１９年９月１日から施行する。

附則

この要領は、平成２８年１月１５日から施行する。

別紙１

航空事故等緊急連絡先一覧表

機 関 名	勤務時間中 勤務時間外	電 話 番 号 電 話 番 号	連絡先（正） 連絡先（正）	連絡先（副） 連絡先（副）
第三管区 海上保安本部	勤務時間中 外とも	045(663)4999	救難課運用司令センター 当直班長(内3270)	
横浜海上保安部	勤務時間中	045(201)1673	警備救難課	
	勤務時間外	045(201)1673 045(641)4999	警備救難当直(一般連絡) 警備救難当直(緊急連絡)	
横須賀海上保安部	勤務時間中	046(862)0118	警備救難課	
	勤務時間外	046(862)0118 046(861)4999	警備救難当直(一般連絡) 警備救難当直(緊急連絡)	
神奈川県 政策局	勤務時間中	045(210)3375	基地対策課 グループリーダー	
	勤務時間外	※危機管理防災課から担当者に伝達		
くらし安全防災局	勤務時間中	045(210)3425	危機管理防災課 グループリーダー	
	勤務時間外	045(210)3456	当直員	
神奈川県 警察本部	勤務時間中 外とも	045(211)1212㈹	刑事部国際捜査課 課長補佐(内4775)	刑事部国際捜査課 国際共助係長(内4776)
			警備部危機管理対策課 課長補佐(内5775)	対策第四係(内5777)
横浜市 都市整備局	勤務時間中	045(671)2057	基地対策課長	
	勤務時間外	※緊急対策課から担当者に伝達		
総務局	勤務時間中	045(671)2064	緊急対策課	
	勤務時間外	045(671)2064	緊急対策課	
消防局	勤務時間中	045(334)6751	警防課担当課長	
	勤務時間外	045(332)1351	司令課司令係長	
横須賀市 市長室	勤務時間中	046(822)8140	国際交流・基地政策課長	
消防局	勤務時間中	046(821)6470	警防課	046-821-6475(直)
	勤務時間外	046(822)0119	指令課	
藤沢市 防災安全部	勤務時間中	0466(50)8381	災害対策課	
消防局	勤務時間中	0466(50)3577	警防課	
	勤務時間外	0466(22)8182	警防課情報指令センター	

別紙１

機 関 名	勤務時間中	電 話 番 号	連絡先（正）	連絡先（副）
	勤務時間外	電 話 番 号	連絡先（正）	連絡先（副）
茅ヶ崎市 くらし安全部	勤務時間中	0467(82)1111㈹	危機管理担当課長（内1468）	0467-82-1540(直)
消防本部 （寒川町を含む）	勤務時間中	0467(85)9945	警防救命課長	
	勤務時間外	0467(85)4591㈹	指令情報課	
相模原市 市長公室	勤務時間中	042(769)8207	基地対策課	
危機管理局	勤務時間中 外とも	042(707)7044	危機管理課	
消防局	勤務時間中	042(751)9140	警防課	
	勤務時間外	042(751)9111㈹	指令課	
厚木市 企画部	勤務時間中	046(225)2196	危機管理課長	
消防本部	勤務時間中	046(221)2331㈹	警防課長	046-223-9368(直)
	勤務時間外	046(221)2331㈹	指令係長	
大和市 市長室	勤務時間中	046(260)5312	基地政策課長	
消防本部	勤務時間中	046(260)5776	警防課長	
	勤務時間外	046(261)1119㈹	指令担当	
海老名市 財務部	勤務時間中	046(235)4634	企画財政課長	
消防本部	勤務時間中	046(231)0355㈹	消防署長	
	勤務時間外	046(231)0355㈹	警備課長	
座間市 総合政策部	勤務時間中	046(252)8307	総合政策課長	
消防本部	勤務時間中	046(256)2211㈹	警防課長	
	勤務時間外	046(256)2211㈹	警備課長	
綾瀬市 市長室	勤務時間中	0467(70)5604	基地政策課	
消防本部	勤務時間中	0467(76)0119	管理担当	
	勤務時間外	0467(76)0119	管理担当	
寒川町 町民部	勤務時間中	0467(74)1111㈹	町民安全課長(内460)	
消防本部 （茅ヶ崎市）	勤務時間中	0467(85)9945㈹	警防救命課長	
	勤務時間外	0467(85)4591㈹	指令情報課	

別紙１

機 関 名	勤務時間中	電 話 番 号	連絡先（正）	連絡先（副）
	勤務時間外	電 話 番 号	連絡先（正）	連絡先（副）
在日米陸軍	勤務時間中	046(407)33481, 3533	在日米陸軍司令部 第5／9部　政治軍事課	
	勤務時間外	0467(407)2911㈹	緊急業務局	
在日米海軍司令部	勤務時間中	046(816)3055、 3056, 5966	政策審議連絡室	
	勤務時間外	090(2464)0355	政策審議連絡室	
米海運厚木航空施設	勤務時間中 外とも	090(1468)0277	渉外担当民事部	
	勤務時間内 勤務時間外	0467(63)3602 0467-63-3201 0467-63-4447	広報部（代行） 憲兵隊　渉外担当（代行）	
陸上自衛隊 第4施設群	勤務時間中	046(253) 7670㈹	第3科（内2235）	
	勤務時間外	046(253) 7670㈹	部隊当直指令（内2481）	
陸上自衛隊 東京方面混成団	勤務時間中	046(856)1291	第3科（内404）	
	勤務時間外	046(856)1291	部隊当直指令（内402）	
海上自衛隊 第4航空群	勤務時間中	0467(78)8611㈹	作戦幕僚（内2213）	
	勤務時間外	0467(78)8611㈹ 0467(77)6101 ※災害時優先電話	作戦当直士官（内2245）	
南関東防衛局	勤務時間中	045(651)1130 ※災害時優先電話 045(211)7109 045(211)7136	管理部業務課 課長補佐 （事故補償）	管理部業務課 事故補償第1係長
		046(822)2254	横須賀防衛事務所 業務課長	横須賀防衛事務所 業務第2係長
		046(261)4332	座間防衛事務所 次長	座間防衛事務所 業務第2係長
	勤務時間外	045(211)7386	当直員	①管理部業務課（持ち回り） 090(4841)9878 ②管理部業務課長 090(4845)8035 ③管理部業務課（持ち回り） 090(7173)7184

別紙２

航空事故等緊急連絡経路図

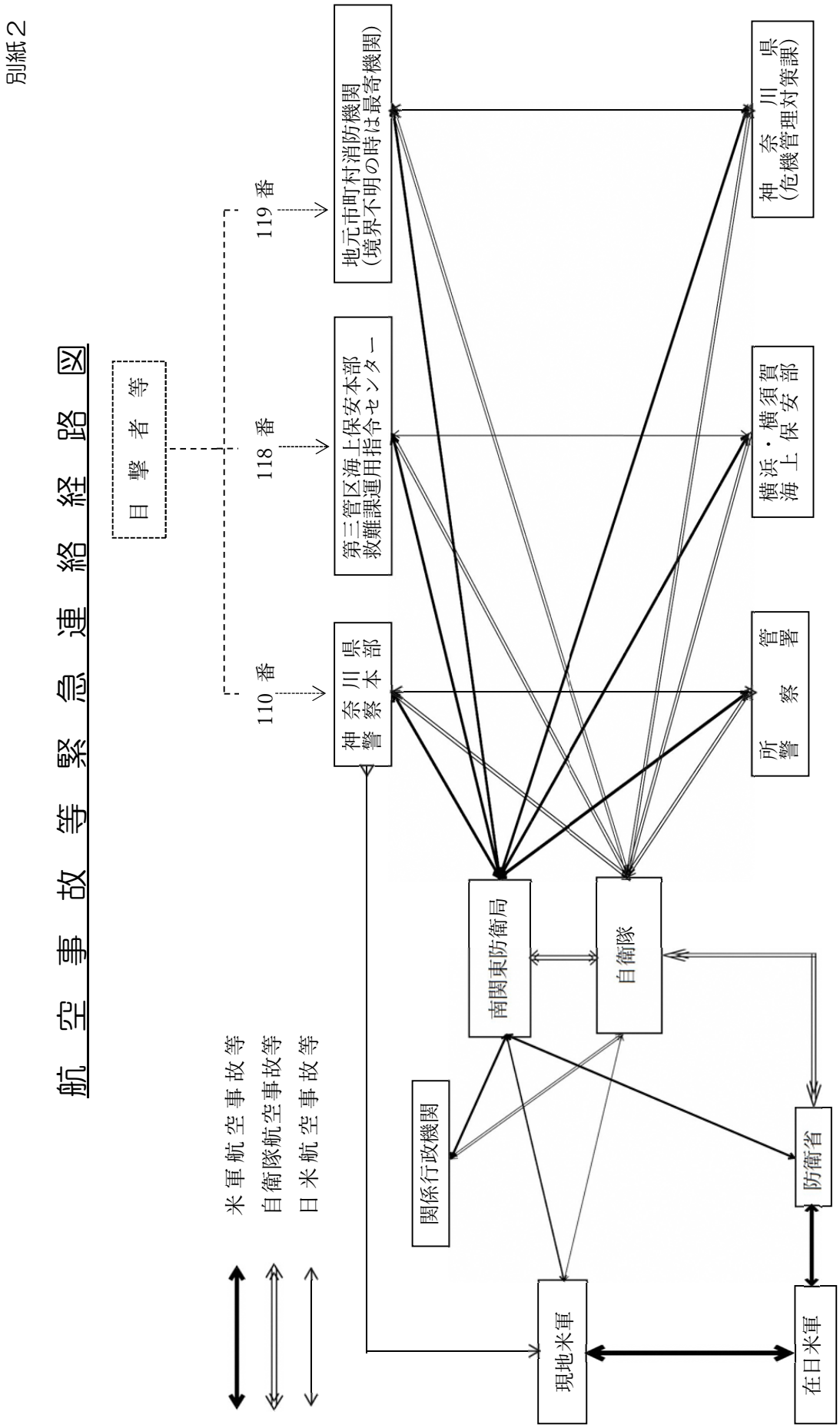

別紙３

米軍航空事故等応急及び救援活動分担表

区　　分	活 動 内 容	地方防衛局	警 察	消 防	海 保	自衛隊	県	市町村
負傷者救援	救助・救急活動	○	○	◎	◎	○	○	○
	医療機関への搬送	○		◎		○		
	その他(入院後の対応等)	◎				○	○	○
現場対策	消火活動			◎	◎	○		
	交通整理・立入制限		◎	○	◎	○		
	現場保存	○	◎	○	◎	○		
	連絡所設置	◎	○	○	○	○	○	○
	通信・輸送	◎				○		
財産被害者救援	財産保護・警備	○	◎		◎	○		
	仮住居の斡旋・提供等	◎					○	○
	生活必需品支給	◎					○	○
	残置財産警備	◎						

注：◎印は主務機関とする。
　　○印は協力機関とする。
　　海保の欄は、海上において航空事故が発生した場合を示す。
　　航空事故等発生の場合の米軍の対応については、「米軍航空機事故に係る連絡調整体制及び緊急救助体制に関する在日米軍司令部と防衛施設庁との間の合意事項」に基づいて行われるものとする。

別紙４

自衛隊航空事故等応急及び救援活動分担表

区　　分	活 動 内 容	自衛隊	警 察	消 防	海 保	県	市町村
負傷者救援	救助・救急活動	○	○	◎	◎	○	○
	医療機関への搬送	○		◎			
	その他(入院後の対応等)	◎				○	○
現場対策	消火活動			◎	◎		
	交通整理・立入制限		◎	○	◎		
	現場保存	○	◎	○	◎		
	連絡所設置	◎	○	○	○	○	○
	通信・輸送	◎					
財産被害者救援	財産保護・警備	○	◎		◎		
	仮住居の斡旋・提供等	◎				○	○
	生活必需品支給	◎				○	○
	残置財産警備	◎					

注：　◎印は主務機関とする。
　　○印は協力機関とする。
　　海保の欄は、海上において航空事故が発生した場合を示す。
　　地方防衛局は、自衛隊の要請により応援する。

昭和６３年１月２９日
改正 平成１９年９月 １日

軽微な航空事故等に係る措置について

航空事故が発生した場合の緊急通報については、航空事故等連絡協議会規約第４条に基づき協議し定めた「航空事故等に係る緊急措置要領」（以下「緊急措置要領」という。）により措置することとなるが、同協議会規約第４条（2）に定める応急及び救援活動を要しない航空事故等（以下「軽微な航空事故等」という。）の通報は、とかく軽視しがちで徹底を欠くきらいがあるので、次のとおり措置することとする。

第１ 緊急連絡先及び連絡責任者の範囲

１ 連絡先

神奈川県については、政策局基地対策部基地対策課

事故発生の所在市町及び近隣に所在する市町については、基地対策担当課、警察及び消防機関とする。

２ 連絡責任者

「緊急措置要領」別紙１による勤務時間中及び勤務時間外の連絡責任者とする。

連絡責任者に変更があったときは、速やかに南関東防衛局（管理部業務課）へ通知するものとする。

第２ 連絡事項

「緊急措置要領」別紙１中、南関東防衛局及び横須賀・座間防衛事務所並びに第４航空群の連絡責任者は、知り得た情報をその都度できるだけ速やかに第１の１に定めた緊急連絡先に通報するとともに必要な措置をとるものとする。

第３ 緊急連絡を実施しなかった関係機関への措置

事故の内容及びその実体に応じ、後日又は、協議会の会議の際、報告をもって代える。

13-4-5　災害時等における動物救護活動に関する協定書

綾瀬市（以下「甲」という。）と相模獣医師会（以下「乙」という。）は、災害時等における動物救護活動に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が綾瀬市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙の動物救護活動（以下「活動」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第２条　活動の対象となる動物は、原則として、一般家庭で飼育されている犬、猫その他の小動物（以下「動物」という。）とする。

（協力準備）

第３条　乙は、この協定の別紙として、毎年４月１日現在の会員病院名簿を作成し、甲に通知するものとする。なお、乙は会員病院名簿に変更が生じたときは、その都度、甲に通知するものとする。

２　甲及び乙は、この協定に基づく活動を円滑に実施するため、平素から定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

３　乙は、この協定に基づく活動を円滑に実施するため、平素から活動体制及び活動計画の整備に努めるとともに、甲が実施する訓練への参加、マニュアル等への助言を積極的に行うものとする。

（協力要請）

第４条　甲は、災害時等において、乙に対し次の各号に掲げる活動を要請することができるものとする。

⑴　負傷している動物の応急治療及び一時保管
⑵　所有者が不明な動物の一時保管
⑶　乙の活動で保管している動物の餌の調達及び配布
⑷　被災動物に係る相談、助言及び指導
⑸　前各号に掲げるもののほか、活動を必要とする業務

２　甲は、前項の規定により要請するときは、動物救護活動要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに動物救護活動要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置及び実施）

第５条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限り要請に応じて迅速かつ的確な措置をとるとともに、その措置状況を甲に報告し、甲の指示により活動を実施するものとする。

（報告）

第６条　乙は、前条の規定により活動を実施したときは、随時その活動内容等を電話等により甲に報告するとともに、その活動が完了したときは速やかに動物救護活動報告書（第２号様式）により甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第７条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は動物飼養主管課長とし、乙の連絡責任者は相模獣医師会会長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第８条　乙が実施した活動に要した費用は、甲が負担するものとする。ただし、当該動物の所有者が明らかになったときは、所有者に負担を求めるものとする。

２　甲が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として、乙が算出し、甲乙協議の上、決定する。

（補償）

第９条　第４条及び第５条の要請に基づく業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

２　前条ただし書きの場合において、甲は「綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和５３年綾瀬町条例第２９号）」に基づき補償するものとする。

ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度に補償の責を免れる。

３　甲は、第４条及び第５条の要請に基づき乙から提供を受けた資機材、施設等に甲の責に帰するべき事由により損害を与えた場合、乙に対してその損害を補償するものとする。ただし、乙の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

（有効期間）

第１０条　本協定は締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了１か月前までに相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

２　甲又は乙は、この協定の有効期限満了前に正当な理由によって、この協定を解除しようとするときは３０日前までに解除の申入れをしなければならない。

（協議事項）

第１１条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和５年７月３日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　　古 塩 政 由

乙　神奈川県座間市緑ヶ丘二丁目１番３１号
エヌティビル1階
相模獣医師会
会長　　松 本 渉

第１号様式（第４条関係）

年　　月　　日

相模獣医師会
　会長　殿

綾瀬市長

動物救護活動要請書

動物救護活動について、次のとおり要請します。（　　／　　）

項　　目	内　　容
要請理由及び 活動内容	
実施期間	
活動場所	
その他必要事項	

第２号様式（第６条関係）

年　　月　　日

@

綾瀬市長　殿

相模獣医師会
会長

動物救護活動報告書

動物救護活動について、次のとおり報告します。（　　／　　）

項　　目	内　　容
実施期間	
活動場所	
活動内容及び 活動人員	
使用資機材等	
活動に要した 費用の内訳	
その他必要事項	

13-5　＜避難・施設＞

13-5-1　一次避難所に関する協定

災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書（綾瀬高校）

綾瀬市長（以下「甲」という。）と神奈川県立綾瀬高等学校校長（以下「乙」という。）との間において、災害により綾瀬市内に被災者が発生した場合における、当該被災者の避難施設として、乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）
第１条　甲が避難施設として使用する施設は、乙の管理する施設とする。また、乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。
（施設の使用要請等）
第２条　甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。
２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用させることができる。
（避難対象者）
第３条　本協定に基づく避難の対象者は、原則として地域住民とする。
（避難者の管理）
第４条　収容した避難者の管理は、甲が行う。
（使用期間）
第５条　避難施設としての使用期間は、原則として３０日以内とする。ただし、被災状況に応じて甲、乙協議の上、延期することができるものとする。
（使用料）
第６条　避難施設の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、水道の使用料は、原則として甲が負担する。
（使用施設等の現状復旧）
第７条　避難施設として使用することにより、施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が現状復帰を行わなければならない。
（施設変更等の報告）
第８条　乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に連絡するものとする。
（協議事項等）
第９条　この協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲と乙が協議を行うものとする。また、使用施設等の詳細については、別途細則で定めるものとする。

（有効期間）
第１０条　この協定は、平成２４年４月１日から効力を発するものとし、以後甲、乙協議の上特別の定めをする場合を除き、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年４月１日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　笠間　城治郎

乙　綾瀬市寺尾南１－４－１
神奈川県立綾瀬高等学校
校長　前島　健治

災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書（綾瀬西高校）

綾瀬市長（以下「甲」という。）と神奈川県立綾瀬西高等学校校長（以下「乙」という。）との間において、災害により綾瀬市内に被災者が発生した場合における、当該被災者の避難施設として、乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）
第１条　甲が避難施設として使用する施設は、乙の管理する施設とする。また、乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。
（施設の使用要請等）
第２条　甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。
２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用させることができる。
（避難対象者）
第３条　本協定に基づく避難の対象者は、原則として地域住民とする。
（避難者の管理）
第４条　収容した避難者の管理は、甲が行う。
（使用期間）
第５条　避難施設としての使用期間は、原則として３０日以内とする。ただし、被災状況に応じて甲、乙協議の上、延期することができるものとする。
（使用料）
第６条　避難施設の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、水道の使用料は、原則として甲が負担する。
（使用施設等の現状復旧）
第７条　避難施設として使用することにより、施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が現状復帰を行わなければならない。

（施設変更等の報告）
第８条　乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に連絡するものとする。
（協議事項等）
第９条　この協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲と乙が協議を行うものとする。また、使用施設等の詳細については、別途細則で定めるものとする。
（有効期間）
第１０条　この協定は、平成２４年４月１日から効力を発するものとし、以後甲、乙協議の上特別の定めをする場合を除き、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年4月１日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　笠間　城治郎

乙　綾瀬市早川１４８５－１
神奈川県立綾瀬西高等学校
校長　笹谷　幸司

13-5-2 地域避難所に関する協定

大規模地震等の災害時における創価学会綾瀬平和会館施設の地域避難所使用に関する確認書

（創価学会綾瀬平和会館）

創価学会相模原中央文化会館事務所（甲）と綾瀬市（乙）、寺尾北自治会（丙）、寺尾天台自治会（丁）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が綾瀬平和会館（以下、「施設」という。）の一部を地域避難所として提供する場合の申し合わせ事項を次のとおり確認する。

（地域避難所の定義）

本確認書にいう地域避難所とは、非常災害時に乙が指定する一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものである。

したがって、災害初動時を過ぎた場合は、避難者は行政機関が開設する避難所・応急仮設住宅等へ移動することを確認する。

（施設提供の開始）

大規模地震等の災害が発生し、乙より甲に対し施設提供の要請があった場合、甲は、避難者の安全確保のため、施設の被害状況を確認し提供の可否を判断した後、乙、丙及び丁に連絡するものとする。甲は、被害状況によっては、二次被害を防ぐため施設を提供しない場合がある。また、いかなる場合も、乙、丙及び丁は、施設を無許可で使用しない。

（施設の使用範囲・収容可能人数）

施設の安全な使用のため、施設内で地域避難所として使用する範囲、並びに収容人数を予め以下のとおり定める。乙、丙及び丁は、その範囲で適切な使用を心がけるものとする。

綾瀬平和会館 3階　大礼拝室　１６２名、3階 小礼拝室　６４名　合計　２２６名

（施設の運営）

施設の運営は、甲が指揮権限を持つ。その上で甲、乙、丙及び丁の４者が協議し、運営本部を設置し運営方法を適宜協議する。

（甲が施設を利用しているときに災害が発生した場合の措置）

甲の会員が施設を使用中に災害が発生した場合は、在館者の避難所としての利用を優先する。この場合、施設内の状況を考慮し、甲、乙、丙及び丁は避難者の収容人数等を協議・調整するものとする。

（施設の退去）

行政機関による災害鎮静宣言等、緊急性を必要としなくなった場合、または発生後７日以内を目途に、甲、乙、丙及び丁協議の上、施設提供の終了を判断する。施設提供が終了した場合、乙、丙及び丁は避難者に対し、施設から行政機関等が開設する避難所･応急仮設住宅等に移動するよう指示する。

（施設の原状回復）
乙、丙及び丁は、甲の許可なく、甲の施設の造作・模様替等を行わない。また乙、丙及び丁は、甲の施設又は備品を乙、丙及び丁の責に帰すべき事由によって汚損、破壊、滅失したとき、または甲に無断で施設の現状を変更したときは、乙は、施設退去後すみやかに、乙の負担により原状回復しなければならない。
（施設運営責任者）
施設提供の開始及び運営についての協議は、いずれも原則として甲、乙、丙及び丁の施設運営責任者を通じて行うものとする。
（双方の協議）
甲、乙、丙及び丁は、被災時に備えた円滑な運営のため、必要に応じ協議の場を持ち、この申し合わせ事項を確認し、責任者名簿の交換、緊急連絡体制の確認などを行う。
（確認書の効力及び更新）
この確認書は締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲、乙、丙または丁から期間満了１箇月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本確認書は自動的に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

本確認書締結の証として、本書４通を作成し、甲、乙、丙及び丁記名押印の上、各自１通を保有する。

２０１２年（平成２４年）7月２０日

（甲）　相模原市中央区上溝５７５－１
創価学会　相模原中央文化会館事務所
代表者　事務長　松河　康男

（乙）　綾瀬市早川５５０
綾瀬市
代表者　綾瀬市長　笠間　城治郎

（丙）　綾瀬市寺尾北１－５－１２
寺尾北自治会
代表者　会長　山田　泰士

（丁）　綾瀬市寺尾台１－１２－１５
寺尾天台自治会
代表者　会長　川島　正夫

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（宗教法人真宗大谷派礼正寺）

綾瀬市（以下「甲」という。）と宗教法人真宗大谷派礼正寺（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の所有し管理する施設の一部（以下「乙の施設」という。）を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）
第１条　本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅その他に移動するものとする。
（使用施設及び収容人数）
第２条　甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。
⑴ 礼正寺客殿　１４人（28.87㎡）
２　乙の施設を使用するにあたり、乙の施設及びその使用範囲の建物等の安全確認は、乙の意見を聞きながら甲が行うものとする。
（施設の使用要請等）
第３条　甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。
２　乙は、前項の被災者に、乙の施設が地域避難所として使用できる状態であれば使用を認めるものとする。
（施設の運営）
第４条　乙の施設の運営方法は、使用前又は使用中直ちに、甲と乙が協議し、避難者がすでに使用中ならば、避難者とも適宜協議する。
２　乙は、乙の活動に支障が生ずる場合は、乙の施設の全部又は一部の使用を中止することができる。この場合は、甲は避難者の全員又は一部の住民を乙の敷地から移動させなければならない。
（施設の退去）
第５条　乙の施設提供の終了は、甲、乙、協議の上決定する。
２　前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅その他に移動させる。
（使用料）
第６条　地域避難所の使用料は、原則として無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、甲が負担することとし、算定については、前年の乙の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。
（使用施設等の原状復旧）

第７条　地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第８条　乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第９条　本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第１０条　本協定は締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了１か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年１０月３日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　笠間　城治郎

乙　綾瀬市大上九丁目７番１７号
宗教法人　真宗大谷派　礼正寺
代表役員　岡　憲雄

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（宗教法人日蓮宗大法寺）

綾瀬市（以下「甲」という。）と宗教法人日蓮宗大法寺（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）
第１条　本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。
（使用施設及び収容人数）
第２条　甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。
⑴ 大法寺会館　１９人（39.6㎡）
２　乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。
（施設の使用要請等）
第３条　甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。
２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。
（施設の運営）
第４条　施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。
（施設の退去）
第５条　施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。
２　前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう指示する。
（使用料）
第６条　地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。
（使用施設等の原状復旧）
第７条　地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。
（施設変更等の報告）
第８条　乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）
第９条　本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。
（協定の効力及び更新）
第１０条　本協定は締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了１か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年１０月３日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　笠間　城治郎

乙　綾瀬市深谷中六丁目２３番１号
宗教法人　日蓮宗　大法寺
高野　教充

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（宗教法人浄土宗蓮光寺）

綾瀬市（以下「甲」という。）と宗教法人浄土宗蓮光寺（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）

第１条　本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。

（使用施設及び収容人数）

第２条　甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。

⑴ 蓮光寺本堂　82 人（165 ㎡）

⑵ 同　書院　17 人（35 ㎡）

⑶ 同　お堂　20 人（40 ㎡）

合計　119 人

２　乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第３条　甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

（施設の運営）

第４条　施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。

（施設の退去）

第５条　施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。

２　前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう指示する。

（使用料）

第６条　地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。

（使用施設等の原状復旧）

第７条　地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第８条　乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第９条　本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第１０条　本協定は締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了１か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年１０月３日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　笠間　城治郎

乙　綾瀬市上土棚中二丁目１５番４３号
宗教法人　浄土宗　蓮光寺
安藤　昌信

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（宗教法人曹洞宗龍洞院）

綾瀬市（以下「甲」という。）と宗教法人曹洞宗龍洞院（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）

第１条　本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。

（使用施設及び収容人数）

第２条　甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。

⑴ 龍洞院本堂　21 人（42 ㎡）

⑵　同　控えの間　16 人（33 ㎡）

合計　37 人

２　乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第３条　甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

（施設の運営）

第４条　施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。

（施設の退去）

第５条　施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。

２　前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう指示する。

（使用料）

第６条　地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。

（使用施設等の原状復旧）

第７条　地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第８条　乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、

甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第９条　本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第１０条　本協定は締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了１か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年１０月３日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　笠間　城治郎

乙　綾瀬市早川１７６６番地
宗教法人　曹洞宗　龍洞院
菅野　禅海

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定（宗教法人曹洞宗長泉寺）

綾瀬市（以下「甲」という。）と宗教法人曹洞宗長泉寺（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）

第１条　本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。

（使用施設及び収容人数）

第２条　甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。

	本堂(120.45㎡)	客殿(72.6㎡)	合計
⑴ 災害発生～2日以内	40人	25人	65人
⑵ 災害３日～7日以内	25人	15人	40人
⑶ 災害８日～	７家族30人以内		

２　乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第３条　甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

（施設の運営）

第４条　施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。

（施設の退去）

第５条　施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。

２　前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう指示する。

（使用料）

第６条　地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。

（使用施設等の原状復旧）

第７条　地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第８条　乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第９条　本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第１０条　本協定は締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了１か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年１０月３日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　笠間　城治郎

乙　綾瀬市早川３１４６番地
宗教法人　曹洞宗　長泉寺
野崎　泰雄

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（宗教法人浄土宗正福寺）

綾瀬市（以下「甲」という。）と宗教法人浄土宗正福寺（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）

第１条　本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。

（使用施設及び収容人数）

第２条　甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。

⑴ 正寺本堂　15 人（30 ㎡）

⑵　同　信徒会館　24 人（49 ㎡）

合計　39 人

２　乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第３条　甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

（施設の運営）

第４条　施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。

（施設の退去）

第５条　施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。

２　前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう指示する。

（使用料）

第６条　地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。

（使用施設等の原状復旧）

第７条　地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第８条　乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、

甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第９条　本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第１０条　本協定は締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了１か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年１０月３日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　笠間　城治郎

乙　綾瀬市吉岡１００６番地
宗教法人　浄土宗　正福寺
上田　春彦

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（宗教法人臨済宗建長寺派済運寺）

綾瀬市（以下「甲」という。）と宗教法人臨済宗建長寺派済運寺（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）

第１条　本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。

（使用施設及び収容人数）

第２条　甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。

⑴ 済運寺本堂　53 人（107.25 ㎡）

⑵ 同　入り口正面別部屋　16 人（33 ㎡）

合計　69 人

２　乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第３条　甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

（施設の運営）

第４条　施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。

（施設の退去）

第５条　施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。

２　前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう指示する。

（使用料）

第６条　地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。

（使用施設等の原状復旧）

第７条　地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第８条　乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、

甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第９条　本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第１０条　本協定は締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了１か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年１０月３日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　笠間　城治郎

乙　綾瀬市吉岡１７８３番地
宗教法人　臨済宗建長寺派　済運寺
雪　隆洋

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（宗教法人曹洞宗報恩寺）

綾瀬市（以下「甲」という。）と宗教法人曹洞宗報恩寺（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）

第１条　本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。

（使用施設及び収容人数）

第２条　甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。

⑴ 報恩寺本堂　49 人（99 ㎡）

⑵　同　客殿　48 人（97.35 ㎡）

合計　97 人

２　乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第３条　甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

（施設の運営）

第４条　施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。

（施設の退去）

第５条　施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。

２　前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう指示する。

（使用料）

第６条　地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。

（使用施設等の原状復旧）

第７条　地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第８条　乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、

甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第９条　本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第１０条　本協定は締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了１か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年１０月３日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　笠間　城治郎

乙　綾瀬市寺尾南二丁目１０番１号
宗教法人　曹洞宗　報恩寺
加藤　良興

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（日本基督教団大塚平安教会）

綾瀬市（以下「甲」という。）と日本基督教団大塚平安教会（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）
第１条　本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。
（使用施設及び収容人数）
第２条　甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。
⑴ 大塚平安教会礼拝堂　50 人（100 ㎡）
２　乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。
（施設の使用要請等）
第３条　甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。
２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。
（施設の運営）
第４条　施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。
（施設の退去）
第５条　施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。
２　前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう指示する。
（使用料）
第６条　地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。
（使用施設等の原状復旧）
第７条　地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。
（施設変更等の報告）
第８条　乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）
第９条　本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。
（協定の効力及び更新）
第１０条　本協定は締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了１か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年１０月３日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　笠間　城治郎
乙　綾瀬市寺尾北二丁目１７番４４号
日本基督教団　大塚平安教会
牧師　菊池　丈博

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（春日幼稚園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と春日幼稚園（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）
第１条　本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。
（使用施設及び収容人数）
第２条　甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。
(1) 春日幼稚園ホール　99 人（198 ㎡）
２　乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。
（施設の使用要請等）
第３条　甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。
２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。
（施設の運営）
第４条　設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。
（施設の退去）
第５条　施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。
２　前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう指示する。
（使用料）
第６条　地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。
（使用施設等の原状復旧）
第７条　地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。
（施設変更等の報告）
第８条　乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）
第９条　本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。
（協定の効力及び更新）
第１０条　本協定は締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了１か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年１０月３日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　笠間　城治郎
乙　綾瀬市吉岡１３６０番地
春日幼稚園
園長　古郡　保正

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（学校法人明和学園綾西幼稚園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と学校法人明和学園綾西幼稚園（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）
第１条　本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。
（使用施設及び収容人数）
第２条　甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。
(1) 綾西幼稚園ホール　90 人（180 ㎡）
２　乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。
（施設の使用要請等）
第３条　甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。
２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。
（施設の運営）
第４条　施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。
（施設の退去）
第５条　施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。
２　前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう指示する。
（使用料）
第６条　地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。
（使用施設等の原状復旧）
第７条　地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。
（施設変更等の報告）
第８条　乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）
第９条　本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。
（協定の効力及び更新）
第１０条　本協定は締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了１か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年１０月３日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　笠間　城治郎

乙　綾瀬市吉岡１５２６番地
学校法人明和学園　綾西幼稚園
理事長　古郡　孔文

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（学校法人比留川学園綾瀬中央幼稚園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と学校法人比留川学園綾瀬中央幼稚園（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）
第１条　本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。
（使用施設及び収容人数）
第２条　甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。
⑴ 綾瀬中央幼稚園ホール　50 人（100 ㎡）
⑵　　同　　空き教室　25 人（50 ㎡）
合計　75 人
２　乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。
（施設の使用要請等）
第３条　甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。
２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。
（施設の運営）
第４条　施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。
（施設の退去）
第５条　施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。
２　前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう指示する。
（使用料）
第６条　地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。
（使用施設等の原状復旧）
第７条　地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。
（施設変更等の報告）

第８条　乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第９条　本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第１０条　本協定は締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了１か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年１０月３日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　笠間　城治郎

乙　綾瀬市深谷上六丁目１２番４３号
学校法人比留川学園　綾瀬中央幼稚園
理事長　比留川　公宏

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（学校法人文伸学園綾南幼稚園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と学校法人文伸学園綾南幼稚園（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）
第１条　本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。
（使用施設及び収容人数）
第２条　甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。
(1) 綾南幼稚園体育館　130 人（260 ㎡）
２　乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。
（施設の使用要請等）
第３条　甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。
２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。
（施設の運営）
第４条　施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。
（施設の退去）
第５条　施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。
２　前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう指示する。
（使用料）
第６条　地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。
（使用施設等の原状復旧）
第７条　地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。
（施設変更等の報告）
第８条　乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）
第９条　本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。
（協定の効力及び更新）
第１０条　本協定は締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了１か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年１０月３日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　笠間　城治郎
乙　綾瀬市上土棚中一丁目１０番６号
学校法人文伸学園　綾南幼稚園
園長　田中 伸宜

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（綾瀬すぎの子幼稚園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と綾瀬すぎの子幼稚園（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）

第１条　本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。

（使用施設及び収容人数）

第２条　甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。

⑴ 綾瀬すぎの子幼稚園ホール　74 人（148.5 ㎡）

⑵　　同　　教室　123 人（247.5 ㎡）

⑶　　同　　預かり保育スペース　24 人（49.5 ㎡）

合計　221 人

２　乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第３条　甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

（施設の運営）

第４条　施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。

（施設の退去）

第５条　施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。

２　前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう指示する。

（使用料）

第６条　地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。

（使用施設等の原状復旧）

第７条　地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第８条　乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第９条　本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第１０条　本協定は締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了１か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年１０月３日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　笠間　城治郎

乙　綾瀬市落合北五丁目２２番１１号
綾瀬すぎの子幼稚園
園長　比留川　清

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（学校法人大塚平安学園ドレーパー記念幼稚園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と学校法人大塚平安学園ドレーパー記念幼稚園（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）
第１条　本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。
（使用施設及び収容人数）
第２条　甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。
⑴ ドレーパー記念幼稚園２階ホール　75 人（150 ㎡）
２　乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。
（施設の使用要請等）
第３条　甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。
２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。
（施設の運営）
第４条　施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。
（施設の退去）
第５条　施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。
２　前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう指示する。
（使用料）第６条　地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。
（使用施設等の原状復旧）
第７条　地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。
（施設変更等の報告）
第８条　乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。
（協議事項等）

第９条　本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第１０条　本協定は締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了１か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年１０月３日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　笠間　城治郎

乙　綾瀬市寺尾北二丁目１７番４７号
学校法人大塚平安学園　ドレーパー記念幼稚園
園長　佐竹　和平

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（学校法人橘川学園綾瀬ゆたか幼稚園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と学校法人橘川学園綾瀬ゆたか幼稚園（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）
第１条　本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。
（使用施設及び収容人数）
第２条　甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。
⑴ 綾瀬ゆたか幼稚園本園舎２階ホール　50 人（100 ㎡）
２　乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。
（施設の使用要請等）
第３条　甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。
２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。
（施設の運営）
第４条　施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。
（施設の退去）
第５条　施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。
２　前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう指示する。
（使用料）
第６条　地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。
（使用施設等の原状復旧）
第７条　地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。
（施設変更等の報告）
第８条　乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、

甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第９条　本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第１０条　本協定は締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了１か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年１０月３日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　笠間　城治郎

乙　綾瀬市寺尾本町三丁目１２番２６号
学校法人橘川学園　綾瀬ゆたか幼稚園
理事長　橘川　好一

災害時における地域避難所としての施設使用に関する協定書（学校法人生蘭学園綾瀬幼稚園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と学校法人生蘭学園綾瀬幼稚園（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）

第１条　本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。

（使用施設及び収容人数）

第２条　甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。

⑴ 綾瀬幼稚園本園舎１階ホール　65 人（130 ㎡）

⑵　　同　　ホール棟 1 階　49 人（99 ㎡）

⑶　　同　　ホール棟２階　48 人（96 ㎡）

合計　162 人

２　乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第３条　甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

（施設の運営）

第４条　施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。

（施設の退去）

第５条　施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。

２　前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう指示する。

（使用料）

第６条　地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。

（使用施設等の原状復旧）

第７条　地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第８条　乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第９条　本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第１０条　本協定は締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了１か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２４年１０月３日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　笠間　城治郎

乙　綾瀬市寺尾西二丁目９番５０号
学校法人生蘭学園　綾瀬幼稚園
理事長　笠間　治一郎

害時における地域避難所としての施設使用等に関する協定書（学校法人生蘭学園生蘭高等専修学校）

綾瀬市（以下「甲」という。）と学校法人生蘭学園生蘭高等専修学校（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）
第１条　本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民等のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、または学校運営に支障がある場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。
（使用施設及び収容人数）
第２条　甲が地域避難所として使用する乙の施設は体育館（５３３．３㎡）とし、収容人数は、２６６人とする。
２　乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。
（施設の使用要請等）
第３条　甲は、災害により避難者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。
２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、避難者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。
３　甲は、第２条に規定するほか、災害により人員及び物資等が必要と認めるときは、乙に対し協力を依頼し、乙は可能な範囲で協力を行うものとする。
（施設の運営）
第４条　施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。
（施設の退去）
第５条　施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。
２　前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう指示する。
（使用料等）
第６条　地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。
２　第３条第３項にかかる費用については、甲の実費負担とする。
（使用施設等の原状復旧）
第７条　地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた

場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第８条　乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を有し、協定期間は締結した日から１年間とする。

２　協定期間満了の１ヶ月前までに甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない場合は、その期間を１年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成３０年５月７日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　古塩　政由

乙　綾瀬市小園１５２０番地
学校法人生蘭学園生蘭高等専修学校
理事長　笠間　治一郎

災害時における地域避難所としての施設使用等に関する協定書（学校法人湘央学園湘央医学技術専門学校・湘央生命科学技術専門学校）

綾瀬市（以下「甲」という。）と学校法人湘央学園湘央医学技術専門学校・湘央生命科学技術専門学校（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の一部を地域避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（地域避難所の定義）

第１条　本協定にいう「地域避難所」とは、災害時に甲が指定する地域住民等のための一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものとし、災害初動時を過ぎた場合、または学校運営に支障がある場合、避難者は、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するものとする。

（使用施設及び収容人数）

第２条　甲が地域避難所として使用する乙の施設及び収容人数は、次のとおりとする。

⑴ １号館　２階教室　１０１人（２０２．５㎡）

⑵　同　　３階教室　１３５人（２７０．０㎡）

⑶　同　　４階教室　１３５人（２７０．０㎡）

合計　３７１人

２　乙の施設を使用するにあたり、建物等の安全確認は、甲が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第３条　甲は、災害により避難者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を使用することについて、要請を行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、避難者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

３　甲は、第２条に規定するほか、災害により人員及び物資等が必要と認めるときは、乙に対し協力を依頼し、乙は可能な範囲で協力を行うものとする。

（施設の運営）

第４条　施設の運営方法は、甲、乙及び避難者で適宜協議する。

（施設の退去）

第５条　施設提供の終了は、甲、乙協議の上決定する。

２　前項の決定がされた場合、甲は避難者に対し、甲等が用意する応急仮設住宅等に移動するよう指示する。

（使用料等）

第６条　地域避難所の使用料は、無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、上下水道の使用料は、原則として甲が負担することとし、算定については、前年の同月使用料実績と避難者受け入れ月の使用料との差額とする。

２　第３条第３項にかかる費用については、甲の実費負担とする。

（使用施設等の原状復旧）

第７条　地域避難所として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第８条　乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設の面積に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第９条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、締結の日から効力を有し、協定期間は締結した日から１年間とする。

２　協定期間満了の１ヶ月前までに甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない場合は、その期間を１年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成３０年５月７日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　古塩　政由

乙　綾瀬市小園１４２４番４号
学校法人湘央学園
湘央医学技術専門学校
湘央生命科学技術専門学校
校長　　稲福　全人

13-5-3 福祉避難所(要援護者)に関する協定

災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書（メイプル）

綾瀬市（以下「甲」という。）と医療法人社団慈広会（以下「乙」という。）とは、災害時におけるねたきりや一人暮らし等の高齢者で緊急に入所が必要な者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の運営する介護老人保健施設に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入の要請）

第２条　甲は、被災した要援護者の福祉避難所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができる。

（受入の受託）

第３条　乙は、前条の規定により受入れの要請を受けた時は、可能な範囲で受託するものとし、甲の定めた職員の指示に従い、または、要請事項に従い業務を行う。

（受入期間）

第４条　甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

（費用の負担）

第５条　甲は、要援護者に係る緊急受入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

２　前項に規定する経費は、市の規定する１日当たりの金額と利用者負担額を加えた額に入所日数を乗じた金額とする。

３　市の規定にない経費については、甲乙協議して決定する。

（手続等）

第６条　甲は、前２条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明かにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

（１）受入れを要請する要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）受入れ要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

（３）受入れ要請期間

（実績報告）
第７条　乙は、要援護者の緊急の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。
（受入可能人数等の協議調整）
第８条　甲及び乙は、本協定締結後、施設の要援護者の受入れ可能人数、災害時の要援護者支援者等確保計画及び必要物資の備蓄、調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。
（協定の効力及び更新）
第９条　この協定は、締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲または乙から期間満了１ヶ月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は、自動的に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。
（疑義の解決）
第１０条　この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成１８年１月４日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　笠　間　城　治　郎

乙　神奈川県綾瀬市吉岡２３６１番地７
医療法人社団　慈　　広　　会
理 事 長　　矢　　崎　　浩

災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書（泉正園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人泉正会（以下「乙」という。）とは、災害時におけるねたきりや一人暮らし等の高齢者で緊急に入所が必要な者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の運営する介護老人福祉施設に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入の要請）

第２条　甲は、被災した要援護者の福祉避難所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができる。

（受入の受託）

第３条　乙は、前条の規定により受入れの要請を受けた時は、可能な範囲で受託するものとし、甲の定めた職員の指示に従い、または、要請事項に従い業務を行う。

（受入期間）

第４条　甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

（費用の負担）

第５条　甲は、要援護者に係る緊急受入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

２　前項に規定する経費は、市の規定する１日当たりの金額と利用者負担額を加えた額に入所日数を乗じた金額とする。

３　市の規定にない経費については、甲乙協議して決定する。

（手続等）

第６条　甲は、前２条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明かにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

（１）受入れを要請する要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）受入れ要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

（３）受入れ要請期間

（実績報告）

第７条　乙は、要援護者の緊急の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（受入可能人数等の協議調整）

第８条　甲及び乙は、本協定締結後、施設の要援護者の受入れ可能人数、災害時の要援護者支援者等確保計画及び必要物資の備蓄、調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第９条　この協定は、締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲または乙から期間満了１ヶ月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は、自動的に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第１０条　この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成１８年1月１２日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　笠　間　城　治　郎

乙　神奈川県綾瀬市上土棚南一丁目１１番２０号
社会福祉法人　泉　　正　　会
理 事 長　　渡　井　　正　見

災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書（道志会）

綾瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人道志会（以下「乙」という。）とは、災害時におけるねたきりや一人暮らし等の高齢者で緊急に入所が必要な者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の運営する介護老人福祉施設に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入の要請）

第２条　甲は、被災した要援護者の福祉避難所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができる。

（受入の受託）

第３条　乙は、前条の規定により受入れの要請を受けた時は、可能な範囲で受託するものとし、甲の定めた職員の指示に従い、または、要請事項に従い業務を行う。

（受入期間）

第４条　甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

（費用の負担）

第５条　甲は、要援護者に係る緊急受入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

２　前項に規定する経費は、市の規定する１日当たりの金額と利用者負担額を加えた額に入所日数を乗じた金額とする。

３　市の規定にない経費については、甲乙協議して決定する。

（手続等）

第６条　甲は、前２条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明かにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

（１）受入れを要請する要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）受入れ要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

（３）受入れ要請期間

（実績報告）

第７条　乙は、要援護者の緊急の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（受入可能人数等の協議調整）

第８条　甲及び乙は、本協定締結後、施設の要援護者の受入れ可能人数、災害時の要援護者支援者等確保計画及び必要物資の備蓄、調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第９条　この協定は、締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲または乙から期間満了１ヶ月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は、自動的に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第１０条　この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成１８年1月１２日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　笠　間　城　治　郎

乙　神奈川県綾瀬市早川城山二丁目１１番３号
社会福祉法人　道　　志　　会
理 事 長　　川　邊　　泰　男

災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書（杜の郷）

綾瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人千寿会（以下「乙」という。）とは、災害時における寝たきりや一人暮らし等の高齢者で緊急に入所が必要な者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の運営する介護老人福祉施設に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入の要請）

第２条　甲は、被災した要援護者の福祉避難所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができる。

（受入の受託）

第３条　乙は、前条の規定により受入れの要請を受けた時は、可能な範囲で受託するものとし、甲の定めた職員の指示又は要請事項に従い業務を行う。

（受入期間）

第４条　甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

（費用の負担）

第５条　甲は、要援護者に係る緊急受入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

２　前項に規定する経費は、市の規定する１日当たりの金額と利用者負担額を加えた額に入所日数を乗じた金額とする。

３　市の規定にない経費については、甲乙協議して決定する。

（手続等）

第６条　甲は、前２条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

（１）受入れを要請する要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）受入れ要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

（３）受入れ要請機関

（実績報告）

第７条　乙は、要援護者の緊急受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（受入可能人数等の協議調整）

第８条　甲及び乙は、本協定締結後、施設の要援護者の受入れ可能人数、災害時の要援護者支援者等確保計画及び必要物資の備蓄、調達等について協議を行い、調整を図

っておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第９条　この協定は、締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了１ヶ月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は、自動的に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２６年　５月　１日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　笠　間　城　治　郎

乙　神奈川県高座郡寒川町小動６２２番地
社会福祉法人　千寿会
理事長　椎　野　信　夫

災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書（さがみ野ホーム）

綾瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　聖音会　さがみ野ホーム（以下「乙」という。）とは、災害時における知的障害児者（以下「要援護者」という。）の緊急受け入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の運営する更生施設に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの要請）

第２条　甲は、被災した要援護者の福祉避難所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができる。

（受入れの受託）

第３条　乙は、前条の規定により受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の定めた職員の指示に従い、又は要請事項に従い業務を行う。

（受入れ期間）

第４条　甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

（費用の負担）

第５条　甲は、要援護者に係る緊急受入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

２　前項に規定する経費は、市の規定する 1 日当たりの金額と利用者負担額を加えた額に入所日数を乗じた金額とする。

３　市の規定にない経費については、甲乙協議して決定する。

（手続等）

第６条　甲は、前２条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

⑴　受入を要請する要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

⑵　受入を要請する要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

⑶　受入れ要請期間

（実績報告）

第７条　乙は、要援護者の緊急の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（受入れ可能人数等の協議調整）
第８条　甲及び乙は、本協定締結後、施設の要援護者の受入れ可能人数、災害時の要援護者支援者等確保計画及び必要物資の備蓄、調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。
（協定の効力及び更新）
第９条　この協定は、締結の日から 1 年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了１箇月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。
（疑義の解決）
第１０条　この協定に定めのない事項又は、この協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成１９年3月２２日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　笠　間　城　治　郎

乙　鎌倉市佐助１丁目６番６号
社会福祉法人　聖音会
理事長　　小　原　　勉

綾瀬市吉岡２３３７番地
社会福祉法人　聖音会　さがみ野ホーム
施設長　　佐　竹　　昇　平

災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書（綾瀬ホーム）

綾瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　聖音会　綾瀬ホーム（以下「乙」という。）とは、災害時における知的障害児者（以下「要援護者」という。）の緊急受け入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の運営する更正施設に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの要請）

第２条　甲は、被災した要援護者の福祉避難所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができる。

（受入れの受託）

第３条　乙は、前条の規定により受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の定めた職員の指示に従い、又は要請事項に従い業務を行う。

（受入れ期間）

第４条　甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

（費用の負担）

第５条　甲は、要援護者に係る緊急受入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

２　前項に規定する経費は、市の規定する 1 日当たりの金額と利用者負担額を加えた額に入所日数を乗じた金額とする。

３　市の規定にない経費については、甲乙協議して決定する。

（手続等）

第６条　甲は、前２条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

⑴ 受入を要請する要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

⑵ 受入を要請する要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

⑶ 受入れ要請期間

（実績報告）

第７条　乙は、要援護者の緊急の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（受入れ可能人数等の協議調整）

第８条　甲及び乙は、本協定締結後、施設の要援護者の受入れ可能人数、災害時の要援護者支援者等確保計画及び必要物資の備蓄、調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第９条　この協定は、締結の日から 1 年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了１箇月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（疑義の解決）

第１０条　この協定に定めのない事項又は、この協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成１９年１２月5日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　笠　間　城　治　郎

乙　鎌倉市佐助１丁目６番６号
社会福祉法人　聖音会
理事長　　小　原　　勉

綾瀬市吉岡２３３７番地
社会福祉法人　聖音会　綾瀬ホーム
施設長　　佐　竹　　敬

災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書（貴志園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　唐池学園　貴志園（以下「乙」という。）とは、災害時における知的障害児者（以下「要援護者」という。）の緊急受け入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の運営する授産施設に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの要請）

第２条　甲は、被災した要援護者の福祉避難所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができる。

（受入れの受託）

第３条　乙は、前条の規定により受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の定めた職員の指示に従い、又は要請事項に従い業務を行う。

（受入れ期間）

第４条　甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

（費用の負担）

第５条　甲は、要援護者に係る緊急受入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

２　前項に規定する経費は、市の規定する 1 日当たりの金額と利用者負担額を加えた額に入所日数を乗じた金額とする。

３　市の規定にない経費については、甲乙協議して決定する。

（手続等）

第６条　甲は、前２条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

⑴　受入を要請する要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

⑵　受入を要請する要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

⑶　受入れ要請期間

（実績報告）

第７条　乙は、要援護者の緊急の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（受入れ可能人数等の協議調整）

第８条　甲及び乙は、本協定締結後、施設の要援護者の受入れ可能人数、災害時の要援護者支援者等確保計画及び必要物資の備蓄、調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第９条　この協定は、締結の日から 1 年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了１箇月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（疑義の解決）

第１０条　この協定に定めのない事項又は、この協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成１９年3月２２日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　笠　間　城　治　郎

乙　綾瀬市吉岡２３７７－ロ番地
社会福祉法人　唐池学園
理事長　　鶴　飼　一　晴

綾瀬市吉岡２３８３番地
社会福祉法人　唐池学園　貴志園
総合施設長　岡　村　勝

災害時における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書（さくらチャイルドセンター）

綾瀬市（以下「甲」という。）と学校法人生蘭学園（以下「乙」という。）とは、災害時における高齢者、障害者等（以下「避難行動要支援者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の運営する、さくらチャイルドセンターに対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入の要請）

第２条　甲は、被災した避難行動要支援者の福祉避難所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができる。

（受入の受託）

第３条　乙は、前条の規定により受入れの要請を受けた時は、可能な範囲で受託するものとし、甲の定めた職員の指示に従い、または要請事項に従い業務を行う。

（受入期間）

第４条　甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

（費用の負担）

第５条　甲は、避難行動要支援者に係る緊急受入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

２　前項の規定する経費は、神奈川県災害救助法施行細則によるものとする。

３　規定にない経費については、甲乙協議して決定する。

（手続等）

第６条　甲は、前２条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明かにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

（１）受入れを要請する避難行動要支援者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）受入れ避難行動要支援者の身元引受人の氏名、連絡先等

（３）受入れ要請期間

（実績報告）

第７条　乙は、避難行動要支援者の緊急の受入れを行った場合は、その受入れ状況を

甲に報告するものとする。

（受入れ可能人数等の協議調整）

第８条　甲及び乙は、本協定締結後、施設の避難行動要支援者の受入れ可能人数、災害時の避難行動要支援者等確保計画及び必要物資の備蓄、調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第９条　この協定は、締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲または乙から期間満了１ヶ月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は、自動的に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第１０条　この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２９年3月３１日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　古　塩　政　由

乙　神奈川県綾瀬市寺尾西１－１３－１
学校法人　生蘭学園
理事長　　笠　間　治一郎

災害時における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書（綾瀬いずみ保育園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人泉正会（以下「乙」という。）とは、災害時における高齢者、障害者等（以下「避難行動要支援者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の運営する、綾瀬いずみ保育園に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入の要請）

第２条　甲は、被災した避難行動要支援者の福祉避難所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができる。

（受入の受託）

第３条　乙は、前条の規定により受入れの要請を受けた時は、可能な範囲で受託するものとし、甲の定めた職員の指示に従い、または要請事項に従い業務を行う。

（受入期間）

第４条　甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

（費用の負担）

第５条　甲は、避難行動要支援者に係る緊急受入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

２　前項の規定する経費は、神奈川県災害救助法施行細則によるものとする。

３　規定にない経費については、甲乙協議して決定する。

（手続等）

第６条　甲は、前２条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明かにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

（１）受入れを要請する避難行動要支援者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）受入れ避難行動要支援者の身元引受人の氏名、連絡先等

（３）受入れ要請期間

（実績報告）

第７条　乙は、避難行動要支援者の緊急の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（受入れ可能人数等の協議調整）

第８条　甲及び乙は、本協定締結後、施設の避難行動要支援者の受入れ可能人数、災害時の避難行動要支援者等確保計画及び必要物資の備蓄、調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第９条　この協定は、締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲または乙から期間満了１ヶ月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は、自動的に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第１０条　この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２９年3月３１日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　古　塩　政　由

乙　神奈川県綾瀬市上土棚北４―１１―４１
社会福祉法人　泉正会
理事長　　渡　井　克　正

災害時における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書（ピッピことりこども園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と学校法人明和学園（以下「乙」という。）とは、災害時における高齢者、障害者等（以下「避難行動要支援者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の運営する、ピッピことり保育園に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入の要請）

第２条　甲は、被災した避難行動要支援者の福祉避難所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができる。

（受入の受託）

第３条　乙は、前条の規定により受入れの要請を受けた時は、可能な範囲で受託するものとし、甲の定めた職員の指示に従い、または要請事項に従い業務を行う。

（受入期間）

第４条　甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

（費用の負担）

第５条　甲は、避難行動要支援者に係る緊急受入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

２　前項の規定する経費は、神奈川県災害救助法施行細則によるものとする。

３　規定にない経費については、甲乙協議して決定する。

（手続等）

第６条　甲は、前２条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明かにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

（１）受入れを要請する避難行動要支援者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）受入れ避難行動要支援者の身元引受人の氏名、連絡先等

（３）受入れ要請期間

（実績報告）

第７条　乙は、避難行動要支援者の緊急の受入れを行った場合は、その受入れ状況を

甲に報告するものとする。

（受入れ可能人数等の協議調整）

第８条　甲及び乙は、本協定締結後、施設の避難行動要支援者の受入れ可能人数、災害時の避難行動要支援者等確保計画及び必要物資の備蓄、調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第９条　この協定は、締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲または乙から期間満了１ヶ月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は、自動的に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第１０条　この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２９年3月３１日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　古　塩　政　由

乙　神奈川県綾瀬市吉岡１５２６
学校法人　明和学園
理事長　　古　郡　孔　文

災害時における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書（綾瀬ゆめっこ保育園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人足跡の会（以下「乙」という。）とは、災害時における高齢者、障害者等（以下「避難行動要支援者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の運営する、綾瀬ゆめっこ保育園に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入の要請）

第２条　甲は、被災した避難行動要支援者の福祉避難所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができる。

（受入の受託）

第３条　乙は、前条の規定により受入れの要請を受けた時は、可能な範囲で受託するものとし、甲の定めた職員の指示に従い、または要請事項に従い業務を行う。

（受入期間）

第４条　甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

（費用の負担）

第５条　甲は、避難行動要支援者に係る緊急受入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

２　前項の規定する経費は、神奈川県災害救助法施行細則によるものとする。

３　規定にない経費については、甲乙協議して決定する。

（手続等）

第６条　甲は、前２条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明かにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

（１）受入れを要請する避難行動要支援者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）受入れ避難行動要支援者の身元引受人の氏名、連絡先等

（３）受入れ要請期間

（実績報告）

第７条　乙は、避難行動要支援者の緊急の受入れを行った場合は、その受入れ状況を

甲に報告するものとする。

（受入れ可能人数等の協議調整）

第８条　甲及び乙は、本協定締結後、施設の避難行動要支援者の受入れ可能人数、災害時の避難行動要支援者等確保計画及び必要物資の備蓄、調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第９条　この協定は、締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲または乙から期間満了１ヶ月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は、自動的に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第１０条　この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２９年3月３１日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　古　塩　政　由

乙　神奈川県綾瀬市大上４－２－２５
社会福祉法人　足跡の会
理事長　　溝　渕　信　一

災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書（つぼみ保育園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人唐池学園（以下「乙」という。）とは、災害時における高齢者、障害者等（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の運営する、つぼみ保育園に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入の要請）

第２条　甲は、被災した要援護者の福祉避難所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができる。

（受入の受託）

第３条　乙は、前条の規定により受入れの要請を受けた時は、可能な範囲で受託するものとし、甲の定めた職員の指示に従い、または要請事項に従い業務を行う。

（受入期間）

第４条　甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

（費用の負担）

第５条　甲は、要援護者に係る緊急受入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

２　前項の規定する経費は、神奈川県災害救助法施行細則によるものとする。

３　規定にない経費については、甲乙協議して決定する。

（手続等）

第６条　甲は、前２条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明かにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

（１）受入れを要請する要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）受入れ要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

（３）受入れ要請期間

（実績報告）

第７条　乙は、要援護者の緊急の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（受入れ可能人数等の協議調整）

第８条　甲及び乙は、本協定締結後、施設の要援護者の受入れ可能人数、災害時の要援護者支援者等確保計画及び必要物資の備蓄、調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第９条　この協定は、締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲または乙から期間満了１ヶ月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は、自動的に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第１０条　この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成１８年3月３０日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　笠　間　城治郎

乙　神奈川県綾瀬市吉岡字芦久保２３７７番地口号
社会福祉法人　唐池学園
理 事 長　鶴　飼　一　晴

災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書（吉岡保育園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人唐池学園（以下「乙」という。）とは、災害時における高齢者、障害者等（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の運営する、吉岡保育園に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入の要請）

第２条　甲は、被災した要援護者の福祉避難所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができる。

（受入の受託）

第３条　乙は、前条の規定により受入れの要請を受けた時は、可能な範囲で受託するものとし、甲の定めた職員の指示に従い、または要請事項に従い業務を行う。

（受入期間）

第４条　甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

（費用の負担）

第５条　甲は、要援護者に係る緊急受入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

２　前項の規定する経費は、神奈川県災害救助法施行細則によるものとする。

３　規定にない経費については、甲乙協議して決定する。

（手続等）

第６条　甲は、前２条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明かにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

（１）受入れを要請する要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）受入れ要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

（３）受入れ要請期間

（実績報告）

第７条　乙は、要援護者の緊急の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（受入れ可能人数等の協議調整）

第８条　甲及び乙は、本協定締結後、施設の要援護者の受入れ可能人数、災害時の要援護者支援者等確保計画及び必要物資の備蓄、調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。

（協定の効力及び更新）

第９条　この協定は、締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲または乙から期間満了１ヶ月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は、自動的に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第１０条　この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成１８年3月３０日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　笠　間　城　治　郎

乙　神奈川県綾瀬市吉岡字芦久保２３７７番地口号
社会福祉法人　唐池学園
理 事 長　鶴　飼　一　晴

災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書（深谷保育園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人湘南児童福祉会（以下「乙」という。）とは、災害時における高齢者、障害者等（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の運営する、深谷保育園に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入の要請）

第２条　甲は、被災した要援護者の福祉避難所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができる。

（受入の受託）

第３条　乙は、前条の規定により受入れの要請を受けた時は、可能な範囲で受託するものとし、甲の定めた職員の指示に従い、または要請事項に従い業務を行う。

（受入期間）

第４条　甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

（費用の負担）

第５条　甲は、要援護者に係る緊急受入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

２　前項の規定する経費は、神奈川県災害救助法施行細則によるものとする。

３　規定にない経費については、甲乙協議して決定する。

（手続等）

第６条　甲は、前２条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明かにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

（１）受入れを要請する要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）受入れ要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

（３）受入れ要請期間

（実績報告）

第７条　乙は、要援護者の緊急の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（受入れ可能人数等の協議調整）
第８条　甲及び乙は、本協定締結後、施設の要援護者の受入れ可能人数、災害時の要援護者支援者等確保計画及び必要物資の備蓄、調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。
（協定の効力及び更新）
第９条　この協定は、締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲または乙から期間満了１ヶ月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は、自動的に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。
（疑義の解決）
第１０条　この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成１８年3月３０日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　笠　間　城治郎

乙　藤沢市鵠沼神明５丁目５番３２号
社会福祉法人　湘南児童福祉会
理 事 長　兼　子　　肇

災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書（おとぎ保育園）

綾瀬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人誠心福祉協会（以下「乙」という。）とは、災害時における高齢者、障害者等（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の運営する、おとぎ保育園に対し協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入の要請）

第２条　甲は、被災した要援護者の福祉避難所として、乙に対して緊急の受入れを要請することができる。

（受入の受託）

第３条　乙は、前条の規定により受入れの要請を受けた時は、可能な範囲で受託するものとし、甲の定めた職員の指示に従い、または要請事項に従い業務を行う。

（受入期間）

第４条　甲が、乙に緊急の受入れを依頼できる期間は、その都度甲乙協議して指定する。

（費用の負担）

第５条　甲は、要援護者に係る緊急受入れに伴う経費を乙に支払うものとする。

２　前項の規定する経費は、神奈川県災害救助法施行細則によるものとする。

３　規定にない経費については、甲乙協議して決定する。

（手続等）

第６条　甲は、前２条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明かにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

（１）受入れを要請する要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（２）受入れ要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

（３）受入れ要請期間

（実績報告）

第７条　乙は、要援護者の緊急の受入れを行った場合は、その受入れ状況を甲に報告するものとする。

（受入れ可能人数等の協議調整）
第８条　甲及び乙は、本協定締結後、施設の要援護者の受入れ可能人数、災害時の要援護者支援者等確保計画及び必要物資の備蓄、調達等について協議を行い、調整を図っておくものとする。
（協定の効力及び更新）
第９条　この協定は、締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲または乙から期間満了１ヶ月前までに、相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は、自動的に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。
（疑義の解決）
第１０条　この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成１８年3月３０日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　笠　間　城治郎

乙　綾瀬市早川３０６７－５
社会福祉法人　誠心福祉協会
理 事 長　関　原　史　人

13-5-4 災害時提供施設(緊急避難等)に関する協定

災害時における施設の使用等に関する協定書（株式会社メイコー）

綾瀬市（以下「甲」という。）と株式会社メイコー（以下「乙」という。）は、災害時における緊急避難等のため、甲が乙の管理する施設の一部（以下「災害時提供施設」という。）を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条　この協定は、大規模な地震、風水害及びその他の災害（武力攻撃災害等を含む。以下「大規模災害等」という。）が発生した場合に、被災者の生活の安全を図ることを目的として甲乙間において行う施設等の使用について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、「災害時提供施設」とは災害時に地域住民や帰宅困難者等が緊急避難等のために一時的に使用する施設とする。

（使用施設等）

第３条　災害時提供施設等は、次のとおりとする。

⑴ 本社食堂　　300 ㎡　（150 人）

⑵ その他トイレ、洗面等提供可能な施設及び物資等

２　災害時提供施設を使用するにあたり、施設等の安全確認は、乙が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第４条　甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、災害時提供施設を使用することについて、施設使用要請書（第１号様式）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、後日、速やかに第１号様式を提出するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき災害時提供施設を使用することができる。

（施設の運営）

第５条　災害時提供施設の運営方法は、甲、乙で適宜協議する。

（施設の退去）

第６条　災害時提供施設の使用の終了は、甲、乙協議の上決定する。

２　前項の決定がされた場合、避難者は甲等が用意する場所に移動することとする。

（使用料）

第７条　災害時提供施設の使用料は、無料とする。ただし、第３条第１項第２号にかかる物資等の提供があった場合、甲は乙に対し、災害発生前における適正な価格を支払うものとする。

（災害時提供施設等の原状復旧）

第８条　災害時提供施設として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第９条　乙は、建築物の増改築等により、災害時提供施設の面積等に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第１０条　本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第１１条　本協定は締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了１か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成３０年7月３０日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　古塩　政由

乙　綾瀬市大上５丁目１４番１５号
株式会社メイコー
代表取締役　名屋　佑一郎

第１号様式（第４条関係）

施 設 使 用 要 請 書

年　　月　　日

殿

綾瀬市長

災害時における施設の使用等に関する協定書第４条第１項の規定に基づき、次のとおり施設の使用を要請します。

使用施設名	使用面積等	使用期間	使用用途	備考

担当　職　　氏名
連絡先

災害時における施設の使用等に関する協定書（トピー工業株式会社）

綾瀬市（以下「甲」という。）とトピー工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における緊急避難等のため、甲が乙の管理する施設の一部（以下「災害時提供施設」という。）を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害及びその他の災害（武力攻撃災害等を含む。以下「大規模災害等」という。）が発生した場合に、被災者の生活の安全を図ることを目的として甲乙間において行う施設等の使用について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、「災害時提供施設」とは災害時に地域住民や帰宅困難者等が緊急避難等のために一時的に使用する施設とする。

（使用施設等）

第３条　災害時提供施設等は、次のとおりとする。

⑴ 綾瀬製造所　正門前通路　　750㎡　（375人）

⑵ 綾瀬製造所　北側駐車場　　180㎡　（90人）

⑶ その他トイレ、洗面等提供可能な施設及び物資等

２　災害時提供施設を使用するにあたり、施設等の安全確認は、乙が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第４条　甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、災害時提供施設を使用することについて、施設使用要請書（第１号様式）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、後日、速やかに第１号様式を提出するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき災害時提供施設を使用することができる。

（施設の運営）

第５条　災害時提供施設の運営方法は、甲、乙で適宜協議する。

（施設の退去）

第６条　災害時提供施設の使用の終了は、甲、乙協議の上決定する。

２　前項の決定がされた場合、避難者は甲等が用意する場所に移動することとする。

（使用料）

第７条　災害時提供施設の使用料は、無料とする。ただし、第３条第１項第３号にかかる物資等の提供があった場合、甲は乙に対し、災害発生前における適正な価格を支払う（甲は価格について、事前に乙の承諾を得る）ものとする。

（災害時提供施設等の原状復旧）

第８条　災害時提供施設として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生

じた場合は、甲が自らの負担で原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第９条　乙は、建築物の増改築等により、災害時提供施設の面積等に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第１０条　本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第１１条　本協定は締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了１か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成３０年７月３０日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　古塩　政由

乙　綾瀬市大上２丁目３番１号
トピー工業株式会社　綾瀬製造所
所長　大庭　健太郎

第１号様式（第４条関係）

施 設 使 用 要 請 書

年　　月　　日

殿

綾瀬市長

災害時における施設の使用等に関する協定書第４条第１項の規定に基づき、次のとおり施設の使用を要請します。

使用施設名	使用面積等	使用期間	使用用途	備考

担当　職　　氏名
連絡先

災害時における施設の使用等に関する協定書（スピードファム株式会社）

綾瀬市（以下「甲」という。）とスピードファム株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における緊急避難等のため、甲が乙の管理する施設の一部（以下「災害時提供施設」という。）を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害及びその他の災害（武力攻撃災害等を含む。以下「大規模災害等」という。）が発生した場合に、被災者の生活の安全を図ることを目的として甲乙間において行う施設等の使用について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、「災害時提供施設」とは災害時に地域住民や帰宅困難者等が緊急避難等のために一時的に使用する施設とする。

（使用施設等）

第３条　災害時提供施設等は、次のとおりとする。

⑴ 駐車場　　1,801 ㎡　（900 人）

⑵ その他トイレ、洗面等提供可能な施設及び物資等

２　災害時提供施設を使用するにあたり、施設等の安全確認は、乙が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第４条　甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、災害時提供施設を使用することについて、施設使用要請書（第１号様式）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、後日、速やかに第１号様式を提出するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき災害時提供施設を使用することができる。

（施設の運営）

第５条　災害時提供施設の運営方法は、甲、乙で適宜協議する。

（施設の退去）

第６条　災害時提供施設の使用の終了は、甲、乙協議の上決定する。

２　前項の決定がされた場合、避難者は甲等が用意する場所に移動することとする。

（使用料）

第７条　災害時提供施設の使用料は、無料とする。ただし、第３条第１項第２号にかかる物資等の提供があった場合、甲は乙に対し、災害発生前における適正な価格を支払うものとする。

（災害時提供施設等の原状復旧）

第８条　災害時提供施設として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第９条　乙は、建築物の増改築等により、災害時提供施設の面積等に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第１０条　本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第１１条　本協定は締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了１か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成３０年7月３０日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　古塩　政由

乙　綾瀬市大上４丁目２番３７号
スピードファム株式会社
取締役社長　小原　康嗣

第１号様式（第４条関係）

施 設 使 用 要 請 書

年　　月　　日

殿

綾瀬市長

災害時における施設の使用に関する協定書第４条第１項の規定に基づき、次のとおり施設の使用を要請します。

使用施設名	使用面積等	使用期間	使用用途	備考

担当　職　　氏名
連絡先

災害時における施設の使用等に関する協定書

綾瀬市（以下「甲」という。）と横浜森永乳業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における緊急避難等のため、甲が乙の管理する施設の一部（以下「災害時提供施設」という。）を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、大規模な地震、風水害及びその他の災害（武力攻撃災害等を含む。以下「大規模災害等」という。）が発生した場合に、被災者の生活の安全を図ることを目的として甲乙間において行う施設等の使用について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この協定において、「災害時提供施設」とは災害時に地域住民や帰宅困難者等が緊急避難等のために一時的に使用する施設とする。

（使用施設等）

第３条 災害時提供施設等は、次のとおりとする。

(1) 屋外駐車場　　９２９．９４㎡　（４６４人）　※車両３５台程度
(2) 社員食堂　　１０９．４４㎡　（５４人）
(3) 食料、水（１００人分×３日分）、スマートフォン充電用電源５０回分、アルミブランケット１００枚
(4) その他トイレ、洗面等提供可能な施設及び物資等

２　災害時提供施設を使用するにあたり、施設等の安全確認は、乙が行うものとする。

（施設の使用要請等）

第４条 甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、災害時提供施設を使用することについて、施設使用要請書（第１号様式）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、後日、速やかに第１号様式を提出するものとする。

２ 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき災害時提供施設を使用することができる。

（施設の運営）

第５条 災害時提供施設の運営方法は、甲、乙で適宜協議する。

（施設の退去）

第６条 災害時提供施設の使用の終了は、甲、乙協議の上決定する。

２　前項の決定がされた場合、避難者は甲等が用意する場所に移動することとする。

（使用料）

第７条 災害時提供施設の使用料は、無料とする。ただし、第３条第１項第４号にかかる物資等の提供があった場合、甲は乙に対し、災害発生前における適正な価格を支

払うものとする。

（災害時提供施設等の原状復旧）

第８条 災害時提供施設として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復帰を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第９条 乙は、建築物の増改築等により、災害時提供施設の面積等に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第１０条 本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第１１条 本協定は締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了１か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和 ２年 １０月 １６日

甲 綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長 古塩 政由

乙 綾瀬市吉岡東三丁目６番地１号
横浜森永乳業株式会社
代表取締役社長 宇賀地 直裕

災害時における施設の使用等に関する協定書（東急不動産株式会社）

綾瀬市（以下「甲」という。）と東急不動産株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがあるときに、甲が乙の管理する「LOGI’Q 綾瀬」の一部（以下「災害時提供施設」という。）を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがあるときに、地域住民及び当該地区において就労中又は通過中の者（以下「地域住民等」という。）の生活の安全を図ることを目的として甲乙間において行う施設等の使用について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、「災害時提供施設」とは、災害時、又は発生するおそれがあるときに、地域住民等が緊急避難等のために一時的に使用する施設とする。

（使用施設等）

第３条　災害時提供施設等は、次のとおりとする。

⑴ 住所：綾瀬市早川 5000-1 他

⑵ 名称：LOGI’Q 綾瀬

⑶ 使用場所、設備：1 階東側休憩室（面積 398.74 ㎡）、（別紙 1 参照）かまどベンチ・マンホールトイレ・屋外コンセントに限定する。（別紙 2 参照）

（施設の使用要請等）

第４条　甲は、災害等により地域住民等を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、災害時提供施設を使用することについて、施設使用要請書（第１号様式）により要請を行い、乙がこれを承認した場合に限り、使用することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は電話またはその他の方法により要請し、乙はこれを承認できるものとする。この場合、甲は後日速やかに第１号様式を提出するものとする。

２　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において応じるものとする。

３　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、乙の判断により、本協定に基づき災害時提供施設を使用することができる。

（使用期間）

第５条　避難場所の使用期間は、地震災害の場合は、綾瀬市域において震度 5 弱以上を観測し、第４条に基づき使用を開始した時から、地域住民等が一時的に避難し、被害状況の把握等を行い、指定避難所等へ移動を完了するときまでを基本とし、風水害及びその他の災害の場合は、災害時提供施設の周辺地域に甲発出の避難情報が発令され、第４条に基づき使用を開始した時から、当該避難情報が解除されたときまでを基本とする。

２．前項に加えて、原則として避難場所の使用期間は災害発生から２４時間以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、甲乙協議の上期間を延長することができる。

（防災備品）

第６条　乙は防災備蓄倉庫を別紙１に記載する場所に設置する。

２．甲は、地域住民等の避難時に被災者へ提供する備蓄品を防災備蓄倉庫に適正に保管し、その維持管理を行う。

３．甲は、前項の規定する維持管理のために本物件内に立ち入る必要がある場合は、乙に連絡し、承諾を得たあとに、原則として月曜日から金曜日（祝日を除く）の間に立ち入りを行う。なお、土曜日、日曜日及び祝日の立ち入りが必要な場合は、事前に乙の承諾を得るものとする。

（経費の負担）

第７条　甲の要請内容の遂行に関する消耗品等の経費については甲が負担するものとし、災害発生直前の適正価格を参考にして甲乙協議の上、決定する。ただし、乙の施設の開放、電気及び役務の提供に関しては原則無償とする。

（施設の運営）

第８条　災害時提供施設の運営方法は、甲、乙で適宜協議する。

（使用料）

第９条　災害時提供施設及びマンホールトイレ、かまどベンチ及び屋外コンセントの使用料は、無料とする。

（使用の禁止）

第１０条　甲は、避難場所を災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき以外は地域住民等に使用させないものとする。

（使用中の事故に対する責任）

第１１条　甲及び乙は、災害時提供施設に地域住民等が避難したときに発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、甲及び乙の責に帰すべき事由

による事故等については、この限りでない。

（避難場所の廃止及び変更等の届出）

第１２条　乙は、1 ケ月前までに甲に申し入れを行うことにより避難場所を廃止することができるものとし、また、改築その他事由により避難場所の現状に変更を加えたときは、遅滞なく甲に対して通知を行うものとする。

(承継事項)

第１３条　乙は、本件建物を第三者に譲渡する場合には、この協定上の地位をその譲受人に承継させるものとする。

（協議事項）

第１４条　本協定について疑義が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（有効期限）

第１５条　この協定の有効期間は、この協定締結の日の属する年度の 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日から 1 月前までに、甲乙のいずれからも申し出がない場合は、自動的に 1 年延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和７年７月 17 日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　橘川　佳彦

乙　東京都渋谷区道玄坂一丁目 21 番 1 号
東　急　不　動　産　株　式　会　社
インフラ・インダストリー事業ユニット
イ　ン　ダ　ス　ト　リ　ー　事　業　本　部
執　行　役　員　本　部　長　　佐　藤　公　俊 ㊞

第１号様式（第４条関係）

施 設 使 用 要 請 書

年　　月　　日

殿

綾瀬市長

災害時における施設の使用等に関する協定書第４条第１項の規定に基づき、次のとおり施設の使用を要請します。

使用施設名	使用面積等	使用期間	使用用途	備考

担当　職　　氏名
連絡先

13-5-5 災害時提供施設(車両避難場所)に関する協定

災害時における施設の使用等に関する協定書

綾瀬市（以下「甲」という。）と株式会社ジャパンニューアルファ（以下「乙」という。）は、災害時における緊急避難等のため、甲が乙の管理する施設の一部（以下「災害時提供施設」という。）を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条　この協定は、大規模な地震、風水害及びその他の災害（武力攻撃災害等を含む。以下「大規模災害等」という。）が発生した場合に、被災者の生活の安全を図ることを目的として甲乙間において行う施設等の使用について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、「災害時提供施設」とは災害時に地域住民や車両避難者等が緊急避難等のために一時的に使用する施設とする。

（使用施設等）

第３条　災害時提供施設等は、次のとおりとする。

⑴ ジャパンニューアルファ綾瀬店　　駐車場 250 台

⑵ ジャパンニューアルファ綾瀬寺尾店　駐車場 310 台（車高２メートル以内に限る。）

⑶ その他トイレ、洗面等提供可能な施設及び物資等

２　災害時提供施設を使用するにあたり、施設等の安全確認は、乙が行うものとする。

（使用期間等）

第４条　被災者の支援に係る使用物件の使用期間については、おおむね３日間とする。

（施設の使用要請等）

第５条　甲は、災害により被災者を収容する必要があると認めたときは、乙に対し、災害時提供施設を使用することについて、施設使用要請書（第１号様式）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、後日、速やかに第１号様式を提出するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

（施設の運営）

第６条　災害時提供施設の運営方法は、甲、乙で適宜協議する。

（施設の退去）

第７条　災害時提供施設の使用の終了は、甲、乙協議の上決定する。

２　前項の決定がされた場合、避難者は甲等が用意する場所に移動することとする。

（使用料）

第８条　災害時提供施設の使用料は、無料とする。ただし、第３条第１項第３号にかかる物資等の提供があった場合、甲は災害発生前における適正な価格を支払うものとする。

（災害時提供施設等の原状復旧）

第９条　災害時提供施設として使用することにより、乙の施設又は設備に損壊等が生じた場合は、甲が原状復旧を行うものとする。

（施設変更等の報告）

第１０条　乙は、建築物の増改築等により、当該使用施設に変更が生じたときは、甲に報告するものとする。

（協議事項等）

第１１条　本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。

（有効期限）

第１２条　本協定は締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了１か月前までに相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

２　甲又は乙は、この協定の有効期限満了前に正当な理由によって、この協定を解除しようとするときは 30 日前までに解除の申入れをしなければならない。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和３年７月７日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長

乙　厚木市岡田３０５０番地
厚木アクストメインタワー８階
株式会社　ジャパンニューアルファ
代表取締役

第１号様式（第４条関係）

施 設 使 用 要 請 書

年　　月　　日

殿

綾瀬市長

災害時における施設の使用に関する協定書第４条第１項の規定に基づき、次のとおり施設の使用を要請します。

施設名	面積等	期　間	用　途	備　考

担当　職　　氏名
連絡先

13-5-6 温浴施設利用に関する協定

災害時における温浴施設の利用に関する協定書（東京建物リゾート株式会社）

綾瀬市（以下「甲」という。）と東京建物リゾート株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における温浴施設の利用について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震、風水害及びその他の災害（武力攻撃災害等を含む。以下「大規模災害等」という。）が発生した場合に、被災者等の健康及び清潔な生活環境の保持を目的として甲乙間において行う温浴施設（以下「施設」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、「施設」とは災害時に被災者等が利用する施設とする。

（利用施設等）

第３条　災害時提供施設は、次のとおりとする。

⑴ おふろの王様　海老名店　　海老名市柏ケ谷５５５番地１

⑵ おふろの王様　高座渋谷店　大和市渋谷５丁目２２番地　IKOZA ５Ｆ

⑶ おふろの王様　瀬谷店　　横浜市瀬谷区目黒町２４番地６

２　災害時提供施設を使用するにあたり、施設等の安全確認は、乙が行うものとする。

（利用する施設の範囲）

第４条　利用する施設の範囲は、各種入浴施設、シャワー施設、及び被災者等の健康と清潔な生活環境の保持に必要な施設とする。

（施設の使用要請等）

第５条　甲は、災害により被災者等が入浴する必要があると認めたときは、乙に対し、災害時提供施設を使用することについて、温浴施設利用要請書（第１号様式）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、後日、速やかに第１号様式を提出するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、被災者からの要請又は乙の判断により、本協定に基づき施設を使用することができる。

３　大規模災害等の影響により、施設の利用が困難と乙が判断する場合は、甲の要請を断ることができる。

（要請に対する措置）

第６条　乙は甲から前条の要請を受けた場合、要請事項に応じて速やかに適切な措置を執るとともにその措置状況を報告するものとする。

（報告）

第７条　乙は前条による要請事項が終了したときは、温浴施設利用報告書（第２号様式）により速やかに報告するものとする。

（費用の負担及び価格の決定）
第８条　乙が実施した、温浴施設利用に要した費用は甲が負担する。
２　甲が負担する費用の価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。
（協議事項等）
第９条　本協定について疑義等が生じた場合は、その都度甲、乙が協議を行うものとする。
（協定の効力及び更新）
第１０条　本協定は締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了１か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成３０年７月６日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　古塩　政由

乙　東京都中央区八重洲一丁目９番９号
東京建物リゾート株式会社
代表取締役社長執行役員　奥水　秀一郎

第１号様式（第５条関係）

温浴施設利用要請書

年　　月　　日

殿

綾瀬市長

災害時における施設の使用に関する協定書第５条第１項の規定に基づき、次のとおり施設の使用を要請します。

使用施設名	使用期間	使用用途	予定人数	備考

担当　職　　氏名
連絡先

第２号様式（第７条関係）

温浴施設利用報告書

年　　月　　日

綾瀬市長　殿

災害時における施設の使用に関する協定書第７条の規定に基づき　年　月　日現在の施設利用の状況を次のとおり報告します。

使用施設名	使用期間	使用用途	人数	備考

報告責任者職氏名：

連絡先：

13-5-7 災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書

綾瀬市と綾瀬市社会福祉協議会及びあやせ災害ボランティアネットワーク（以下「団体二者」という。）は、災害時ボランティアセンターの設置等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、綾瀬市内において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合において開設される、災害時ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置等）

第２条　団体二者は、綾瀬市からの要請により、災害時の円滑なボランティア活動の推進のため、センターを設置し運営するものとする。

２　団体二者は、センターを設置している間は、ボランティアの受け入れ等運営状況を随時報告するものとする。

３　センターの活動の終了は、復旧状況等を考慮し綾瀬市と団体二者が協議し決定するものとする。

（設置場所）

第３条　センターの設置場所は、綾瀬市地域防災計画に定める施設とする。ただし、綾瀬市は、当該施設がり災し、設置することが困難な場合は、これに代わる場所を確保するものとする。

（センターの活動）

第４条　センターが実施する活動は、次のとおりとする。

⑴ ボランティアを募集し、受け入れたボランティアを災害救援ボランティアとして登録すること。

⑵ 登録された災害救援ボランティアと依頼されたボランティア活動の調整に関すること。

⑶ 前２号に掲げるもののほか、災害救援ボランティアの救援活動を支援すること。

（連絡体制の整備）

第５条　綾瀬市と団体二者は、センターの設置及び運営を円滑に行うため、連絡体制を整備するものとする。

２　綾瀬市と団体二者は、前項の連絡体制を整備するため、それぞれに連絡責任者を

定め、相互に協力して設置訓練等を実施するものとする。

（平常時の協力）

第６条　団体二者は、平常時より災害時に備えたセンターの機能を整備するものとし、綾瀬市は、これに対する必要な支援を行うものとする。

２　綾瀬市と団体二者は、前項に規定する整備を連携して行うため、人材育成等整備に関し必要な事項について情報交換を行うものとする。

（資機材の確保）

第７条　綾瀬市と団体二者は、災害時におけるボランティア活動に必要な資機材を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第８条　センターの設置及び運営に関する費用は、綾瀬市と団体二者が協議の上、別に定める。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、綾瀬市と団体二者が協議し定めるものとする。

（会議）

第１０条　綾瀬市と団体二者との情報交換及び協議は、団体二者が行う会議等に、綾瀬市職員が必要に応じ、出席して実施するものとする。

（協定の期間）

第１１条　この協定は、締結の日から１年間をもって終了する。ただし、綾瀬市又は団体二者から期間満了の１箇月前までに、相手方に対し書面による協定終了の意思表示がない場合は、この協定の期間を１年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書３通を作成し、各関係者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２８年１０月３日

綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
市長　古　塩　政　由

綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市社会福祉協議会
会長　増　田　　譲

綾瀬市深谷３８３８
あやせ災害ボランティアネットワーク
代表　伊　藤　正　貴

13-6　＜物資･資機材＞

13-6-1　生活物資等調達に関する協定

災害時における食糧及び生活必需物資の調達に関する協定書
（綾瀬市商工会）

綾瀬市（以下「甲」という。）と綾瀬市商工会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害、大火災等の災害時（以下「災害時」という。）において、甲が行うり災者等への食糧及び生活必需物資（以下「物資」という。）の供給を必要とする事態が生じたとき、その有効な実施を期するため乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

（要請事項）

第２条　甲は、災害時における物資の確保を図るため、乙に対し物資調達の要請をする。

２　甲は、前項の規定により要請をするときは、物資調達要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに物資調達要請書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、適切な調達ができるよう第７条に定める組織体制に基づき速やかに当該商業部会員に伝達し、措置するとともにその措置状況を甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第４条　甲が調達する物資の品名は、物資確保数量表（別表１）に定めるものとし、その調達数量は、現に保有し、かつ確保できる数量とする。

（運搬）

第５条　原則として乙は、第７条に定める組織体制の各班ごとに物資を収集し、収集後は、甲が運搬するものとする。ただし、必要に応じて甲は、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（物資の引渡し）

第６条　物資の引渡しをする場合は、乙の当該商業部会員がそれぞれ通常使用してい

る納品書等に基づき引渡しを受けるものとする。

（組織体制及び連絡責任者）

第７条　要請及び協力に関する事項を正確かつ円滑に行うため、乙は、甲と協議のうえ防災組織表（別表２）に定める体制を確立しておくものとする。なお、甲においては、綾瀬市災害対策本部事務局長（防災主管課長）を連絡責任者とし、乙においては、事務局長を連絡責任者とするものとする。

（物資の価格）

第８条　物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（補償）

第９条　本協定による収集、運搬協力活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和５３年６月２０日条例第２９号）の定めるところによる。

（協議事項）

第１０条　この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、　その都度方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第１１条　この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。なお、昭和６０年８月１日に締結した「災害時における食糧及び生活必需物資の調達に関する協定書」については、この協定の締結日をもって廃止する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

平成１４年6月２０日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　見　上　和　由

乙　神奈川県綾瀬市深谷３４４５番地
綾瀬市商工会
会長　三　浦　福　好

第１号様式（第２条関係）

物 資 調 達 要 請 書

年　　月　　日

綾瀬市商工会

殿

綾瀬市長

災害時における食料及び生活必需物資の調達に関する協定に基づき、次のとおり物資の出荷を要請します。

品　　名	規　　格	数　　量	備　　考

別表１

物 資 確 保 数 量 表

品　　名	備　　考	数量
米　　穀	(kg)	
即席ラーメン	カップめんも含む (食)	
乾めん類	(把)	
かんづめ	(個)	
食　　塩	(kg)	
み　　そ	(kg)	
しょうゆ	(l)	
粉ミルク	(kg)	
な　　べ	直径30cm相当以上のもの (個)	
か　　ま	２升だき相当以上のもの (個)	
包　　丁	(丁)	
バ ケ ツ	10l入以上のもの (個)	
茶 わ ん	(枚)	
汁 わ ん	(枚)	
アルミホイル	(個)	
は　　し	割ばし (ぜん)	
ポリタンク	20l入 (個)	
タ オ ル	手ぬぐいも含む (枚)	
石 け ん	(個)	
ち り 紙	箱入ティッシュペーパー相当 (箱・しめ)	
トイレットペーパー	(個)	
マ ッ チ	大箱分相当 (箱)	
ライター	100円ライター (個)	

別2 防 災 組 織 表

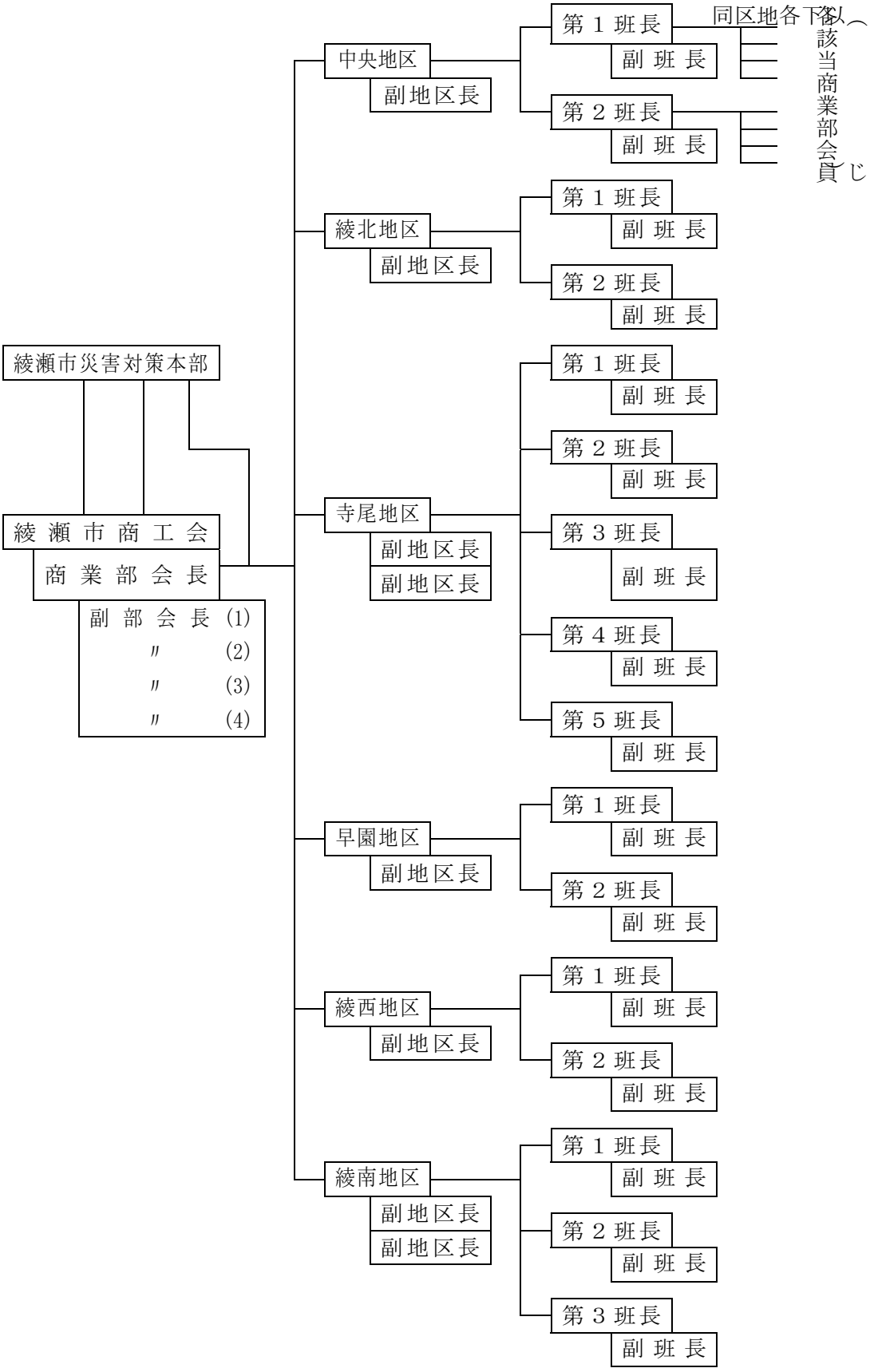
綾瀬市災害対策本部
綾 瀬 市 商 工 会
商 業 部 会 長
副 部 会 長 (1)
〃 (2)
〃 (3)
〃 (4)
中央地区
副地区長
綾北地区
副地区長
寺尾地区
副地区長
副地区長
早園地区
副地区長
綾西地区
副地区長
綾南地区
副地区長
副地区長
第 1 班長
副 班 長
第 2 班長
副 班 長
第 3 班長
副 班 長
第 4 班長
副 班 長
第 5 班長
副 班 長
同区地各下各（該当商業部会員に同じ）

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（コープ神奈川・ユーコープ事業連合）

（趣旨）
第１条　綾瀬市内に地震、風水害、その他による災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、綾瀬市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープかながわ及び生活協同組合連合会ユーコープ事業連合（以下「乙」という。）とは、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。
（協力要請）
第２条　甲は乙に対し協力を要請するときは、災害時応急生活必需物資要請書（第１号様式）により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに災害時応急生活物資要請書を乙に提出するものとする。
（協力の実施）
第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有物品の優先供給について積極的に協力するものとする。
２　物資の運搬は、甲が行うものとする。ただし、必要に応じて甲は、乙に対して運搬の協力を求めることができる。この場合甲は、乙の指定する場所へ市職員をするものとする。
（物資の範囲）
第４条　物資の範囲は、次に掲げるものとする。
(1)　食糧品及び生活必需品（別表のとおり）
（費用の負担）
第５条　物資に係る費用（供給した物資の対価及び乙並びに乙の指定するものが行った運搬の費用）は、甲の負担とし、乙の提出する出荷報告書等に基づき、災害時の直前における適性価格をもって決定する。
（支払い）
第６条　乙は、物資納入後、甲に対して物資の代金を請求するものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、速やかに支払うものとする。
（連絡責任者）
第７条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては、綾瀬市災害対策本部事務局長（防災主管課長）とし、乙においては、生活協同組合コープかながわ役員室部長を連絡責任者とする。
（保有数量の報告）
第８条　乙の連絡責任者は、物資の保有数量の報告を甲に対して行うものとする。なお、この報告は、毎年２回３月１日及び９月１日現在の数量を生活必需物資等保有数量表（第２号様式）により実施するものとする。
（広域的な支援体制の整備）
第９条　乙は、他の生活協同組合等との間での連携を強化し、災害時における生協間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。
（情報の収集・提供）
第１０条　甲は、災害時において市民に対し物資の配布場所や品目等の情報提供に努め、乙はそれに協力するものとする。

２　甲と乙は、災害時において被災地域や被災者の状況、地域の物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。
３　甲と乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

（物資の安定供給）
第１１条　乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう市民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

（ボランティア活動への支援）
第１２条　乙は、災害時に乙の組合員が行う物資の配布等のボランティア活動を支援し、甲はこれに協力するものとする。

（その他必要な支援）
第１３条　この協定に定める事項のほか、物資等について被災者への支援が必場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（関係法令の遵守）
第１４条　この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法その他関係法令を遵守するものとする。

（協議）
第１５条の協定の定めのない事項並びにこの協定に関し、疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の効力）
第１６条　この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。なお、平成８年１１月１４日に締結した「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」については、この協定の締結日をもって廃止する。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

平成１４年6月２０日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　見　上　和　由

乙　横浜市港北区新横浜二丁目５番地の１１
生活協同組合コープかながわ
理 事 長　馬　場　昭　夫

横浜市港北区新横浜二丁目５番地の１１
生活協同組合連合会ユーコープ事業連合
理 事 長　越　淵　堅　志

第１号様式（第２条関係）

災害時応急生活必需物資等要請書

年　　月　　日

様

綾瀬市長

災害時における応急生活必需物資供給等の協力に関する協定書に基づき、次のとおり物資の出荷を要請します。

品　　名	規　　格	数　　量	備　考

運搬（第３条関係）当該事項に〇印を付け、内容を記入する。

１　市職員が　　年　　月　　日に直接受け取りに行きます。

２　上記生活必需物資等の運搬を次のとおりお願いします。

(1)　場　所　綾瀬市

(2)　日　時　　年　　月　　日

別表（第４条関係）

災害時応急生活物資等一覧

段階 想定	第１段階 ライフラインストップ	第２段階 電気復旧	第３段階 水道復旧
期間	災害当日～３日	４日～６日	７日～
品目	水・飲料 ◆ 菓子パン ◆ 牛乳（ＬＬ） ◆ 果物（バナナ） ◆ レトルト食品(ごはん)◆ 缶詰（ｲｰｼﾞｰｵｰﾌﾟﾝ） 電池 懐中電灯 バケツ 軍手・シューズ ガムテープ 濡れティッシュ トイレットペーパー 紙おむつ 卓上ガスコンロ なべ ボンベ 生理用品	水・飲料 菓子パン 牛乳（ＬＬ） 果物（バナナ） レトルト食品(ごはん) 缶詰（ｲｰｼﾞｰｵｰﾌﾟﾝ） ｲﾝｽﾀﾝﾄｶｯﾌﾟﾗｰﾒﾝ 粉ミルク 哺乳瓶 紙おむつ なべ 濡れティッシュ 生理用品 下着・靴下 タオル 刃物 紙コップ・紙皿 トイレットペーパー ゴミ袋 マジック 大人用紙おむつ	米・牛乳 食パン めん類 バター・ジャム 肉・魚 野菜 果物 レトルト食品(おかず類) ｲﾝｽﾀﾝﾄｶｯﾌﾟﾗｰﾒﾝ 緑茶･コーヒー･紅茶 トイレットペーパー 洗濯・洗面用具 なべ 裁縫キット 下着・靴下 文房具 マスク
夏	蚊取り線香		
冬	使い捨てカイロ・毛布		

（１） 応急生活物資は、おおむね上記の段階・期間ごとの品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。

（２） 品目は上記の他、甲乙協議のうえその都度指定できるものとする。

第２号様式（第８条関係）

応急生活必需物資等の保有数量表

年　　月１日現在

生活協同組合コープかながわ

品　目	数量	品　目	数量	品　目	数量
水・飲料		トイレットペーパー		電池	
菓子パン		生理用品		懐中電灯	
牛乳（ＬＬ）		紙おむつ		洗濯用具	
果物（バナナ）		大人用紙おむつ		洗面用具	
レトルト食品(ごはん)		哺乳瓶		ガムテープ	
缶詰（ｲｰｼﾞｰｵｰﾌﾟﾝ)		濡れティッシュ		裁縫キット	
ｲﾝｽﾀﾝﾄｶｯﾌﾟﾗｰﾒﾝ		ゴミ袋		文房具	
粉ミルク		下着		マジック	
米		靴下		マスク	
食パン		毛布		蚊取り線香（夏）	
めん類		タオル		使い捨てカイロ（冬）	
バター・ジャム		バケツ			
肉		軍手			
魚		シューズ			
野菜		卓上ガスコンロ			
果物		なべ			
レトルト食品（おかず類）		刃物			
緑茶・コーヒー・紅茶		紙コップ			
		紙皿			
		ボンベ			

連絡責任者職・氏名　　連絡先：

災害時における生活必需物資等の調達に関する協定書（三和フードワン綾瀬店）

綾瀬市（以下「甲」という。）と株式会社三和フードワン綾瀬店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害、大火災等の災害時（以下「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策に対し、円滑な生活必需物資等（以下「物資」という。）の確保をするため、乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

（要請事項）

第２条　甲は、災害時における物資の確保を図るため必要があると認めたときは、乙の保有する物資の調達を要請する。

２　甲は、前項の規定により要請するときは、物資調達要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに物資調達要請書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむをえない事由のない限り保有物資の優先供給及び搬出に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第４条　物資の範囲は、寝具、衣料品、食料品、炊事用具、食器、光熱材料、日用品及びその他甲が指定する物資とし、その品名については、別表「生活必需物資等保有数量表」に定めるものとする。

（運搬）

第５条　運搬は、甲が行うものとする。ただし、必要に応じて甲は、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（物資の引渡し）

第６条　物資の引渡しをする場合は、乙の通常使用している納品書等に基づき引渡しを受けるものとする。

（物資の価格）

第７条　物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（補償）

第８条　本協定による運搬協力活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和５３年６月２０日条例第２９号）の定めるところによる。

（連絡責任者）

第９条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては、綾瀬市災害対策本部事務局長（防災主管課長）とし、乙においては、店長を連絡責任者とする。

（保有数量の報告）

第１０条　乙の連絡責任者は、物資の保有数量の報告を甲に対して行うものとする。

なお、この報告は、毎年２回３月１日及び９月１日現在の数量を別表「生活必需物等保有数量表」により実施するものとする。

（協議事項）

第１１条　この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第１２条　この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

平成１４年5月２２日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　　見　上　和　由

乙　神奈川県綾瀬市大上四丁目６番６号
株式会社　三和　フードワン　綾瀬店
店　　長　　千　葉　忠　昭

第１号様式（第２条関係）

物 資 調 達 要 請 書

年　　月　　日

様

綾瀬市長

災害時における生活必需物資等の調達に関する協定に基づき、次のとおり物資の出荷を要請します。

品　　名	規　　格	数　　量	備　　考

運搬（第５条関係）　該当事項に○印を付け、内容を記入する。

１　市災害対策本部職員が　　年　月　日　　時に直接受取に行きます。

２　上記物資の運搬を下記のとおり願います。

(1) 場　所　綾瀬市

(2) 日　時　　年　月　日

３　その他

害時における食糧及び生活必需物資等の調達に関する協定書（綾北商店会）

綾瀬市（以下「甲」という。）と綾北商店会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害、大火災等の災害時（以下「災害時」という。）において、甲が行うり災者等への食糧及び生活必需物資等（以下「物資」という。）の供給を必要とする事態が生じたとき、その有効な実施を期するため乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

（要請事項）

第２条　甲は、災害時における物資の確保を図るため、乙に対し物資調達の要請をする。

２　甲は、前項の規定により要請をするときは、物資調達要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに物資調達要請書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、適切な調達ができるよう第７条に定める組織体制に基づき速やかに当該商店会員に伝達し、措置するとともにその措置状況を甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第４条　甲が調達する物資の品名及び数量は、乙が現に保有し、かつ確保できる範囲とする。なお、乙は、あらかじめ確保可能な品目等を想定し、物資確保想定品目表（別表１）を作成しておくものとする。

（運搬）

第５条　原則として乙は、第７条に定める体制により物資を収集し、収集後は、甲が運搬するものとする。ただし、必要に応じて甲は、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（物資の引渡し）

第６条　物資の引渡しをする場合は、乙の当該商店会員がそれぞれ通常使用している納品書等に基づき引渡しを受けるものとする。

（組織体制及び連絡責任者）

第７条　要請及び協力に関する事項を正確かつ円滑に行うため、乙は体制を確立して

おくものとする。

なお、甲においては、綾瀬市災害対策本部事務局長代理（防災主管課長）を連絡責任者とし、乙においては、商店会長を連絡責任者とするものとする。

（物資の価格）

第８条　物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（補償）

第９条　本協定による収集、運搬協力活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和５３年６月２０日条例第２９号）の定めるところによる。

（協議事項）

第１０条　この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第１１条　この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

平成１９年2月２２日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　笠　間　城治郎

乙　神奈川県綾瀬市寺尾中一丁目８番１１号
綾北商店会
会　長　　片　野　　操

第１号様式（第２条関係）

物 資 調 達 要 請 書

年　　月　　日

綾北商店会

殿

綾瀬市長

災害時における食糧及び生活必需物資等の調達に関する協定に基づき、次のとおり物資の出荷を要請します。

品　　名	規　　格	数　　量	備　　考

別表１（第４条関係）

物 資 確 保 想 定 品 目 表

店　　名	品　　名	備　　考	数量

災害時における生活必需物資等の調達に関する協定書（ハンディ綾瀬店）

綾瀬市（以下「甲」という。）と株式会社マキバハンディ綾瀬店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害、大火災等の災害時（以下「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策に対し、円滑な生活必需物資等（以下「物資」という。）の確保をするため、乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

（要請事項）

第２条　甲は、災害時における物資の確保を図るため必要があると認めたときは、乙の保有する物資の調達を要請する。

２　甲は、前項の規定により要請するときは、物資調達要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに物資調達要請書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、保有物資の優先供給及び搬出に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第４条　物資の範囲は、寝具、衣料品、食料品、炊事用具、食器、光熱材料、日用品及びその他甲が指定する物資とし、その品名については、別表「生活必需物資等保有数量表」に定めるものとする。

（運搬）

第５条　運搬は、甲が行うものとする。ただし、必要に応じて甲は、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（物資の引渡し）

第６条　物資の引渡しをする場合は、乙の通常使用している納品書等に基づき引渡しを受けるものとする。

（物資の価格）

第７条　物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（補償）

第８条　本協定による運搬協力活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和５３年６月２０日条例第２９号）の定めるところによる。

（連絡責任者）

第９条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては、綾瀬市災害対策本部事務局長（防災主管部長）とし、乙においては、店長を連絡責任者とする。

（保有数量の報告）

第１０条　乙の連絡責任者は、物資の保有数量の報告を甲に対して行うものとする。なお、この報告は、毎年１回９月１日現在の数量を別表「生活必需物等保有数量表」により実施するものとする。

（協議事項）

第１１条　この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第１２条　この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

平成２０年１１月１１日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　笠　間　城治郎

乙　神奈川県綾瀬市深谷１７７７番地
株式会社マキバ
ハンディ綾瀬店
店　長　大　森　　稔

第１号様式（第２条関係）

物 資 調 達 要 請 書

年　　月　　日

様

綾瀬市長

災害時における生活必需物資等の調達に関する協定に基づき、次のとおり物資の出荷を要請します。

品　　名	規　　格	数　　量	備　　考

運搬（第５条関係）該当事項に○印を付け、内容を記入する。

１　市災害対策本部職員が　　年　月　日直接受取に行きます。

２　上記物資の運搬を下記のとおり願います。

(1) 場　所　綾瀬市

(2) 日　時　　年　月　日

災害時におけるダンボール等の提供に関する協定書（三興段ボール）

綾瀬市（以下「甲」という。）と株式会社三興段ボール（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害、大火災等の災害時（以下「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策に対し、円滑なダンボール等（以下「ダンボール」という。）の確保をするため、乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

（要請事項等）

第２条　甲は、災害時におけるダンボールの確保を図るため必要があると認めたときは、乙の保有するダンボールの提供を要請する。

２　甲は、前項の規定により要請するときは、ダンボールの提供要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかにダンボールの提供要請書を提出するものとする。

３　乙の措置事項は、ダンボールの提供報告書（第２号様式）により行うものとする。

４　甲及び乙の要請の経路は別に定める。

（要請事項の措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、製造可能ダンボールの優先提供及び搬出に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（ダンボールの範囲）

第４条　ダンボールの範囲は、ダンボール及びその他甲が指定するダンボール製品とする。

（運搬）

第５条　運搬は、甲が行うものとする。ただし、必要に応じて甲は、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（ダンボールの価格）

第６条　ダンボールの取引価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（製造可能数量の報告）

第７条　甲は乙に対して、定期的にダンボールの製造可能数量について報告を求めることができる。

２　前項の報告は、ダンボールの製造可能数量報告書（第３号様式）によるものとする。

（協定内容の周知）

第８条　甲及び乙は、平常時からその従事者等に対して、本協定の趣旨及び手続きの周知に努めるものとする。

（補償）

第９条　本協定による運搬協力活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和５３年６月２０日条例第２９号）の定めるところによる。

（協議事項）

第１０条　この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第１１条　この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

平成２０年１２月１７日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　笠　間　城治郎

乙　神奈川県綾瀬市早川２６４７番地１
株式会社　三興段ボール
代表取締役　小　川　文　夫

第１号様式（第２条関係）

ダ ン ボ ー ル の 提 供 要 請 書

年　　月　　日

株式会社　三興段ボール
代表取締役　　様

綾瀬市長　　㊞

災害時におけるダンボール等の提供に関する協定に基づき、次のとおりダンボールの提供を要請します。

項　　目	内　　容
災害の状況及び提供要請の事由	

項　　目	品　　名	数　量	備　考
提供を必要とする品名及び数量	K5W フルート（紙幅1,400×流れ2,600㎜）		間仕切り用
	K5W フルート（紙幅1,400×流れ1,600㎜）		間仕切り用
	K5W フルート（紙幅2,000×流れ1,000㎜）		マットレス用
	K5W フルート（紙幅1,300×流れ3,000㎜）		床緩衝材用
提供を必要とする場所			
その他必要な事項			

運搬（第５条関係）　該当事項に○印を付け、内容を記入する。

１　市災害対策本部職員が　　年　月　日　　時に直接受取に行きます。

２　上記ダンボール等の運搬を下記のとおり願います。

(1) 場　所　綾瀬市

(2) 日　時　　年　月　日

３　その他

第２号様式（第２条関係）

ダ ン ボ ー ル の 提 供 報 告 書

年　　月　　日

綾 瀬 市 長 殿

株式会社　三興段ボール
代表取締　　㊞

災害時におけるダンボール等の提供に関する協定に基づき、次のとおりダンボールの提供を報告します。

項　　目	品　　名	数 量	備 考
提供した品名及び数量	K5W フルート（紙幅1,400×流れ2,600㎜）		
	K5W フルート（紙幅1,400×流れ1,600㎜）		
	K5W フルート（紙幅2,000×流れ1,000㎜）		
	K5W フルート（紙幅1,300×流れ3,000㎜）		
提供した相手方もしくは場所			
提供した日時	年　　月　　日　　時頃		
その他必要な事項			

第３号様式（第７条関係）

ダンボールの製造可能数量報告書

年　　月　　日

綾　瀬　市　長　殿

株式会社　三興段ボール
代表取締役　　㊞

災害時におけるダンボール等の提供に関する協定に基づき、次のとおりダンボールの製造可能数量を報告します。

項　　目	品　　名	数　量	備　考
品名及び数量	K5W フルート （紙幅1,400×流れ2,600㎜）		
	K5W フルート （紙幅1,400×流れ1,600㎜）		
	K5W フルート （紙幅2,000×流れ1,000㎜）		
	K5W フルート （紙幅1,300×流れ3,000㎜）		

災害時における生活必需物資の調達に関する協定書（エイヴイ綾瀬店）

綾瀬市（以下「甲」という。）と株式会社エイヴイ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害、大火災等の災害時（以下「災害時」という）において、甲が実施する応急対策に対し、円滑な生活必需物資（以下「物資」という）の確保をするため、乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

（要請事項）

第２条　甲は、災害時における物資の確保を図るため必要があると認めたときは、乙の保有する物資の調達を要請する。

２　甲は、前項の規定により要請するときは、物資調達要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合において、甲は、事後において速やかに物資調達要請書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、保有物資の優先供給及び搬出に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第４条　甲が調達する物資の品名及び数量は、乙が現に保有し、かつ確保できる範囲とする。なお、乙はあらかじめ確保可能な品目を想定し、物資確保想定品目表（第２号様式）を作成しておくものとする。

（運搬）

第５条　運搬は、甲が行うものとする。ただし、必要に応じて甲は、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（物資の引渡し）

第６条　物資の引渡しをする場合は、乙の通常使用している納品書等に基づき引渡しを受けるものとする。

（物資の価格）

第７条　物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（補償）

第８条　本協定による運搬協力活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和５３年綾瀬町条例第２９号）の定めるところによる。

（連絡責任者）

第９条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては、

綾瀬市災害対策本部事務局長（防災主管部長）とし、乙においては、店長を連絡責任者とする。

（保有数量の報告）

第１０条　乙の連絡責任者は、物資の保有数量の報告を甲に対して行うものとする。なお、この報告は、毎年１回９月１日現在の数量を物資確保想定品目表により実施するものとする。

（協議事項）

第１１条　この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第１２条　この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。ただし、この協定の効力は、乙の綾瀬店のみ効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上各自その１通を保有するものとする。

平成２２年7月１５日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　笠　間　城治郎

乙　神奈川県横須賀市平成町１-５-１
株式会社　エイヴイ
代表取締役　木　村　忠　昭

第１号様式（第２条関係）

物 資 調 達 要 請 書

年　　月　　日

様

綾瀬市長

災害時における生活必需物資等の調達に関する協定に基づき、次のとおり物資の出荷を要請します。

品　　名	規　　格	数　　量	備　　考

運搬（第５条関係）該当事項に○印を付け、内容を記入する。

１　市災害対策本部職員が　　年　月　日直接受取に行きます。

２　上記物資の運搬を下記のとおり願います。

(1) 場　所　綾瀬市

(2) 日　時　　年　月　日

３　その他

第２号様式（第４条、第１０関係）

物 資 確 保 想 定 品 目 表

品　　名	数　　量	備　　考

年　　月　　日現在

連絡責任者職・氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

災害時等における畳の提供に関する協定書（5 日で 5000 枚の約束）

綾瀬市（以下「甲」という。）と「5日で 5000 枚の約束。」プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）は、災害時等における畳の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害（武力攻撃事態又は緊急対処事態を含む。）が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲の要請に応じて、乙が畳を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時等に畳の提供を受けようとするときは、畳の提供要請書（第１号様式）により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、後日、速やかに第１号様式を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、畳の提供に努めるものとする。

２　甲が指示した避難所等までの畳の輸送については、その都度甲乙協議のうえ、協力して行うものとする。

３　使用後の畳の処理については甲が行うものとする。

４　乙は畳の提供後、甲に提供した畳の数量等を明示した、畳の提供報告書（第２号様式）を提出するものとする。

（連絡責任者）

第４条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は綾瀬市災害対策本部事務局長代理（防災主管課長）とし、乙の連絡責任者は綾瀬市の藤原畳店代表者とする。

（費用の負担）

第５条　乙が甲に提供する畳及び輸送に係る費用は無償とし、その他畳の提供にあたり生じる費用は、甲乙協議して定めるものとする。

（車両の通行）

第６条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急または優先車両として通行できるよう可能な範囲で支援するものとする。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平素から情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

（訓練への参加）

第８条　乙は甲の主催する防災訓練等に、協力の要請等があったときは、積極的に参加するものとする。

（事故等）

第９条　乙は、第３条の対応の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に速やかにその状況を報告するものとする。

（災害補償）

第１０条　甲は、第３条の規定により業務に従事した者が、その者の責に帰することのできない理由により死亡し、又は負傷したときは、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年綾瀬町条例第29号）に基づきその損害を補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度において損害補償の責を免れる。

（第三者への損害賠償責任）

第１１条　乙は、第３条の規定による業務中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

２　前項に規定する第三者への賠償については、乙と乙の参加畳店で協議の上、決定する。

３　乙の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、その事実の発生後遅滞無くその状況を書面により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、決定する。

（業務における暴力団排除）

第１２条　甲は、乙が綾瀬市暴力団排除条例（平成２３年綾瀬市条例第９号。以下「条例」という。）第２条第２号に掲げる暴力団、同条第４号に掲げる暴力団員等又は同条第５号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当するときは、この協定を解除するものとする。

２　甲は、乙の参加畳店が条例第２条第２号に掲げる暴力団、同条第４号に掲げる暴力団員等又は同条第５号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当するときは、その参加畳店をこの協定から除くものとする。

（秘密の保持）

第１３条　甲及び乙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。協定が解除された後においても同様とする。

（協議事項）

第１４条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間）

第１５条　この協定は、締結の日から効力を有し、協定期間は締結した日から１年間とする。

２　協定期間満了の１ヶ月前までに甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない場合は、その期間を１年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２９年7月３１日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　古塩　政由

乙　埼玉県川越市三光町 3-2
「５日で 5000 枚の約束。」プロジェクト実行委員会
関東地区委員長　岡田　暁夫

13-6-2　食料調達に関する協定

災害発生時における米穀の調達に関する協定書（全農パールライス神奈川支店）

綾瀬市（以下「甲」という。）と全農パールライス東日本株式会社神奈川支店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害、大火災等の災害が発生したとき（　以下「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策に対し、円滑な米穀の調達をするため、乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

（要請事項）

第２条　甲は、災害時における米穀の確保を図る必要があると認めたときは、米穀調達要請書（第１号様式）により乙の保有する米穀の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに米穀調達要請書を乙に提出するものとする。

（要請事項の措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむをえない事由のない限り保有米穀の供給に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（調達数量）

第４条　甲が調達する米穀の数量は、乙が保有する数量の範囲内で、甲の必要数量とする。

（運搬）

第５条　乙は、甲の要請に基づき甲の指定する場所に運搬するものとする。ただし、状況に応じて甲が運搬するものとする。

（米穀の引渡し）

第６条　米穀の引渡しをする場合は、乙の通常使用している納品書等に基づき引渡しを受けるものとする。

（米穀の価格）

第７条　米穀の取引価格は、災害時直前における適正な価格とする。

（支払）

第８条　乙は、米穀納入後、甲に対して米穀の代金を請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（補償）

第９条　本協定による運搬協力活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和５３年綾瀬町条例第２９号）の定めるところによる。

（連絡責任者）

第１０条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては、綾瀬市災害対策本部事務局長（防災主管課長）とし、乙においては、企画管理部長を連絡責任者とする。

（保有数量の報告）

第１１条　乙の連絡責任者は、米穀の保有数量の報告を甲に対して行うものとする。この報告は、毎年２回３月１日及び９月１日現在の数量を米穀保有数量表（第２号様式）により実施するものとする。なお、甲が必要とした場合においても報告を求めることができるものとする。

（協議事項）

第１２条　この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第１３条　この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。なお、平成８年９月１日に締結した「災害時における炊飯米の調達に関する協定書」については、この協定書の締結日をもって廃止する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

平成１４年6月２０日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　見　上　和　由

乙　神奈川県横浜市西区平沼１丁目３番１３号
全農パールライス東日本株式会社神奈川支店
取締役支店長　臼　井　勝　之

第１号様式（第２条関係）

米 穀 調 達 要 請 書

年　　月　　日

様

綾瀬市長

災害時における米穀の調達に関する協定に基づき、次のとおり米穀の出荷を要請します。

米　穀	kg

運搬（第５条関係）該当事項に〇印を付け、内容を記入する。

１　上記米穀の運搬を次のとおりお願いします。

(1) 場　　所　　綾瀬市

(2) 日　　時　　年　　月　　日

２　市職員が　　年　　月　　日に直接受け取りに行きます。

３　その他

第２号様式（第１１条関係）

米 穀 保 有 数 量 表

綾瀬市長　殿

年　　月　　日現在の米穀保有数量を次のとおり報告します。

保管場所			保有数量 (kg)
名称	所在	電話番号	

※連絡責任者

職氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿連絡先：

災害発生時における米穀の調達に関する協定書（さがみ農業協同組合）

綾瀬市（以下「甲」という。）とさがみ農業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害、大火災等の災害が発生したとき（以下「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策に対し、円滑な米穀の調達をするため、乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

（要請事項）

第２条　甲は、災害時における米穀の確保を図る必要があると認めたときは、米穀調達要請書（第１号様式）により乙の保有する米穀の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに米穀調達要請書を乙に提出するものとする。

（要請事項の措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむをえない事由のない限り保有米穀の供給に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（調達数量）

第４条　甲が調達する米穀の数量は、乙が保有する数量の範囲内で、甲の必要数量とする。

（運搬）

第５条　運搬は、甲が行うものとする。ただし、必要に応じて甲は、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（米穀の引渡し）

第６条　米穀の引渡しをする場合は、乙の通常使用している納品書等に基づき引渡しを受けるものとする。

（米穀の価格）

第７条　米穀の取引価格は、災害時直前における適正な価格とする。

（支払）

第８条　乙は、米穀納入後、甲に対して米穀の代金を請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（補償）

第９条　本協定による運搬協力活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和５３年綾瀬町条例第２９号）の定めるところによる。

（連絡責任者）

第１０条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては、綾瀬市災害対策本部事務局長（防災主管課長）とし、乙においては、綾瀬営農経済センター長を連絡責任者とする。

（保有数量の報告）

第１１条　乙の連絡責任者は、米穀の保有数量の報告を甲に対して行うものとする。この報告は、毎年２回３月１日及び９月１日現在の数量を米穀保有数量表（第２号様式）により実施するものとする。なお、甲が必要とした場合においても報告を求めることができるものとする。

（協議事項）

第１２条　この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第１３条　この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。なお、平成８年９月１日に締結した「災害時における米穀の調達に関する協定書」については、この協定書の締結日をもって廃止する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

平成１４年6月２０日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　見　上　和　由

乙　神奈川県藤沢市湘南台五丁目１４番地１０
さがみ農業協同組合
代表理事組合長　大　川　壽　一

第１号様式（第２条関係）

米 穀 調 達 要 請 書

年　　月　　日

さがみ農業協同組合長　殿

綾瀬市長

災害時における米穀の調達に関する協定に基づき、次のとおり米穀の出荷を要請します。

米　穀	kg

運搬（第５条関係）該当事項に〇印を付け、内容を記入する。

１　市職員が　　年　　月　　日に直接受け取りに行きます。

２　上記米穀の運搬を次のとおりお願いします。

(1) 場　　所　　綾瀬市

(2) 日　　時　　年　　月　　日

第２号様式（第１１条関係）

米 穀 保 有 数 量 表

綾瀬市長　殿

さがみ農業協同組合長

年　　月　　日現在の米穀保有数量を次のとおり報告します。

保管場所			保有数量　(kg)
名　　称	所　　在	電 話 番 号	

※　連絡責任者

職氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿連絡先：

災害発生時における食糧の調達に関する協定書（ハーベスト）

綾瀬市（以下「甲」という。）とハーベスト株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害、大火災等の災害が発生したとき（以下「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策に対し、円滑な食糧の調達をするため、乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

（要請事項）

第２条　甲は、災害時における食糧の確保を図る必要があると認めたときは、食糧調達要請書（第１号様式）により乙が確保可能な食糧の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに食糧調達要請書を乙に提出するものとする。

（要請事項の措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむをえない事由のない限り確保可能な食糧の供給に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（調達数量）

第４条　甲が調達する食糧の数量は、乙が確保可能な数量の範囲内で、甲の必要数量とする。

（運搬）

第５条　乙は、甲の要請に基づき甲の指定する場所に運搬するものとする。ただし、状況に応じて甲が運搬するものとする。

（食糧の引渡し）

第６条　食糧の引渡しをする場合は、乙の通常使用している納品書等に基づき引渡しを受けるものとする。

（食糧の価格）

第７条　食糧の取引価格は、災害時直前における適正な価格とする。

（支払）

第８条　乙は、食糧納入後、甲に対して食糧の代金を請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（補償）

第９条　本協定による運搬協力活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和５３年６月２０日条例第２９号）の定めるところによる。

（連絡責任者）

第１０条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては、綾瀬市災害対策本部事務局長（防災主管課長）とし、乙においてはフーズサプライ事業本部副本部長を連絡責任者とする。

（確保可能数量の報告）

第１１条　乙の連絡責任者は、食糧の確保可能数量の報告を甲に対して行うものとする。この報告は、毎年２回３月１日及び９月１日現在の数量を食糧確保可能数量表（第２号様式）により実施するものとする。なお、甲が必要とした場合においても報告を求めることができるものとする。

（協議事項）

第１２条　この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第１３条　この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

平成１４年5月２２日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　　見　上　和　由

乙　神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目１６８番地
ハーベスト株式会社
代表取締役社長　脇　本　　実

第１号様式（第２条関係）

食 糧 調 達 要 請 書

年　　月　　日

様

綾瀬市長

災害時における食糧の調達に関する協定に基づき、次のとおり食糧の出荷を要請します。

品　　名	規　　格	数　量	備　　考

運搬（第５条関係）該当事項に○印を付け、内容を記入する。

１　上記食糧の運搬を次のとおりお願いします。

(1) 場　　所　　綾瀬市

(2) 日　　時　　年　　月　　日

２　市職員が　　年　　月　　日に直接受け取りに行きます。

３　その他

第２号様式（第１１条関係）

食 糧 確 保 可 能 数 量 表

綾瀬市長　殿

年　　月　　日現在の食糧確保可能数量等を次のとおり報告します。

品　　名	規　　格	数　量（単位）	備　　考

※　連絡責任者職氏名：

※　連絡先：

災害時における乳製品の調達に関する協定書（横浜乳業）

綾瀬市（以下「甲」という。）と横浜乳業株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害、大火災等の災害時（以下「災害時」という。）において甲が行うり災者等への食糧の供給を必要とする事態が生じたとき、乙が製造又は取扱っている乳製品（以下「乳製品」という。）の調達について、乙が行う協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（要請事項）

第２条　甲は、災害時における食糧の確保を図るため、乙に対し乳製品調達の要請をする。

２　甲は、前項の規定により要請するときは、乳製品調達要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときはその他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに乳製品調達要請書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、災害状況及び乙の通常取引以外の製品在庫数の範囲内における供給可能数量について、その都度甲と協議し、取り決めた数量を供給するものとする。

（運搬）

第４条　運搬は、甲が行うものとする。

（乳製品の引渡し）

第５条　乳製品の引渡しをする場合は、乙の通常使用している納品書等に基づき引渡しを受けるものとする。

（乳製品の価格）

第６条　乳製品の価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（連絡責任者）

第７条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては、綾瀬市災害対策本部事務局長（防災主管課長）とし、乙においては、工場長を連絡責任者とする。

（供給可能数量の報告）

第８条　乙の連絡責任者は、乳製品の供給可能な数量の報告を甲に対して行うものとする。この報告は、毎年２回３月１日及び９月１日現在の数量を乳製品供給可能数量表（第２号様式）により実施するものとする。

（協議事項）

第９条　この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第１０条　この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。なお、昭和６０年６月１日に締結した「災害時における乳製品の調達に関する協定書」については、この協定の締結日をもって廃止する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

平成１４年6月２０日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　　見　上　和　由

乙　神奈川県綾瀬市吉岡東三丁目６番１号
横浜乳業株式会社
代表取締役社長　大　野　　弘

第１号様式（第２条関係）

物 資 調 達 要 請 書

年　　月　　日

横浜乳業株式会社
取締役工場長　　殿

綾瀬市長

災害時における乳製品の調達に関する協定に基づき、次のとおり乳製品の出荷を要請します。

品　　名	規　　格	数　　量	備　　考

第２号様式（第８条関係）

乳 製 品 供 給 可 能 数 量 表

年　　月１日現在

品　　名	規　　格	数　　量	備　　考

横　浜　乳　業

連絡責任者職・氏名　　連絡先

災害発生時における食糧の調達に関する協定書（明星フレッシュ）

綾瀬市（以下「甲」という。）と株式会社明星フレッシュ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害、大火災等の災害が発生したとき（以下「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策に対し、円滑な食糧の調達をするため、乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

（要請事項）

第２条　甲は、災害時における食糧の確保を図る必要があると認めたときは、食糧調達要請書（第１号様式）により乙が確保可能な食糧の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに食糧調達要請書を乙に提出するものとする。

（要請事項の措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむをえない事由のない限り確保可能な食糧の供給に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（調達数量）

第４条　甲が調達する食糧の数量は、乙が確保可能な数量の範囲内で、甲の必要数量とする。

（運搬）

第５条　乙は、甲の要請に基づき甲の指定する場所に運搬するものとする。ただし、状況に応じて甲が運搬するものとする。

（食糧の引渡し）

第６条　食糧の引渡しをする場合は、乙の通常使用している納品書等に基づき引渡しを受けるものとする。

（食糧の価格）

第７条　食糧の取引価格は、災害時直前における適正な価格とする。

（支払）

第８条　乙は、食糧納入後、甲に対して食糧の代金を請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（補償）

第９条　本協定による運搬協力活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和５３年６月２０日条例第２９号）の定めるところによる。

（連絡責任者）

第１０条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては、綾瀬市災害対策本部事務局長（防災主管課長）とし、乙においては、神奈川事業部部長を連絡責任者とする。

（確保可能数量の報告）

第１１条　乙の連絡責任者は、食糧の確保可能数量の報告を甲に対して行うものとする。この報告
は、毎年２回３月１日及び９月１日現在の数量を食糧確保可能数量表（第２号様式）により実施するものとする。なお、甲が必要とした場合においても報告を求めることができるものとする。

（協議事項）

第１２条　この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第１３条　この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

平成１４年5月２２日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　　見　上　和　由

乙　神奈川県綾瀬市早川字上原２６４７－２４
株式会社明星フレッシュ
代表取締役社長　賀　川　知　彦

第１号様式（第２条関係）

食 糧 調 達 要 請 書

年　　月　　日

様

綾瀬市長

災害時における食糧の調達に関する協定に基づき、次のとおり食糧の出荷を要請します。

品　　名	規　　格	数　量	備　　考

運搬（第５条関係）該当事項に〇印を付け、内容を記入する。

１　上記食糧の運搬を次のとおりお願いします。
(1) 場　　所　　綾瀬市
(2) 日　　時　　年　　月　　日
２　市職員が　　年　　月　　日に直接受け取りに行きます。
３　その他

第２号様式（第１１条関係）

食 糧 確 保 可 能 数 量 表

綾瀬市長　殿

年　　月　　日現在の食糧確保可能数量等を次のとおり報告します。

品　　名	規　　格	数　量（単位）	備　　考

※　連絡責任者職氏名：
※　連絡先：

災害発生時における食糧の調達に関する協定書（秋本食品）

綾瀬市（以下「甲」という。）と秋本食品株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害、大火災等の災害が発生したとき（以下「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策に対し、円滑な食糧の調達をするため、乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

（要請事項）

第２条　甲は、災害時における食糧の確保を図る必要があると認めたときは、食糧調達要請書（第１号様式）により乙が確保可能な食糧の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに食糧調達要請書を乙に提出するものとする。

（要請事項の措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむをえない事由のない限り確保可能な食糧の供給に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（調達数量）

第４条　甲が調達する食糧の数量は、乙が確保可能な数量の範囲内で、甲の必要数量とする。

（運搬）

第５条　乙は、甲の要請に基づき甲の指定する場所に運搬するものとする。ただし、状況に応じて甲が運搬するものとする。

（食糧の引渡し）

第６条　食糧の引渡しをする場合は、乙の通常使用している納品書等に基づき引渡しを受けるものとする。

（食糧の価格）

第７条　食糧の取引価格は、災害時直前における適正な価格とする。

（支払）

第８条　乙は、食糧納入後、甲に対して食糧の代金を請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（補償）

第９条　本協定による運搬協力活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和５３年６月２０日条例第２９号）の定めるところによる。

（連絡責任者）

第１０条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては、綾瀬市災害対策本部事務局長（防災主管課長）とし、乙においては、総務課係長を連絡責任者とする。

（確保可能数量の報告）

第１１条　乙の連絡責任者は、食糧の確保可能数量の報告を甲に対して行うものとする。この報告は、毎年２回３月１日及び９月１日現在の数量を食糧確保可能数量表（第２号様式）により実施するものとする。なお、その他甲が必要とした場合においても報告を求めることができるものとする。

（協議事項）

第１２条　この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第１３条　この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

平成１４年5月２２日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　　見　上　和　由

乙　神奈川県早川２６９６－１１
秋本食品株式会社
取締役社長　　秋　本　幸　男

第１号様式（第２条関係）

食 糧 調 達 要 請 書

年　　月　　日

様

綾瀬市長

災害時における食糧の調達に関する協定に基づき、次のとおり食糧の出荷を要請します。

品　　名	規　　格	数　量	備　　考

運搬（第５条関係）該当事項に〇印を付け、内容を記入する。

１　上記食糧の運搬を次のとおりお願いします。

(1) 場　　所　　綾瀬市

(2) 日　　時　　年　　月　　日

２　市職員が　　年　　月　　日に直接受け取りに行きます。

３　その他

第２号様式（第１１条関係）

食 糧 確 保 可 能 数 量 表

綾瀬市長　殿

年　　月　　日現在の食糧確保可能数量等を次のとおり報告します。

品　　名	規　　格	数　量（単位）	備　　考

※　連絡責任者職氏名：
※　連絡先：

災害時におけるパンの調達に関する協定書（鐵サービス）

綾瀬市（以下「甲」という。）と有限会社鐵サービス（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害、大火災等の災害時（以下「災害時」という。）において甲が行うり災者等への食糧の供給を必要とする事態が生じたとき、乙が製造するパン（以下「パン」という。）の調達について乙が行う協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（要請事項）

第２条　甲は、災害時における食糧の確保を図るため、乙に対しパン調達の要請をする。

２　甲は、前項の要請をするときは、物資調達要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに物資調達要請書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、パンの製造、供給に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（運搬）

第４条　運搬は、甲が行うものとする。ただし、必要に応じて甲は、乙に対して運搬の協力を求めることができ、その場合甲は、指定する場所へ市災害対策本部職員を派遣するものとする。

（パンの引渡し）

第５条　パンの引渡しをする場合は、乙の通常使用している納品書等に基づき引渡しを受けるものとする。

（パンの価格）

第６条　パンの価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（補償）

第７条　本協定による運搬協力活動中、乙の社員が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和 53 年６月 20 日条例第 29 号）の定めるところによる。

（連絡責任者）

第８条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙におい

て、連絡責任者を定めておくものとする。

（供給可能数量の報告）

第９条　乙の連絡責任者は、パンの供給可能な数量の報告を甲に対して行うものとする。

（協議事項）

第１０条　この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第１１条　この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

平成１８年8月１８日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　笠間　城治郎

乙　神奈川県綾瀬市寺尾北１丁目１５番１２号
有限会社　鐵サービス
取締役　小瀬村　鉄雄

第１号様式（第２条関係）

物 資 調 達 要 請 書

年　　月　　日

殿

綾瀬市長

災害時におけるパンの調達に関する協定に基づき、次のとおりパンの出荷及び車両による製造を要請します。

品　　名	規　　格	数　　量	車両製造による 派 遣 先	備　　考

運搬（第４条関係）該当事項に○印を付け、内容を記入する。

１　市災害対策本部職員等が　　年　　月　　日　直接受け取りに行きます。

２　上記物資の運搬及び製造を下記のとおり願います。

(1) 場　　所　　綾瀬市

(2) 日　　時　　年　　月　　日

災害時における飲料の調達に関する協定書（サントリー）

綾瀬市（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害、大火災等の災害時（以下「災害時」という。）において、甲が行うり災者等への飲料水の供給を必要とする事態が生じたとき、乙が取り扱う飲料（以下「飲料」という。）の調達について、乙が行う協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（要請事項）

第２条　甲は、災害時における飲料水の確保を図るため、乙に対し飲料調達の要請をする。

２　甲は、前項の要請をするときは、物資調達要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに物資調達要請書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、飲料の製造、供給に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（調達数量）

第４条　甲が調達する飲料の数量は、要請時点で乙が供給可能な数量の範囲内で、甲の必要数量とする。

（運搬）

第５条　乙は、甲の申請に基づき甲の指定する場所に運搬するものとする。ただし、状況に応じて甲が運搬するものとする。

（飲料の引渡し）

第６条　飲料の引渡しをする場合は、乙の通常使用している納品書等に基づき引渡しを受けるものとする。

（飲料の価格）

第７条　飲料の価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

２　甲は、乙から供給を受けた飲料の対価及び運搬費用を乙からの請求に基づき支払うものとする。

（補償）

第８条　本協定による運搬協力活動中、乙の社員が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和 53 年６月 20 日条例第 29 号）の定めるところによる。

（連絡責任者）

第９条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙において、連絡責任者を定めておくものとする。

（供給可能数量の報告）

第１０条　乙の連絡責任者は、飲料の供給可能な見込み数量の報告を、食糧保有数量表（第２号様式）により甲に対して行うものとする。なお、変更が生じた場合も同様とする。また、甲が必要とした場合においても報告を求めることができるものとする。

（協議事項）

第１１条　この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第１２条　この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

平成１９年８月７日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　笠　間　城治郎

乙　東京都港区台場二丁目３番３号
サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長　引　田　耕　治

第１号様式（第２条関係）

飲 料 調 達 要 請 書

年　　月　　日

殿

綾瀬市長

災害時における飲料の調達に関する協定に基づき、次のとおり飲料の出荷を要請します。

品　　名	規　　格	数　　量（単位）	備　　考

運搬（第５条関係）該当事項に〇印を付け、内容を記入する。

１　上記の運搬を次のとおりお願いします。

(1)　場　　所　　綾瀬市

(2)　日　　時　　年　　月　　日（　）　　時

(3)　受取責任者

２　市職員が　　年　　月　　日　　時頃、直接受け取りに行きます。

第２号様式（第１０条関係）

飲 料 確 保 可 能 数 量 表

綾瀬市長　殿

年　　月　日現在の飲料確保可能数量等を次のとおり報告します。

品　　名	規　　格	数　　量（単位）	備　　考

※　災害時の実際の供給数量は、上記内容から変更となる場合があります。

報告責任者職氏名：

連絡先：

災害発生時における食料の調達に関する協定書（エンゼルフーズ）

綾瀬市（以下「甲」という。）とエンゼルフーズ株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害、大火災等の災害が発生したとき（以下「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策に対し、円滑な食料の調達をするため、乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

（要請事項）

第２条　甲は、災害時における食料の確保を図る必要があると認めたときは、食料調達要請書（第１号様式）により乙が確保可能な食料の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに食料調達要請書を乙に提出するものとする。

（要請事項の措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむをえない事由のない限り確保可能な食料の供給に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（調達数量）

第４条　甲が調達する食料の数量は、乙が確保可能な数量の範囲内で、甲の必要数量とする。

（運搬）

第５条　乙は、甲の要請に基づき甲の指定する場所に運搬するものとする。ただし、状況に応じて甲が運搬するものとする。

（食料の引渡し）

第６条　食料の引渡しをする場合は、乙の通常使用している納品書等に基づき引渡しを受けるものとする。

（食料の価格）

第７条　食料の取引価格は、災害時直前における適正な価格とする。

（支払）

第８条　乙は、食料納入後、甲に対して食料の代金を請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（補償）

第９条　本協定による運搬協力活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和５３年綾瀬町条例第２９号）の定めるところによる。

（連絡責任者）

第１０条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては、綾瀬市災害対策本部事務局長代理（防災主管課長）とし、乙においては、湘南支店支店長を連絡責任者とする。

（確保可能数量の報告）

第１１条　乙の連絡責任者は、食料の確保可能数量の報告を甲に対して行うものとする。この報告は、毎年２回３月１日及び９月１日現在の数量を食料確保可能数量表（第２号様式）により実施するものとする。なお、甲が必要とした場合においても報告を求めることができるものとする。

（協議事項）

第１２条　この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第１３条　この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

平成２９年４月１１日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　　古 塩 政 由

乙　東京都北区豊島８－１－１
エンゼルフーズ株式会社
代表取締役社長　古 賀 義 将

第１号様式（第２条関係）

食 料 調 達 要 請 書

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

綾瀬市長

災害時における食料の調達に関する協定に基づき、次のとおり食料の出荷を要請します。

品　　名	規　　格	数　量	備　　考

運搬（第５条関係）該当事項に〇印を付け、内容を記入する。

１　上記食料の運搬を次のとおりお願いします。
(1) 場　所　綾瀬市
(2) 日　時　　年　　月　　日　午前・午後

２　市職員が直接受け取りに行きます。
(1) 場　所　指定場所（　　）
(2) 日　時　　年　　月　　日　午前・午後

３　その他

※　　連絡者　職　　氏名
※　　連絡先

第２号様式（第１１条関係）

食 料 確 保 可 能 数 量 表

綾瀬市長　殿

年　　月　　日現在の食料確保可能数量等を次のとおり報告します。

品　　名	規　　格	数　量（単位）	備　　考

※連絡者　職　　氏名
※連絡先

第２号様式（第１０条関係）

飲 料 確 保 可 能 数 量 表

綾瀬市長　殿

年　　月　日現在の飲料確保可能数量等を次のとおり報告します。

品　　名	規　　格	数　　量（単位）	備　　考

※　災害時の実際の供給数量は、上記内容から変更となる場合があります。

報告責任者職氏名：

連絡先：

13-6-3　資機材等調達に関する協定

災害時における物資の仕分け・配送及び調達等に関する協定書（ハマキョウレックス）

綾瀬市（以下「甲」という。）と株式会社ハマキョウレックス（以下「乙」という。）は、災害時における物資の仕分け・配送及び調達等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、大規模な地震、風水害及びその他の災害（武力攻撃災害等を含む。以下「大規模災害等」という。）が発生した場合に、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲乙間において行う物資の仕分け・配送及び調達等の要請の手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（１）支援物資等　各種協定により甲が支援を受けた物資、乙が調達した物資、甲が乙の施設に備蓄する物資及び甲が備蓄する物資をいう。

（２）物資等受入・配送センター　荷役作業及び配送の拠点として甲が設置する施設をいう。

（３）避難所等　支援物資等の配送先となる綾瀬市内の避難所又は甲が指定する支援物資等の供給場所をいう。

（４）市物資等集積場所 綾瀬市地域防災計画に定める物資等集積場所をいう。

（物資等受入・配送センター等の設置等）

第３条 物資等受入・配送センターは、甲が必要と認めたときに、乙の承諾を得て設置するものとする。

２ 物資等受入・配送センターの設置に当たっては、乙の物流拠点の空きスペース等を活用するものとする。

３ 物資等受入・配送センター及び市物資等集積場所では、次の各号に掲げる業務を行う。

（１）支援物資等の管理及び荷役作業

（２）物資等受入・配送センター及び市物資等集積場所から避難所等への物資等の配送及び配送時における被災者の物資ニーズの収集

4 甲は、支援物資等の取扱量が著しく減少した場合その他物資等受入・配送センターの設置の必要性が低下した場合は、状況を勘案しながら、物資等受入・配送センターを閉鎖するものとする。

（要請）

第4条 甲は、物資等受入・配送センター及び市物資等集積場所を設置した場合には、乙に対して次の各号に規定する事項について要請することができる。

（1）荷役作業に必要な人員及び機材の提供
（2）物資等受入・配送センター及び市物資等集積場所における荷役作業の実施
（3）避難所等への支援物資等の配送計画の策定及び配送の実施
（4）配送時における被災者の物資ニーズの収集
（5）甲が把握した不足物資等の調達

（要請の手続き）

第5条 前条の規定による要請のうち同条第1号から第4号までの規定に関するものについては、役務要請書（第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに役務要請書を送付するものとする。

2 乙は、前条の規定による要請のうち同条第1号から第4号までの規定に関するものを受けたときは、役務内容回答書（第2号様式）により甲に回答するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに役務内容回答書を送付するものとする。

3 甲及び乙は、前1項の規定により要請し、又は回答した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

4 前条の規定による要請のうち同条第5号の不足物資等の調達に関するものは、物資等要請書（第 3号様式）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに物資等要請書を交付するものとする。

（乙による対応）

第6条 乙は、前条第4項の規定による要請を受けたときは、被災等により支援が困難な場合を除き、甲の要請に速やかに対応するものとする。

2 甲は、乙による対応が円滑に行われるよう、情報の提供等必要な措置を行うものとする。

（報告）

第7条 乙は、前条第1項の対応を実施したときは、速やかに電話等により甲に報告を行い、後日、業務実績報告書（第4号様式）を提出するものとする。

（事故等）

第8条 本協定に基づく活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務

災害補償条例（昭和５３年綾瀬町条例第２９号）の定めるところによる。

（補償）

第9条 乙は、第6条第１項の対応の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に速やかにその状況を報告するものとする。

（費用及びその請求）

第１０条 第4条各号に規定する支援により発生した費用については、甲が負担するものとする。

２ 前項に規定する費用は、災害時直前における適正経費から乙の利益を差し引いた額を基準として甲乙協議の上決定し、乙が甲に請求するものとする。

３ 甲は、第7条により報告された内容及び前項により請求された内容を確認し、速やかに乙に費用を支払うものとする。

（秘密の保持）

第１１条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。協定が解除された後においても同様とする。

（有効期間）

第１２条 この協定期間は、締結した日から１年間とする。

２ 協定期間満了の１ヶ月前までに甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない場合は、その期間を１年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）
第１３条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。
（適用）
第１４条 この協定は、締結の日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙押印のうえそれぞれ１通を保有するものとする。

平成２９年5月２９日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　　古 塩 政 由

乙　神奈川県藤沢市葛原８２２番地
株式会社ハマキョウレックス関東支社
支社長　有 賀 昭 男

第１号様式

年　　月　　日

役 務 要 請 書

株式会社ハマキョウレックス関東支社

支社長

綾 瀬 市 長
（公印省略）

災害時における物資の仕分け・配送及び調達等に関する協定書第５条第１項の規定に基づき、次のとおり要請します。

（要請内容）

活動場所	人員数	車両数	活動内容	物資等の内容
	名	台	避難所等への物資等の配送 その他（　　）	
	名	台	避難所等への物資等の配送 その他（　　）	
	名	台	避難所等への物資等の配送 その他（　　）	
	名	台	避難所等への物資等の配送 その他（　　）	

要請担当責任者
職　名
氏　名
連絡先

第２号様式

年　　月　　日

役 務 内 容 回 答 書

綾 瀬 市 長

株式会社ハマキョウレックス関東支社
支社長

災害時における物資の仕分け・配送及び調達等に関する協定書第５条第２項の規定に基づき、次のとおり回答します。

（要請内容）

活動場所	人員数	車両数	活動内容	物資等の内容
	名	台	避難所等への物資等の配送 その他（　　）	
	名	台	避難所等への物資等の配送 その他（　　）	
	名	台	避難所等への物資等の配送 その他（　　）	
	名	台	避難所等への物資等の配送 その他（　　）	

担当責任者
職　名
氏　名
連絡先
※綾瀬市長からの要請に対して、対応可能な内容を記載する。

第３号様式

年　　月　　日

物 資 等 要 請 書

株式会社ハマキョウレックス関東支社

支社長

綾 瀬 市 長
（公印省略）

災害時における物資の仕分け・配送及び調達等に関する協定書第５条第４項の規定に基づき、次のとおり要請します。

１　要請物資等の品目・数量・配送先等

品　　目	数　量	配送先等

２　その他特記事項

３　要請担当責任者
職　名
氏　名
連絡先

第４号様式

年　　月　　日

業 務 実 績 報 告 書

綾 瀬 市 長

株式会社ハマキョウレックス関東支社
支社長

災害時における物資の仕分け・配送及び調達等に関する協定第７条の規定に基づき、次のとおり回答します。

活動場所	人員数	車両数	活動内容	物資等の内容
	名	台	・活動期間 年　月　日から 年　月　日まで （　　日間） ・避難所等への物資等の配送 ・その他（　　）	
	名	台	・活動期間 年　月　日から 年　月　日まで （　　日間） ・避難所等への物資等の配送 ・その他（　　）	

担当責任者
職 名
氏 名

災害時における支援物資の受入・配送及び調達等に関する協定書

綾瀬市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の受入・配送及び調達等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、綾瀬市域内に大規模な災害が発生した場合において、 被災者に対して飲食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入・配送及び調達等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該 各号の定めるところによる。

（１）「調達物資」とは、被災者のために各種協定により甲が支援を受けた物資、甲が備蓄する物資及び乙が調達した物資をいう。

（2）「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調 達物資以外の物資をいう。

（３）「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。

（４）「避難所等」とは、支援物資の配達先となる綾瀬市内の避難 所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。

（５）「物資集積・配送センター」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という）若しくは、配送等の拠点として甲が指定する施設をいう。

（支援の要請）

第３条甲は、乙に対して次の各号に掲げる事項について要請することが できる。

（１）避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施

（２）配送時における被災者の物資ニーズの収集

（３）物資集積・配送センターにおける荷役作業の実施

（４）荷役作業に必要な人員及び機材の提供

（５）物資等の調達における支援

（６）物資集積・配送センターとするための施設の提供

（７）その他、甲が支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認める業務

（要請の手続き）

第４条　甲が前条の規定による要請をするときは、支援要請書（第１号様式）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに支援要請書を送付するものとする。

２　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、支援内容回答書（第２号様式）により甲に回答するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により回答することができるものとし、後日速やかに支援内容回答書を送付するものとする。

３　甲及び乙は、前２項の規定により要請又は回答した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

（支援の実施）

第５条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、自己の事業遂行に支障がない範囲で、甲の要請に速やかに対応するよう努めるものとする。

２　甲及び乙は、乙による対応が円滑に行われるよう、災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

（報告）

第６条　乙は、前条第１項の対応を実施したときは、遅滞なく電話等により甲に報告を行い、後日、実績報告書（第３号様式）を提出するものとする。

（事故等）

第７条　乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

（損害の負担）

第８条　物資の受入及び配送等により第三者に生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の故意又は重過失により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

（補償）

第９条　第３条及び第４条の要請に基づく業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の

責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

2　前条ただし書きの場合において、甲は「綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年綾瀬町条例第29号）」に基づき補償するものとする。

ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度に補償の責を免れる。

3　甲は、第3条及び第4条の要請に基づき乙から提供を受けた資機材、施設等に甲の責に帰するべき事由により損害を与えた場合、その損害を補償するものとする。ただし、乙の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

（費用及びその請求）

第10条　第３条及び第４条の規定による支援で発生した費用については、甲が負担するものとする。

2　前項に規定する貨用は、災害時直前における運賃等の額を基準として甲乙協厳の上決定し、乙が甲に請求するものとする。

3　甲は、第6条により報告された内容及び前項により請求された内容を確認し、速やかに乙に費用を支払うものとする。

（機密の保持）

第11条　甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に淵らし、又は本協定の目的以外に利用してはならない。業務終了後又は解除された後においても同様とする。

（協定実施の円滑化）

第12条　甲及び乙は、本協定に基づく業務を円滑に行うため、次の各号に定めるとおり、自己の事業遂行に支障をきたさない範囲内で、平常時より相互の連携を図るよう努めるものとする。

⑴担当部署及び連絡責任者の選任及び通知

⑵甲の行う防災訓練への乙の参加

⑶防災対策に関する情報交換

（有効期間）

第13条　この協定の有効期間は、締結した日から１年間とする。

2　協定期間満了の１ヶ月前までに甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない場合は、その期間を１年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第 14 条　この協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙押印の上、それぞれ１通を保有するものとする。

令和４年８月 16 日

甲　神奈川県綾瀬市早川 550 番地綾瀬市
綾瀬市長　　古塩　政由

乙　神奈川県藤沢市藤沢 559 番地
ヤマト運輸株式会社　湘南主管支店
支店長　　水野　勉

災害時における支援物資の受入・配送及び調達等に関する協定書

綾瀬市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の受入・配送及び調達等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、綾瀬市域内に大規模な災害が発生した場合において、 被災者に対して飲食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入・配送及び調達等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該 各号の定めるところによる。

（１）「調達物資」とは、被災者のために各種協定により甲が支援 を受けた物資、甲が備蓄する物資及び乙が調達した物資をいう。

（２）「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調 達物資以外の物資をいう。

（３）「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。

（４）「避難所等」とは、支援物資の配達先となる綾瀬市内の避難 所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。

（５）「物資集積・配送センター」とは、大規模な災害等により避 難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という）若しくは、配送等の拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設（以下、「配送センター等」という。）をいう。

（支援の要請）

第３条　甲は、乙に対して次の各号に掲げる事項について要請することが できる。

（１）避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施

（２）配送時における被災者の物資ニーズの収集

（３）配送センター等における荷役作業の実施

（４）荷役作業に必要な人員及び機材の提供

（５）物資等の調達における支援

（６）配送センター等とするための施設の提供

（7）その他、甲が支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認める業務

（要請の手続き）

第４条　甲が前条の規定による要請をするときは、支援要請書（第１号様式）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに支援要請書を送付するものとする。

２　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、支援内容回答盈（第２号様式）により甲に回答するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により回答することができるものとし、後日速やかに支援内容回答書を送付するものとする。

３　甲及び乙は、前２項の規定により要請又は回答した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

（支援の実施）

第５条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、被災等により支援が困難な場合を除き、甲の要請に可能な限り協力するものとする。

２　甲及び乙は、乙による対応が円滑に行われるよう、災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

（報告）

第６条　乙は、前条第１項の対応を実施したときは、速やかに電話等により甲に報告を行い、後日、実績報告書（第３号様式）を提出するものとする。

（事故等）

第７条　乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協講の上、適切な措置を講じるものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

（損害の負担）

第８条　物資の受入及び配送等により第三者に生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

（補償）

第９条　第３条及び第４条の要請に基づく業務に従事した者の責に帰することがで

きない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

２　前条ただし書きの場合において、甲は「綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年綾瀬町条例第29号）」に基づき補償するものとする。

ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度に補償の責を免れる。

３　甲は、第3条及び第4条の要請に基づき乙から提供を受けた資機材、施設等に甲の責に帰するべき事由により損害を与えた場合、乙に対してその損害を補倍するものとする。ただし、乙の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

（費用及びその請求）

第 10 条　第 3 条及び第 4 条の規定による支援で発生した投用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害時直前における適正料金を基準として甲乙協識の上決定し、乙が甲に請求するものとする。

甲は、第6条により報告された内容及び前項により請求された内容を確認し、速やかに乙に関用を支払うものとする。

（機密の保持）

第 11 条　甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は本協定の目的以外に利用してはならない。業務終了後又は解除された後においても同様とする。

（協定実施の円滑化）

第 12 条　甲及び乙は、本協定に基づく業務を円滑に行うため、次の各号に定めるとおり、業務に支障をきたさない範囲内で、平常時より相互の連携を図るよう努めるものとする。

⑴担当部署及び連絡責任者の選任及び通知

⑵甲の行う防災訓練への乙の参加

⑶防災対策に関する情報交換

（有効期間）

第 13 条　この協定の有効期間は、締結した日から 1 年間とする。

２　協定期間満了の １ ヶ月前までに甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない場合は、その期間を１年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第 14 条　この協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を ２ 通作成し、甲乙押印の上、それぞれ１通を保有するものとする。

令和４年８月２５日

甲　神奈川県綾瀬市早川 550 番地綾瀬市
綾瀬市長　　古塩　政由

乙　横浜市金沢区鳥浜町７番地３佐川急便株式会社
神奈川支店
支店長　　横森　勝成

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書（葬祭業協同組合）

綾瀬市（以下「甲」という。）と神奈川県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）及び社団法人全国霊柩自動車協会（以下「丙」という。）は、綾瀬市内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定する。

（趣　旨）
第１条　この協定は災害時に多数の死者が発生した場合における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給及び付帯する業務等について、甲が乙及び丙に協力を要請できること及びその場合の手続きを定めるものとする。
（協力要請）
第２条　甲は災害時に霊柩自動車・棺等葬祭用品を必要とするときは、乙及び丙に対し供給等の協力を要請することができることとし、乙及び丙は、実施細目で定める霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力を甲にするものとする。
（要請手続）
第３条　前条の規定による甲の要請は、災害対策本部長が行う。
２　甲が乙及び丙に要請をするにあたっては、次に掲げる事項を口頭または電話等をもって連絡するものとし、事後、甲は実施細目で定める様式の文章を乙及び丙に提出するものとする。
（１） 要請を行った災害対策本部長の名称と連絡責任者名
（２） 要請した理由
（３） 要請した霊柩自動車の台数及び棺等葬祭用品供給の数
（４） 履行期間及び履行場所
（５） その他必要な事項
（供給等業務）
第４条　甲の要請により、霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等に従事する乙及び丙の各組合員は、甲の指示に従い、遺体安置所等への供給等に従事するものとする。
（報告）
第５条　乙及び丙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後、実施細目で定める様式の文書を提出するものとする。
（１） 霊柩自動車・棺等葬祭用品供給の数
（２） 履行期間及び履行場所
（３） 理事長の氏名及び従事者名簿
（４） その他必要な事項
（経費の負担）
第６条　霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に要した経費は、甲が負担する。
（経費の請求）
第７条　乙及び丙は、各組合員の霊柩自動車･棺等葬祭用品の供給等の実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。
（経費の支払）
第８条　甲は、前条の規定に基づき乙及び丙から経費の支払い請求があった場合は、乙及び丙の指示するものに支払うものとする。
（価格の決定）
第９条　甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における災害救助法に基づく基準額を参考として、甲、乙、丙協議し、決定するものとする。

（支援体制の整備）
第１０条　乙及び丙は、災害時における円滑な霊柩自動車・棺等葬祭用品等の供給等の協力が図れるよう、全日本葬祭業協同組合連合会各組合員のほか、広域応援体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。
（連絡責任者）
第１１条　この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては、綾瀬市災害対策本部事務局長（防災主管課長）、乙にあっては、神奈川県葬祭業協同組合理事長、丙にあっては、社団法人全国霊柩自動車協会神奈川支部長とする。
（災害時の情報提供）
第１２条　乙及び丙は、霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給の活動中に現認した災害情報を積極的に災害対策本部に提供するものとする。
（通　知）
第１３条　甲は、災害時における円滑な霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力が図られるよう、霊柩自動車待機場所や棺等葬祭用品供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙及び丙に通知するものとする。
（協定実施の円滑化）
第１４条　甲、乙、丙は、協定に基づく協力が円滑に行われるとともに、協定の実効性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。
（実施細目）
第１５条　この協定の実施に関して必要な手続きその他の事項は、甲、乙、丙協議して実施細目で定めるものとする
（協定の効力）
第１６条　この協定は、締結の日から有効とし、甲乙丙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙、丙署名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１４年5月２２日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　見　上　和　由

乙　神奈川県横浜市南区永田東２丁目１番２０号
ジョイフル井土ヶ谷３０２
神奈川県葬祭業協同組合
理事長　芝　崎　成　光

丙　東京都新宿区四谷３丁目２番地トラック会館
社団法人全国霊柩自動車協会
会長　一　柳　　錵

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目

（趣旨等）

第１条　この実施細目は、災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等についての協力に関する綾瀬市と神奈川県葬祭業協同組合及び社団法人全国霊柩自動車協会との協定（以下「協定」という。）第３条第２項、第４条、第５条及び第１５条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

２　この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

（供給品目等）

第２条　協定第２条に規定する乙及び丙が甲に対する供給等は、次のとおりとする。

（1） 内張り棺（８分厚桐張り、仏衣、棺用納棺セットを含む。）

（2） 骨壷（瀬戸白７寸を基準とし箱覆、骨壷箱を含む。）

（3） ドライアイス

（4） 霊柩自動車

（5） その他必要なもの

（要請書）

第３条　協定第３条第２項に規定する甲が乙及び丙に提出する書類の様式は、様式第１のとおりとする。

（従事者の選定）

第４条　協定第４条に規定する業務に従事するために、乙及び丙が選定する従事者は、甲に提出した乙及び丙会員名簿の中から選定する。

（供給等の場所）

第５条　協定第４条に規定する供給の場所は、災害対策本部の指定する場所とする。

（供給等協力報告書）

第６条　協定第５条に規定する乙及び丙が甲に報告する文書の様式は、様式第２のとおりとする。

（経費の請求方法）

第７条　協定第５条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

（協議事項）

第８条　この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（実施細目の効力）

第９条　この実施細目は、協定締結の日から有効とし、甲乙丙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

様式第１－１

年　　月　　日

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力要請書

神奈川県葬祭業協同組合
理事長　　殿

綾瀬市長

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する綾瀬市と神奈川県葬祭業協同組合との協定第３条第２項の規定に基づき、次のとおり棺等葬祭用品の供給等の協力を要請します。

連　　絡　　先	綾瀬市災害対策本部　電話 0467-　-　（直通） 連絡責任者
口頭による連絡の日時	年　月　日　時　分
要　請　理　由	
棺等葬祭用品の供給等の数及び霊柩自動車の台数（内訳）	
履行期間及び履行場所	
適　　用	

様式第１－２

年　　月　　日

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力要請書

社団法人全国霊柩自動車協会
会　長　　殿

綾瀬市長

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する綾瀬市と社団法人全国霊柩自動車協会との協定第３条第２項の規定に基づき、次のとおり棺等葬祭用品の供給等の協力を要請します。

連　　絡　　先	綾瀬市災害対策本部　　電話 0467-　　-　　（直通） 連絡責任者
口頭による連絡の日時	年　　月　　日　　時　　分
要　　請　　理　　由	
棺等葬祭用品の供給等の数及び霊柩自動車の台数（内訳）	
履行期間及び履行場所	
適　　用	

様式第２－１

年　　月　　日

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力実績報告書

（提出先）
綾瀬市長　　殿

神奈川県葬祭業協同組合
理事長

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する綾瀬市と神奈川県葬祭業協同組合との協定第５条の規定に基づき、次のとおり棺等葬祭用品の供給等の協力を報告します。

連　　絡　　先	連絡責任者　　電話　　－　－　（　）
棺等葬祭用品の供給等の数及び霊柩自動車の台数（内訳）	
履行期間及び履行場所	
従　　事　　者	
適　　用	

様式第２－２

年　　月　　日

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力実績報告書

（提出先）
綾瀬市長　　殿

社団法人全国霊柩自動車協会
会　長

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する綾瀬市と社団法人全国霊柩自動車協会との協定第５条の規定に基づき、次のとおり棺等葬祭用品の供給等の協力を報告します。

連　　絡　　先	連絡責任者　　電話　　－　－　（　）
棺等葬祭用品の供給等の数及び霊柩自動車の台数（内訳）	
履行期間及び履行場所	
従　　事　　者	
適　　用	

13-6-4　災害時等における応急対策資機材の供給に関する協定

災害時等における応急対策資機材の供給に関する協定書（株式会社アクティオ）

綾瀬市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時等における応急対策資機材（別表に掲げる資機材をいい、以下「資機材」という。）の供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲の要請に基づき、乙が保有する資機材を供給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時等において応急対策により資機材を必要とするときは、乙に対し応急対策資機材要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに応急対策資機材要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項に応じて速やかに必要な資機材を調達可能な範囲において提供するものとし、その措置結果を応急対策資機材報告書（第２号様式）により甲に報告するものとする。

２　乙は、甲からの要請に対し特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り業務時間外においてもこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。

（引渡し）

第４条　資機材の引渡場所は原則として甲の定める場所とし、乙は、当該引渡場所に資機材を運搬し、甲は資機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（連絡責任者）

第５条　要請の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は防災主管課長とし、乙の連絡責任者は海老名営業所長とする。

（費用負担及び価格の決定）

第６条　乙が実施した資機材の供給に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　甲が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。

第７条　甲は、乙が綾瀬市暴力団排除条例（平成２３年綾瀬市条例第９号。以下「条例」という。）第２条第２号に掲げる暴力団、同条第４号に掲げる暴力団員等又は同条第５号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当するときは、この協定を解除するものとする。

２　甲は、乙の委託事業者が条例第２条第２号に掲げる暴力団、同条第４号に掲げる暴力団員等又は同条第５号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当するときは、その委託事業者をこの協定から除くものとする。

（協議事項）

第８条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、締結の日から効力を生じ、平成２８年３月３１日までとする。

ただし、甲又は乙から期間満了１ヶ月前までに相手方に対し、書面による特段の意思表示がない場合は、本協定を１年更新し、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２７年４月１３日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　　笠 間　城 治 郎

乙　東京都中央区日本橋三丁目 12 番２号
朝日ビルディング７階
株式会社　アクティオ
代表取締役社長　小　沼　光　雄

第１号様式（第２条関係）

年　　月　　日

株式会社　アクティオ
　代表取締役　殿

綾瀬市長

応急対策資機材要請書

応急対策資機材の供給について、次のとおり要請します。

災害状況及び活動内容	

必要とする資機材及び数量等			
種類・性能等	数量	期間	運搬場所
発電機 （　　）			
照明機器 （　　）			
通信機器 （　　）			
冷暖房機器 （　　）			
仮設トイレ （　　）			
仮設ハウス （　　）			
シャワーユニット （　　）			
車両 （　　）			
重機 （　　）			
（　　）			
（　　）			
その他必要事項			

第２号様式（第３条関係）

年　　月　　日

綾瀬市長　殿

株式会社　アクティオ
代表取締役

応急対策資機材報告書

応急対策資機材の供給について、次のとおり報告します。

災害状況及び活動内容	

協力内容（供給資機材及び数量等）			
種類・性能等	数量	期間	運搬場所
発電機 （　　）			
照明機器 （　　）			
通信機器 （　　）			
冷暖房機器 （　　）			
仮設トイレ （　　）			
仮設ハウス （　　）			
シャワーユニット （　　）			
車両 （　　）			
重機 （　　）			
（　　）			
（　　）			
その他必要事項			

別表

応急対策資機材一覧表

種　　類
・発電機 ・照明機器 ・通信機器 ・冷暖房機器 ・仮設トイレ ・仮設ハウス ・シャワーユニット ・車両 ・重機

※上記以外の資機材についても、要請時に協議し、供給可能な場合は対象とする。

13-6-5 災害時等における地図製品等の供給等に関する協定書

綾瀬市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）は、災害時等における地図製品等の供給等に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、以下各号の事項を目的とする。

⑴　甲の区域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第 23 条の２に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。

⑵　甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第２条　この協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

⑴　「住宅地図」とは、綾瀬市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。

⑵　「広域図」とは、綾瀬市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。

⑶　「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。

⑷　「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。

⑸　「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（要請）

第３条　乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

２　甲は、地図製品等の供給を乙に要請するときは、物資の供給要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法により乙に対して要請できるものとし、後日、速やかに第１号様式を提出するものとする。

３　乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、物資の供給報告書（第２号様式）を提出するものとする。

４　本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

⑴　乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。

⑵　地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第４条　乙は、第３条第１項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、この協定締結後、甲乙が別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

２　甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の庁舎内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

３　乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第５条　甲は、第１条第１号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第３条又は第４条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

⑴　災害対策本部設置期間中の閲覧

⑵　災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議の上定める期間及び条件の範囲内での複製

２　甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

３　甲は、第１項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第６条　甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（協議事項）

第７条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第８条　この協定は、締結の日から効力を有し、協定期間は締結した日から１年間とする。

２　協定期間満了の１ヶ月前までに甲または乙から期間を延長しない旨の申し出がない場合は、その期間を１年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自その１通を保有するものとする。

平成３０年２月９日

甲）神奈川県綾瀬市早川 550 番地
綾瀬市
綾瀬市長　古塩　政由

乙）神奈川県横浜市港北区新横浜２丁目 13 番 13 号
KM 第１ビルディング 5F
株式会社ゼンリン　第一事業本部
神奈川・静岡エリア統括部
統括部長　佐々木　斉

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

（定　義）

第１条　本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

⑴　「ID 等」

本サービスを利用するための認証 ID 及びパスワードをいいます。

⑵　「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID 等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

⑶　「対象機器」

甲の庁内 LAN に接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

⑷　「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

⑸　「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託する WWW サーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

⑹　「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

（本約款の適用）

第２条　本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

（本サービスの内容）

第３条　乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

（本サービスの中断・中止）

第４条　乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

２　乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

３　乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

（本データの使用許諾）

第５条　乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

⑴　対象機器上で閲覧すること。

⑵　本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器に PDF 形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

⑶　本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

（甲の遵守事項）

第６条　甲は、以下の事項を遵守するものとします。

⑴　アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。

⑵　ID 等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。

⑶　乙の指定する利用環境を確保・維持すること。

⑷　本条第⑴号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。

⑸　本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。

⑹　本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。

⑺　本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。

イ）　印刷地図を第５条第⑶号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。

ロ）　乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。

ハ）　印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。

ニ）　印刷地図を第三者に配布しないこと。

ホ）　印刷地図のサイズは Ａ３判以下とすること。

⑻　本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第７条　乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

２　乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

（権利の帰属）

第８条　本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

（その他）

第９条　甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以　上

「災害時等における地図製品等の供給等に関する協定」細目

１．趣旨

この細目は、綾瀬市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時等における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。

また必要に応じて順次修正をおこなうものとする。

２．貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	綾瀬市　B4 判住宅地図	5 冊
広域図	綾瀬市を包括する広域図	5 部
ZNET TOWN	綾瀬市　危機管理課　利用　閲覧地区：綾瀬市	1 ID

３．甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先	危機管理課	住所：神奈川県綾瀬市早川 550 電話：0467-70-5641 FAX：0467-70-5701
乙	連絡先 1	第一事業本部　神奈川・静岡エリア統括部 横浜営業所	住所：神奈川県横浜市港北区新横浜 2-13-13 KM 第 1 ビルディング 5F 電話：045-478-0511 FAX：045-478-0512
	連絡先 2	第一事業本部　神奈川・静岡エリア統括部	住所：神奈川県横浜市港北区新横浜 2-13-13 KM 第 1 ビルディング 5F 電話：045-478-0583 FAX：045-478-0688

第１号様式（第３条第２項関係）

物資の供給要請書

平成　　年　　月　　日

㈱ゼンリン　殿

綾瀬市長

「災害時等における地図製品等の供給等に関する協定書」第３条第２項の規定に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

品　名	数量	納　品 希望場所	納　品 希望日時	備　考

担当
住所
　職
氏名

第２号様式（第３条第３項関係）

物資の供給報告書

令和　　年　　月　　日

綾瀬市長　殿

㈱ゼンリン

「災害時等における地図製品等の供給等に関する協定書」第３条第３項の規定に基づき、平成　　年　　月　　日で要請を受けた件について、次のとおり物資を供給したので報告します。

品　名	数量	納品 場所	納品 日時	備　考

＜物資納入者＞
＜物資受領者＞

13-7 ＜緊急輸送＞

13-7-1 災害時における自動車輸送の協力に関する協定書

災害時における自動車輸送の協力に関する協定書（トラック協会湘南支部）

（趣旨）

第１条　この協定は、綾瀬市内に発生した地震、風水害、その他による被害（以下「災害」という。）時において、綾瀬市が社団法人神奈川県トラック協会湘南支部（以下「トラック協会」という。）に自動車輸送の協力を要請する手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　綾瀬市内に災害が発生し、トラック協会の協力を必要とするときは、綾瀬市は、トラック協会に対し、次に掲げる事項を明らかにして、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話をもって、要請し事後、文書を提出するものとする。

⑴ 災害の状況及び応援を要請する事由
⑵ 応援を必要とする車両数、車両種類、大きさ及び人員
⑶ 応援を必要とする場所
⑷ 応援を必要とする期間及び活動内容
⑸ その他必要となる事項

（協力の実施）

第３条　トラック協会は、前条による綾瀬市の要請を受けたときは、他の業務に優先して協力するものとする。

（報告）

第４条　トラック協会は、前条に基づき協力した場合は、文書をもって、速やかに綾瀬市に対し次の事項を報告するものとする。

⑴ 応援に従事した車両数、車両種類、大きさ及び人員
⑵ 走行距離及び地点
⑶ その他必要な事項

（経費の負担）

第５条　自動車輸送の協力に要して経費は、綾瀬市が負担する。

（補償）

第６条　綾瀬市の要請により、自動車輸送に従事した者の人身事故については、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年６月20日）条例第29号を準用し補償するものとする。

（連絡責任者）

第７条　この協定に関する連絡責任者は、綾瀬市においては、綾瀬市災害対策本部事

務局長を、トラック協会においては、トラック協会湘南支部事務局長を連絡責任者とする。

（連絡）

第８条　トラック協会は、この協定により協力できる綾瀬市内の自動車輸送業者に関する車両の種類、車両数、人員等を毎年６月末日までに綾瀬市に通知する。

（協議）

第９条　この協議の実施に関し、必要な細目事項は、双方が協議して決めるものとする。

第１０条　この協定は、昭和55年８月20日から適用する。

この協定成立を証するため、当事者記名押印のうえ各一通を保有するものとする。

昭和55年８月20日

綾瀬市
綾瀬市長　　鈴　木　　進

社団法人　神奈川県トラック協会
湘南支部長　中　田　進　蔵

災害時における緊急輸送等の協力に関する協定書（株式会社ユタカトラベル）

綾瀬市（以下「甲」という。）と株式会社ユタカトラベル（以下「乙」という。）は、災害時等における人員等の輸送協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害（武力攻撃事態又は緊急対処事態を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が協力して人員等を迅速かつ適切に輸送することについて必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時等において、乙に対し次の各号に掲げる業務について要請することができる。

（1）　乙が所有する事業用車両による人員及び物資等の輸送業務

（2）　その他人員及び物資等の輸送に必要な業務

２　甲は、前項の各号に掲げる協力を乙に要請する場合は、輸送協力要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、後日、速やかに第１号様式を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、ほかの業務より優先して協力するものとする。

２　乙は、前条の要請に基づき甲に協力し、業務等を実施した場合は、速やかに輸送協力報告書（第２号様式）により甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第４条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は綾瀬市災害対策本部事務局長代理（防災主管課長）とし、乙の連絡責任者は株式会社ユタカトラベル代表取締役社長とする。

（費用の負担及び価格の決定）

第５条　乙が実施した、第２条第１項各号に掲げる業務に要した費用は甲が負担する。

２　甲が負担する費用の価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。

（事故等）

第６条　乙は、第２条第１項各号の対応の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に速やかにその状況を報告するものとする。

（災害補償）

第７条　甲は、第２条第１項各号の規定により業務に従事した者が、その者の責に帰することのできない理由により死亡し、又は負傷したときは、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年綾瀬町条例第29号）に基づき、その損害を補償するも

のとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度において損害補償の責を免れる。

（第三者への損害賠償責任）

第８条　乙は、第２条第１項各号の規定による業務中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

２　乙の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、その事実の発生後遅滞無くその状況を書面により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、決定する。

（業務における暴力団排除）

第９条　甲は、乙が綾瀬市暴力団排除条例（平成２３年綾瀬市条例第９号。以下「条例」という。）第２条第２号に掲げる暴力団、同条第４号に掲げる暴力団員等又は同条第５号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当するときは、この協定を解除するものとする。

（秘密の保持）

第１０条　甲及び乙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。協定が解除された後においても同様とする。

（協議事項）

第１１条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定は、締結の日から効力を有し、協定期間は締結した日から１年間とする。

２　協定期間満了の１ヶ月前までに甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない場合は、その期間を１年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２９年７月３１日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　　古 塩 政 由

乙　神奈川県海老名市大谷５８７番地の１
株式会社ユタカトラベル
代表取締役社長　豊島　洋次

第１号様式（第２条関係）

年　　月　　日

株式会社ユタカトラベル
代表取締役社長　殿

綾瀬市長

輸送協力要請書

第２条第１項各号に掲げる業務について次のとおり要請します。

要請事由	人員 物資 その他（　　）
輸送年月日及び時間	年　　月　　日　　時　　分
必要とする車両台数	車両台数　　台
輸送人数及び輸送物資等	輸送人数　　人 輸送物資 その他（　　）
輸送経路	輸送元（　　） から 輸送先（　　）
その他必要事項	

第２号様式（第３条関係）

年　　月　　日

綾瀬市長　殿

株式会社ユタカトラベル
代表取締役社長

輸送協力報告書

第２条第１項各号に掲げる業務について次のとおり報告します。

輸送年月日及び時間	年　月　日　時　分から　時　分	
使用した車両台数等	台　数	台
	人　員	人
	走行距離	Km
	その他	
輸送人数及び輸送物資等	輸送人数　人 輸送物資 その他（　）	
輸送経路等	輸送元（　） から 輸送先（　）	
その他報告事項		

災害時における緊急輸送等の協力に関する協定書（有限会社つゆきタクシー）

綾瀬市（以下「甲」という。）と有限会社つゆきタクシー（以下「乙」という。）は、災害時等における人員等の輸送協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害（武力攻撃事態又は緊急対処事態を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が協力して人員等を迅速かつ適切に輸送することについて必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時等において、乙に対し次の各号に掲げる業務について要請することができる。

（1）　乙が所有する事業用車両による人員及び物資等の輸送業務

（2）　その他人員及び物資等の輸送に必要な業務

（3）　タクシー無線等により収集した災害に関する情報等の提供

２　甲は、前項第１号及び第２号に掲げる協力を乙に要請する場合は、輸送協力要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、後日、速やかに第１号様式を提出するものとする。

３　甲は、第１項第３号に掲げる協力を乙に要請する場合は、電話又はその他の方法により要請するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、ほかの業務より優先して協力するものとする。

２　乙は、前条の要請に基づき甲に協力し、業務等を実施した場合は、速やかに輸送協力報告書（第２号様式）により甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第４条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲の連絡責任者は綾瀬市災害対策本部事務局長代理（防災主管課長）とし、乙の連絡責任者は有限会社つゆきタクシーの代表取締役とする。

（費用の負担及び価格の決定）

第５条　乙が実施した、第２条第１項各号に掲げる業務に要した費用は甲が負担する。

２　甲が負担する費用の価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として算出し、甲乙協議の上、決定する。

（事故等）

第６条　乙は、第２条第１項各号の対応の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に速やかにその状況を報告するものとする。

（災害補償）

第７条　甲は、第２条第１項各号の規定により業務に従事した者が、その者の責に帰することのできない理由により死亡し、又は負傷したときは、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和53年綾瀬町条例第29号）に基づきその損害を補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度において損害補償の責を免れる。

（第三者への損害賠償責任）

第８条　乙は、第２条第１項各号の規定による業務中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

２　乙の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、その事実の発生後遅滞無くその状況を書面により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、決定する。

（業務における暴力団排除）

第９条　甲は、乙が綾瀬市暴力団排除条例（平成２３年綾瀬市条例第９号。以下「条例」という。）第２条第２号に掲げる暴力団、同条第４号に掲げる暴力団員等又は同条第５号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当するときは、この協定を解除するものとする。

（秘密の保持）

第１０条　甲及び乙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。協定が解除された後においても同様とする。

（協議事項）

第１１条　この協定内容に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定は、締結の日から効力を有し、協定期間は締結した日から１年間とする。

２　協定期間満了の１ヶ月前までに甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない場合は、その期間を１年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２９年7月３１日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　　古 塩 政 由

乙　神奈川県綾瀬市吉岡東４丁目１０－９
有限会社つゆきタクシー
代表取締役　露木　千恵

第１号様式（第２条関係）

年　　月　　日

有限会社つゆきタクシー
代表取締役　殿

綾瀬市長

輸送協力要請書

第２条第１項第１号及び第２号に掲げる業務について次のとおり要請します。

要請事由	人員 物資 その他（　　）
輸送年月日及び時間	年　　月　　日　　時　　分
必要とする車両台数	車両台数　　台
輸送人数及び輸送物資等	輸送人数　　人 輸送物資 その他（　　）
輸送経路	輸送元（　　） から 輸送先（　　）
その他必要事項	

第２号様式（第３条関係）

年　　月　　日

綾瀬市長　殿

有限会社つゆきタクシー
代表取締役

輸送協力報告書

第２条第１項第１号及び第２号に掲げる業務について次のとおり報告します。

輸送年月日及び時間	年　月　日　時　分　から　時　分	
使用した車両台数等	台　数	台
	人　員	人
	走 行 距 離	Km
	そ の 他	
輸送人数及び輸送物資等	輸送人数　人 輸送物資 その他（　）	
輸送経路等	輸送元（　） から 輸送先（　）	
その他報告事項		

13-7-2 神奈川県トラック協会緊急輸送実施要綱

１．目　　的

この要綱は、地震、風水害、火災等の各種災害発生時に行政庁等から発せられる緊急輸送の要請に即応し、緊急物資輸送の円滑な実行を図り、もって被災地のすみやかな復興と民生安定に寄与することを目的として、必要な出動体制、諸手続等について定めるものである。

２．組　　織

災害緊急出動に関する協会の組織は次のとおりとする。

⑴ 緊急輸送対策本部

災害が発生し、または発生のおそれのある場合に設置する機関であり、運営要領は別に定める。（別紙１）

⑵ 緊急救援物資輸送等対策室

平常時より本部ならびに支部に設置してある常設機関であり、運営要領は別に定める。（別紙２）

３．平常時の措置

⑴ 防災知識の普及

平常時から協会関係者の防災知識の向上を図り、有事の際の心得を明確にし、災害が発生した場合に状況の変化に応じて適切な行動がとれるよう、必要に応じ講演会・講習会等を実施し、広報紙、機関紙の活用や防災パンフレットの作成、配布を行う。

⑵ 訓練の実施

災害時に必要かつ適切な輸送活動を行うには、平常時における訓練が極めて重要である。

そのため、情報収集、集合、輸送、通信連絡等予想される事態を想定した模擬訓練を実施する。

また、地方自治体が行う防災訓練には積極的に参加、協力し、防災関係機関等との連帯化を図る。

⑶ 備蓄資機材の整備

災害発生時に協会本部、支部、事業者、乗務員等の活動に支障を来たすことのないよう、必要な資機材を整備する。

⑷ 情報通信連絡体制の整備

災害発生に際し、緊急輸送を実施するためには被災地の状況、協会の任務、任務遂行のため必要な措置等を迅速かつ的確に把握し、必要な部署へ伝達する必要がある。

このため、電話回線途絶による通信不能の事態に備えて無線通信網の確立等情

報収集、伝達、管理体制を整備する。

⑸ 地方自治体との「災害時における貨物自動車輸送の協力に関する協定書」の締結

県内の市町村単位の災害発生時における応援を円滑に実施するため、本部ならびに支部はそれぞれ関係する市町村と協定書を締結する。

⑹ 災害対策用資金の準備

突然の災害発生に対して迅速な対応を図るには資金面での裏づけが必要である。このため、緊急災害対策用準備金の導入を図る。

４．災害時の措置

⑴ 活動態勢

協会は、災害が発生しまたは発生のおそれのある場合においては、緊急輸送対策本部を設置し、災害応急活動に従事する役職員を配置する。

緊急輸送対策本部職員の配置および服務等に関する規程は別に定める。（別紙３）

⑵ 緊急輸送の要請

行政庁等から別に定める出動要請ルートにより出動要請を受けた場合、対策本部においては次の事項を確認し、出動依頼する支部を定め、すみやかに当該支部に緊急出動要請を行う。（別紙４）

ア．災害の程度（級の確認）
イ．災害発生の方面、地域
ウ．出動する車両数ならびに車種
エ．車両の集結時間と場所
オ．その他

また、支部への要請内容は次のとおりとする。

ア．緊急輸送にあたる区間もしくは救助にあたる地域、地名
イ．出動車両数ならびに車種
ウ．車両の集結時間、場所
エ．その他必要な事項

⑶ 車両の出動

出動の要請を受けた支部は直ちに所要の車両をもって「緊急物資輸送隊」を編成し、所定の日時、場所に急行し、現地係官の指示を受け災害救助活動に従事する。

必要に応じ本部職員が輸送の指揮にあたることもある。

⑷ 東海地震に係る警戒宣言が発令された場合の措置

「大規模地震対策特別措置法」にもとづき警戒宣言が発令された場合の措置については別に定める。（別紙５）

５．出動計画

⑴ 出動車両数

各支部の緊急出動車両数は別に定める。（別紙６）

⑵ 優先出動

支部内各社は出動要請に際し、万止むを得ない場合を除き通常業務に優先し災害救助に協力する。

６．緊急物資輸送隊

輸送隊の編成、指揮命令は次のとおりとする。

① 編成は支部単位に行う。
② 緊急物資輸送隊の長は当該支部において正副の適任者を定める。
③ 数両程度ごとに運転者の中より班長を定める。
④ 各員は隊長、班長の命令に従う。
⑤ 各員、各車両は別に定める所定の標示を行う。（別紙７）
⑥ 協会の安全運行指導車は特命により先導、連絡、状況視察等に従事する。

７．車両の装備

車両の装備は次のとおりとする。

① 燃料は満タンとする。
② 必要なパーツ類を携行する。
③ スペアタイヤ、赤旗、発煙筒、消火器、救急箱他所要の備付物品を充分点検整備する。
④ 原則として２名乗務とする。
⑤ 会社は出動運転者の運行に必要な金銭を前渡し携行させる。
⑥ 救助活動が数日にわたることもあるので、運転者は着替えその他若干の日用品を携行すること。

８．緊急輸送車両の確認申請

緊急輸送車両の確認申請は県警察本部交通規制課または各警察署（交通検問所を含む）に対して行うが、手続等についてあらかじめ打ち合わせを行う。

９．残務処理

⑴ 業務従事者の災害補償

緊急輸送に係わる業務に従事している協会関係者が、事故・災害を蒙った場合の補償については関係行政庁と協議する。

⑵ 各種費用の精算

救助活動に要した費用は、当初、各社の自弁とするが救助活動終了後所定の手続を経て精算する。

10. 事業所の地震防災応急計画の作成

会員事業所は地震災害発生による被害を最小限に食い止め、営業活動を再開しかつ荷主又は協会からの輸送要請にすみやかに応じられるようにするため、それぞれ防災応急計画（社内基備）を定めなければならない。

なお、防災応急計画作成モデル等必要な事項は別に定める。（別紙８）

付　　則

この要綱は理事会の議を経て昭和56年11月27日より発効する。

（別紙１）

緊急輸送本部運営要領

（社）神奈川県トラック協会

１．目　　的

この要領は緊急輸送実施要綱にもとづき、緊急輸送対策本部（以下「対策本部」という）の運営及び活動を円滑に行うため必要な事項を定めるものである。

２．対策本部の設置及び解散

（社）全日本トラック協会又は神奈川県に災害対策本部が設置された場合、あるいは情況によりその必要がある場合、当協会においても直ちに対策本部を設置する。

援助活動が終了し、全ト協又は神奈川県の災害対策本部が廃止された場合、あるいはその必要がなくなった場合、対策本部は解散する

３．対策本部の構成

対策本部の役員は次のとおりとする。

①　緊急輸送対策本部長は（社）神奈川県トラック協会会長とし、対策本部の業務を統括し、所属員を指揮監督する。

②　副本部長は、協会副会長、専務理事ならびに常務理事とし、本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

③　対策本部の要員は協会本部職員がこれにあたり、各種施策の実行にあたる。

４．対策本部の組織

対策本部の組織は別図のとおりとする。

５．対策本部の業務

対策本部は次の応急対策を実施する。

⑴ 災害発生後

①　関係行政庁、機関との情報連絡を緊密にする。

②　会員事業所の被害状況を把握する。

③　緊急輸送車両の出動要請に備えて出動可動車両の把握をはじめ、出動準備体制を整える。

⑵ 緊急出動要請後

①　支部へ指示を発し必要車両数を確保すると同時に、指定された場所への出動を依頼する。

②　必要に応じ車両の集結地等に現地緊急輸送対策本部を設置する。

③　その他必要な措置を講ずる。

６．対策本部の運営経費

対策本部の運営経費は運輸事業振興助成交付金より支弁する。

緊急輸送対策本部組織図

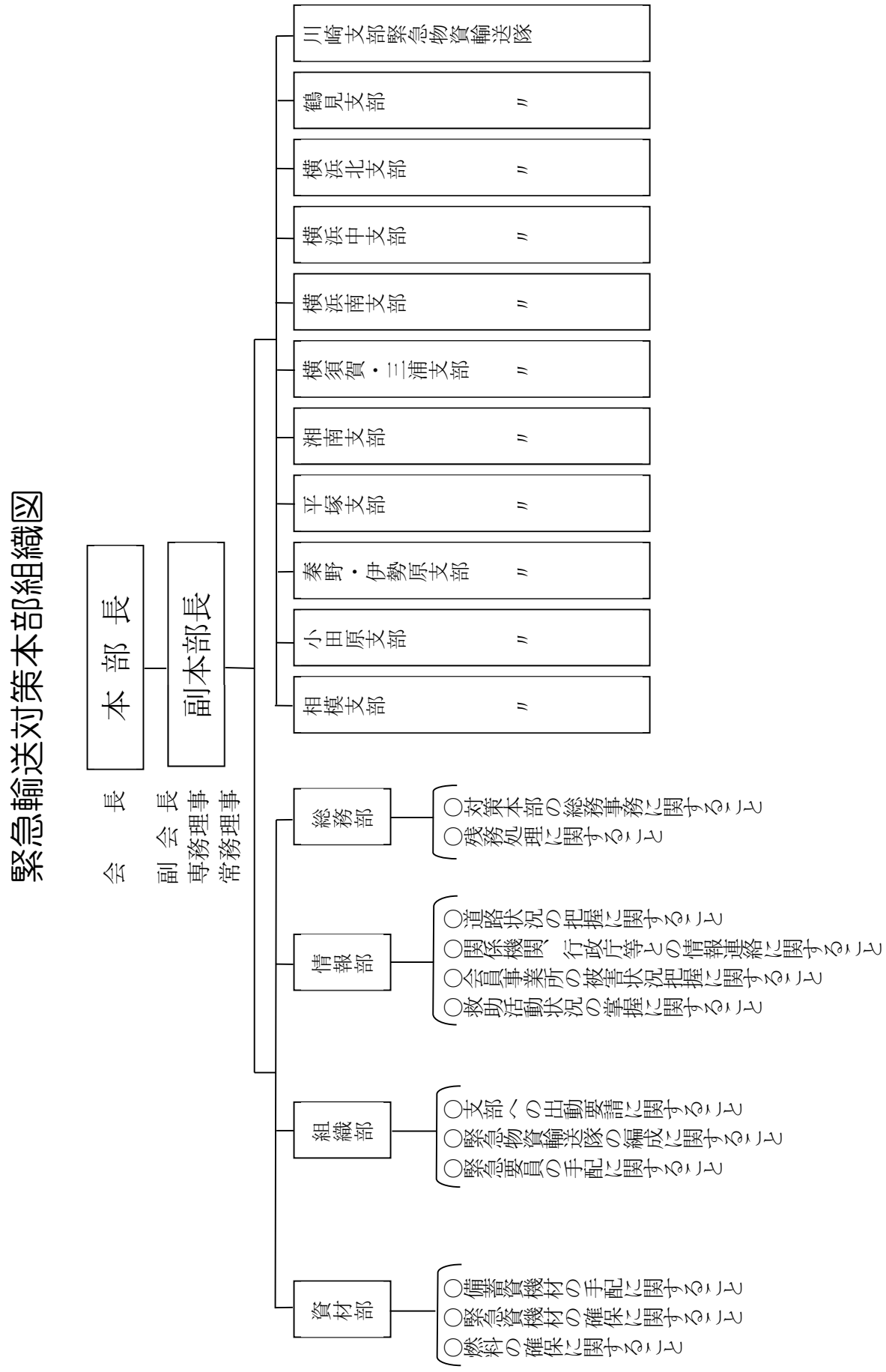

（別紙２）

緊急救援物資輸送等対策室運営要領

（社）神奈川県トラック協会

１．目　　的

天災、人災を含め不慮の災害時に物資輸送の円滑化を図り、地域住民並びに地域社会への奉仕に努めることを目的とする。

２．対策室の設置

県下11支部に緊急救援物資輸送等対策室（以下「対策室」という。）を置く。

３．対策室の業務

⑴ 本部及び関係機関との情報連絡の強化

⑵ 支部において地方自治体との協定書の締結

⑶ 緊急輸送出動車両の地区別割当並びに車両の整備

⑷ 地方自治体、支部による出動要請車両の連絡模擬訓練の実施

⑸ 各種資機材（車体表示、腕章等）の完全管理

⑹ 他輸送機関のストに伴う振替輸送出動態勢の確立

⑺ その他対策室に係わる業務

４．対策室の構成

県下11支部の対策室に担当者を置き、その中より責任者を選出する。

５．責任者と担当者の任務

責任者は対策室に詰め本部並びに地方自治体との連絡に努める。担当者は有事の際、緊急出動が迅速にできるよう支部割当車両の整備を協会員と常に連絡を保ち、有事の際、緊急出動車両を指揮して出動する。

６．責任者と担当者の任期

責任者並びに担当者の任期は２年とする。

但し、最初の年度の任期は通常総会までとする。

７．対策費用

交付金事業より支出する。

（別紙３）

緊急輸送対策本部職員の配置および服務等に関する規程

（社）神奈川県トラック協会

１．目　　的

この規程は対策本部に従事する職員の配置および服務等について、必要な事項を定めるものである。

２．職員の配置

対策本部に配置される職員は原則として協会本部職員とし、その所属部署および任務は別に定める。

なお、状況により支部職員の応援を求めることができるものとする。

３．職員の動員

⑴ 平日の場合

平日に対策本部が設置された場合は、直ちに日常業務を中止し、その要員は定められた部署で責任をもって活動するものとする。

⑵ 夜間、休日の場合

夜間、休日など執務時間外に緊急災害情報を受け、または災害が発生したときは、別に定める連絡表により招集するものとする。

招集を受けた時は自主的な判断により直ちに出勤するものとする。

４．対策本部職員の服務

対策本部に編入された職員は、上司より特に指示命令がない場合でも、臨機に万全な処置を期さなければならない。

５．準　　用

地震災害警戒本部が設置された場合は、本規程を準用する。

（別紙４）

出動要請のルート

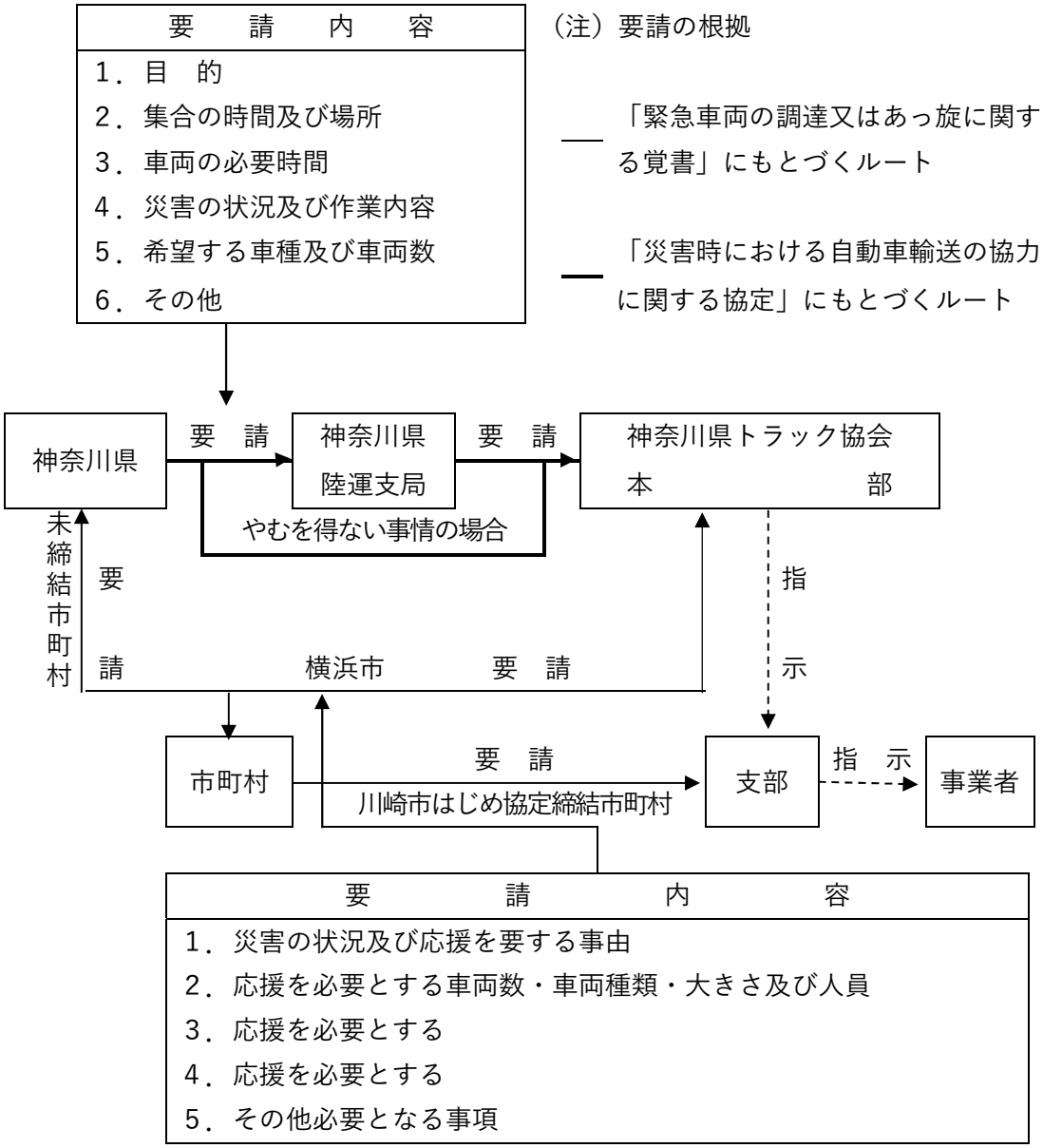

（別紙５）

東海地震に係る警戒宣言が発令された場合の措置

（社）神奈川県トラック協会

１．対処の基本方針

神奈川県の東海地震に係る事前対策計画は「大規模地震対策特別措置法」にもとづき、地震災害に関する警戒宣言が発令されたときから、この警戒宣言に係る大規模な地震が発生するまで、又は発生するおそれがなくなるまでの間において、その大規模な地震に関し、地震災害の発生防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図るため、強化地域内においては地震防災応急対策を実施、又、強化地域外においても必要な事前対策を実施すると定めている。

当協会は地震発生による事業所の被害を最小限に食い止めるための応急措置を講じるとともに、やがて起るであろう緊急物資輸送の要請に即応出来るよう万全を期さなければならない。

２．警戒本部の設置

警戒宣言が発令された場合は、直ちに地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という）を設置する。

警戒本部の開設期間は警戒宣言発令期間中とする。

３．警戒本部の構成と組織

警戒本部の役員及び組織は緊急輸送対策本部に準ずるものとする。

４．警戒本部の業務

警戒本部は次の応急対策を実施する。

①　関係行政庁、機関との情報連絡を緊密にする。

②　支部に指令を発し、地震災害の予防に万全を期すよう指示する。

③　その他必要な応急対策を実施する。

５．警戒本部の引つぎ継続

警戒本部設置中に地震が発生した場合は、警戒本部は自動的に緊急輸送対策本部として引続き継続されるものとする。

６．職員の動員

警戒宣言が平日の昼間に発令された場合は、直ちに日常業務を中止し、職員は警戒本部へ編入する。

また、警戒宣言が休日、夜間に発令された場合は、本部長は別に定める連絡表により職員の緊急動員を命ずるものとする。

７．事業者の応急措置

事業者は発災に際し、被害を未然に防止するための応急措置を講じるものとする。

また、あらかじめ防災応急計画（社内基準）を定め、万全を期すものとする。

（別紙６）

各支部緊急出動車両数

災害の規模 車種区分	第一級				第二級				第三級			
	大型	中型	小型	計	大型	中型	小型	計	大型	中型	小型	計
川崎	24	38	29	91	8	12	10	30	4	5	4	13
鶴見	10	12	6	28	3	4	2	9	1	2	1	4
横浜北	20	26	24	70	7	9	7	23	3	4	3	10
横浜中	10	13	8	31	3	5	2	10	1	2	1	4
横浜南	7	10	11	28	2	3	4	9	1	1	2	4
横須賀・三浦	2	3	4	9	1	1	1	3	1	1	1	3
湘南	5	7	5	17	1	2	2	5	1	1	1	3
平塚	3	4	3	10	1	1	1	3	1	1	1	3
秦野伊勢原	2	2	1	5	1	1	1	3	1	1	1	3
小田原	2	3	2	7	1	1	1	3	1	1	1	3
相模	11	15	10	36	4	5	3	12	1	2	1	4
合計	96	133	103	332	32	44	34	110	16	21	17	54

備考：車種区分は、大型８トン、中型４トン、小型２トンクラスとする。
車両数は平成６年６月30日現在を基準に、「大型30%」「中型40%」「小型30%」の割合で算出した（除トレーラ）。

（注）災害のランクと出動車両数

○第一級緊急発動

２県以上にわたる大規模な災害発生により、すべての地域活動機能が停止している状態及び首都圏等の経済的・政治的中心都市について相当の被害が発生した場合、又はそれ以上の規模にわたるもの。（保有車両の約0.6%）

○第二級緊急発動

第一級規模には及ばないが、地方自治圏単位規模の災害発生により地域活動がマヒ状態になったとき。（保有車両の約0.2%）

○第三級緊急発動

地域的集中的災害発生で地域活動の機能が停止した場合で、しかも他の地域に重大な影響を及ぼしている状態、及び第一級・第二級規模には及ばないが、緊急活動が必要と思われる状況。（保有車両の約0.1%）

（別紙７）

緊急物資輸送隊の標示

車　　両

正面及び後面

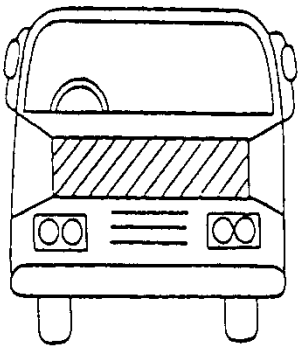

側面（左右２ヶ所）

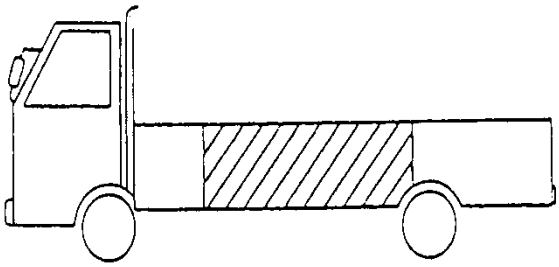

横幕の仕様

貼付位置		正　面　及　び　後　面				側　面
文　　字		緊　急　物　資　輸　送　車 社団法人神奈川県トラック協会				
寸法(cm)	タテ	大型	35	小型	35	40
	ヨコ		160		100	250
材質等		ビニール・レザー　　ロープで固定する				

隊　　員

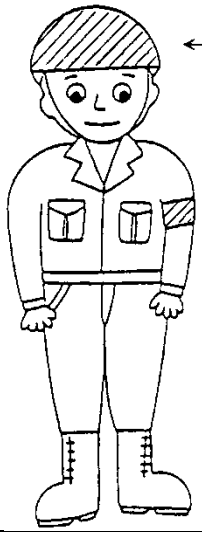

腕章の表示

緊　急　輸　送　隊 （社）神奈川県トラック協会

（注）本部長、隊長等の役名入り表示は別に定める。

（別紙８）

モデル地震防災応急計画

１．計画の趣旨

この計画は、大規模な地震災害による被害の防止あるいは軽減を図るため、○○運輸会社の地震対策について定める。

２．訓練計画

トラック協会、県並びに市町村の実施する地震防災訓練に積極的に参加するほか、独自の自主防災訓練を年１回以上実施する。

なお、訓練の細目については、次の事項に重点をおき、その都度定める。

⑴ 地震予知情報の収集および伝達
⑵ 防災組織の編成配備
⑶ 荷主への情報伝達
⑷ 防災施設、資機材の緊急点検
⑸ 負傷者の救護活動

３．教育計画

従業員に対する教育は、予想される地震の規模および被害、警戒宣言の内容と性格および地震防災組織と各人の果すべき役割等について「別に定める教育計画」に基づき実施する。

４．広報計画

警戒宣言が発令された場合の措置方法または運転中止基準について、その内容を文書に定め、これを営業所に掲示して、周知徹底を図る。

５．防災資機材等の準備

警戒宣言の発令および東海地震の発生にそなえ、次のとおり必要な資機材を準備する。

⑴ 非　常　食　料 …… ○○食分
⑵ 飲　料　水 …… ○○リットル
⑶ テ　ン　ト …… ○○張
⑷ 毛　布 …… ○○枚
⑸ 医　薬　品 ……
⑹ 携帯用メガホン …… ○○個
⑺ 避難誘導用旗 …… ○○本
⑻ トランジスターラジオ …… ○○個
⑼ ヘルメット …… ○○個
⑽ ……

６．防災体制の確立

警戒宣言発令の情報を入手したときは、速やかに本社および営業所（支店）に「地震対策本部および支部」を設置する。

7．職務分担

⑴ 地震対策本部長

本部長は○○とし、警戒宣言が発令された時は、○○室に地震対策本部を設置し統括する。

⑵ 副本部長

副本部長は、××とし、本部長不在の時は、本部長の職務を代行する。

⑶ 本部の業務を行うため、次の各班および各係をおき、担当職員およびこれらの職員が不在の場合の代理者は本部長があらかじめ指名する。

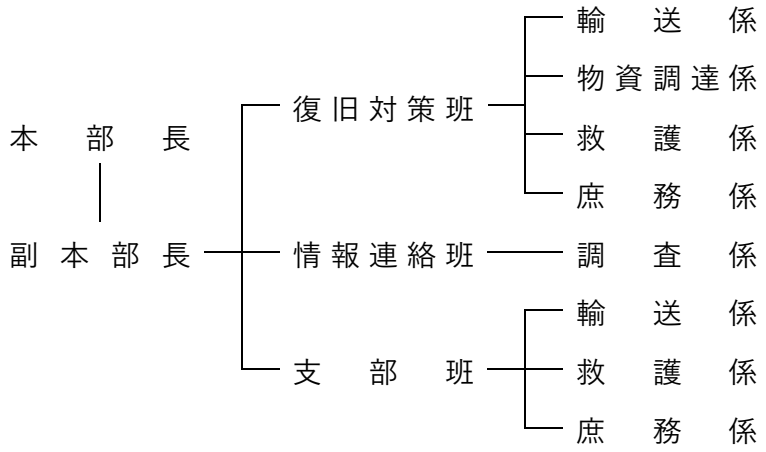

⑷ 各班および各係の職務分担は別に定める。

（注）個々具体的に定めること（別冊としてよい）

（例）復旧対策班長は、被災状況を把握したうえ、対策を検討し副本部長に報告すること。また、係の職員に対し適切な指示をすること。

8．非常召集

営業時間外に警戒宣言が発令された場合、本部長は、前記7－⑶の組織表により非常召集を行う。

9．情報の収集及び伝達

警戒宣言発令中の情報収集および伝達は、前記7－⑶の組織表に基づき行う。

10．運転中の乗務員の措置

⑴ 運行車両の乗務員は、ラジオ・サイレン・半鐘および道路情報板等により情報収集に努め、その情報に応じて、冷静に行動すること。

また、やむをえず道路上に停車する時は、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止すること。

⑵ 運転の中止にあたっては、措置方法または運行中止基準に基づき行うこと。

年　　月　　日

会社名

住　　所

代表者名　　印

13-7-3 地震防災応急処置要領－神奈川中央交通㈱綾瀬営業所

第１章　総則

（目　的）

第１条　この要領は、大規模地震対策特別措置法に基づく、警戒宣言の発令から地震発生時における旅客の生命、身体および社有財産を保護し、被害の軽減を図るとともに旅客輸送の早期復旧を図ることを目的とする。

（社内諸規程との関係）

第２条　前条の目的を達成するために必要な事項は、別に定めある場合のほか、本要領の定めるところによる。

第２章　災害予防計画

（各施設の整備）

第３条　災害発生時に備え、本社および各営業所は、日頃から施設の点検、整備に努める。

（防災用設備、用品の備蓄）

第４条　災害発生時に備え、本社および各営業所は、次に掲げるものを備蓄しなければならない。

⑴ 非常用信号用具（赤旗、発煙筒、懐中電灯等）
⑵ 非常用電池（自動車用バッテリー）
⑶ 救急用医薬品
⑷ 飲料水
⑸ 非常用食料品
⑹ 自転車
⑺ ラジオ
⑻ 消火器

（備蓄物資管理）

第５条　本社および各営業所は、防災に関する資材、機器、非常食等物資については、適切な管理をもって保管、点検を行う。

（防災教育および訓練）

第６条　防災教育および訓練は、次により行うものとする。

⑴ 防災に関する講演、映画、研究会等への参加
⑵ 地域社会での地震防災訓練への参加
⑶ 県、市、町、村の地震防災要綱等で示されている危険箇所、避難場所、避難道路および緊急指定道路ならびに指定道路の交通規制内容等の周知徹底

（防災関係機関の指定および連絡網の整備）

第７条　災害の未然防止および災害時の早期復旧を図るため、あらかじめ各　行政機関等の拠点、連絡先および連絡体制を確立しておく。

（地域防災避難指定場所の確認等）

第８条　各営業所は、地域の広域避難指定場所をあらかじめ把握しておくとともに、設備内容、収容規模等についても確認しておく。

（災害危険予防措置）

第９条　災害発生時に備え、車両を離れる場合および運行路線にかかわる危険箇所ならびに避難場所について、従業員に周知徹底しておく。

第３章　判定会招集時の対応措置

（判定会招集時の対応）

第10条　取締役社長は、地震防災対策強化地域判定会（以下「判定会」という。）招集の情報を得た場合、緊急対策本部および緊急対策支部の設置準備を行う。

（従業員の動員体制）

第11条　判定会招集の情報を得た場合、取締役社長は、別紙連絡網のとおり、関係従業員に対し非常召集を行う。また全従業員は、判定会招集の情報を知ったときは、あらかじめ指定した対策本部または対策支部に出勤する。

第４章　警戒宣言発令時の対応措置

（基本計画）

第12条　警戒宣言発令時における混乱防止および発災時において被害を最小限に止め、輸送の確保を図ることは、交通機関の責務である。

　かつ、多数の人員を輸送する機関として、直接人命に係る被害が発生する恐れがあるため的確な応急処置を講ずることも重要な課題である。

（緊急対策本部および緊急対策支部の設置）

第13条　取締役社長は、大震法の規定に基づき、大地震防災対策組織が設置されたとき、直ちに緊急対策本部（以下「対策本部」という。）を本社に、緊急対策支部（以下「対策支部」という。）を各営業所に設置する。

（対策本部および対策支部の組織）

第14条　対策本部長（以下「本部長」という。）は、取締役社長とし、対策本部および対策支部を組織し、これを統括する。

　対策副本部長は、専務取締役および常務取締役とし、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

　対策支部長（以下「支部長」という。）は、各営業所長とする。

（対策本部および対策支部の任務）

第15条　本部長は、情報の収集を行うとともに、関係機関および対策支部との連絡を密にし、必要な指示、調整を行い、応急対策の円滑な推進を図る。

　支部長は、情報の収集および対策本部との密接な連絡を行い、応急対策の的確迅速な実施に努める。

（対策本部および対策支部の運営）

第16条　対策本部および対策支部は、警戒宣言が発令された場合、直ちに相模中央交通もしくは神奈中ハイヤーから車両（ハイヤー）を借り受け、連絡体制を整える。

（警戒宣言が発せられた場合の緊急措置）

第17条　警戒宣言が発せられ、地震発生までに時間的余裕がある場合は、被害を最小限にとどめるため、次の措置をとらなければならない。

⑴ 電話、ラジオ、および神奈中ハイヤーの無線等による正確かつ迅速な情報の収集と伝達

⑵ 火災を防止するため電源および火気の遮断

⑶ 防災体制確立のための要員確保（本社および各営業所）

⑷ 防火用設備、用品の点検

⑸ 現金、有価証券、および重要文書の金庫または耐火ロッカーへの格納

⑹ 営業用車両の運行中止時期および方法の決定

⑺ 運行を中止した車両の分散配置

⑻ 地域自治体への協力および応援要請

２　運転士は、運行中に警戒宣言が発令されたことを知ったときは、速やかに営業所に連絡し、その指示に従わなければならない。

（火気等危険物の警戒体制）

第18条　防火管理者は、警戒宣言が発令された場合、火気等危険物の取り扱いは、次のとおりとし、従業員に周知徹底を図る。

⑴ 各職場においては、直ちに火気の使用を禁止する。強化地域外において、やむを得ず火気使用の必要が生じた場合は、類焼する恐れのない個所を選び監視を十分に行い、初期消火できる態勢を整える。

⑵ プロパンガス、酸素、アセチレンガスおよび油脂類を使用する個所では、転倒防止を行い元栓を閉めるなどして火災予防措置に万全を期する。

（緊急対策組織）

第19条　警戒宣言が発令されたときから災害復旧が完了するまでの防災組織は、別表１のとおりとし、組織を構成する担当者は、それぞれの職責を熟知していなければならない。

（広報活動）

第20条　旅客およびターミナル等の滞留旅客に対し、警戒宣言が発令されたことを速やかに周知徹底するものとする。

この場合、その内容および車両の運行措置等について、次の文を参考にして、その時の状況に応じた放送、掲示等を次により行い、混乱防止に努めること。

⑴ 強化地域内の放送、掲示用

「大規模地震に関する“警戒宣言”が発令されました。バスの運行は中止いたしますので、ご了承ください。」

⑵ 強化地域外のバス車両および停留所用

「大規模地震に関する“警戒宣言”が発令されました。バスの運行は、状況に

より減速走行、運行回数の調整または運行を中止することがありますので、ご了承ください。」

（情報の収集活動）

第21条　対策本部および対策支部は、警戒宣言が発令された場合、防災関係機関（市町村道路管理者、警察署、消防署、緊急連絡所等）と連絡をとり、道路状況等についての情報を収集し、相互に連絡を密にする。

（乗務員の措置）

第22条　警戒宣言が発令された場合、旅客の避難誘導にあっては、次の点に留意しなければならない。

⑴ 旅客の避難誘導は、沈着冷静に行い、安全で機敏な行動をとるよう努める。

⑵ 緊急車、ヘリコプター、サイレン、半鐘、道路標識または警察官、消防署員等から警戒宣言発令に関する情報を入手したときは、その地震情報および交通情報に応じて行動し、道路左側の安全な場所に停車し、エンジンを止め、乗客に対し、情報を案内し混乱の防止に努める。

⑶ 旅客の避難場所は、原則として定められた最寄りの場所とする。

⑷ 指定場所への避難が危険あるいは不可能と判断されるときは、最寄りの安全と思われる場所を指示する。

⑸ 誘導は、老人、幼児、婦人等を優先して行う。

⑹ 夜間にあっては、車内備付けの非常用信号灯を携行する。

⑺ 現場で警察官あるいは消防署員等の指示あるときは、それに従い行動する。

（車両の運行）

第23条　乗務員は、運行中に警戒宣言が発令されたことを知ったときは、次の措置をとらなければならない。

⑴ 強化地域内においては、運行を中止する。

⑵ 強化地域外においては、防災関係諸機関と密接な連携により地域に応じた可能な限りの運行を行う。

⑶ 車両運転の速度は、一般道路で毎時20km以下、高速道路で40km以下の低速運転を行い、警察官、消防署員等の指示に従い、安全運行に努める。

⑷ 減速走行および交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場合、その状況に応じて運行回数調整の措置をとる。

⑸ 危険個所を通過する路線については、運行の中止、途中折り返し、迂回等事故防止のための適切な措置をとる。

（社有財産の保全）

第24条　乗務員は、車両、運賃箱、回数券、車検証等重要物品の保全に万全を期さなければならない。

第５章　地震および災害発生時の措置

（異常事態発生の場合の措置）

第25条　車両の運行について、次のような事態が発生したときは、速やかに運行を中止し、安全の確保に努める。ただし、その事由が解消したときは、運行管理者の指示により運行を再開する。

⑴ バスターミナル等で旅客が集中し、混乱状態となったとき。

⑵ 警備等の手薄により、旅客を制止できず危険な状態となったとき。

⑶ 道路交通の混乱により、運行不可能状況となったとき。

（運行中止の措置）

第26条　運転士は、地震を感知した場合、直ちに運行を中止し道路左側の安全な場所に停車させエンジンを止め、車内客に対し冷静な行動を呼びかける。

２　運行中に警戒宣言が発令されたことを知ったときは、速やかに営業所に連絡し、その指示に従わなければならない。

（停車）

第27条　停車する場合、次のような場所は極力避けること。また、やむを得ず車内客を乗せたまま近くに移動するときは、その旨を乗客に告げなければならない。

⑴ ガソリンスタンド

⑵ 高圧ガス貯蔵所

⑶ 有害ガスの発生しやすい場所

⑷ 崩れやすい建物付近

⑸ 電柱、塀の脇

⑹ 高圧線の真下

⑺ 交差点、トンネル、橋の上または下、急坂

⑻ 歩道橋の下

⑼ 土砂崩れの恐れのある場所

⑽ 崖崩れの恐れのある場所

⑾ 路肩に危険性のある場所

⑿ 冠水あるいは高潮の危険のある場所

⒀ 消火栓の直前、その他危険と思われる場所

（高速道路運行中に地震が発生した場合の措置）

第28条　車両は、速やかに運行を中止し、安全の確保に努める。ただし、その事由が解消したときは、運行管理者の指示により運行を再開する。

⑴ 高速道路上の照明が消えたり、走行中のトラックから落下物等が考えられるので障害物を発見した場合は、障害物の手前で停止するか、左右に進路を変更して徐行通過する等、事故防止のための適切な措置をとる。

⑵ 停車する場合、できるだけ安全な場所を選定し、橋の上、トンネル等危険な場所は極力避け、走行車線上の左側に停車し、エンジンを停止してサイドブレーキ

を掛けること。

⑶ 停車後、直ちにラジオ、テレビ等のスイッチを入れて、情報を入手すると同時に乗客の安全を確認する。また、乗客に情報を案内し、混乱の防止に努める。
なお、営業所に対して、バス備付けの車内電話で地震発生と乗客、乗務員の安否および車両の状況を報告する。

⑷ 乗務員は、バス備付けの車内電話を原則として緊急用に使用する旨を乗客に伝え、了解を得る。また、通信混乱等により車内電話も使用不能になる場合もあるので、速やかに営業所と連絡をとる。

⑸ 地震沈静後は、速やかに高速道路から一般道へ降りることを原則として、２人乗務の場合、必要に応じて１名は車内に残り、１名は車外の道路状況等周囲の安全を確認してから行動する。

⑹ 運行をする場合、危険と思われる個所では、乗客を下車させて安全な場所まで避難・誘導して車両を空車にする等、安全運行に努める。

⑺ 迂回運行する場合、できるだけトンネル、橋等の多い山麓道路を避け、一般道を利用する。

⑻ 運行途中においては、火災や家屋の崩壊等が考えられるので、付近住民から安全な迂回路の情報を収集する。

（人命の保護および救済）

第29条　旅客等に死傷者のあるときは、救急を最優先とし医療機関、警察署、消防署への通報、運搬、依頼等を速やかに行う等必要な措置をとることとし、被害者の住所、氏名、年令等の確認、家族への連絡等を適切に行わなければならない。

（対策本部および対策支部の措置）

第30条

⑴ 関係機関（道路管理者、警察署、消防署、緊急連絡所等）と連絡を密にし、対策本部および対策支部は、道路の損壊状況等の情報収集に努める。

⑵ 相模中央交通または神奈中ハイヤーの無線等を使用し、運行状況の情報収集に努めるとともに運行の可否の判断を行う。

⑶ 対策本部は、県災害本部に連絡、各対策支部管内の一般石油スタンド、地下貯蔵所等の異常の有無を確認、異常が発生している個所の路線については、迂回運行および途中折り返し運転等路線設定を講ずるよう対策支部に指示する。

⑷ 対策本部は、燃料貯蔵所の損壊または道路の損壊等により、燃料輸送が不可能な場合には、営業所の燃料貯蔵残高の報告を受け、各路線の運行可能、不可能の判断をし、運行回数を調整し、輸送確保に努めるよう対策支部に連絡するとともに路線調査の指示をする。

⑸ 橋梁、踏切、トンネル等の損壊は、長期にわたるので対策本部は、迂回運行および途中折り返し運転等、速やかに路線設定を講ずるよう対策支部に指示する。

（被害状況の把握）

第31条　対策支部は、被害状況について次に掲げるものを把握しなければならない。

⑴ 従業員およびその家族等ならびに諸施設の被害状況を調査し、対策本部にその状況を報告する。なお、対策本部は、諸施設の被害状況によって施設班を差し向ける等の措置をとる。

⑵ 勤務中における所属従業員の家族の安否等について、至近距離居住者から（30分以内の者）２時間交代位で従業員自身に家庭の様子を確認に行かせ、異常なき場合は、対策支部に戻り勤務体制につかせる。

⑶ 従業員の家族に不測の事態が発生または家族の安否が不明等により従業員から帰宅の申し出があった場合は帰宅させる。

（災害の復旧および正常な運行の回復）

第32条　公共輸送機関としての社会的使命を自覚し、全従業員は、災害の復旧、正常な運行の回復を達成するため最善の努力をしなければならない。２　前項の目的を達成するための具体的行動は、緊急対策本部長の命によるものとする。

第33条　この要領による勤務の取り扱いは、別途定める。

（解散）

第34条　本部長は、次に掲げる事項の場合、対策本部および対策支部を解散する。

１　大震法第９条第３項に基づき、「警戒解除宣言」が発令されたとき。

２　地震が沈静化し、危険な状態を脱したと認めたとき。

別表１の１

大規模地震緊急対策本部組織表

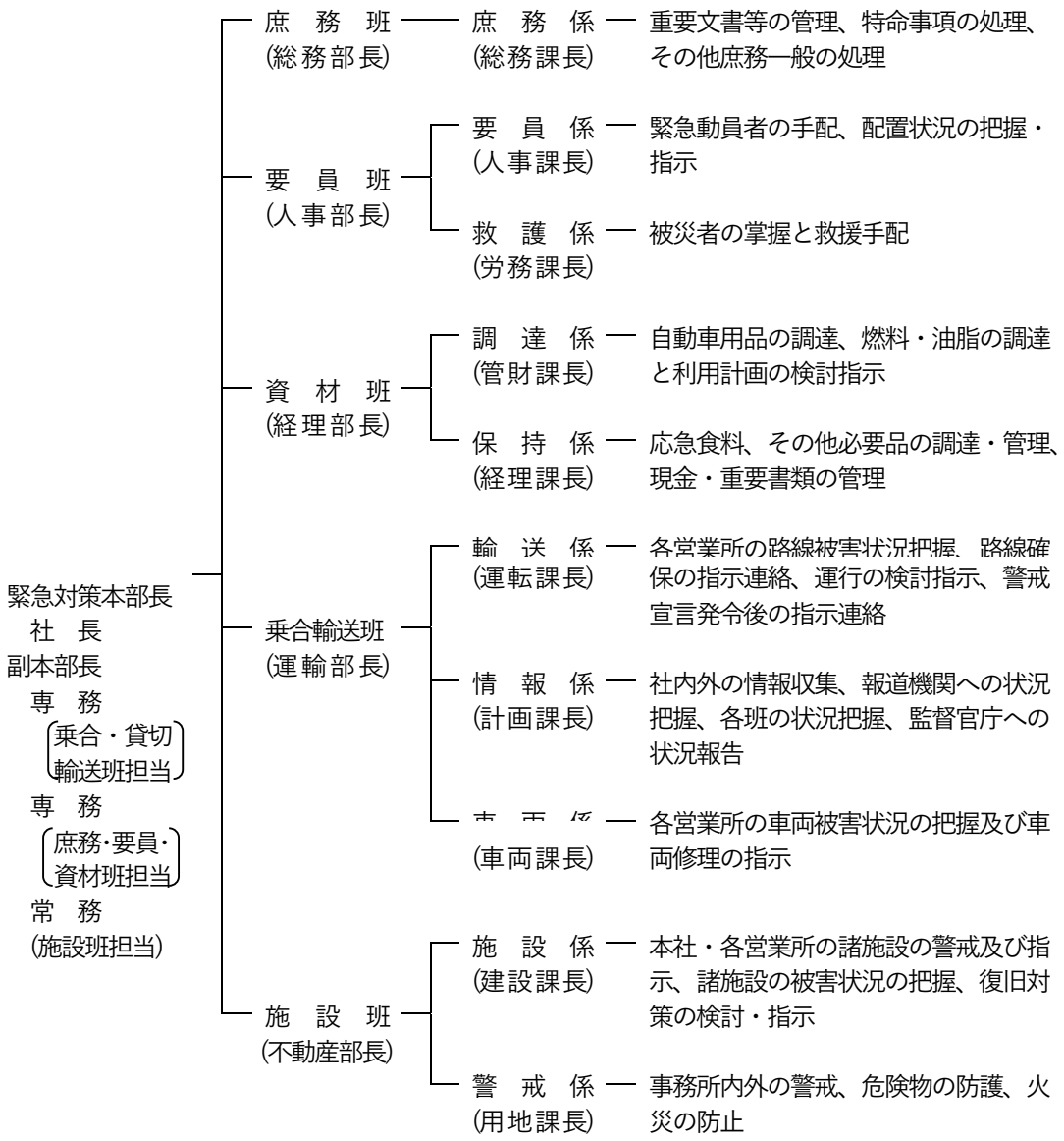

別表１の２

大規模地震緊急対策支部組織表

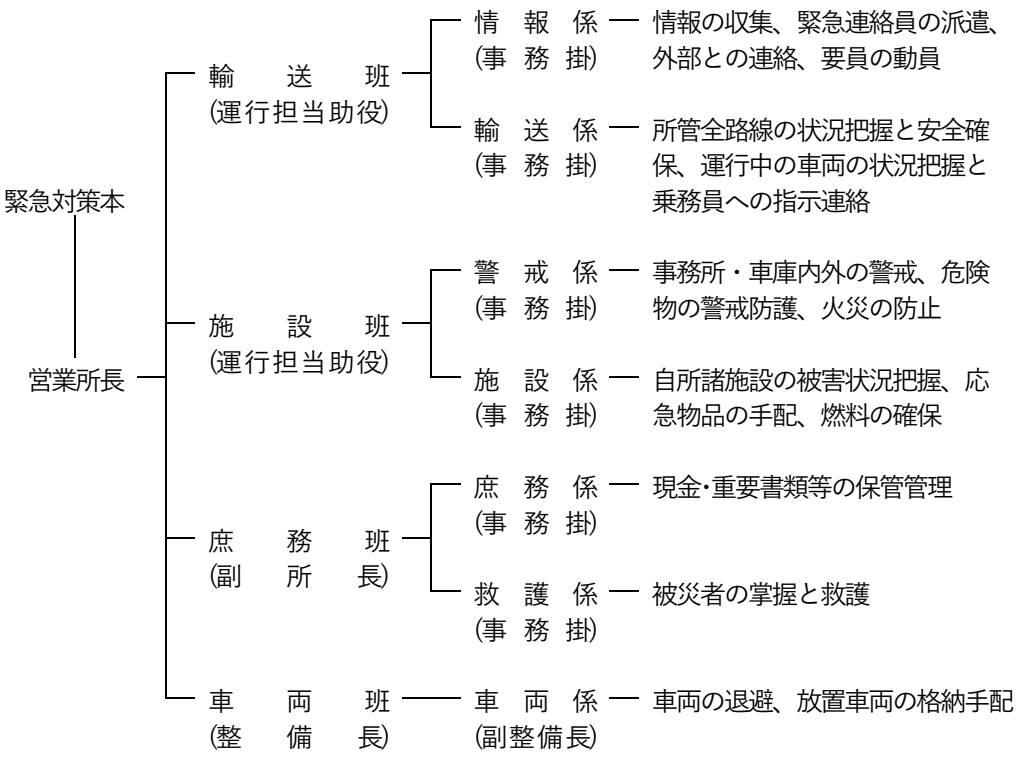

13-7-4 防災規則―相鉄バス㈱

○ 防 災 規 則

制 定 平 13. 12. 1
改 定 平 24. 5. 1

第１章 総 則

（目 的）

第１条 この規則は、運行に重大な影響を及ぼす暴風雨、降積雪及び地震等の天災（以下「自然災害」という。）並びに爆発及び有害ガス等による事故（以下「事故」という。）（以下「自然災害」及び「事故」を総称して「災害」という。）が発生若しくは発生が予想される場合の措置を定めることにより、被害の未然防止、軽減及び運行の早期復旧を図ること並びに旅客及び社員の安全を確保することを目的とする。

（規則の適用）

第２条 前条の目的を達成するため、防災に関する必要な事項は、別に定めがある場合を除き、この規則によるものとする。

（社員の責務）

第３条 社員は、災害が発生した場合には、すすんでその復旧業務に参加するとともに、災害対策本部の指示を受けなければならない。また、本人及び家族の安否について速やかに所属部門に連絡しなければならない。

２ 社員は、平素から災害に関する諸規則に習熟しなければならない。

第２章 全社共通の防災対策

（情報収集）

第４条 社員は、報道機関からの情報収集及び気象情報、道路情報その他災害情報には、常に留意し、災害の発生又は発生が予想されるときは、第５条に定める災害連絡系統図により連絡する。

（災害連絡系統図）

第５条 災害の発生又は発生が予想される場合の連絡は、別紙１に定める災害連絡系統図により、速やかにこれを上長に報告しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、同時に社長に連絡できるものとする。

（災害発生時の社員の緊急連絡体制）

第６条 災害発生時における社員に対する連絡体制は、別に定める「緊急連絡網」を通じて行うこととする。

（社員の安否）

第７条 就業外における安否確認は、前条の「緊急連絡網」により自ら行うものする。

（災害発生時の社員の行動）

第８条 社員は、災害が発生した場合には、上長の指揮に従い行動しなければならない。

第３章　防災対策

第１節　情報収集等

（情報収集の義務）

第９条　社員は、常に気象情報及び地震情報等のその他災害情報に留意し、業務に精励しなければならない。

（巡回の義務）

第 10 条　営業所長は、平素から所属員を指揮し、管轄する路線又は管理施設を巡回し、危険箇所の把握及び危険物等の発見に努めなければならない。

（妨害予告）

第 11 条　爆破等の妨害予告を受けた者は、第５条の定めに従い、報告するとともに、報告を受けた営業所長は、その旨、最寄りの警察署に連絡して、以後の対応の指示を受けなければならない。

第２節　警戒体制

（警戒体制の種類と発令者）

第 12 条　警戒体制の発令は、前節の情報収集等の結果、災害の発生が予想される場合に発令する。

２　警戒体制は、災害の種類又は災害によって引き起こされる被害の予想規模に応じて発令され、その区分及び発令者の別は、次表のとおりとする。尚、詳細については、別紙２のとおりとする。

区　分	発令者	備　考
特別警戒体制	社　長	ただし、社長が不在の場合は、役付取締役がこれを代行する。
第１種警戒体制	常務取締役	ただし、常務取締役が不在の場合は、運輸部部長がこれを代行する。
第２種警戒体制	同　上	同　上
第３種警戒体制	同　上	同　上

３　前項の警戒体制の他、必要に応じ、各営業所において営業所長の発令により、独自に営業所警戒体制を敷くことができる。また、その場合、速やかに常務取締役に報告しなければならない。

（警戒体制の単位）

第 13 条　警戒体制の単位は、次のとおりとする。

⑴ 本社

⑵ 営業所

（非常呼集）

第 14 条 常務取締役は、第１２条第２項の警戒体制の発令に伴い、非常呼集することができる。

２　営業所長は、第１２条第３項の警戒体制の発令に伴い、非常呼集することができる。

３　第１項及び第２項の非常呼集の詳細は、別紙３に定める。

第３節　発令中

（指 令 者）

第 15 条　警戒体制中の指令は、原則として、第１２条第２項の警戒体制の発令者が行う。ただし、緊急を要する場合で、指令を受けることが困難な場合は、臨機の処置を取ることができる。その場合、事後速やかに本来の指令者に報告しなければならない。

（警戒方法）

第 16 条　営業所長は、警戒体制中、所管する施設等の巡回を強化し、災害が予想される場合には、要員を配置する等臨機の対策を実施し、被害の軽減に努めなければならない。

（発令中の運行）

第 17 条　班長運転士、副班長運転士及び運転士（以下「運転士等」という。）は、警戒体制中の運行にあたり、道路状況、施設状況その他運行状況に十分留意し、異常がある場合には、速やかに運行管理者に連絡するとともに、運行の安全が確保できないと判断されるときは、一時運行を中止しなければならない。

（発令中の情報収集）

第 18 条　警戒体制中の情報収集は、次のとおりとする。

⑴ 気象情報及び地震情報については、運輸部運輸担当係長（運転係）が横浜気象台から情報収集する。尚、運輸部運輸担当係長（運転係）が情報収集できない場合は、綾瀬営業所運行管理者が代行してこれを行い、事後速やかに運輸部運輸担当係長（運転係）に報告しなければならない。

⑵ その他の情報については、各人がそれぞれ情報の把握に努め、必要があると認められる場合には、正確にこれを報告しなければならない。

（指令、情報及び報告事項の伝達方法）

第 19 条　警戒体制中の指令、情報及び報告事項の伝達は、災害連絡系統図（別紙１）を用いて行う。

（指令、情報及び報告事項の記録）

第 20 条　運輸部運輸担当係長（運転係）は、前条の指令、情報及び報告事項の伝達

があった場合には、その都度記録しなければならない。

第４節　発令解除

（発令解除）

第 21 条　警戒体制の解除の指令は、災害の発生の恐れがなくなった場合に、原則として第１２条で警戒体制を発令した者が行う。

２　非常呼集があった場合には、前項の解除に伴い、同時にこれも解けるものとする。

第５節　災害の発生

（運輸部部長の対応）

第 22 条　運輸部部長は、災害発生の報告を受けたときは、直ちに災害連絡系統図（別紙１）により報告するとともに、被害の程度を確認し、社長に災害対策本部の設置をするか否かの上申をしなければならない。

（営業所長の対応）

第 23 条　営業所長は、災害発生の報告を受けた場合には、必要に応じて警察署及び消防署等関係箇所へ連絡するとともに、直ちに現場へ要員を派遣する等の措置を取らなければならない。尚、その場合、二次災害の発生には十分留意しなければならない。

（災害現場での対応）

第 24 条　前条により災害現場へ派遣された者は、次の事項を行わなければならない。

⑴ 旅客の安全確保並びに負傷者の救護（むやみやたらな応急処置は禁ずる）

⑵ 車両の運行中止及び安全な場所への避難

⑶ 旅客への案内

２　妨害による事故が発生した場合、犯人検挙に協力するとともに、縄張り・監視等の方法により事故現場の保存に努めなければならない。

３　有毒ガス等が発生している場合、みだりに現場には立ち入らず、次の事項を行わなければならない。

⑴ 旅客の避難誘導

⑵ 現場への立ち入り禁止措置

第４章　災害対策本部

（災害対策本部の設置）

第 25 条　社長は、災害により当社営業区域内で当社に関係する甚大な被害が発生したときに、本社内に災害対策本部を設置する。被害等により本社内に設置できないときは、あらかじめ定めた別の場所に設置するものとする。

（組　織）

第 26 条　災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

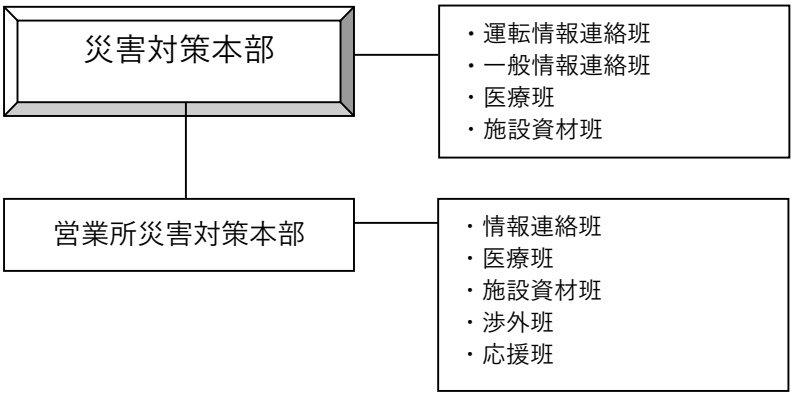

（災害対策本部）

第 27 条　災害対策本部の構成及び任務は、次表のとおりとする。

	役　　職	任　　務
災害対策本部長（以下「本部長」という。）	社　　長	・災害応急措置に関する総括指揮 ・災害復旧に関する基本方針の決定 ・災害対策本部員の指揮監督
災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）	常務取締役	・本部長の補佐
統括責任者（以下「責任者」という。）	運輸部部長 総務部部長	・各班の任務の統括 ・本部長への上申並びに指示命令の伝達及び本社と営業所間の調整
運転情報連絡班長	運輸部運輸担当係長（運転係）	・運行に関する情報の収集及び連絡 ・警察署及び消防署への連絡 ・気象台からの情報収集
一般情報連絡班長	運輸部計画担当係長（申請・施設係） 運輸部運輸担当係長（渉外係）	・運輸局、陸運支局、バス協会等への連絡 ・保険会社への連絡
医療班長	運輸部営業担当係長（営業係）（教育係）	・医療機関との連絡調整及び緊急医薬品の調達
施設資材班長	運輸部計画担当係長（審査係） 運輸部運輸担当係長（整備係）	・災害復旧用の重機等社外機動力の要請 ・災害復旧用の資機材の調達及び運用 ・災害復旧要員の飲料水、食料、生活用品等の調達及び配付
応援班長	総務部係長	・被害の諸状況に応じた各作業の支援

２　災害対策本部の下部組織として、営業所に営業所災害対策本部を設置することとし、その構成及び任務は、次表のとおりとする。

	役　職　等	任　　務
統括責任者	営業所長	・運行管理者、整備管理者等所属員を統括し、運行確保と災害の復旧に努める ・応援要員の確保と各班の任務の統括 ・車両の分散及び退避の指示 ・異常時ダイヤの設定及び指示 ・バスによる代替輸送の指示 ・災害、運行、道路、気象状況等の把握 ・旅客への対応
情報連絡班長	運行管理者	・情報収集及び連絡並びに一般被害情報の収集及び連絡
医療班長	業務係主任（運行担当）	・負傷者数、負傷の程度等の情報収集及び連絡 ・医薬品の調達
施設資材班長	整備管理者	・被害状況の把握並び路線その施設状況の把握 ・運行確保のための作業及び復旧作業の実施
渉外班長	業務係主任（営業担当）	・旅客に対する情報の伝達その他広報活動 ・旅客の救護活動
応援班長	指導運転士	・被害の諸状況に応じた各作業の支援

３　班長は、各班毎に業務係主任１名を副班長に指名し、各班の指揮の補佐に当たらせることができる。

（災害対策本部内の指令、情報及び報告事項の伝達方法）

第 28 条　災害対策本部設置中の指令、情報及び報告事項の伝達は、災害連絡系統図（別紙１）を用いて行う。

（被害の報告）

第 29 条　災害対策本部員は、被害状況及び応急措置について災害連絡系統図（別紙１）を用いて次の事項を速やかに本部長に報告しなければならない。

⑴ 旅客情報

⑵ 人身災害情報

⑶ 施設毎の設備被害状況
⑷ 復旧資機材及び社外からの応援状況
⑸ 復旧体制の現況及び従業員の応援体制
⑹ 現在の運転（営業）状態
⑺ その他災害に関する事項

（災害対策本部の解散）

第 30 条　本部長は、災害復旧に関する必要な措置を完了したと判断したときは、災害対策本部を解散する。

第５章　東海地震対策

（警戒宣言）

第 31 条　社長は、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられた場合は、災害対策本部を設置し、特段の留意を図り対応するものとする。

（警戒体制）

第 32 条　前条の警戒宣言が発令されたときは、災害対策本部は速やかに災害未然防止措置を講じる警戒体制をとらなければならない。

（情報の連結）

第 33 条　警戒宣言等の情報連絡は、災害連絡系統図（別紙１）によるものとする。

（警戒宣言発令時の運行）

第 34 条　乗務中の運転士等は、速やかに運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停車し、旅客の安全確保を図らなければならない。

２　前項により運行を中止したときの運行再開は、警戒宣言が解除されたことにより、会社の警戒体制が解除されたときとする。

（警戒体制の解除及び災害対策本部の解散）

第 35 条　警戒宣言が解除されたときは、警戒体制を解除し、災害対策本部を解散する。

第６章　防災予防対策

第１節　予防対策

（非常食料及び防災用具）

第 36 条　災害発生時に備える別紙４の非常食料及び防災用具は、運輸部が本社及び営業所に配付し、非常食料については定期的に交換する。

２　運輸部部長は、前項の非常食料及び防災用具を非常時に滞りなく使用できるように管理しなければならない。

（教　育）

第 37 条　運輸部部長は、平素から防災会議等を活用し、社員に防災に関する知識・技能の向上を図るための教育をしなければならない。

（訓　練）

第 38 条　運輸部部長は、年１回以上の防災訓練を実施しなければならない。

２　所長は、地方公共団体等が実施する防災教育、訓練等に積極的に社員を参加させ、災害に関する知識・技能の向上を図らなければならない。

第２節　防災会議

（防災会議）

第 39 条　第 1 条の目的を達成するため、防災会議（以下「会議」という。）を設置し、年 1 回以上開催することとする。

２　会議の構成は、社長、常務取締役、運輸部部長、運輸部運輸担当係長（運転係）及び営業所長とする。

３　会議の議長は社長、副議長は常務取締役とする。

（付議事項）

第 40 条　会議の付議事項は、次のとおりとする。

⑴ 災害予防に関する基本事項及び基本計画

⑵ 災害発生時における応急対策に関する基本事項及び基本方針

⑶ その他防災上必要な事項

付 則

１　この規則は、平成 13 年 12 月１日から制定実施する。

２　この規則は、平成 15 年 ７月１日から改定実施する。

別紙１

災害連絡系統図

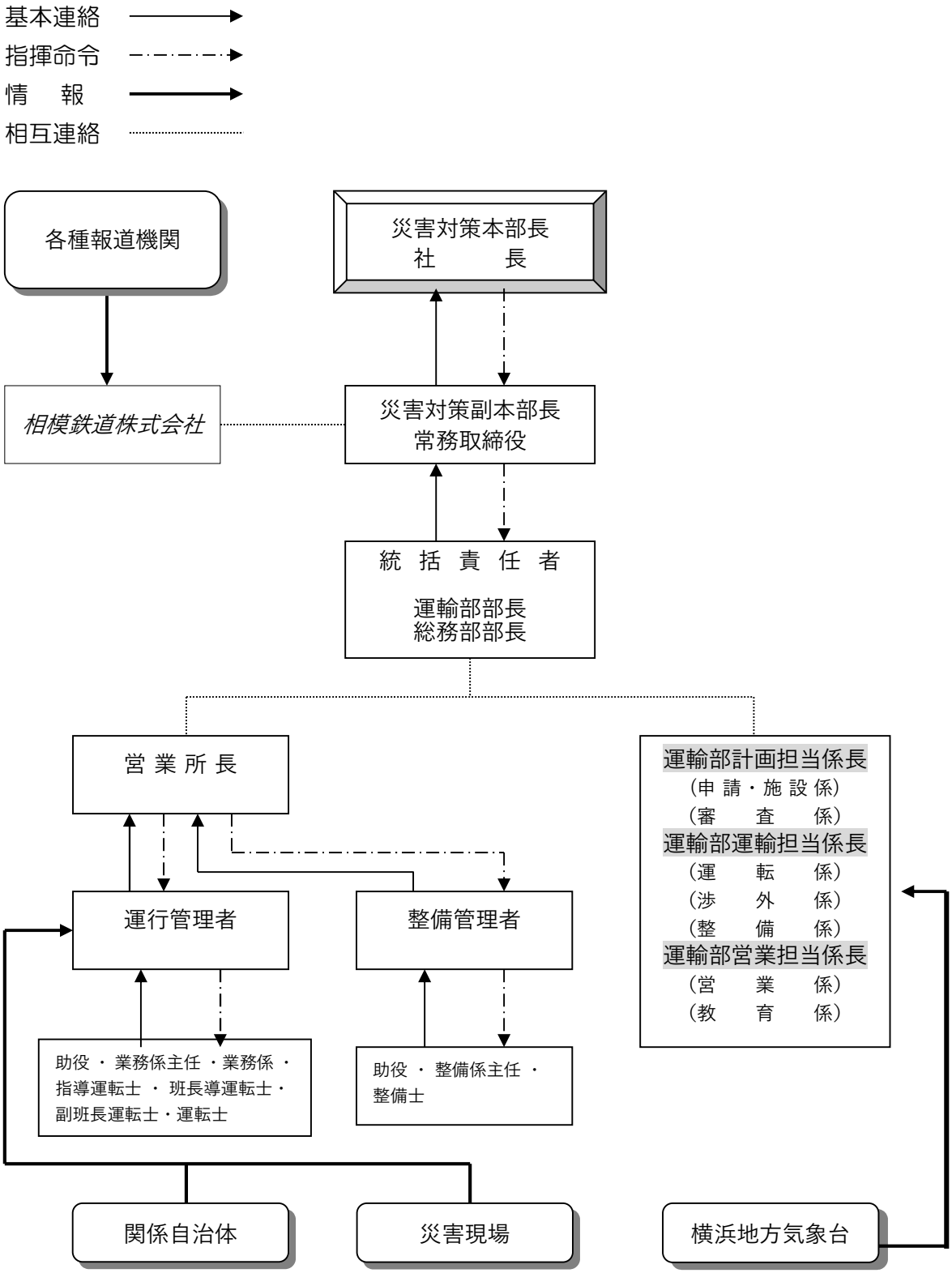
基本連絡
指揮命令
情　報
相互連絡
各種報道機関
相模鉄道株式会社
災害対策本部長
社　長
災害対策副本部長
常務取締役
統 括 責 任 者
運輸部部長
総務部部長
営 業 所 長
運輸部計画担当係長
（申 請・施 設 係）
（審　査　係）
運輸部運輸担当係長
（運　転　係）
（渉　外　係）
（整　備　係）
運輸部営業担当係長
（営　業　係）
（教　育　係）
運行管理者
整備管理者
助役 ・ 業務係主任 ・業務係 ・
指導運転士 ・ 班長導運転士・
副班長運転士・運転士
助役 ・ 整備係主任 ・
整備士
関係自治体
災害現場
横浜地方気象台

別紙２

警 戒 体 制

種類	風　雨	雪	地　震	その他
特別	激甚災害が予想されるとき。			
第１種	１．連続（５時間）雨量２００ミリに達し、且つ降り続くことが予想されるとき。 ２．１時間内の雨量が３０ミリを超え、且つ大雨が降り続くことが予想されるとき。 ３．風速が２０～２５メートル以上が予想されるとき。 ４．台風の進路にあたり、大雨が降り続くことが予想されるとき。	積雪が１５０ミリを超え、且つ降り続くことが予想されるとき。	地震により、バス運行等に影響を生じる恐れがあり、警戒が必要と認められるとき。	その他の天災地変及び火災、爆発等が発生する恐れがあり、警戒が必要と認められるとき。
第２種	１．連続（５時間）雨量１５０ミリに達し、且つ降り続くことが予想されるとき。 ２．１時間内の雨量が２５ミリを超え、且つ大雨が降り続くことが予想されるとき。 ３．風速が１５～２０メートル以上が予想されるとき。 ４．台風の進路にあたり、大雨が降り続くことが予想されるとき。	積雪が１００ミリを超え、且つ降り続くことが予想されるとき。		
第３種	１．連続（５時間）雨量１００ミリに達し、且つ降り続くことが予想されるとき。 ２．１時間内の雨量が２０ミリを超え、且つ大雨が降り続くことが予想されるとき。 ３．風速が１５メートル以上が予想されるとき。 ４．台風の進路にあたり、大雨が降り続くことが予想されるとき。	積雪が５０ミリを超え、且つ降り続くことが予想されるとき。		

別紙３

非 常 呼 集

区　分	本社員	現業員	
		事務所・整備	乗務員
特別呼集 （特別警戒体制時）	常務取締役 以 下 全 員	全　員	必要人員
第１呼集 （第１種警戒体時）	常務取締役 以 下 全 員	全　員	必要人員
第２呼集 （第２種警戒体時）	係長以上全員 及び特に命ぜられた者	全　員	必要人員
第３呼集 （第３種警戒体時）	運輸部部長、 総務部部長 及び特に命ぜられた者	全　員	必要人員

営業所呼集 （営業所警戒体制）	――――――	必要人員	必要人員

別紙４

非常食料及び防災用具リスト

非　常　食　料（3 日分）	防　　災　　用　　具	
①アルファー米（２袋）	①防煙マスク	⑥紙皿（10 枚入り）
②チーズクラッカー（1 缶）	②固形燃料	⑦スプーン
③カンパン（1 缶）	③軍手	⑧フォーク
④ミネラルウォーター（2 本）	④麻ひも	⑨カンキリ
⑤缶詰（10 缶）	⑤マッチ	⑩ポケットティッシュ

13-8 ＜消防＞

13-8-1 神奈川県下消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づいて、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町、足柄消防組合、愛川町（以下「協定市町」という。）の各市町及び組合の長（以下「市町長」という。）は、消防相互応援に関して次により協定する。

第１条　この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、協定市町相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止するとともに火災の原因及び消火のために受けた損害の調査（以下「火災調査」という。）を実施し安寧秩序を保持することを目的とする。

第２条　前条の目的を達成するため、協定市町は、次に掲げる区分によって消防隊、救急隊その他必要な人員機器資材（以下「消防隊等」という。）を相互に出場させ若しくは調達して応援活動させるものとする。

⑴ 通常応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書別表第１に定める区域に発生した火災及び別表第１の２に定める区域内に発生した災害を覚知したとき、その消防本部又は消防署に属する消防隊等により自動的に行うもの。

⑵ 消防団応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書に定める区域内に発生した火災を覚知したとき、非常勤の消防団員による消防隊により自動的に行うもの。

⑶ 特別応援

いずれかの協定市町の行政区域内に大災害が発生し、若しくは全各号に規定する以外の応援（火災調査を含む。）を特に必要とする場合で、災害地の市町長又は消防長の要請によって他の協定市町長が消防隊等により行うもの。

第３条　応援の出場隊数は、通常応援は原則として１隊、消防団応援は地域実情により、特別応援は要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に即して応援を行う協定市町の消防長が決定するものとする。

第４条　特別応援の要請を行う場合には、次の事項をでき得る限り明らかにしなければならない。

⑴ 災害の概況及び応援を要請する事由
⑵ 応援を要請する消防隊等の種類及び数
⑶ 活動内容及び集結場所
⑷ 誘導員又は担当責任者
⑸ その他

第５条　応援要請（覚知による自動出場を含む。）を受けた協定市町は、ただちに消防隊等を出場させるものとする。ただし、自市町及び組合の災害または止むを得ない事情がある場合若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第６条　応援出場した消防隊等は、災害地の消防長の指揮のもとに行動するものとする。

第７条　応援に要する経費等の負担は、法令その他に別段に定めがあるものを除くほか次による。

⑴ 通常応援及び消防団応援のために要した経常的経費は、応援を行った協定市町の負担とする。ただし、要請により調達し、若しくは立替えたもの又は燃料、機器資材の補給、給食等に要した経費は、応援を受けた協定市町が現物により、又はその経費を負担する。

⑵ 特別応援のために要した経費は、応援を受けた協定市町が負担するものとする。

⑶ 応援消防隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定市町の負担とする。ただし、災害地において行った救急治療の経費は、応援を受けた協定市町の負担とする。

⑷ 応援消防隊員が、応援業務を遂行中に第３者に損害を与えた場合においては、応援を受けた協定市町がその賠償の責めに任ずる。ただし、災害地への出場若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

第８条　協定市町は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報、資材等を相互に通知するものとする。

第９条　この協定による相互応援は、それぞれの消防長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市町消防長が協議決定するものとする。

第１０条　この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、協議の上決定するものとする。

第１１条　この協定は、昭和 50 年８月１日から効力を発生するものとし、次に掲げる協定は廃止する。

横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、鎌倉市、藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、相模原市、厚木市、大和市、秦野市、伊勢原市、座間市、海老名市、南足柄市、大磯町、湯河原町、葉山町、箱根町、足柄上消防組合、寒川町、二宮町、綾瀬町及び津久井郡広域行政組合の間で、昭和 47 年８月 25 日に締結した消防相互応援協定。

この協定を証するため本書 26 通を作成し、記名押印の上各自１通を保有するものとする。

昭和 50 年７月 25 日

附　則

この協定の第２条第１号については、昭和 56 年８月 25 日から効力を生ずる。

（昭和 56 年８月 25 日締結）

附　則

この協定は平成２年７月１日から施行する。

（平成２年６月 19 日締結）

附　則

この協定は平成 12 年４月１日から施行する。

（平成 12 年４月 13 日締結）

附　則

この協定は平成 16 年８月 20 日から施行する。

（平成 17 年１月 11 日締結）

附　則

この協定は平成 18 年３月 20 日から施行する。

（平成 18 年３月 20 日締結）

附　則

この協定は平成 18 年８月 18 日から施行する。

（平成 19 年８月 18 日締結）

附　則

この協定は平成 25 年４月１９日から施行する。

（平成25年４月19日締結）

13-8-2 神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領

１　目的

この航空機特別応援実施要領（以下「要領」という。）は、神奈川県下消防相互応援協定第２条第３号の規定に基づき、災害発生地の市町が他の市町による回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を用いた消防に関する応援（以下「航空機特別応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑、かつ、迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

２　対象とする災害

航空機特別応援の対象となる災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

（１）地震、風水害等の自然災害

（２）陸上又は海上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等

（３）高層建築物の火災

（４）航空機事故、列車事故等集団救助救急事故

（５）その他前各号に掲げる災害に準ずる災害

３　航空機特別応援の種別

航空機特別応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

（１）調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

（２）火災出場

消火活動のための出場

（３）救助出場

人名救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに付随する救急搬送活動含む。）

（４）救急出場

救急患者搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの

（５）救援出場

救援物資、資機材、人員等の搬送のための出場

４　航空機特別応援の担当区域

応援側市町の航空機特別応援担当区域は、別表１のとおりとする。ただし、災害発生地の消防長が複数のヘリ出場を必要と認めた場合又は応援側市町の航空機が出場できない場合は、この限りでない。

５　航空機特別応援の出場限定条件

航空機特別応援の出場限定条件は、次の各号のとおりとする。

（１）出場時間帯は、原則として日出から日没までとする。

（２）気象状態は、航空法（昭和２７年７月１５日法律第２３１号）の定めるところによる。

6　航空機特別応援の要請手続

（1）要請側市町の消防長は、航空機特別応援を必要とみとめた場合は、次の事項を応援側市町の消防長へ通報するものとする。

ア　必要とする応援の種別及びその具体的内容

イ　応援活動に必要な資機材等

ウ　離発着可能な場所及び給油体制

エ　災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに無線による連絡の方法

オ　離発着場における資機材の準備状況

カ　現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況

キ　他の消防本部にヘリの応援を要請している場合の消防本部名

ク　気象の状況

ケ　ヘリの誘導方法

コ　その他必要な事項

（2）応援側市町の消防本部連絡先は、別表２のとおりとする。

（3）要請の通報事項は、電話、ファクシミリ等によって様式１ により明確に連絡するものとともに、後日、正式文書を送付するものとする。

7　航空機特別応援の決定の通知

応援側市町の消防長は、前項の航空機特別応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、要請側市町の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。

8　航空機特別応援の中断

応援側市町の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町の消防長は、要請側市町の消防長と協議して航空機特別応援を中断することができるものとする。

9　航空機特別応援の始期及び終期

（1）航空機特別応援は、（2）及び（3）に定める場合を除きヘリが航空機特別応援の命を受けてヘリポートを出発したときに始まり、ヘリポートに帰投したときに終了するものとする。要請側市町により航空機特別応援の要請が撤回された場合も同様とする。

（2）ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して航空機特別応援出場すべき命令があったとこは、そのときから航空機特別応援は始まるものとする。

（3）ヘリが、航空機特別応援に出動中に前項の規定の基づき、航空機特別応援が中断され、応援側市町に復帰すべき命令があったときは、そのときをもって航空機特別応援は終了するものとする。

10　航空機特別応援のための出場したヘリの指揮等

（1）航空機特別応援のための出場したヘリの指揮は、要請側市町の消防長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。

（２）当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町の消防本部の基地局及び災害現場の最高責任者と緊密な連絡をとるものとする。

11　航空機特別応援に係る要請側市町の事前計画等

（１）要請側市町は、航空機特別応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。

（２）要請側市町の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。

ア　地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「離発着場」という。）の位置図等（様式２参照）

イ　燃料の補給体制

ウ　応援出場ヘリと要請側消防本部の通信連絡方法

エ　離発着場への職員の派遣

オ　応援に伴い生ずることが予想される一般人、建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置

カ　空中消火剤、救急救助資機材、隊員等の補給体制

キ　その他必要と認める事項

（３）前号の計画を作成した場合は、そのうち離発着場（様式２）の位置図等を応援側市町へあらかじめ届出するものとする。

12　応援側市町の情報提供

応援側市町の消防長は、新規にヘリを保有した場合若しくは更新した場合又は性能に、変更があった場合、その情報を様式３により各消防長へ情報提供するものとする。

13　航空機特別応援に要する経費の負担区分

航空機特別応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

（１）ヘリの燃料費、隊員の出動手当、旅費、日当等経常経費については、要請側市町が負担するものとする。

（２）応援中に発生した事故の処理に要する土地、建築、工作物等に対する補償費、一般人の死傷に伴う損害賠償その他の経費は、要請側市町の負担とする。ただし、応援側市町の重大な過失により発生した損害は、応援側市町の負担とする。

（３）前号に定める要請側市町の負担額は、応援側市町の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

（４）前３号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度要請側市町の消防長と応援側市町の消防長が協議し決定するものとする。

14　ヘリ事故時の連絡

要請側市町の消防長は、応援出場ヘリに関する次の事故を覚知したときは、応援側市町の消防長に速やかに連絡するものとする。

（１）人の死傷に伴う事故

（２）航空機の重大な損傷事故

（３）救難対策を必要とする事故

附　則

この要領は、昭和５７年5月１２日から施行する。

附　則

この要領は、昭和６１年１１月２５日から施行する。

附　則

この要領は、平成２年7月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１２年4月１３日から施行する。

附　則

この要領は、平成１８年3月２０日から施行する。

附　則

この要領は、平成２５年4月１９日から施行する。

別表１

航空特別応援担当区域

応援側市町	担当区域（市町）
横浜市	川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、足柄消防組合、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町
川崎市	横浜市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町

別表２

応援側市町の消防本部連絡先

応援側市町	連絡、要請窓口の名称	電話番号	電話ファクシミリ
横浜市	指令課	045-322-1351	045-331-5221
川崎市	指令課	044-223-2645	044-223-2654・2655

様式１

航空機特別応援（ヘリコプター）要請連絡表

要請側消防本部連絡者	応援側消防本部連絡者

① 要請者職・氏名	消防本部　　消防長
② 要請日時	年　　月　　日　　時　　分
③ 災害発生日時	年　　月　　日　　時　　分
④ 災害発生場所	
災害の概要	
⑤ 応援の種別	①調査　②火災　③救助　④救急　⑤救援
活動拠点	①定置場　②離発着場
⑥ 応援の（具体的）内容	
⑦ 必要資器材	

⑧ 離発着可能な場所	第１順位	
	第２順位	
⑨ 給油体制	給油の可否	可 ・ 否
	給油方法	
	体制作りの所要時間	
⑩ 現場最高指揮者 職・氏名・無線局名		
⑪ 離発着場における資器材の準備状況		
⑫ 他機関の航空機及びヘリの活動状況		
⑬ 他消防本部に対する応援ヘリ 要請状況		
⑭ 気象の状況	天候 風向 風力 m/s 視界 m	
⑮ 誘導方法		
要請側消防本部連絡先		
その他		

様式２

飛行場外離発着場調査票

<table>
<tr><td colspan="2">離発着場名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">所在地</td><td>地名・地番</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">所看社又は管理者</td><td>住所</td><td></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td><td>職業</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">土地の状況</td><td>長さ・幅</td><td colspan="4">長さ　　m・幅　　m</td></tr>
<tr><td>勾配</td><td>縦断勾配</td><td></td><td>横断勾配</td><td></td></tr>
<tr><td>表面</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">恒風方向</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">付近障害物の状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">離発着場との連絡方</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他参考事項</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

離発着場位置図（1/　　）	離発着場位置図（1/　　）
1/50,000	1/10,000
離発着場見取図（恒風方向を矢印のこと）	
1/3,000	

様式３

応援側市町の保有するヘリの性能

消防本部名					
機　　種					
機　　名					
機体	製造会社名				
	型　　式				
	全　　長　（m）				
	主回転翼直径（m）				
座席数	乗務員　　（人）				
	旅客　　（人）				
重量	全備重量　　（kg）				
	空虚重量　　（kg）				
	有効搭載量　（kg）				
エンジン	製　造　会　社				
	型　　式				
	基　　数				
性能	最大速度　（km/h）				
	巡航速度　（km/h）				
	航続距離　　（km）				
	航続時間　　（h）				
	実用上昇限界（m）				
	耐風性能　（m/s）				
燃料	使　用　燃　料				
	タンク容量　　（ℓ）				
	増槽タンク容量（ℓ）				
	消費量（ℓ/h）				
装置	カーゴスリング（kg）				
	ホイスト　　（kg）				
	タンカ　　（人分）				
	他の主な装置　機外拡声装置（W）				
	他の主な装置　サーチライト（W）				
	他の主な装置　消化バケット（ℓ）				
保険	対　　人				
	対　　物				
	搭　乗　者				
	機　　体				
	年間保険料（掛け金）				

（注）　１　全　　長－主及び尾部回転翼展開時の最先端から最後端までの長さ
２　旅客等数－最大座席数から乗務員２名を差し引いた数
３　巡航距離－全備重量での標準大気中の高速巡航速度
４　航続距離－巡航速度による航続距離（標準燃料タンク使用、残燃料なし）
５　航続時間－巡航速度による航続時間（標準燃料タンク使用、残燃料なし）

13-8-3 東名高速道路消防相互応援協定書

東名高速道路消防相互応援協定書

制定　昭和５６年４月２５日

【最終改正 令和４年９月７日】

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条第２項の規定に基づき、川崎市、横浜市、大和市、綾瀬市、海老名市、厚木市、伊勢原市、秦野市、小田原市及び茅ヶ崎市（以下「協定市等」という。）の長は、東名高速道路及びその付属施設（以下「協定区域」という。）における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、協定区域において、火災、救急事故その他の災害が発生した場合に、協定市等の消防力を相互に活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（出場区分）

第２条　協定区域において災害が発生した場合においては、協定市等のうち別表の左欄に掲げる出場市等は、同表の右欄に掲げる区分に応じ、応援のため消防隊、救急隊その他の人員・機器資材（以下「消防隊等」という。）を出場させるものとする。

（特別応援）

第３条　協定区域において災害が発生した場合で、前条に規定する出場市等以外の協定市等の応援を必要とするときは、当該災害の発生した協定市等は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして、特別応援の要請をすることができる。

（１）災害発生の場所及び災害の概況

（２）応援を必要とする消防隊等の種類及び数量

（３）その他活動内容に関する事項

第４条　特別応援の要請を受けた協定市等は、その要請に係る消防隊等を出場させるものとする。ただし、自市等に災害が発生しているため出場できない場合やその他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

２　特別応援の要請を受けた協定市等が消防隊等を出場させることができない場合は、当該要請をした市等にその旨を通報しなければならない。

（費用の負担）

第５条　応援に要した費用の負担は、法令その他に定めがあるものを除き、次に掲げるとおりとする。

（１）応援に要した通常の費用は、応援を行った協定市等の負担とする。ただし、要請により特に調達した人員・機器資材は、現物またはその費用を応援を受けた協定市等が負担する。

（２）応援のため出場した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料その他の人員・機器資材の補給または人員への給食等を必要とする場合は、応援を受けた協定市等が現物またはその費用を負担する。

（３）応援のため出場した消防隊員等が負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、応援を行った協定市等がその災害補償をする。ただし、災害地において行った救急治療の費用は、応援を受けた協定市等の負担とする。

（４）応援のため出場した消防隊員等が第三者に損害を与えた場合は、応援を受けた協定市等がその損害を賠償する。ただし、災害現場への出場途中または災害現場からの帰路途中において第三者に損害を与えた場合は、応援を行った協定市等がその損害を賠償する。

（情報の交換）

第６条　協定市等は、この協定の適正な運用を期するため、消防に関する情報その他必要な情報を相互に交換するものとする。

（消防長への委任）

第７条　この協定の実施のため必要な事項は、協定市等の消防長が決定する。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、協定市等が協議のうえ、決定するものとする。

（効力の発生）

第９条　この協定は、昭和５６年４月２５日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、本書１０通を作成し、記名押印のうえ、各その１通を保有する。

昭和５６年４月２５日

協定名　川崎市以下市町長（氏名省略）

附則

この協定は、平成１２年４月１日から施行する。

（平成１２年５月１５日締結）

附則

この協定は、平成２２年２月２７日から施行する。

（平成２２年１月２２日締結）

附則

この協定は、平成２５年３月３１日から施行する。

（平成２５年４月２２日締結）

附 則

この協定は、平成２７年３月８日から施行する。

（平成２７年１０月１５日締結）

附 則

この協定は、平成３０年１月２８日から施行する。

（平成３０年８月２３日締結）

附 則

この協定は、平成３１年３月１７日から施行する。

（令和元年８月８日締結）

附 則

この協定は、平成２年３月７日から施行する。

（令和２年１２月７日締結）

附 則

この協定は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和４年４月１６日から施行する。

（令和４年９月７日締結）

別表（第２条）

出　場　区　分　表

出　場　市　等	出　場　区　域
川　崎　市	協定区域のうち、ＡからＢまでの区間の下り車線の区域
横浜市	協定区域のうち、ＡからＢまでの区間の上り車線の区域及びＣからＤ、Ｇまでの区間の下り車線の区域
海 老 名 市	協定区域のうち、ＣからＥまでの区間の上り車線の区域、ＥからＧまでの区間の下り車線の区域、ＥからＦまでの区間の内回りの区域、ＦからＨまでの区間の下り車線の区域
茅 ヶ 崎 市	協定区域のうち、ＤからＦまでの区間の外回りの区域
厚　木　市	協定区域のうち、ＤからＧまでの区間の上り車線の区域、ＤからＥの外回りの区域、Ｇ及びＨからＩ、Ｊ及びＫまでの区間の下り車線の区域及びＦからＨまでの区間の上り車線の区域
伊 勢 原 市	協定区域のうち、Ｇ及びＨからＩ及びＪまでの区間の上り車線の区域及びＪからＬまでの下り車線の区域
秦　野　市	協定区域のうち、ＩからＫまでの区間及びＪからＬまでの区間の上り車線の区域及びＫからＭまでの区間の下り車線の区域
小 田 原 市	協定区域のうち、ＫからＭまでの区間の上り車線の区域

Ａ　東名川崎インターチェンジ　Ｊ　伊勢原大山インターチェンジ
Ｂ　横浜青葉インターチェンジ　Ｋ　秦野中井インターチェンジ
Ｃ　横浜町田インターチェンジ　Ｌ　新秦野インターチェンジ
Ｄ　海老名ジャンクション　　Ｍ　大井松田インターチェンジ
Ｅ　海老名インターチェンジ
Ｆ　海老名南ジャンクション
Ｇ　厚木インターチェンジ
Ｈ　厚木南インターチェンジ
Ｉ　伊勢原ジャンクション

13-8-4 消防相互援助協定(綾瀬市と米海軍)

この協定は 1991 年４月８日綾瀬市長と在日米海軍司令官との間で締結した。

根拠

ここに両者は、その管轄する区域内における火災その他の緊急事態（以下「火災」という。）を鎮圧するための装備及び人員を維持しているので、この両者はそれぞれ管轄する地域に対し、利用出来る消防力の増大を希望し、相互の管轄区域が接近しているため、火災による災害時においては相互に援助することが実際に可能であると認められ、このような協定を締結することは、米国海軍省並びに綾瀬市の方針であり、これらの条件に合致する相互援助を行うこの協定は、健全で望ましく実施可能かつ、相互に有益なことであると認められるので、以下協定する。

１　この協定の条件に基づいて提供する援助は、それぞれの消防隊の技術上の長により作成され、承認された運営手続き細目及び業務手順に従って達成されるものとする。

２　この協定の当事者の一方に属する消防隊の上席指揮者または、いかなる火災においても、現にその火災現場に有る消防隊の上席指揮者は、援助要請を必要と認めた場合、いつでもこの協定の条項に従って火災防御の援助を要請することができる。
この場合、この協定の当事者の他方に属する消防隊の当直上席指揮者は、火災防御の援助要請を受けた時は、直ちに、次の措置を執るものとする。

ａ　要請に応じ得る装備及び人員があるか否かを直ちに確認する。

ｂ　この協定の条件に基づき、要請を受けた上席指揮者は、送るべき装備及び人員を判断し任務の示達とともに、直ちに派遣する。

３　この協定の条項に基づく援助の供与は、義務とはしない。ただし、援助要請を受けた側において、もしも援助をすることが出来ない事由があるときは、直ちに、その旨を要請側に通知するものとする。

４　この協定に基づく援助は、この協定の当事者のいずれの側からも無償で提供するものとする。

５　援助を要請した消防隊の上席指揮者は、消防部隊運用の全責任を有するものとする。しかしながら、当該両消防隊の技術上の長により承認された手順により、援助を提供している消防隊の上席指揮者が、消火活動の全般の調整の責任を引き受けることもできる。

６　この協定に基づく両当事者の所属消防隊の幹部及び隊員は、互恵の基盤に立って、各施設の保安上の規制に適応する範囲内で、それぞれの地域に対する精通を目的とした案

内付訪問を時宜に応じて行い、実行可能な限り火災先行計画検査及び訓練、演習を合同で実施することが招請され、推奨されるものとする。

７　この協定の全ての修正はここに規定されるように、文書によってなされ、ここに添付するものである。

８　この協定は、本書に記載の日から発効し、相互の同意によるか、または両当事者のうち、一方から他方に対し、文書による 60 日前の予告をもって解除するまで、その効力を有するものとする。

９　この協定が発効する日をもって次の消防相互援助協定は、効力を失うものとする。

綾瀬市長と厚木米海軍航空施設司令官及び在日米海軍横須賀基地司令官との間で 1986 年５月 23 日に記名調印された消防相互援助協定。

以上の証拠として、両当事者は上記記載の年月日に在日米海軍司令官と綾瀬市でこの協定に署名した。

ひとしく正文である日本語及び英語により本書２通を作成した。

鈴木　進	Ｊ．Ｊ．ヘルナンデス
綾瀬市長	米海軍少将
	在日米海軍司令官

13-9　＜ライフライン等＞

13-9-1　災害時における液化石油ガスの調達及び応急工事に関する協定書

綾瀬市を甲とし、社団法人神奈川県エルピーガス協会県央支部綾瀬部会を乙とし、綾瀬市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、液化石油ガス供給の確保を図るため、次のとおり協定する。

（市の要請）

第１条　甲は、災害時において液化石油ガス供給の確保を図る必要があるときは、乙の保有する液化石油ガスの容器、供給管、調整器及び配管（以下「ＬＰＧ等」という。）の調達を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第２条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の災害による甚大な被害その他やむを得ない事由のない限り、速やかに現有するＬＰＧ等を適切に供給できるよう措置するとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（調達要請の方法等）

第３条　甲の調達要請は、ＬＰＧ等の供給要請書（第１号様式。以下「供給要請書」という。）によるものとする。ただし、急を要するときは口頭、電話その他の方法によることができることとし、その場合においては、事後において供給要請書を提出するものとする。

２　甲及び乙の調達要請の経路は別に定める。

３　乙の措置事項の連絡はＬＰＧ等の供給報告書（第２号様式）によるものとする。

（ＬＰＧ等の価格）

第４条　ＬＰＧ等の価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（補償）

第５条　本協定に基づく活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和５３年６月２０日条例第２９号）の定めるところによる。

（災害時における相互の情報提供等）

第６条　甲及び乙は、災害発生後、速やかに相互に連絡をとるように努めるものとし、また、被災状況等について、相互に情報提供を行うよう努めるものとする。

（平常時の協定内容の周知等）

第７条　甲及び乙は、平常時からその従事者等に対して本協定の趣旨及び手続の周知に努めるものとする。

２　乙は連絡先等に変更があるときは、速やかに甲に報告するものとする。

３　甲は乙に対して、定期的に、ＬＰＧ等の保有数量について報告を求めることができる。

４　前項の報告はＬＰＧ等の保有数量報告書（第３号様式）によるものとする。

（協議事項）

第８条　この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、平成９年４月１日から有効とし、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成９年３月３１日

甲　　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　　見　上　和　由

乙　　綾瀬市上土棚南五丁目８番４６号
社団法人　神奈川県エルピーガス協会県央支部
綾瀬部会長　峯　尾　芳　之

第１号様式（第３条関係）

ＬＰＧ等の供給要請書

年　　月　　日

様

綾瀬市長　　印

次のとおりＬＰＧ等の供給を要請します。

項　　目	内　　容	
災害の状況		
協力要請の事由		
供給を必要とする数量	キロ　　本	供給管　　m
	キロ　　本	調整器　　個
	キロ　　本	配　管　　m
供給を必要とする場所		
その他必要な事項		

第２号様式（第３条関係）

ＬＰＧ等の供給報告書

年　　月　　日

綾　瀬　市　長　　殿

（社）神奈川県エルピーガス協会県央支部
綾瀬部会長　　印

<table>
<tr><td>項　　目</td><td colspan="2">内　　容</td></tr>
<tr><td rowspan="3">供給したＬＰＧ容器等</td><td>キロ　　本</td><td>供給管　　m</td></tr>
<tr><td>キロ　　本</td><td>調整器　　個</td></tr>
<tr><td>キロ　　本</td><td>配　管　　m</td></tr>
<tr><td>供給した場所</td><td colspan="2">地区　～　　地区
（　　地区一帯）</td></tr>
<tr><td>供給年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>その他必要な事項</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

第３号様式（第７条関係）

ＬＰＧ等の保有数量報告書

年　　月　　日

綾　瀬　市　長　　殿

（社）神奈川県エルピーガス協会県央支部
綾瀬部会長　　印

項　　目	ＬＰＧ容器	供給管・調整器・配管
保有ＬＰＧ等	キロ　　本	供給管　　m
	キロ　　本	調整器　　個
	キロ　　本	配　管　　m

13-9-2 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

（目的）

第 1 条　本協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び地域防災計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第 2 条　甲及び乙は、平時から災害発生時の連携を図るため、双方の連絡体制を構築する。

2　乙は、甲との協議の上、甲が設置する災害対策本部に職員を派遣できるものとする。

（情報連携）

第 3 条　甲及び乙は、災害発生時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

（1）甲は乙に対し、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設のリストを作成し、随時提供

（2）甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供

（3）乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供

（4）甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（協力体制）

第 4 条　甲及び乙は、災害発生時における電力の早期回復を図るため、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項について、相互に要請する。

（1）停電復旧に係る応急措置（電源車の配備を含む）の実施、電力復旧の支障となる障害物等の除去

（2）甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用

（3）住民への停電情報等の周知のため、甲の防災情報に係る広報手段の利用

2　甲及び乙は、前項の要請があったときには、相互に協力するものとする。

（秘密保持）

第 5 条　甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た情報をみだりに開示又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第６条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年３月31日までとする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第７条　本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年９月７日

甲　綾瀬市早川550番地
　　綾瀬市長 古塩 政由

乙　相模原市中央区千代田六丁目12番25号
　　東京電力パワーグリッド株式会社　相模原支社長　塚本 豊司

13-9-3 災害復旧工事等業務協定書

綾瀬市（以下「甲」という。）と一般社団法人綾瀬市建設業協会（以下「乙」という。）及び乙と構成する事業者（以下「丙」という。）は、災害時における応急復旧業務に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）
第１条 この協定は、綾瀬市内において地震災害、風水害、凍雪害又はその他の災害（武力攻撃事態又は緊急対処事態を含む。）が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）、その機能回復を図るための応急復旧業務（以下「応急復旧業務」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（要請）
第２条 甲は、災害時等において必要があると認めたときは、乙に対し応急復旧業務の実施を要請することができる。

２　甲は、前項の要請をする場合は、応急復旧業務要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又はその他の方法により要請し、後日、速やかに第１号様式を提出するものとする。

（要請事項の措置）
第３条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、丙のうちから応急復旧業務を実施する事業者（以下「施行業者」という。）を決定するものとする。
２　施行業者は、業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、他の業務より優先して応急復旧業務を実施するものとする。この場合において、施行業者は、応急復旧業務の実施に当たっては、甲の職員の指示に従うものとする。
３　乙は、災害の状況により連絡が不可能な場合は、甲の要請を待つことなく本協定の趣旨に基づき、丙に応急復旧業務を実施させるものとする。

（要請責任者）
第４条 応急復旧業務の実施要請を正確かつ円滑に行うため、甲においては、災害警戒本部設置以前は各所管課、災害警戒本部設置時には各部、対策本部設置時には各対策部を要請責任者とする。
２　応急復旧業務の実施要請を実施・把握するため、要請責任者は防災担当主管課に要請内容の承認を得なければならない。

（応急復旧業務完了報告）
第５条 応急復旧業務を実施する施行業者は、随時その活動内容等の経過について乙に報告

し、乙は、業務完了後速やかに応急復旧業務完了報告書（第２号様式）及び応急復旧業務完了報告書（明細書）（第３号様式）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）
第６条 本協定に基づく活動に要した費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として算出し、甲及び乙の協議により算出するものとする。
２　甲は、施行業者が乙を経由して甲に提出した請求書に基づき、施行業者に支払うものとする。この場合において、請求書は、甲が定める様式を用いるものとする。

（事故報告）
第７条 乙は、第２条第１項の対応の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に速やかにその状況を報告するものとする。

（災害補償）
第８条 甲は、第２条第１項の規定により業務に従事した者が、その者の責に帰することのできない理由により死亡し、又は負傷したときは、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和５３年綾瀬町条例第２９号）に基づきその損害を補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度において損害補償の責を免れる。

（秘密の保持）
第９条 甲、乙及び丙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他人に漏らし、又は、利用してはならない。協定が解除された後においても同様とする。

（協議事項）
第１０条 この協定について疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。なお、この協定の効果的な運用を図るため、次の内容について毎年６月に定期協議を行うものとする。
（1）　甲乙の組織体制
（2）　乙の連絡体制
（3）　その他必要事項
２　乙は、前項の定期協議において、丙の名称及び所在地の一覧を甲に提出するものとする。
３　前項に規定する丙の名称及び所在地の一覧に変更があった場合は、乙は、その都度甲に変更後の一覧を提出するものとする。

（事前計画）
第１１条 応急復旧業務の円滑な実施を図るため、乙は、甲と協議の上、可能な範囲におい

て業務施行区域を事前に定め、甲に提出しなければならない。

（協定の効力）
第１２条 この協定は、締結の日から効力を有し、甲、乙及び丙市の協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。ただし、平成３０年８月１日一般社団法人綾瀬市建設業協会と締結した災害時における応急復旧業務に関する協定書はこの協定の効力発生をもって廃止するものとする。

この協定の成立を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙市署名押印の上、各自その１通を保存するものとする。

令和５年１０月１日

甲　神奈川県綾瀬市早川 550 番地
綾瀬市
綾瀬市長　古塩　政由

乙　神奈川県綾瀬市上土棚南三丁目 11 番 13 号
一般社団法人綾瀬市建設業協会
会長　平良　浩二

丙　神奈川県綾瀬市上土棚南３丁目１１番１３号
一般社団法人綾瀬市建設業協会構成事業者代理人
一般社団法人綾瀬市建設業協会
会長　平良　浩二

第１号様式（第２条関係）

応急復旧業務用聖書

年　　月　　日

団体名
職　氏名　　殿

綾瀬市長　　印

災害時における応急復旧業務に関する協定に基づき、次のとおり応急復旧業務の実施を要請します。

項目	内容
業務名	
履行期限	
履行場所	
災害の状況及び要請の理由	
要請事項 作業内容	
監督職員	

※　口頭により要請したときは、事後速やかに提出すること。

第２号様式（第５条関係）

応急復旧業務完了報告書

項目	内容
業務名	
履行期間	
施行業者 （社名・責任者）	
履行場所	
備考	

年　　月　　日

綾　瀬　市　長　宛

年　　月　　日に依頼された応急復旧業務について、
上記のとおり完了しましたので、別府の応急復旧業務完了報告書（明細書）により報告します。

団体名
職　氏名　　印

第２号様式（第５条関係）

応急復旧業務完了報告書（明細書）

業務名：

団体名：

施行業者：

作業開始日時		作業完了日時		場所	作業内容	対応人数	休憩時間	昼間		小計（円）	夜間		小計（円）	金額（円）	備考
日	時	日	時					時間	単価		時間	単価			
合計															

昼間作業：８時～２０時　夜間作業：２０時～８時

災害時における応急復旧業務に関する協定書

綾瀬市（以下「甲」という。）と綾瀬市土木協会（以下「乙」という。）及び乙を構成する事業者（以下「丙」という。）は、災害時における応急復旧業務に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）
第１条 この協定は、綾瀬市内において地震災害、風水害、凍雪害又はその他の災害（武力攻撃事態又は緊急対処事態を含む。）が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）その機能回復を図るための応急復旧業務（以下「応急復旧業務」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

第２条 甲は、災害時等において必要があると認めたときは、乙に対し応急復旧業務の実施を要請することができる。
２　甲は、前項の要請をする場合は、応急復旧業務要請書（第 1 号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又はその他の方法により申請し、後日、速やかに第１号様式を提出するものとする。

（要請事項の措置）
第３条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、丙のうちから応急復旧業務を実施する事業者（以下「施行業者」という。）を決定するものとする。
２　施行業者は、業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、他の業務よりも優先して応急復旧業務を実施するものとする。この場合において、施行業者は、応急復旧業務の実施に当たっては、甲の職員の指示に従うものとする。
３　乙は、災害の状況により連絡が不可能な場合、甲の要請を待つことなく本協定の趣旨に基づき、丙に応急復旧業務を実施させるものとする。

（要請責任者）
第４条 応急復旧業務の実施要請を正確かつ円滑に行うため、甲においては、災害警戒本部設置以前は各所管課、災害警戒本部設置時は各部、対策本部設置時は各対策部を要請責任者とする。
２　応急復旧業務の実施要請を適切に実施・把握するため、要請責任者は防災担当主管課に要請内容の承認を得なければならない。

（応急復旧業務完了報告）
第５条 応急復旧業務を実施する施行業者は、随時その活動内容等の経過について乙に報告し、乙は、業務完了後速やかに応急復旧業務完了報告書（第２号様式）及び応急復旧業務完了報告書（明細書）（第３号様式）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）
第６条 災害に基づく活動に要した費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として算出し、甲及び乙の協議により算出するものとする。
２　甲は、施行業者が乙を経由して甲に提出した請求書に基づき、施行業者に支払うものとする。この場合において、請求書は、甲が定める様式を用いるものとする。

（事故等）
第７条 乙は、第２条第１項の対応の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に速やかにその状況を報告するものとする。

（災害補償）
第８条 甲は、第２条第１項の規定により業務に従事した者が、その者の責に帰することのできない理由により死亡し、又は負傷したときは、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和５３年綾瀬町条例第９２号）に基づきその損害を補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度において損害補償の責を免れる。

（秘密の保持）
第９条 甲、乙及び丙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他人に漏らし、又は、利用してはならない。協定が解除された後においても同様とする。

（協議事項）
第１０条 この協定について疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。なお、この協定の効果的な運用を図るため、次の内容について毎年６月に定期協議を行うものとする。
（1）　甲乙の組織体制
（2）　乙の連絡体制
（3）　その他必要事項
２　乙は、前項の定期協議において、丙の名称及び所在地の一覧を甲に提出するものとする。
３　前項に規定する丙の名称及び所在地の一覧に変更があった場合は、乙は、その都度甲に変更後の一覧を提出するものとする。

（事前計画）
第１１条 応急復旧業務の円滑な実施を図るため、乙は、甲と協議の上、可能な範囲において業務施行区域を事前に定め、甲に提出しなければならない。

（協定の効力）
第１２条 この協定は、締結の日から効力を有し、甲、乙及び丙市の協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。ただし、平成３０年８月１日一般社団法人綾瀬市建設業協会と締結した災害時における応急復旧業務に関する協定書はこの協定の効力発生をもって廃止するものとする。

この協定の成立を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙市署名押印の上、各自その１通を保存するものとする。

令和５年１０月１日

甲　神奈川県綾瀬市早川 550 番地
綾瀬市
綾瀬市長　古塩　政由

乙　神奈川県綾瀬市寺尾釜田１丁目１７番２４号
綾瀬市土木協会
会長　橘川　勝義

丙　神奈川県綾瀬市寺尾釜田１丁目１７番２４号
綾瀬市土木協会構成事業者代理人
綾瀬市土木協会
会長　橘川　勝義

第１号様式（第２条関係）

応急復旧業務用聖書

年　　月　　日

団体名
職　氏名　　殿

綾瀬市長　　印

災害時における応急復旧業務に関する協定に基づき、次のとおり応急復旧業務の実施を要請します。

項目	内容
業務名	
履行期限	
履行場所	
災害の状況及び要請の理由	
要請事項 作業内容	
監督職員	

※　口頭により要請したときは、事後速やかに提出すること。

第２号様式（第５条関係）

応急復旧業務完了報告書

項目	内容
業務名	
履行期間	
施行業者 （社名・責任者）	
履行場所	
備考	

年　　月　　日

綾　瀬　市　長　宛

年　　月　　日に依頼された応急復旧業務について、
上記のとおり完了しましたので、別府の応急復旧業務完了報告書（明細書）により報告します。

団体名
職　氏名　　印

第２号様式（第５条関係）

応急復旧業務完了報告書（明細書）

業務名：

団体名：

施行業者：

作業開始日時		作業完了日時		場所	作業内容	対応人数	休憩時間	昼間		小計（円）	夜間		小計（円）	金額（円）	備考
日	時	日	時					時間	単価		時間	単価			
合計															

昼間作業：８時～２０時　夜間作業：２０時～８時

災害時における応急復旧業務に関する協定書

綾瀬市（以下「甲」という。）と綾瀬市造園業協会（以下「乙」という。）及び乙を構成する事業者（以下「丙」という。）は、災害時における応急復旧業務に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）
第１条 この協定は、綾瀬市内において地震災害、風水害、凍雪害又はその他の災害（武力攻撃事態又は緊急対処事態を含む。）が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）その機能回復を図るための応急復旧業務（以下「応急復旧業務」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

第２条 甲は、災害時等において必要があると認めたときは、乙に対し応急復旧業務の実施を要請することができる。
２　甲は、前項の要請をする場合は、応急復旧業務要請書（第 1 号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又はその他の方法により申請し、後日、速やかに第１号様式を提出するものとする。

（要請事項の措置）
第３条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、丙のうちから応急復旧業務を実施する事業者（以下「施行業者」という。）を決定するものとする。
２　施行業者は、業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、他の業務よりも優先して応急復旧業務を実施するものとする。この場合において、施行業者は、応急復旧業務の実施に当たっては、甲の職員の指示に従うものとする。
３　乙は、災害の状況により連絡が不可能な場合、甲の要請を待つことなく本協定の趣旨に基づき、丙に応急復旧業務を実施させるものとする。

（要請責任者）
第４条 応急復旧業務の実施要請を正確かつ円滑に行うため、甲においては、災害警戒本部設置以前は各所管課、災害警戒本部設置時は各部、対策本部設置時は各対策部を要請責任者とする。
２　応急復旧業務の実施要請を適切に実施・把握するため、要請責任者は防災担当主管課に要請内容の承認を得なければならない。

（応急復旧業務完了報告）
第５条 応急復旧業務を実施する施行業者は、随時その活動内容等の経過について乙に報告し、乙は、業務完了後速やかに応急復旧業務完了報告書（第２号様式）及び応急復旧業務完了報告書（明細書）（第３号様式）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）
第６条 災害に基づく活動に要した費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として算出し、甲及び乙の協議により算出するものとする。
２　甲は、施行業者が乙を経由して甲に提出した請求書に基づき、施行業者に支払うものとする。この場合において、請求書は、甲が定める様式を用いるものとする。

（事故等）
第７条 乙は、第２条第１項の対応の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に速やかにその状況を報告するものとする。

（災害補償）
第８条 甲は、第２条第１項の規定により業務に従事した者が、その者の責に帰することのできない理由により死亡し、又は負傷したときは、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和５３年綾瀬町条例第９２号）に基づきその損害を補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度において損害補償の責を免れる。

（秘密の保持）
第９条 甲、乙及び丙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他人に漏らし、又は、利用してはならない。協定が解除された後においても同様とする。

（協議事項）
第１０条 この協定について疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。なお、この協定の効果的な運用を図るため、次の内容について毎年６月に定期協議を行うものとする。
（1）　甲乙の組織体制
（2）　乙の連絡体制
（3）　その他必要事項
２　乙は、前項の定期協議において、丙の名称及び所在地の一覧を甲に提出するものとする。
３　前項に規定する丙の名称及び所在地の一覧に変更があった場合は、乙は、その都度甲に変更後の一覧を提出するものとする。

（事前計画）
第１１条 応急復旧業務の円滑な実施を図るため、乙は、甲と協議の上、可能な範囲において業務施行区域を事前に定め、甲に提出しなければならない。

（協定の効力）
第１２条 この協定は、締結の日から効力を有し、甲、乙及び丙市の協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。ただし、平成３０年８月１日一般社団法人綾瀬市建設業協会と締結した災害時における応急復旧業務に関する協定書はこの協定の効力発生をもって廃止するものとする。

この協定の成立を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙市署名押印の上、各自その１通を保存するものとする。

令和５年１０月１日

甲　神奈川県綾瀬市早川 550 番地
綾瀬市
綾瀬市長　古塩　政由

乙　神奈川県綾瀬市早川２８０４番地９
綾瀬市造園業協会
会長　北村　均

丙　神奈川県綾瀬市早川２８０４番地９
綾瀬市造園業協会厚生事業者代理人
綾瀬市造園業協会
会長　北村　均

第１号様式（第２条関係）

応急復旧業務用聖書

年　　月　　日

団体名
職　氏名　　殿

綾瀬市長　　印

災害時における応急復旧業務に関する協定に基づき、次のとおり応急復旧業務の実施を要請します。

項目	内容
業務名	
履行期限	
履行場所	
災害の状況及び 要請の理由	
要請事項 作業内容	
監督職員	

※　口頭により要請したときは、事後速やかに提出すること。

第２号様式（第５条関係）

応急復旧業務完了報告書

項目	内容
業務名	
履行期間	
施行業者 （社名・責任者）	
履行場所	
備考	

年　　月　　日

綾　瀬　市　長　宛

年　　月　　日に依頼された応急復旧業務について、
上記のとおり完了しましたので、別府の応急復旧業務完了報告書（明細書）により報告します。

団体名
職　氏名　　印

第２号様式（第５条関係）

応急復旧業務完了報告書（明細書）

業務名：

団体名：

施行業者：

作業開始日時		作業完了日時		場所	作業内容	対応人数	休憩時間	昼間		小計（円）	夜間		小計（円）	金額（円）	備考
日	時	日	時					時間	単価		時間	単価			
合計															

昼間作業：８時～２０時　夜間作業：２０時～８時

13-9-4　災害時における応急対策等の協力に関する協定

災害時における応急対策の協力に関する協定書（自動車整備振興会大和綾瀬支部）

綾瀬市（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県自動車整備振興会大和綾瀬支部（以下「乙」という。）は、災害時における被災者の救援、障害物除去等に関する応急対策業務の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害、大火災等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、乙が所有する資機材を使用し、被災者救援や障害物除去等の応急対策業務の協力を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（要請事項）

第２条　甲は、被災者救援や障害物除去等に関する応急対策業務の必要があると認めたときは、乙に対し協力を要請する。

２　甲は、前項の要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに文書を乙に提出するものとする。

（１）災害の状況及び応援を必要とする事項
（２）応援を必要とする人員、資機材等
（３）応援を必要とする場所
（４）応援を必要とする期間及び活動内容
（５）その他必要な事項

（要請事項の措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむをえない事由のない限り、甲の要請に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（実施報告）

第４条　乙は、前条の規定により甲の要請する業務を実施した場合は、随時その活動内容を電話等により報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書により、甲に報告するものとする。

（１）活動の内容
（２）活動の人員
（３）活動の場所
（４）活動の期間協力内容
（５）活動に要した費用及びその内訳
（６）事故があった場合はその内容
（７）その他必要な事項

（費用負担）
第５条　甲の要請に基づき、乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。
２　前項の規定により、甲が負担する費用は、災害発生時の直前における適正な価格を基準として算出した額とする。
３　前項以外の費用については、甲、乙協議のうえ定める額とする。
（補償）
第６条　本協定に基づく業務に従事中の者が、負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和 53 年6月 20 日条例第 29 号）の定めるところによる。
（連絡責任者）
第７条　この協定に係る甲の連絡責任者は防災主管課長とし、乙の連絡責任者は社団法人神奈川県自動車整備振興会大和綾瀬支部長とする。
（協議）
第８条　この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。
（協定の効力）
第９条　この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

平成１８年１０月１７日

甲　　綾瀬市早川５５０
綾瀬市長　笠　間　城治郎

乙　　大和市上草柳６－５－２３
社団法人神奈川県自動車整備振興会　大和綾瀬支部
支部長　　薩　田　重太郎

害時応急措置の協力に関する協定書（綾瀬市電設協会）

(趣旨)

第１条　綾瀬市（以下「甲」という。)と綾瀬市電設協会（以下「乙」という。)は、地震その他の災害により応急対策を実施するための協力について、その要請の適正化と円滑な運営を図るため、この協定を締結する。

（協力要請）

第２条　甲は、綾瀬市内に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合において、乙に対し防災のための応急対策について、協力を要請することができる。

２　前項により要請を受けた乙は、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、必要な人員、資機材等を出動させ、甲の行う防災対策に協力するものとする。

（要請手続）

第３条　甲は、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に協力を要請する。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

⑴ 災害の状況

⑵ 応援を必要とする人員、資機材等

⑶ 応援を必要とする場所

⑷ 応援を必要とする活動内容

⑸ その他必要とする事項

（報告）

第４条　甲の要請により災害現場に出動した乙は、その活動内容を電話等により報告するとともに、その業務を完了したときは、活動の内容、人員、場所、期間、費用その他参考となる事項を文書により、甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第５条　応急対策の実施に関する連絡の円滑を図るため、甲においては、綾瀬市災害対策本部事務局長(防災主管課長）を、乙においては、綾瀬市電設協会長を連絡責任者とする。

（経費の負担）

第６条　第２条第２項による協力のために要した経費は、災害時直前における単価とし、甲が負担する。

（補償）

第７条　甲の要請により出動した乙に人身事故が発生した場合の災害補償については、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例(昭和５３年６月２０日条例第２９号)の規定を適用し、甲が補償するものとする。

（協議事項）

第８条　この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）
第９条　この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成１４年5月２２日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　　見　上　和　由

乙　神奈川県綾瀬市早川１６６９番地
綾瀬市電設協会
会長　金　子　武　明

災害時における燃料等の供給に関する協定書（神奈川県石油商業組合高座支部綾瀬部会）

綾瀬市（以下「甲」という。）と神奈川県石油商業組合高座支部綾瀬部会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）
第１条　この協定は、地震、風水害、大火災等の災害時（以下「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策に対し、円滑な燃料等（以下「燃料」という。）の確保をするため、乙が行う協力に関し必要な事項を定める。
（要請事項等）
第２条　甲は、災害時における燃料の確保を図るため必要があると認めたときは、乙の保有する燃料の供給を要請する。
２　甲は、前項の規定により要請するときは、燃料等の供給要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに燃料等の供給要請書を提出するものとする。
３　乙の措置事項は、燃料等の供給報告書（第２号様式）により行うものとする。
４　甲及び乙の要請の経路は別に定める。
（要請事項の措置）
第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、保有燃料の優先供給及び搬出に対する協力等に努めるものとする。
（燃料の範囲）
第４条　燃料の範囲は、ガソリン、軽油、灯油及びその他甲が指定する燃料とする。
（運搬）
第５条　運搬は、甲が指定する場所まで乙が行うものとする。ただし、必要に応じて乙は、甲に対して運搬の協力を求めることができる。
（燃料の価格）
第６条　燃料の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とする。
（協定内容の周知）
第７条　甲及び乙は、平常時からその従事者等に対して、本協定の趣旨及び手続きの周知に努めるものとする。
（連絡）
第８条　乙は、この協定に協力できる部会員の名簿及びタンク容量を毎年６月末日までに甲に通知するものとする。
（補償）
第９条　本協定による運搬協力活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬

市消防団員等公務災害補償条例（昭和５３年綾瀬町条例第２９号）の定めるところによる。

（暴力団等排除に係る協定の解除）

第 10 条　甲は、乙が綾瀬市暴力団排除条例（平成２３年綾瀬市条例第９号。以下「条例」という。）第２条第２号に掲げる暴力団、同条第４号に掲げる暴力団員等又は同条第５号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当するときは、この協定を解除するものとする。

２　甲は、乙の部会員が条例第２条第２号に掲げる暴力団、同条第４号に掲げる暴力団員等又は同条第５号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当するときは、その部会員をこの協定から除くものとする。

（協議事項）

第 11 条　この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第 12 条　本協定は締結の日から１年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了１か月前までに相手方に対して書面により別段意思表示がない場合は、本協定は自動的に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

平成２５年５月８日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　笠　間　城治郎

乙　神奈川県綾瀬市深谷中三丁目１０番１４号
神奈川県石油商業組合高座支部綾瀬部会
部会長　吉　野　久　一

第１号様式（第２条関係）

燃 料 等 の 供 給 要 請 書

年　　月　　日

神奈川県石油商業組合高座支部綾瀬部会
部会長　　様

綾瀬市長　　㊞

災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき、次のとおり燃料等の供給を要請します。

項　　目	内　　容
災害の状況及び 供給要請の事由	

項　　目	品　　名	数　　量	備　　考
供給を必要とする 品名及び数量	ガソリン	ℓ	
	軽油	ℓ	
	灯油	ℓ	
供給を必要とする場所			
その他必要な事項			

運搬（第５条関係）　該当事項に○印を付け、内容を記入する。

１　上記燃料等の運搬を下記のとおり願います。

（1）場　所

（2）日　時　　年　月　日

２　市災害対策本部職員が　　年　月　日　　時に直接受取に行きます。

３　その他

第２号様式（第２条関係）

燃 料 等 の 供 給 報 告 書

年　　月　　日

綾　瀬　市　長

神奈川県石油商業組合高座支部綾瀬部会
部会長　　㊞

災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき、次のとおり燃料等の供給を報告します。

項　　目	品　　名	数　　量	備　　考
供給した品名及び数量	ガソリン	ℓ	
	軽油	ℓ	
	灯油	ℓ	
供給した相手方もしくは場所			
供給した日時	年　　月　　日　　時頃		
その他必要な事項			

災害時における応急対策に関する協定書

綾瀬市（以下「甲」という。）と綾瀬建設総合組合（以下「乙」という。）は、綾瀬市内に発生し、又は発生する恐れがある地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）時等において、災害等の拡大防止及び応急復旧活動の協力について、次のとおり協定を締結する。

（要請事項）

第１条　甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがあり、乙の協力を必要とするときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにした応援要請書（第１号様式）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに応援要請書を乙に提出するものとする。

⑴ 災害の発生場所又は発生する恐れがある場所
⑵ 災害の状況等及び要請内容
⑶ 指示事項及びその他必要な事項

（要請に対する協力）

第２条　乙は、前条による甲の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむをえない事由のない限り他の業務に優先して要請に応じ、協力するものとする。

（協力の状況報告及び協議）

第３条　乙は、災害時における甲の要請に基づく防災活動等の実施にあたっては、随時、その活動内容等の経過について、甲に報告するとともに、その活動内容を変更する場合は、速やかに甲と協議する。

（協力の結果報告）

第４条　乙は、甲の要請に基づいて協力した場合は、実施結果報告書（第２号様式）をもって速やかに甲に対し、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。

⑴ 活動人員及び期間
⑵ 活動場所
⑶ 被害状況及び活動内容
⑷ その他必要な事項

（費用の負担）

第５条　乙が甲の要請の基づく活動に要した費用は、災害発生時における適正価格とし、甲は、乙が提出する請求書（第３号様式）に基づき支払うものとする。

２　前項の請求書には、施工業者からの請求書を添付するものとする。

（災害補償）

第６条　本協定に基づく活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和５３年綾瀬町条例第２９号）の定めるところによる。

（協議事項）

第７条　この協定に定めない事項について定めをする必要が生じたとき、又は、疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（協定の効力）

第８条　この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

平成２９年2月１４日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　古 塩 政 由

乙　神奈川県綾瀬市深谷中四丁目９番１７号
綾瀬建設総合組合
組合長　髙 橋 茂 成

第１号様式（第１条関係）

応　援　要　請　書

年　　月　　日

綾瀬建設総合組合　殿

綾瀬市長

次のとおり、応援対策の協力を要請します。

項　　目	内　　容
災害状況及び活動内容	
活動場所	
その他必要な事項	

第２号様式（第４条関係）

実 施 結 果 報 告 書

年　　月　　日

綾瀬市長　殿

綾瀬建設総合組合

次のとおり、応援対策の協力について報告します。

項　　目	内　　容
活動人員及び期間	
活動場所	
被害状況及び活動内容	
その他必要な事項	

第３号様式(第５条関係)

請　求　書

綾瀬市長　殿　　住　　所
平成　年　月　日　　社　　名　　等
代　　表　　者
（　職　氏　名　）　　印

下記の金額を請求いたします。

納入先（要請課名等）		請求番号	合計金額 円也	
品名	規格	数量	単価	金額

□　口座の場合

フ　リ　カ　゙　ナ			
口　座　名　義　人			
金 融 機 関 ｺｰﾄﾞ			
金　融　機　関　名		支　店　名	
預　金　種　目		口 座 番 号	

□　直接払いの場合

領　収　書

上記の金額を領収しました。

平成　年　月　日
綾瀬市長　殿
住　　所
社　　名　　等
代　　表　　者
（ 職 氏 名 ）　　印

災害時における応急対策に関する協定書

綾瀬市（以下「甲」という。）と神奈川土建一般労働組合湘南支部（以下「乙」という。）は、綾瀬市内に発生し、又は発生する恐れがある地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）時等において、災害等の拡大防止及び応急復旧活動の協力について、次のとおり協定を締結する。

（要請事項）

第１条　甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがあり、乙の協力を必要とするときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにした応援要請書（第１号様式）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、その他の方法により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに応援要請書を乙に提出するものとする。

⑴ 災害の発生場所又は発生する恐れがある場所

⑵ 災害の状況等及び要請内容

⑶ 指示事項及びその他必要な事項

（要請に対する協力）

第２条　乙は、前条による甲の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむをえない事由のない限り他の業務に優先して要請に応じ、協力するものとする。

（協力の状況報告及び協議）

第３条　乙は、災害時における甲の要請に基づく防災活動等の実施にあたっては、随時、その活動内容等の経過について、甲に報告するとともに、その活動内容を変更する場合は、速やかに甲と協議する。

（協力の結果報告）

第４条　乙は、甲の要請に基づいて協力した場合は、実施結果報告書（第２号様式）をもって速やかに甲に対し、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。

⑴ 活動人員及び期間

⑵ 活動場所

⑶ 被害状況及び活動内容

⑷ その他必要な事項

（費用の負担）

第５条　乙が甲の要請の基づく活動に要した費用は、災害発生時における適正価格とし、甲は、乙が提出する請求書（第３号様式）に基づき支払うものとする。

２　前項の請求書には、施工業者からの請求書を添付するものとする。

（災害補償）

第６条　本協定に基づく活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和５３年綾瀬町条例第２９号）の定めるところによる。

（協議事項）

第７条　この協定に定めない事項について定めをする必要が生じたとき、又は、疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（協定の効力）

第８条　この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

平成２９年2月１４日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　古 塩 政 由

乙　神奈川県藤沢市石川二丁目２５番１７号
神奈川土建一般労働組合湘南支部
執行委員長　古 澤 英 順

第１号様式（第１条関係）

応　援　要　請　書

年　　月　　日

神奈川土建一般労働組合湘南支部　殿

綾瀬市長

次のとおり、応援対策の協力を要請します。

項　　目	内　　容
災害状況及び活動内容	
活動場所	
その他必要な事項	

第２号様式（第４条関係）

実 施 結 果 報 告 書

年　　月　　日

綾瀬市長　殿

神奈川土建一般労働組合湘南支部

次のとおり、応援対策の協力について報告します。

項　　目	内　　容
活動人員及び期間	
活動場所	
被害状況及び活動内容	
その他必要な事項	

第３号様式(第５条関係)

請　求　書

綾瀬市長　殿　　住　　所
平成　年　月　日　　社　　名　　等
代　　表　　者
（　職　氏　名　）　　印

下記の金額を請求いたします。

納入先（要請課名等）		請求番号	合計金額　円也	
品名	規格	数量	単価	金額

□　口座の場合

フ　リ　カ　゙　ナ			
口　座　名　義　人			
金 融 機 関 ｺｰﾄﾞ			
金　融　機　関　名		支　店　名	
預　金　種　目		口 座 番 号	

□　直接払いの場合

領　収　書

上記の金額を領収しました。

平成　年　月　日
綾瀬市長　殿
住　　所
社　　名　　等
代　　表　　者
（ 職 氏 名 ）　　印

災害時における応急復旧業務に関する協定書

綾瀬市（以下「甲」という。）と綾瀬市管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急復旧業務に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、綾瀬市内において地震災害、風水害、凍雪害又はその他の災害（武力攻撃事態又は緊急対処事態を含む。）が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）、給排水設備の機能回復を図るための応急復旧業務（以下「応急復旧業務」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時等において必要があると認めたときは、乙に対し応急復旧業務の実施を要請することができる。

２　甲は、前項の要請をする場合は、応急復旧業務要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又はその他の方法により要請し、後日、速やかに第１号様式を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、ほかの業務より優先して協力するものとする。

２　応急復旧業務を実施する乙に属する施工業者(以下「施工業者」という。)は、甲に属する職員の指示に従い、応急復旧業務を実施するものとする。

３　乙は、災害の状況により連絡が不可能な場合は、甲の要請を待つことなく本協定の趣旨に基づき応急復旧業務を実施するものとする。

（要請責任者）

第４条　応急復旧業務の実施要請を正確かつ円滑に行うため、甲においては、災害警戒本部設置以前は各所管課、災害警戒本部設置時は各部、対策本部設置時は各対策部を要請責任者とする。

２　応急復旧業務の実施要請を適切に実施・把握するため、要請責任者は防災担当主管課に要請内容の承認を得なければならない。

（応急復旧業務完了報告）

第５条　応急復旧業務を実施する施工業者は、随時その活動内容等の経過について乙に報告し、乙は、業務完了後速やかに応急復旧業務完了報告書（第２号様式）及び応急復旧業務完了報告書（明細書）（第３号様式）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第６条　本協定に基づく活動に要した費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として算出し、甲乙協議の上、甲は、乙が提出する請求書に基づき支払うものと

する。
請求書については甲が定める様式を使用するものとする。
（事故等）
第７条　乙は、第２条第１項の対応の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に速やかにその状況を報告するものとする。
（災害補償）
第８条　甲は、第２条第１項の規定により業務に従事した者が、その者の責に帰することのできない理由により死亡し、又は負傷したときは、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和５３年綾瀬町条例第２９号）に基づきその損害を補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度において損害補償の責を免れる。
（秘密の保持）
第９条　甲及び乙は、この協定の実施に当たり知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。協定が解除された後においても同様とする。
（協議事項）
第１０条　この協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。
（協定の効力）
第１１条　この協定は、締結の日から効力を有し、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成３１年2月１２日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　　古　塩　政　由

乙　神奈川県綾瀬市上土棚南２丁目９番３８号
綾瀬市管工事業協同組合
理事長　　髙　橋　孝　司

13-9-5 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書（神奈川県建物解体業協会）

（趣旨）

第１条　地震等の大規模災害が発生した場合における被災した建物の解体撤去等に関し、綾瀬市（以下「甲」という。）が社団法人神奈川県建物解体業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この協定において「災害廃棄物」とは、地震等により倒壊、焼失した建物の解体撤去に伴い発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物をいう。

（協力要請）

第３条　甲は、甲が自らの責任において及び所有者の意向をうけ実施する次の各号の事業（以下「解体撤去等」という。）について、次条の手続きにより乙に協力を要請する。

（1）被災した建物の解体

（2）災害廃棄物の撤去

（3）前各号に伴う必要な措置

２　乙は、必要な人員、車両、資機材を調達し、甲が実施する解体撤去等に可能な限り協力する。

（協力要請の手続き）

第４条　甲は、乙への協力要請に当っては、次の各号に掲げる事項を文書をもって乙に通知する。

ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

（1）協力内容

（2）その他必要な事項

（解体撤去等の実施）

第５条　乙は、要請内容に基づき甲の指示に従い解体撤去等を実施する。

２　甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

３　乙は、解体撤去等の実施に当っては次の各号に掲げる事項に留意する。

（1）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

（2）災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。

（報告）

第６条　乙は、解体撤去等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書をもって甲に報告する。

（1）実施内容

（2）その他の必要な事項

（費用の負担）

第７条　乙が第３条の要請に基づき実施した解体撤去等に要した費用は、甲が負担する。

（災害補償）

第８条　第３条の要請に基づき実施した解体撤去等に従事した者が、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償については、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例（昭和５３年6月２０日条例第２９号）の定めるところによる。

（連絡責任者）

第９条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては、綾瀬市災害対策本部事務局長（防災主管課長）とし、乙においては、社団法人神奈川県建物解体業協会事務局長とする。

（協議事項）

第１０条　この協定の実施に関して必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定の効力）

第１１条　この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙各１通を保有するものとする。

平成１４年5月２２日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市長　見　上　和　由

乙　神奈川県横浜市中区常盤町２丁目１１番地
社団法人　神奈川県建物解体業協会
会長　浦　山　三　郎

13-9-6 災害時における測量、調査等の応急対策業務に関する協定書

災害時における測量、調査等の応急対策業務に関する協定書（綾瀬市測量設計業協会）

綾瀬市（以下「甲」という。）と綾瀬市測量設計業協会（以下「乙」という。）は、災害時における測量、調査等の応急対策業務に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、綾瀬市内において地震、豪雨、台風等の自然災害及び予期できない事象により、甲が管理する道路施設等に被害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、応急対策業務を甲が乙の支援を受けて実施することに関し、必要な事項を定める。

（支援の要請）

第２条　甲は、災害時において、測量、調査等の応急対策業務について、乙の支援が必要であると認めたときは、乙に支援を要請することができる。

２　甲は、前項の要請をするときは、災害時における測量、調査等の応急対策業務要請書（第１号様式）(以下「要請書」という。)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請することができる。この場合甲は、事後において速やかに要請書を提出するものとする。

（業務の内容）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、適切な活動ができるよう速やかに状況を把握し、甲の指示により測量、調査、設計等を実施するものとする。

２　甲は、乙が業務を実施するために必要な情報を提供するものとする。

（業務の実施体制）

第４条　乙は、前条の業務内容を早急に実施できるよう事前に必要な技術者等の確保、動員の方法を定め、その実施体制及び連絡系統を示した表（以下「実施体制表等」という。）を甲に提出するものとする。

２　乙は、実施体制表等に変更が生じた場合には、速やかに甲に報告するものとする。

（業務の報告）

第５条　乙は、第３条の業務が終了したときは、甲に報告書を提出しなければならない。

（費用の負担）

第６条　本協定に基づく業務に要した費用は、災害発生時の直前における適正価格とし、甲は、乙が提出する請求書（会員からの請求書等を添付）（第２号様式）に基づき支払うものとする。

（補償）

第７条　本協定に基づく活動中、乙の関係者が負傷等した場合の補償は、綾瀬市消防団員等公務災害補償条例(昭和 53 年6月 20 日条例第 29 号)の定めるところによ

る。

（協議事項）

第８条　この協定について疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行い定めるものとする。

（協定の効力）

第９条　この協定は、締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

平成２４年3月２１日

甲　神奈川県綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　笠間　城治郎

乙　神奈川県綾瀬市蓼川１－９－１
綾瀬市測量設計業協会
会　　長　大　塚　幸　男

第１号様式（第２条関係）

災害時における測量、調査等の応急対策業務要請書

年　　月　　日

綾瀬市測量設計業協会

会長　　殿

綾瀬市長　　印

災害時における測量、調査等の応急対策業務に関する協定に基づき、次のとおり支援を要請します。

項　　目	内　　容
支援等を必要とする日時、場所	
災害の状況及び支援を必要とする事由	
要　請　事　項	

※　口頭により要請したときは、事後速やかに提出すること。

第２号様式(第６条関係)

請　求　書

綾瀬市長　殿　　住　　所

年　　月　　日　　社　　名

代　表　者

（職氏名）　　印

下記の金額を請求いたします。

納入先（課名・学校名）要請課名等		請求番号	合計金額　　円也	
品名	規格	数量	単価	金額

□　口座の場合

フリカ゛ナ			
口座名義人			
金融機関ｺｰﾄﾞ			
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	

□　直接払いの場合

領　収　書

上記の金額を領収しました。

年　　月　　日

綾瀬市会計管理者　殿

住　　所

社　　名

代　表　者

（職氏名）　　印

13-9-7　地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

（趣旨）

第１条　地震等の大規模災害が発生した場合における災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分に関し、綾瀬市（以下「甲」という。）が公益社団法人神奈川県産業資源循環協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この協定において「災害廃棄物」とは、災害によって発生する廃棄物、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物及びし尿をいい、詳細については別表に示す。

（協力要請）

第３条　甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、第５条の手続きにより、乙に協力を要請する。

⑴ 災害廃棄物の撤去

⑵ 災害廃棄物の収集・運搬

⑶ 災害廃棄物の処理・処分

⑷ 前各号に伴う必要な事項

２　乙は、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力する。

（情報の提供）

第４条　甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得られるように、自らが所管する地域の被災状況等必要な情報を乙に提供する。

２　乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告する。

（協力要請の手続き）

第５条　甲は、乙への協力要請に当たっては、要請内容を記載した文書をもって、神奈川県（以下「県」という。）を通じて行う。ただし、文書により難い場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

２　甲は、災害により県が組織として機能しない等、県を通じて協力要請を行い難い場合は、次の各号に掲げる事項を文書をもって乙に通知する。ただし、文書により難い場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

⑴ 協力内容

⑵ その他必要な事項

３　甲は、前項の要請を行ったときは、県の組織の機能の回復後に速やかに県に報告する。乙は、前項の要請を受理したときは、県の組織の機能の回復後に速やかに県に報告する。

（災害廃棄物処理等の実施）

第６条　甲は、第４条第２項の規定による乙からの報告を受け、災害廃棄物の処理等を行う乙の会員（以下「乙会員」という。）を甲が定める規則等に基づき決定する。

２　乙会員は、要請内容に基づき甲の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施する。

３　甲は、乙会員の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

４　乙会員は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

⑴ 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

⑵ 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。

（報告）

第７条　乙会員は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告する。

⑴ 実施内容

⑵ その他必要な事項

（費用の負担）

第８条　乙会員が第３条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要する費用は、甲が負担し、その価格は甲と乙会員が協議のうえ決定する。

（災害補償）

第９条　第３条の要請に基づき乙会員が実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病、傷害又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）その他の関係法令等による。

（契約書の締結）

第 10 条　第３条の要請に基づき乙会員が災害廃棄物の処理等を実施するときは、甲と乙会員とは、第８条の費用負担に基づいた委託契約を締結するものとし、当該契約書には第９条の災害補償の条項を盛り込むこととする。

（平時における協力体制）

第 11 条　甲が必要と認めた場合は、乙に随時この協定に係る協会員の状況等の情報提供を求めることができる。

２　甲又は乙が防災訓練等の必要を認めた場合には、相互協力に努める。

（連絡窓口）

第 12 条　この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては綾瀬市災害廃棄物処理等所管課、乙においては公益社団法人神奈川県産業資源循環協会事務局とする。

（協議）

第 13 条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

（有効期間）

第 14 条　この協定の有効期間は、令和２年９月１日から１年間とする。ただし、期間満了の日の１箇月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から１年間この協定は更新されたものとみなす。以降も同様とする。

附則

この協定は令和２年９月１日から適用する。

この協定を証するため本書２通を作成し、甲乙各１通を保有するものとする。

令和２年９月１日

甲　綾瀬市早川５５０番地
綾瀬市
綾瀬市長　古塩　政由

乙　横浜市中区山下町１シルクセンター
公益社団法人神奈川県産業資源循環協会
会　長　　藤枝　慎治

別表

種　類		内　容
災害によって発生する廃棄物	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック類等が混在した廃棄物
	不燃物	廃タイヤ類、分別できない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	木くず	柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木など
	腐敗性廃棄物	畳や冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工品や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	廃家電	テレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受けて使用できなくなったもの
	廃自動車等	使用できなくなった自動車、自動二輪車、原付自転車
	廃船舶	使用できなくなった船舶
	有害廃棄物	アスベストを含む廃棄物、ＰＣＢ、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・ＣＣＡ処理木材・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物
	その他処理困難物	消火器、ボンベ類などの危険物やピアノ、マットレスなどの自治体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど
	津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	家庭ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
し尿		仮設トイレ（災害用簡易組立トイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供された汲取り式トイレ等の総称）等からの汲取りし尿

綾瀬市地域防災計画
［資料編］

発　行　綾瀬市防災会議
編　集　綾瀬市市長室危機管理課
〒252-1192　綾瀬市早川５５０番地
電話　0467-70-5641